

令和 7 年 9 月 定例会会議録

令和 7 年 9 月 5 日 開会
令和 7 年 10 月 8 日 閉会

宮崎県議会

令和七年九月定例会会議録

宮崎県議会

令和7年9月宮崎県議会定例会会議録 目 次

9月5日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 議席の一部変更	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議長の報告（議員の辞職許可等）	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
日高博之議会運営委員長	4
1. 会期決定	5
1. 議員の辞職許可	5
1. 特別委員会委員の選任	5
1. 議案第1号から第24号まで上程	6
1. 知事提案理由説明	6
自9月6日（土曜日）	休 会
至9月9日（火曜日）	
9月10日（水曜日）	
1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 議席の一部変更	12
1. 代表質問	12
山下 寿議員質問（宮崎県議会自由民主党）	12
・知事の政治姿勢について	
・環境森林行政について	
・商工観光労働行政について	
・農畜水産行政について	
・財政運営について	
・警察行政について	
日高博之議員質問（宮崎県議会自由民主党）	36
・知事の政治姿勢について	
・中山間地域の振興について	
・外国人材受入れ・定着に向けた取組について	
・女性活躍推進の取組について	
・交通行政について	

- ・文化芸術の振興について
- ・宮崎国スポ・障スポについて
- ・防災・減災対策について
- ・医療・福祉行政について
- ・県立病院の運営について
- ・盛土対策について
- ・土木行政について
- ・教育行政について
- ・企業局の経営状況について
- ・知事の政治姿勢2.0について

9月11日（木曜日）

1. 出席議員 -----	69
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	69
1. 代表質問 -----	70
重松幸次郎議員質問（公明党宮崎県議団）-----	70
・知事の政治姿勢について	
・宮崎国スポ・障スポについて	
・本県観光と農水産の振興について	
・海業と宮崎港（マリーナ）の整備について	
・防災・減災の取組について	
・福祉保健・医療行政について	
・子供の自殺対策について	
・雇用労働行政について	
岩切達哉議員質問（県民連合立憲）-----	85
・多文化共生社会の実現について	
・新田原基地F-35B配備の課題について	
・県管理資金の運用について	
・県職員の採用等について	
・手話施策推進法施行に伴う手話振興策等について	
・学校教育体制に係る課題について	
・定年退職者の農業就労支援について	
・地熱発電について	
・住宅着工件数について	
・公的医療機関の存続に係る課題について	
1. 議案第24号委員会付託 -----	102

1. 常任委員長審査結果報告 -----	102
佐藤雅洋総務政策常任委員長 -----	102
1. 議案第24号採決 -----	102
9月12日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	105
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	105
1. 一般質問 -----	106
山下博三議員質問 -----	106
・知事の政治姿勢について	
・マダニ感染症対策について	
・県立高校の現状と目指す姿について	
・農政問題について	
永山敏郎議員質問 -----	117
・知事の政治姿勢について	
・認知症施策について	
・高次脳機能障がい者支援について	
・防災について	
・消防行政について	
・就職氷河期世代への支援について	
・自転車交通施策について	
・プレーパークについて	
野崎幸士議員質問 -----	131
・知事の政治姿勢について	
・財政運営について	
・参議院議員選挙の投票状況について	
・医療行政について	
・薬物事犯について	
・商工行政について	
渡辺正剛議員質問 -----	145
・知事の県政マネジメントについて	
・農政水産分野について	
・商工観光労働分野について	
・県土整備分野について	
・福祉保健分野について	
・危機管理時の対応について	

- ・宮崎国スポ・障スポについて
- ・企業局の電気事業について
- ・総合政策分野について

自9月13日（土曜日） 休 会
至9月15日（月曜日）
9月16日（火曜日）

1. 出席議員 -----	161
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	161
1. 一般質問 -----	162
図師博規議員質問 -----	162
・東九州新幹線に関するスタートラインの論点整理について	
・カンショ苗での茎根腐細菌病発生・拡大状況について	
・危機管理体制と訓練実施状況について	
・宮崎県商工会あり方プランと地域振興策について	
・福祉の「出口」と「入り口」問題について	
内田理佐議員質問 -----	175
・宮崎県史と神話について	
・神楽のユネスコ登録について	
・西南戦争終結150年について	
・都市計画区域マスタープランの改定素案について	
・インフラ・物流環境について	
・県立高校の魅力づくりについて	
・子ども食堂について	
本田利弘議員質問 -----	188
・知事の政治姿勢及び所信について	
・国庫補助金の獲得について	
・地域交通への対応について	
・農業振興における地域計画について	
・フードビジネス振興について	
・農業農村整備について	
・有害鳥獣被害対策について	
・特定外来生物駆除について	
・教育行政職確保と採用について	
・特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺について	
・外国人材確保・雇用対策について	

・宮崎県における偉人顕彰・PRについて	
9月17日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	207
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	207
1. 一般質問 -----	208
荒神 稔議員質問 -----	208
・知事の政治姿勢について	
・公金収納について	
・人口減少社会の対応策について	
・県内の外国人材について	
・農林業の課題について	
・企業立地促進について	
・東九州新幹線、JR吉都線について	
・宿泊税について	
齊藤了介議員質問 -----	220
・知事の海外におけるトップセールスについて	
・本県における水難事故・山岳事故について	
・宮崎海洋高等学校の進洋丸について	
・冷凍空調設備工事について	
・一つ葉有料道路について	
・県有施設の休館日について	
・Jリーグのシーズン移行について	
坂本康郎議員質問 -----	232
・知事の政治姿勢について	
・県営住宅の課題と指定管理者制度について	
・ポストコロナの観光政策について	
・庁舎内のセキュリティ環境について	
・南海トラフ対策の更新・強化について	
1. 議案第17号から第23号まで採決 -----	244
1. 議案第1号から第16号まで及び請願委員会付託 -----	245
1. 議案第25号から第29号まで上程 -----	245
1. 知事提案理由説明 -----	245

自9月18日（木曜日） 常任委員会
至9月19日（金曜日）

自 9月20日（土曜日）	休　　会	
至 9月21日（日曜日）		
9月22日（月曜日）	常任委員会	
9月23日（火曜日）	休　　会	
9月24日（水曜日）	特別委員会	
自 9月25日（木曜日）	休　　会	
至 9月28日（日曜日）		
9月29日（月曜日）		
1. 出席議員 -----		249
1. 地方自治法第121条による出席者 -----		249
1. 常任委員長審査結果報告 -----		250
佐藤雅洋総務政策常任委員長 -----		250
重松幸次郎厚生常任委員長 -----		251
内田理佐商工建設常任委員長 -----		253
川添 博環境農林水産常任委員長 -----		254
荒神 稔文教警察企業常任委員長 -----		255
1. 討　　論 -----		256
前屋敷恵美議員 -----		256
1. 議案第1号採決 -----		258
1. 議案第2号から第16号まで採決 -----		258
1. 請願第18号採決 -----		258
1. 請願第17号採決 -----		259
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----		259
1. 議員発議案送付の通知 -----		259
1. 議員発議案第1号追加上程、採決 -----		259
1. 議員派遣の件 -----		260
1. 決算議案に対する質疑 -----		260
前屋敷恵美議員 -----		260
1. 議員発議案送付の通知 -----		264
1. 議員発議案第2号上程、採決 -----		264
1. 議案第25号から第29号まで決算特別委員会付託 -----		265
1. 知事発言 -----		265
1. 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）-----		265
自 9月30日（火曜日）	決算特別委員会	
至 10月1日（水曜日）		

自10月2日（木曜日）	休　　会	
至10月5日（日曜日）		
10月6日（月曜日）	決算特別委員会	
10月7日（火曜日）	休　　会	
10月8日（水曜日）		
1. 出席議員	-----	269
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	269
1. 議席の一部変更	-----	270
1. 新議員紹介	-----	270
河野通博議員挨拶	-----	270
1. 常任委員会委員の選任	-----	270
1. 決算特別委員長審査結果報告	-----	270
日高陽一決算特別委員長	-----	270
1. 討　　論	-----	273
前屋敷恵美議員	-----	273
1. 議案第25号採決	-----	276
1. 議案第26号から第29号まで採決	-----	276
1. 閉　　会	-----	276
<hr/>		
1. 資　　料	-----	277
令和7年9月定例会日程	-----	279
議案送付文書	-----	281
代表質問時間割	-----	284
一般質問時間割	-----	285
議案・請願委員会審査結果表	-----	286
議案委員会審査結果表	-----	287
決算議案委員会審査結果表	-----	288
閉会中の継続審査・調査申出一覧	-----	289
1. 議案議決件名一覧表	-----	291
1. 議員発議案等	-----	295
最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援対策の更なる拡充を求める意見書	-----	297
決算特別委員会の設置について	-----	298
議員派遣（第25回都道府県議会議員研究交流大会）	-----	299
議員派遣（地方議会活性化シンポジウム2025）	-----	300

1. 請願一覽表 -----	301
1. 議事經過 -----	311

9月5日（金）

令和7年9月5日（金曜日）

午前10時0分開会

地方自治法第121条による出席者

出席議員(34名)

2番	永山 敏郎	(県民連合立憲)
3番	今村 光雄	(公明党宮崎県議団)
4番	工藤 隆久	(同)
5番	山内 いっとく	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山口 俊樹	(同)
7番	下沖 篤史	(同)
8番	齊藤 了介	(同)
9番	黒岩 保雄	(同)
10番	渡辺 正剛	(同)
13番	外山 衛	(同)
14番	脇谷 のりこ	(未来への風)
15番	松本 哲也	(県民連合立憲)
16番	坂本 康郎	(公明党宮崎県議団)
17番	重松 幸次郎	(同)
18番	野崎 幸士	(宮崎県議会自由民主党)
19番	佐藤 雅洋	(同)
20番	内田 理佐	(同)
21番	川添 博	(同)
22番	荒神 稔	(同)
23番	日高 博	(同)
24番	福田 新一	(同)
25番	本田 利弘	(同)
27番	岡師 博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷 恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本 英雄	(自民党同志会)
30番	岩切 達哉	(県民連合立憲)
31番	丸山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
32番	中野 一則	(同)
33番	安田 厚生	(同)
35番	山下 寿守	(同)
36番	濱砂 守	(同)
37番	山下 博三	(同)
38番	二見 康之	(同)
39番	日高 陽一	(同)

欠席議員(1名)

34番	坂口 博美	(宮崎県議会自由民主党)
-----	-------	--------------

知事	河野 俊郎	嗣郎
副知事	日隈 弘正	之文
副知事	佐川 北東	收尚彦
総合政策部長	大東中	裕裕
政策調整監	田牧倉	克君
総務部長	小長児	直佐
危機管理統括監	玉城	浩知
福祉保健部長	桑山	明子
環境森林部長	平松吉	次仁
商工観光労働部長	吉島	次春
農政水産部長	津居野	康人
県土整備部長	平川	優也
宮崎国スポ・障スポ局長	佐藤健	友一
会計管理者	佐藤健	子
企業局長	吉田	秀奈
病院局長	津居野	美奈
財政課長	吉澤	信司
教育課長	古谷	耕史
公安委員長	西久保	人
警察本部長	池田	通博
代表監査委員長	鶴田	人
人事委員会委員長	前川	史

事務局職員出席者

事務局長	川畠 敏彦
事務局次長	久保範博
議事課長	菊池
政策調査課長	西久保耕信
議事課課長補佐	古谷
議事課議事担当主幹	池田
議事課主任主事	鶴前

◎ 開 会

○外山 衛議長 これより令和7年9月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 議席の一部変更

○外山 衛議長 ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 会議録署名議員指名

○外山 衛議長 会議録署名議員に、日高博之議員、前屋敷恵美議員を指名いたします。

◎ 議長の報告（議員の辞職許可等）

○外山 衛議長 ここで、御報告を申し上げます。

去る6月24日に開かれました議会運営委員会で、日高博之議員が委員長に互選されました。

また、8月12日、武田浩一議員から議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条ただし書の規定により、同日、議長において、これを許可いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○外山 衛議長 次に、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕 おはようございま

す。御報告いたします。

去る8月29日の議会運営委員会において、本日招集されました令和7年9月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計24件、その内訳は、補正予算4件、条例5件、予算・条例以外15件であります。このほか5件の報告があります。

また、決算議案等が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から10月8日までの34日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

代表質問は、9月10日から2日間の日程で行います。

本日、知事提出議案の上程となります。提案されます議案のうち、議案第24号につきましては、他の議案に先立ち、9月11日の代表質問終了後、所管常任委員会へ付託し、審査後、本会議を再開し、審査結果報告及び採決を行います。

また、一般質問は、9月12日、16日、17日の3日間の日程で行います。

一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行い、その後、決算議案の上程となります。

9月18日、19日、22日の3日間の日程で各常任委員会を開催し、29日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

引き続いて、決算特別委員会を設置の上、同委員会に決算議案を付託することにしておりま

す。

決算特別委員会は、9月29日から10月6日までの間に開催し、8日の最終日に、決算特別委員長の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び決算以外の特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑かつ充実した議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山 衛議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○外山 衛議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月8日までの34日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議員の辞職許可

○外山 衛議長 ここで、丸山裕次郎議員から辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

辞職願

私儀

この度、一身上の都合により、本日をもって県議会議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

令和7年9月5日

宮崎県議会議員 丸山 裕次郎
宮崎県議会議長 外山 衛 殿

○外山 衛議長 ただいま朗読いたしました丸山裕次郎議員の辞職の件を議題といたします。

この場合、丸山裕次郎議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席願います。

〔丸山裕次郎議員退席・退場〕

○外山 衛議長 お諮りいたします。

丸山裕次郎議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、丸山裕次郎議員の辞職は許可されました。

暫時休憩いたします。

午前10時8分休憩

午前10時11分再開

◎ 特別委員会委員の選任

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、武田浩一議員の辞職に伴う南海トラフ対策特別委員会委員の後任を選任いたします。

選任の方法は、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から指名いたします。

荒神稔議員を委員に指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、指名のとおり選任することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第24号まで上程

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第24号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○外山 衛議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

令和7年9月県議会定例会の開会に当たり、まず冒頭に、昨日、本県に最接近した台風第15号について申し上げます。

昨日は県北で線状降水帯が発生するなど、本県では長時間にわたり雨が降り続き、各地で土砂崩れや浸水等の被害が発生しております。現在、県防災ヘリ等による被害状況調査を実施しており、土砂が道路に流出している映像も入ってまいりました。早急に被害の全容を把握するとともに、早期の復旧に努めてまいります。

また、新燃岳の噴火に伴う降灰や、先月上旬の記録的大雨に伴う被害など、県内外で相次ぎ自然災害に見舞われています。これらの被害に遭われた地域の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

これから台風シーズンが本格化してまいります。被害の早期復旧に努めつつ、「常在危機」の意識を徹底し、さらなる災害への備えを強化してまいります。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、1点御報告を申し上げます。

海外におけるトップセールスについてであります。

先月16日から2泊5日の日程で、日高副議長とともにアメリカ・ロサンゼルスを訪問してまいりました。

県産品の魅力をアピールするため、アメリカでの日本文化の発信拠点となるジャパンハウス・ロサンゼルスを会場に、現地のバイヤーやシェフなどをお招きしたプロモーションイベントを開催しました。イベントの来場者からは、宮崎牛や焼酎などについて品質、味ともに高い評価をいただき、今後の販路拡大に大きな手応えを感じたところであります。

また、全米で日系大型スーパーを12店舗展開しているミツワコーポレーションを訪問し、県産品の販路拡大に関する覚書を自治体として初めて締結いたしました。これを契機に、アメリカ国内での継続した宮崎フェアの開催や、バイヤーの本県への招聘など、県産品の認知度向上や販路拡大につなげてまいります。

あわせて、来年創立50周年となるアメリカ宮崎県人会のジョージ森会長をはじめ、会員の皆様方とお会いして意見交換を行い、今後のさらなる連携強化を確認しました。

今後とも、アメリカの関税措置が本県経済に及ぼす影響を注視しつつ、本県からの輸出の最重要相手国の一つとして、県産品のさらなる輸出促進のほか、県人会のつながりを生かした本県の魅力発信などにしっかりと取り組んでまいります。

このほか、6月27日から2泊3日の日程で、外山議長をはじめ、県議会や経済団体の皆様とともに台湾を訪問し、昨年、友好交流協定を結んだ台中市の高級日本食スーパーにおいて宮崎フェアを行ったほか、航空路線について、タイガーエア台湾に対してはさらなる充実を、チャイナエアラインに対しては運航の再開を、それ

ぞれ要望してまいりました。

また、7月6日から4泊6日の日程でフランスを訪問し、今年10月に本県で初めて開催される「ツール・ド・九州」に向け、「ツール・ド・フランス」の現地調査を行ったほか、フランス陸上競技連盟やフランス柔道連盟に対し、合宿誘致に向けて本県の優れたスポーツ環境をアピールしてまいりました。

さらに、先月24日から2泊3日の日程で、外山議長をはじめ、県議会や経済団体の皆様とともに韓国を訪問し、ソウル線を運航しているアシアナ航空に対し、昨年度に引き続き冬季スケジュール期間での週7便のデイリー運航を要望したほか、本県への旅行商品を取り扱うロッテ観光開発と、今後のさらなる連携や本県への送客について意見交換を行ってまいりました。

長引く物価高騰や人口減少など厳しい社会情勢が続く中で、県産品の輸出拡大、インバウンドの誘致促進、海外からの企業誘致や人材確保といった取組は、ますます重要になってまいります。

今後も私自身が積極的に現地を訪れてトップセールスを実施し、本県の魅力をアピールすることで、具体的な成果に結びつけ、本県経済の持続的発展を図ってまいります。県議会の皆様におかれましても、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計95億8,448万4,000円、公営企業会計2,754万円であります。この結果、一般会計の予算規模は6,821億5,287万5,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金8億2,299万2,000円、

繰越金87億6,079万2,000円、諸収入70万円であります。

なお、繰越金は令和6年度決算の実質収支であります。

続きまして、今回の補正予算案に計上した主な事業の概要について御説明申し上げます。

まず、「トラックドライバー確保・定着支援事業」は、県内のトラック運送事業者に対して、ドライバーの確保・定着に要する費用を補助するものです。

次に、「フードバンクを通じたこども食堂緊急支援事業」は、こども食堂に対して、県フードバンクを中心とした広域的なフードバンクネットワークを活用して食材の配布を行うものです。

次に、「水田農業物価高騰緊急対策事業」は、物価高騰の影響を受ける水田農業経営体等に対して、燃料等の削減や米の裏作等に必要な機械等の導入に要する費用を補助するものです。

このほか、国庫補助事業の決定等に伴う事業を計上しております。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第4号は、法人県民税法人税割の超過課税措置の適用期限を延長するため、関係規定の改正を行うものです。

議案第5号は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第6号及び第7号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、関係規定の改正を行うものです。

議案第8号は、港湾法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第9号は、県営一ヶ岡団地9号棟建設主体工事の請負契約の締結について、議会の議決に付するものです。

議案第10号は、みやざき高等特別支援学校建設主体工事の請負契約の締結について、議会の議決に付するものです。

議案第11号は、地域連携道路事業国道447号真幸工区（仮称）真幸トンネル工事（1工区）の請負契約の変更について、議会の議決に付するものです。

議案第12号は、令和6年度湛水防除事業大渕地区1工区の請負契約の変更について、議会の議決に付するものです。

議案第13号は、新宮崎県体育館建設主体工事の請負契約の変更について、議会の議決に付するものです。

議案第14号は、ひなた宮崎県総合運動公園庭球場管理棟再整備事業の請負契約の変更について、議会の議決に付するものです。

議案第15号は、ひなた宮崎県総合運動公園自転車競技場走路舗装工事の請負契約の変更について、議会の議決に付するものです。

議案第16号は、令和6年2月県議会定例会で議決を経た国営大淀川右岸施設機能保全事業執行に伴う市町村負担金徴収について、議決内容の一部を変更するものです。

議案第17号は、人事委員会委員、佐藤健司氏が令和7年10月24日をもって任期満了となりますので、その後任委員として桑山秀彦氏を選任いたしましたく、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第18号から第23号までは、土地利用審査会委員6名が令和7年10月24日をもって任期満了となりますので、議案第18号は、町元真也氏の後任委員として安田文彦氏を、議案第19号は、上村芳朗氏の後任委員として黒木勇人

氏を、議案第21号は、熊野稔氏の後任委員として青木雄治氏を、議案第22号は、田中さみ子氏の後任委員として松田まり子氏を任命し、議案第20号及び第23号は、細山田三保子氏ほか1名をそれぞれ再任いたしましたく、議会の同意を求めるものです。

続きまして、追加提案いたしました議案第24号「宮崎県一般会計補正予算」について御説明申し上げます。

当議案は、宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙の実施に伴う補正予算案であります。

補正額は、一般会計3,543万2,000円であります。歳入財源は、繰入金3,543万2,000円であります。この結果、議案第1号と合わせた一般会計の予算規模は6,821億8,830万7,000円となります。

今回提案いたしました議案の概要については以上であります。議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。

[降壇]

○外山 衛議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日6日から9日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時24分散会

9月10日（水）

令和7年9月10日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員(33名)

2番	永山 敏郎	(県民連合立憲)
3番	今村 光雄	(公明党宮崎県議団)
4番	工藤 隆久	(同)
5番	山内 いっとく	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山口 俊樹	(同)
7番	下沖 篤史	(同)
8番	齊藤 了介	(同)
9番	黒岩 保雄	(同)
10番	渡辺 正剛	(同)
13番	外山 衛	(同)
14番	脇谷 のりこ	(未来への風)
15番	松本 哲也	(県民連合立憲)
16番	坂本 康郎	(公明党宮崎県議団)
17番	重松 幸次郎	(同)
18番	野崎 幸士	(宮崎県議会自由民主党)
19番	佐藤 雅洋	(同)
20番	内田 理佐	(同)
21番	川添 博	(同)
22番	荒神 稔	(同)
23番	日高 博	(同)
24番	福田 新一	(同)
25番	本田 利弘	(同)
27番	岡師 博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷 恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本 英雄	(自民党同志会)
30番	岩切 達哉	(県民連合立憲)
31番	中野 一則	(宮崎県議会自由民主党)
33番	安田 厚生	(同)
34番	坂口 博美	(同)
35番	山下 寿	(同)
36番	山下 博三	(同)
37番	二見 康一	(同)
39番	日高 陽一	(同)

欠席議員(1名)

32番	濱砂 守	(宮崎県議会自由民主党)
-----	------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野 俊郎	嗣郎之文	收彦	尚裕	明仁	次仁	春人	優也	一一勝
副知事	日隈 弘正	俊郎	之文	收彦	尚裕	明仁	次仁	春人	優也
総合政策部長	佐川 北東	隈	弘正	俊郎	之文	收彦	尚裕	明仁	次仁
政策調整監	大田 中田	佐川	北東	隈	弘正	俊郎	之文	收彦	尚裕
総務部長	田津 小牧	大田	中田	佐川	北東	隈	弘正	俊郎	之文
危機管理統括監	小長 児玉	田津	小牧	大田	中田	佐川	北東	隈	弘正
福祉保健部長	長児 玉	小長	児玉	田津	小牧	大田	中田	佐川	北東
環境森林部長	桑山 玉畑	長児	児玉	玉	小牧	大田	中田	佐川	北東
商工觀光労働部長	平松 吉田	桑山	玉畑	玉	畑下	山浦	山村	吉田	吉田
農政水産部長	吉池 吉村	平松	吉田	吉	吉	山浦	山村	吉田	吉田
国土整備部長	田居 元坂	吉池	吉村	吉	吉	山村	吉田	吉田	吉田
宮崎国スポ・障スポ局長	坂元 日高	田居	元坂	元	元	吉田	吉田	吉田	吉田
会計管理者									
企業局長									
病院局長									
財政課長									
教育課長									
警察本部長									
監査事務局長									
人事委員会事務局長									

事務局職員出席者

事務局長	川畠 敏彦	彦通	範博	史人	司友
事務局次長	久保 菊池	菊池	西久保	古谷	鶴前
議事課長	菊池	西久保	古谷	田鶴	鶴前
政策調査課長	佐佐木	佐佐木	田鶴	鶴前	
議事課課長補佐	佐佐木	田鶴	鶴前		
議事課議事担当主幹	田鶴	鶴前			
議事課主任主事	鶴前				

◎ 議席の一部変更

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 代表質問

○外山 衛議長 本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、山下寿議員。

○山下 寿議員〔登壇〕（拍手）皆さん、おはようございます。私は、自由民主党、児湯郡選出の山下寿でございます。今回も自由民主党会派を代表して代表質問をさせていただく機会を頂戴しましたことに、会派の皆様をはじめ、たくさんの支援者の皆様の御協力に感謝を申し上げます。

まず初めに、先日の台風第15号接近に際しましては、県北で線状降水帯が発生し、県内各地で道路の冠水、崖崩れが発生するなど、県民生活に不安と混乱をもたらしました。床上・床下浸水の発生も報告されております。被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げますとともに、9月といえども残暑厳しいこの時期、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い質問いたします。

最初に、知事の政治姿勢について伺います。

さて、我が国を取り巻く安全保障環境は、ロシアによるウクライナ侵攻、急速な中国の軍事力強化、北朝鮮の核ミサイル問題など、戦後最も厳しく複雑なものとなっています。

このような状況を踏まえ、国は戦略三文書に基づき、国民の命と平和な暮らし、我が国の領土・領海・領空を断固として守り抜く取組として、防衛力の抜本的強化を推進するとともに、日本の南西地域で自衛隊を増強する、いわゆる南西シフトを進めており、本年7月には、佐賀県の佐賀駐屯地にオスプレイが配備され、8月には、本県の新田原基地にF-35Bが配備されたところであります。

私は本年7月、海上自衛隊呉基地を訪問し、今後F-35Bが搭載される予定である護衛艦「かが」を見学いたしました。そこで自衛官から直接概要の説明を受け、大変厳しい安全保障環境の中で日本の安全を断固として守り抜くためには、これらの装備品が非常に重要であると認識を新たにいたしました。

新田原基地にはF-35Bが3機配備されており、本年度中には、さらに5機が追加される予定です。令和13年度頃には約40機のF-35Bが配備される計画となっており、国防における新田原基地の役割がますます高まっていく中で、基地周辺住民の負担は増加することが考えられます。

このような中、国は防衛に万全を期すため、F-35Bがその能力を発揮するための訓練を一層効果的・効率的に実施する必要があるとして、本年2月に新田原基地における垂直着陸訓練に係る方針の転換を地元に示し、地元からは、垂直着陸の騒音に対する不安や、夜間訓練の負担感などの意見が上がっているところであります。

この問題に対して知事は、自衛隊が円滑に活動するためには、地元の理解と協力が不可欠で、地域と基地の共生が重要であるとの思いの下、地元自治体と連携し、国へ申入れ等を実施してこられたことだと思います。

こうした中で、先月、新田原基地にF-35Bが配備されたところですが、このことに関する知事の受け止めと県の対応についてお伺いします。

次に、グリーン成長プロジェクトについてであります。

県では現在、本県の強みを生かし、未来創造に向けたさらなる成長につなげるため、3つの日本一挑戦プロジェクトに取り組まれております。このうち、グリーン成長プロジェクトでは、再造林率日本一を目指に掲げ、様々な取組が行われているところであります。

林業に適した箇所において再造林を推進することは、将来にわたり森林資源を維持していくこと、ひいては宮崎の林業を守ることにつながるものと考えます。

そこで、グリーン成長プロジェクトにおいて、再造林率日本一を目指す知事の意気込みをお伺いします。

次に、知事のトップセールスについてであります。

開会日の知事提案理由説明でもありましたとおり、知事は、先月のアメリカ・ロサンゼルスをはじめ、フランスや韓国をトップセールスとして訪問され、様々な成果があったことを御説明されました。

また、私も日台友好議員連盟の一員として同行しましたが、6月には、台湾の現地スーパーの裕毛屋でのトップセールスも実施されておりました。

今後、日本の市場が縮小していく中、私は以前から、本県と世界のつながりをさらに太くし、これまで以上に積極的に海外へ向けて宮崎をアピールしていく必要があると考えており、このたびのトップセールスは、非常に大きな意義があったのではないかと思っております。

本県経済のさらなる発展にとって、トップセールスは今後も非常に重要であり、そこで得られたことを様々な施策に生かし、本県にとって価値のある具体的な成果へと着実に結びつけていく必要があると考えております。

そこで、今回の各国におけるトップセールスで得られた手応えと、今後の施策展開にどう生かしていくのか、知事に伺います。

次に、農水産業についてであります。

本県の農業は、全国第6位の農業産出額を誇る食料供給基地へと発展しました。水産業は、全国第12位の産出額となっております。

令和3年度にスタートした第八次農業・農村振興長期計画及び第六次水産業・漁村振興長期計画では、次代を担う多様な人材の確保・育成や、新たな防災の視点に基づく生産基盤の強化に加え、生産から流通、販売まで一貫したスマート化の取組を重点的に進め、「持続可能な魅力ある農水産業の実現」を目指し、各種施策を展開しております。

一方で、計画策定時には想定できなかった、物価高騰、地球温暖化の進行に伴う災害の激甚化、米国による相互関税措置、令和の米騒動など、本県農水産業を取り巻く情勢は大きく変化しております。

このような中、県では、令和8年度から農業及び水産業の後期計画がスタートすると伺っております。

そこで、本県農水産業の目指す姿について、

知事の考え方を伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えします。

まず、新田原基地のF-35Bについてであります。

F-35Bの配備については、現在の我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を踏まえ、防衛力の強化が必要であるという判断の下、国の責任において進められており、配備そのものについては、令和3年度に地元市町も受け入れているものと認識しております。

一方で、今年2月に国が垂直着陸訓練に係る方針転換を示したことから、県は国に対し、地域住民等の意向に寄り添って適切に対応するよう繰り返し求めており、6月には、中谷防衛大臣から直接「どのような負担軽減が可能か真摯に検討している」との回答をいただきました。

しかしながら、先月、具体的な負担軽減策が示されないまま配備となつたことから、国に対し残念である旨を伝えるとともに、なし崩し的に訓練を行わないよう強く申入れを行つたところであります。

配備に際し、地域住民を含む関係者が垂直着陸等の騒音を体感されたところであります。視察に参加した日隈副知事からは、「垂直着陸は通常の着陸に比べ、大きな騒音が長く続く」との報告を受けたところであります。

国からは、9月17日に、改めて地域住民向けの飛行実演を行つた上で、負担軽減策を説明する予定と伺っております。

引き続き、基地周辺自治体とも連携しながら、地元の理解と納得を得られる方策を実施するよう、国に強く求めてまいります。

次に、グリーン成長プロジェクトについてであります。

グリーン成長プロジェクトでは、全国初となる宮崎県再造林推進条例の制定や、再造林を推進する地域ネットワークの設立などの基盤づくりを行うとともに、森林所有者等の意識醸成や造林補助金のかさ上げ、県産材需要の拡大など、川上から川下まで総合的な取組を進めております。

こうした中で、地域ネットワークにおいては、森林組合、伐採者、造林者、市町村等による議論を通じて、関係者の機運が高まるとともに、伐採情報の共有が再造林に結びつくなど、具体的な成果も出てきております。

また、今年度は、再造林の支障となる灌木等除去に対する支援や、森林の集約化に向けた所有者の探索等のモデル実証を行うなど、プロジェクトをさらに加速させていくこととしております。

プロジェクトの取組は今年度が正念場となりますので、引き続き、関係者の皆様とより一層緊密に連携し、課題を克服しながら、再造林率日本一の目標達成に向けて、一丸となって取り組んでまいります。

次に、海外におけるトップセールスについてであります。

今回、6月の台湾訪問では、現地スーパーでの県産品の販路拡大に向けたセールスや航空会社等への訪問を行い、7月のフランス訪問では、本県初開催となりますツール・ド・九州に向けたツール・ド・フランスの現地視察や、合宿誘致に向けて、フランス陸上連盟や柔道連盟と意見交換を行いました。

また、先月の米国訪問では、現地バイヤー等への県産品プロモーションや、現地スーパーと

の県産品販路拡大に向けた覚書を締結し、宮崎県人会と旧交を温めることができました。

同じく、先月の韓国訪問では、航空会社や旅行会社等を訪問し、定期便の利用促進や海外からの誘客促進に向けた意見交換などを実施してきたところであります。

一連の訪問で、人的ネットワークの構築や県産品の輸出拡大の道筋をはじめ、インバウンドの誘致、スポーツツーリズムの推進、航空路線の維持・充実など、今後につながる手応えを得たところであります。

例えば、今、世界陸上を前に、ドイツとイギリスの陸上競技のチームが本県で合宿をしておりますが、ドイツに関しては、2015年、ミラノ万博が行われた際に、ドイツも訪れて、陸上連盟と柔道連盟を訪問し、その後、東京オリンピック、そして世界陸上を前にした陸上チームの合宿につながっておりますし、柔道連盟のほうは、延岡に合宿に来ていただいたこともあります。イギリスも、東京オリンピックを前にしたトライアスロンとパラトライアスロンの合宿の成果というものが、今回につながっておるところであります。

こうしたこれまでの取組を踏まえ、引き続き私自身が先頭に立って、関係機関とも連携しながら、外貨獲得やビジネスチャンスの創出、さらには観光客の誘致など、経済交流の拡大に取り組むとともに、文化面での交流やグローバル人材の育成・確保にもつなげるなど、本県の産業振興はもとより、国際化の推進にも生かしてまいりたいと考えております。

最後に、農水産業の目指す姿についてであります。

我が国の食料自給率はカロリーベースで38%と低く、世界の人口増加や気候変動、国際紛争

などを背景に、国は食料安全保障の確保を掲げ、農業の構造転換及び水産業の成長産業化を進めることとしております。

このような中、本県の農水産業は、就業者の減少に加え、物価高騰や温暖化等により、厳しい経営環境にありますが、本県は、我が国の食料供給基地としての役割を今後ともしっかりと果たしていく必要があると考えております。

県としましては、現在策定中の後期計画において、担い手の確保を図るとともに、人口減少下にあっても生産性が向上できるよう、農地の区画拡大や高性能漁船の導入、施設園芸や漁業等でのデジタル技術の活用、温暖化に対応した品種や養殖用種苗の開発など、本県農水産業が将来にわたって持続できる取組を進めてまいります。

引き続き、「農林水産業の発展が県勢発展の礎である」との強い思いを持って、国や市町村、関係機関と連携し、次世代を担う若者にとって魅力ある農林水産業の実現を目指してまいります。以上であります。〔降壇〕

○山下 寿議員 御答弁ありがとうございました。

それでは質問を続けます。本県の財政運営について伺います。

まず、先月公表されました令和6年度一般会計決算見込みの概要について、総務部長に伺います。

○総務部長（田中克尚君） お尋ねの決算の見込みにつきましては、歳入総額が、国スポ施設の整備等に伴う県債発行額の増加等により、前年度比1.0%増の7,078億円余、歳出総額につきましても、国スポ施設の整備等の投資的経費や、給与改定、定年引上げに伴う人件費の増加などにより、前年度比1.8%増の6,890億円余と

なっております。

また、歳入から歳出を差し引いた額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支

(決算剰余金)は87億円余の黒字、臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高は、国スポーツ施設の整備等に係る発行額の増加により、前年度比6.6%増の5,755億円余となっております。

○山下 寿議員 令和5年度に比べ、歳入・歳出ともに増加する中、約87億円の黒字を確保したということですが、国スポーツ施設の整備等により、実質的な県債残高も増加してきております。

県政の様々な重要課題に対応していく上で、その基盤となる財政の健全性維持は非常に重要なと考えますが、この決算見込みを踏まえ、今後の財政運営は問題ないのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県では、財政健全化指針に基づいて、歳入・歳出の両面から不斷の取組を進めているところでありますと、令和6年度の決算見込みにおきましても、財政関係2基金の残高や財政指標を見ますと、財政の健全性は十分維持されております。

一方、実質的な県債残高は徐々に増加しており、公債費等の義務的経費に加え、社会保障関係費や庁舎等の老朽化対策などにも引き続き多額の財政負担が見込まれる中、アメリカの関税措置等に伴う経済活動の停滞や減税による大幅な減収が懸念されるところでありますと、今後の財政運営は決して楽観視できるものではないと考えております。

また、持続可能で希望あふれる宮崎を築くためには、日本一挑戦プロジェクトはもとより、新たな発展、さらなる経済成長に向けた取組を推進していく必要がありますことから、全庁を挙げて、積極的な歳入確保や、施策と財源の選

択と集中に取り組み、長期的な財政見通しも踏まえながら、的確な財政運営に努めてまいります。

○山下 寿議員 ガソリン暫定税率の廃止や、消費税減税等による本県歳入への影響についてお伺いします。

「現状、財政の健全性は十分維持されているが、引き続き多額の財政負担が見込まれる中、大幅な減収の懸念もあり、今後、決して楽観視できない」というのは、今の社会情勢を踏まえると十分理解できるところであります。

今夏の参議院選挙でも大きなテーマの一つとなった各種の減税につきましては、当然ながら国や地方自治体の減収に直結し、特に自由に借金のできない地方にとっては、大きな不安要素であります。

そこで、参院選でも取り沙汰されたガソリン暫定税率の廃止や、消費税減税による本県歳入への影響について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（田中克尚君） まず、ガソリン暫定税率の廃止についてであります。

現在、国で議論されております、いわゆるガソリン税——揮発油税及び地方揮発油税の暫定税率が廃止された場合、本県分を今年度の当初予算ベースで試算しますと、地方揮発油譲与税が年間約3億円の減収、また、仮に軽油引取税の暫定税率も廃止となれば、年間約45億円の減収となる見込みであります。

次に、消費税減税の影響であります。

各政党の主張が多少異なる部分もありますが、仮に食品等に係る軽減税率8%がゼロとなった場合、本県分を全国のシェア等から試算しますと、年間約47億円の減収となる見込みであります。

なお、いずれも現行制度上、普通交付税等に

より一定の財源保障がなされるものと考えておりますが、消費税減税となれば、交付税の原資も減少しますので、多角的に影響を分析していく必要があると考えております。

○山下 寿議員 減税による本県への影響につきましては、合わせて100億円近くの減収となる見込みが示されました。

これだけの貴重な財源が失われた場合、国民スポーツ大会開催に向けた準備や、日本一挑戦プロジェクトなどのほか、道路等のインフラ整備や防災・減災対策、そして医療・介護・福祉といった重要な行政サービスに支障を来すことになりかねません。

これから年末の予算編成に向けて、野党各党は、それぞれが主張する減税政策を実現すべく、政府・与党に働きかけを強めていくことでしょう。このような不安定な政治情勢の中であるからこそ、地方から、しっかりと地に足をつけた議論の必要性を訴えていく必要があると思います。

知事は、全国知事会の地方税財政常任委員会の委員長という立場にありますが、今こそ、その立場を生かし、宮崎県の声、そして地方の声を、しっかりと政府・与党をはじめ各党へ訴えていく必要があるのではないでしょうか。

そこで、減税に対し、全国知事会の地方税財政常任委員長としてどのように対応していくのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 物価高騰が続く中で、国民負担の緩和について議論することは大変重要であると考えておりますが、これをどのような手法で行うのか、減税なのか補助金なのか、そこに所得制限のようなものを入れるのか入れないのか、これも極めて重要な課題だと考えております。

いわゆるガソリン暫定税率による税収は約1.5兆円と見込まれておりまして、このうち約5,000億円が地方の財源であり、これが地方の道路整備や維持管理、老朽化対策等にも充てられる重要な財源となっております。

また、消費税は、約31.4兆円と見込まれる税収のうち、約4割が地方の財源でありまして、高齢者医療や介護、子育てといった諸施策を支える極めて貴重な財源となっております。

このため私は、全国知事会の地方税財政常任委員長の立場で、政府・与野党に対して、減税については、地方への影響等を十分に考慮し、恒久的な代替財源の確保を前提にするなど、将来世代への負担にも十分配慮の上、国として責任ある議論を丁寧に進めていただくよう強く求めてまいりました。

現在の不安定な政治情勢におきましては、地方の声をしっかりと国に伝えていくことが重要であると考えておりますが、全国知事会に期待される役割はますます高まっていると考えておりますので、引き続き、代替財源なき減税が行われて地方の行財政運営に影響を及ぼすことがないよう、適時適切に国へ強く訴えてまいります。

○山下 寿議員 ぜひ、地方税財政常任委員長としての立場を最大限に活用され、地方の声をしっかりと国に伝えていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

次に、環境森林行政について伺ってまいります。

まず、宮崎県森林環境税についてであります。

県では、平成18年に、県と県民等の協働による森林環境の保全の取組の推進を目的に、宮崎県森林環境税を導入し、5年ごとに課税期限を

延長しております。

そこで、税の導入から今年で20年目となります。森林環境税を導入して、これまでどのような成果があったのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県では、県民等と協働して森林環境を保全するため、宮崎県森林環境税を活用した各種の施策に取り組んでまいりました。

そのうち、森林ボランティア団体や企業が行う植樹活動等への支援では、団体数が事業開始当時の2.8倍に増加するとともに、企業の森づくりの協定締結数が79件となるなど、県民や企業による森林（もり）づくりが広がりを見せております。

また、水源地上流域への広葉樹植栽等の支援では、水源涵養や地球温暖化の緩和などの公益的機能を発揮する森林について、約1,300ヘクタールの整備・保全が進んでおります。

さらに、地域や学校等を対象にした森林環境教育により、森林を守り育む人材の育成が図られているところです。

○山下 寿議員 県民の豊かで安心・安全な暮らしに欠かせない森林を守り育てていくためには、県民の森林に対する理解と関心を深め、公益性を重視した森林づくりを進めることも重要であります。

このため、県が森林環境税を活用して長年取り組んできた、森林ボランティア団体などの多様な主体による森林づくり活動への支援や、森林の持つ公益的機能を発揮する森林づくりは、今後も継続して取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

そこで、森林環境税の第4期の課税期限が今年度までとなっておりますが、これまでの成果

を踏まえ、宮崎県森林環境税の継続について、知事の考え方をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 森林は、県土の4分の3を占めまして、清らかな水を蓄え、川や海を育み、県土を保全するなど、多くの公益的機能を有するとともに、木材等の林産物を供給するなど、県民の安全で豊かな生活の確保に欠かすことのできないものと考えております。

この豊かな森林を県民共有の財産として捉え、県民の皆様と共に守り育て、次代に引き継いでいく取組を進めるために、宮崎県森林環境税は大変貴重な財源となっております。

県民等を対象としました地域意見交換会やアンケート調査、有識者から成る税の活用検討委員会においても、今後も継続してさらに取組を進めてもらいたいという意見を多くいただいているところであります。

こうした税の意義や県民の皆様からの御意見、先ほど部長が申し上げたこれまでの成果などを踏まえ、宮崎県森林環境税につきましては、令和8年度以降も継続し、県民の皆様の理解と協力を得ながら、みやざきの豊かな森林（もり）づくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 次に、林業における新規就業者についてであります。

グリーン成長プロジェクトにおいて、再造林率日本一を目指す知事の意気込みについては、先ほど御答弁をいただきましたが、中でも林業の担い手の確保については、非常に重要な課題の一つであると考えます。

そこで、林業の新規就業者の推移と県の取組状況について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県内の林業事業体を対象とした調査によると、本県の林

業への新規就業者数は、令和5年度までの直近5年間において、150人から200人程度で推移しております。

県ではこれまで、SNS等の活用や就業相談会の開催により、本県林業の魅力を発信とともに、みやざき林業大学校において就業者の確保を図ってきたところです。

また、グリーン成長プロジェクトでは、造林に従事する新規就業者の継続雇用の取組を支援するほか、林業就業者の待遇改善に取り組む事業体に対し、指導・助言を行う社会保険労務士等の専門家派遣を実施しております。

今後とも、市町村や関係団体等と連携し、林業担い手の確保に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○山下 寿議員 次に、森林の集約化や相続未登記森林についてであります。

面積が小さい森林は、適正に相続手続がなされていない箇所も多いため、経営意欲のある林業事業体等がいるにもかかわらず、森林の集約化が進まず、県が進めている再造林率日本一の取組にも大きな影響が出るのではないかと気になっているところであります。

相続未登記問題を少しでも解消して、所有者をはっきりさせ、森林の集約化を進めていく必要があると思います。

そこで、森林の集約化や相続未登記森林の解消に向けた取組状況について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県内の森林の所有形態は、大半が小規模・分散的であることから、再造林の推進に当たっては、森林の集約化を図っていく必要があります。

このため県では、市町村が行う森林經營管理制度の取組への支援に加え、今年度は、串間市

において、国の事業を活用して森林所有者の探索や所有権移転等をモデル的に実施することとしており、現在、関係者の合意形成に向け、所有者情報の整理等を進めています。

また、相続未登記森林の解消に向けて、県内3地域で、行政書士等と連携した相談会を開催し、事例の収集や相談体制づくりの検討を行うこととしております。

今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、森林の集約化等を推進してまいります。

○山下 寿議員 次に、再生可能エネルギーについてであります。

2021年に策定された第6次エネルギー基本計画以降、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化などによるエネルギー価格の高騰や、DX（デジタルトランスフォーメーション）・GX（グリーントランスフォーメーション）の進展に伴う電力需要の増加が見込まれるなど、資源に乏しい日本にとって、エネルギーにおける安全保障の重要性はますます高まっていることに加え、エネルギーの安定供給と脱炭素の両立が課題となっております。

このような中、本年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画は、我が国の今後のエネルギー政策の方向性を示すものであり、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、安定供給を第一に、火力などの他の電源とバランスの取れた電源構成を目指すとされています。

そこで、本県における再生可能エネルギーの導入状況について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県内における再生可能エネルギーの導入量は、令和6年度末時点で3,062メガワットであり、令和12年

度の導入目標の3,600メガワットに対して、85%の達成率となっております。

その内訳は、太陽光発電が1,797メガワットと全体の59%を占め、次いで、水力発電が1,012メガワット、バイオマス発電が159メガワット、風力発電が94メガワットであります。

また、これらの再エネによる発電量は50億キロワットアワーと、県内の電力需要の72%に相当する規模になります。

発電時にCO₂を排出しない再エネの導入は、脱炭素社会の実現に向けた重要な柱の一つでありますので、さらなる導入拡大を進めてまいります。

○山下 寿議員 次に、再生可能エネルギーの一つである木質バイオマス発電事業についてであります。

県内では、新たな木質バイオマス発電施設が稼働する中、燃料用木材の引き合いが強まっており、木質バイオマス発電施設への安定的な燃料供給の重要性がますます高まってきております。

そこで、木質バイオマス発電事業に対する県の取組状況について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県内で木質バイオマス発電施設の稼働が相次ぎ、燃料となる原木の需給が逼迫していることから、発電事業者への安定的な燃料供給は重要な課題となっております。

このため県では、伐採跡地の林地残材を収集・運搬し、発電施設の燃料として活用する取組を支援するとともに、昨年6月に発電事業者等が設立した木質バイオマス発電協議会にオブザーバーとして参加し、助言等を行っております。

また、燃料需給のバランスを保つため、発電事業者が策定する燃料調達計画について、計画遵守の指導強化や監視体制の確立等を国に要望しているところであります。

今後とも、安定的な燃料調達が行われるよう、関係団体等と連携して取り組んでまいります。

○山下 寿議員 次に、商工観光労働行政について伺ってまいります。

まず、本県の商工業を支える県内中小企業・小規模事業者の活性化に向けた取組についてであります。

近年の我が国の経済は、高水準の賃上げや活発な設備投資などに支えられ、明るい動きが各所に見られるところであります。政府におきましては、「賃上げこそが成長戦略の要」として、デフレ経済からの完全脱却と成長型経済への移行を目指しております。

その原動力となるのは、言うまでもなく、国内の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者であります。

これは、全企業の従業員の9割超が中小企業等である本県にも通じるものがあります。県政の発展に向けては、地域経済を支える中小企業等の活性化が非常に重要であります。

しかしながら、人手不足の深刻化はもとより、物価高騰、さらには米国関税措置など、中小企業等を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、これらの影響緩和は急務であります。

そこで、物価高騰や米国関税措置などの影響緩和に県としてどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） エネルギー価格や原材料費の高騰など、厳しい経営環境が続く中、中小企業・小規模事業者に寄り添

い、負担軽減を図る取組は大変重要であります。

現在、県におきましては、物価上昇分の適切な価格転嫁が図られるための伴走支援や、省力化・生産性向上に向けた設備改修等への補助に加え、今議会でも補正予算案を計上しております特別高圧電力を使用する事業者への補助などに取り組んでおります。

また、米国関税措置に対しましては、相談窓口を設置するとともに、今般新たに、県の中小企業融資制度において、関税措置の影響による売上げ減少等が生じた事業者を対象に追加したところであります。

今後とも、経済情勢の変化やその影響をしっかりと見定め、必要な施策を展開してまいります。

○山下 寿議員 県内中小企業・小規模事業者の稼ぐ力についてお尋ねします。

今後も本県中小企業・小規模事業者が持続的に成長していくためには、ただいま答弁のありましたような足元の対策に加えて、収益力の強化を図ることが重要であります。

そこで、将来を見据え、県内中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の向上にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県の中小企業・小規模事業者が、持続的な賃上げや投資により成長し続けるためには、収益力の向上が不可欠であります。

このため県では、賃金向上や人材育成など人的資本経営を重視し、高付加価値化を目指す企業への集中支援、生産性向上や新事業展開等に取り組む事業者への補助、さらには、フードビジネスなどの成長産業の育成、今後、市場拡大

が見込まれる半導体などの先端技術産業の振興に取り組んでおります。

また、4月に設置された「ひなたイノベーションハブ」を中心に、産学官連携の下、地域資源を活用した新技術の開発や事業創出、スタートアップ支援などにも力を入れております。

今後も、これらの取組を通じて成長力や競争力を高め、本県経済を力強く支える中小企業等の育成を図ってまいります。

○山下 寿議員 次に、商工会議所・商工会の支援体制の確保についてであります。

先ほどの答弁にもありましたとおり、地域経済を支える中小企業・小規模事業者に対し、県においても様々な支援に取り組んでいますが、その支援において中心的な役割を担うのが、商工会議所及び商工会であります。

商工会議所や商工会は、地域に根差し、中小企業・小規模事業者にとって気軽に相談できる支援機関であると同時に、地域にとっても地域活性化を担う重要な役割を果たしています。

また、国が策定する小規模企業振興基本計画において、商工会議所や商工会などの支援機関の体制・連携強化が、今後取り組むべき重点施策の一つとして掲げられているところです。

そこで、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の発展に向けては、商工会議所や商工会の支援体制の確保が重要だと考えますが、県としてどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 議員御指摘のとおり、商工会議所や商工会は、中小企業・小規模事業者の身近な支援機関として、また、地域振興の担い手としても欠くことのできない存在であり、その支援体制を確保すること

は大変重要であると考えております。

このため県では、商工会議所や商工会に対し、事務局長や経営指導員などの設置や、その活動に要する経費を支援するほか、特に、事務局長の設置基準を満たさない商工会につきましては、市町村と連携して、本県独自のコーディネーターを配置することにより、支援体制の確保に取り組んでいるところです。

引き続き、商工会議所や商工会がその機能を十分発揮できるよう、必要な取組を進めてまいります。

○山下 寿議員 次に、中小企業等における人材確保についてであります。

本県の中小企業・小規模事業者の多くは、生産年齢人口の減少や都市部への人口流出等により、深刻な人材不足に直面し、それが事業継続や成長の足かせとなっております。これは、各企業の経営環境のみならず、地域経済の発展にも影響する深刻な問題であります。

そこで、中小企業等における人材確保について、県の取組を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 生産年齢人口の減少が続く中、中小企業等の人材確保は喫緊の課題であります。

このため県では、みやざき産業振興戦略において、「みやざきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保」を方針として位置づけ、重点的に取り組むこととしております。

具体的には、県内外の一般求職者や大学生等を対象とした就職説明会の開催のほか、マッチングサイト「ふるさと宮崎人材バンク」の運営等により、U I J ターン就職を促進しております。また、高校生向けの合同企業説明会や職業体験ガイダンス等を実施するとともに、就職総

合情報サイトの運営等による県内企業の情報発信も行っております。

県としましては、今後とも、関係機関と連携しながら、中小企業等の人材確保を支援してまいります。

○山下 寿議員 若者の県内就職の促進についてお伺いします。

人材不足の解消に向けては、若年層の県内就職を促進することが不可欠であり、これは、本県の経済や地域社会の将来的な安定成長に直結する重要な課題であります。

若者が県内企業で働くことを選択し、それを長期にわたって継続することは、単に労働力の質と量の確保にとどまらず、地域における産業の持続可能性や地域経済の活力維持に大きな影響を与えます。

若者の県内就職促進については、今年2月議会の代表質問で、大学生に向けた今年度からの新たな取組について答弁をいただきました。

そこで、若者の県内就職を促進するため、大学生に向けた今年度の新たな取組について、現時点での進捗状況と成果を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 若者の県内就職を促進するには、企業の情報や魅力を的確に伝え、若者の関心を喚起することが重要です。

このため県では、就職活動の早期化を踏まえ、早い段階から県内企業へ関心を持ってもらうため、今年6月に、大学1、2年生まで対象を拡大した新たなオンライン説明会を開催し、参加者数は98名となっております。

開催後、参加者に実施したアンケートでは、「夏のインターンシップ情報を入手するよい機会になった」等の回答をいただいており、今後

は、主に大学3年生が就職活動の方向性を具体的に検討する11月に、2回目の説明会を開催する予定であります。

県内企業の人材確保のため、引き続き様々な取組を通じて、若者の県内就職を促進してまいります。

○山下 寿議員 次に、事業承継についてであります。

先ほどの人材不足と関連しますが、民間調査会社によると、近年、企業の後継者がいないためにやむなく事業を辞めてしまう、いわゆる後継者難倒産が全国的に高い水準にあるようです。県内においては、経営者の過半数は60代以上であり、後継者については、「いない」または「未定」と答えた後継者不在企業の割合が約5割となっています。

企業がこれまで培ってきた経営資源等を将来につないでいくこと、事業承継を推進することは、地域の活力維持のために重要であると考えます。

本県では、国が設置した宮崎県事業承継・引継ぎ支援センターを中心に、関係機関が連携し事業承継支援を行っているようですが、事業承継・引継ぎ支援センターの取組実績と、事業承継における関係機関との連携状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 事業承継・引継ぎ支援センターでは、企業の実情に応じたマッチング支援を行っており、事業承継の成約件数は、令和4年度が66件、5年度が85件、6年度が92件と年々増加しております。

県では、支援センター、市町村、商工団体、金融機関等、合わせて101の機関で事業承継ネットワークを構築し、支援方針を共有するなど、連携して事業承継を推進しております。今

年度は、事業承継の早期着手を推進するため、8月、9月を宮崎県事業承継重点推進月間とし、セミナー開催等を通じ、事業承継の重要性に関する理解の促進を図っているところです。

県としましては、今後も関係機関と十分に意見交換を行い、支援の充実を図ってまいります。

○山下 寿議員 次に、外国人観光客の誘客促進についてであります。

観光庁の宿泊旅行統計調査によると、全国の外国人延べ宿泊者数は、令和6年以降、コロナ禍前の令和元年を上回る水準で推移しております。

一方で、本県の外国人延べ宿泊者数は、コロナ禍後、着実に回復はしてきておりますが、令和6年は21万3,000人で、コロナ禍前の65%となっており、まだコロナ禍前の状況には戻っていない状況です。

しかしながら、宮崎空港の国際定期便ソウル線が昨年冬に初めてデイリー運航され、台北線も今年3月から週2便に増便されるなど、インバウンドの誘客拡大に向けて、明るい話題もあったところであります。

そこで、今年に入ってからの本県における外国人延べ宿泊者数の状況と、県として、外国人観光客の本県へのさらなる誘客に向けて、どのように取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県の外国人延べ宿泊者は、国の統計調査の速報値では、今年1月から6月は13万2,660人で、前年同期比で約30%増となっており、引き続き回復傾向にあります。

県におきましては、韓国及び台湾をはじめとする東アジアを重点地域とした誘客対策や、増

加する個人観光客向けの情報発信のほか、鹿児島空港と宮崎駅を結ぶ高速バスの実証運行等の二次交通対策などに取り組んでおります。

また、クルーズ船につきまして、船会社のキーパーソン招聘等の取組の成果により、来年3月に、宮崎港において初となる外国クルーズ船の受入れが予定されております。

県としましては、増加する外国人観光客を取り込めるよう、今後とも県内への誘客促進に努めてまいります。

○山下 寿議員 次に、県有スポーツ施設の活用についてであります。

県では、国スポ・障スポに向けて、KUROKIRI STADIUMをはじめとするスポーツ施設の整備に取り組んでいるところですが、国スポ・障スポ終了後においても、整備された施設を最大限に活用することで、長期的に地域経済の活性化や観光振興につなげていくことが大変重要であります。

そこで、国スポ・障スポに向け整備された県有施設を今後どのように活用していくのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県では現在、国スポ・障スポに向けた施設整備を進めておりまして、公用を開始した施設においては、国内外代表チームの合宿受入れやラグビーリーグワン及びJリーグの公式戦開催などの新たな実績につながっております。

中でもKUROKIRI STADIUMは、本県で初めてアジア大会クラスの国際大会が開催可能な世界陸上競技連盟CLASS2の認定を受けておりまして、先日も世界陸上に向けて、陸上短距離日本代表のサニブラウン選手が練習、トレーニングで活用され、その施設も高く評価いただいたところであります。

また、公用開始に向けて整備が進む「ひなたTENNIS PARK MIYAZAKI」でも、今後、国際大会の開催が期待されているところであります。

このように、県有スポーツ施設の高質化と充実により、現在、県が取り組むスポーツ環境日本一への挑戦、世界基準の「スポーツランドみやざき」としての環境づくりが着実に進んできているものと考えております。

先週末、都城市山之口のどんどんまつりというイベントに参りましたところ、この運動公園の駐車場を使ってそのお祭りが行われ、多くの人が集まってにぎわいにつながっておりましたし、KUROKIRI STADIUMを見ておりましたら、陸上の高校生のチームが合同でトレーニングを行っておりまして、スポーツ、さらにはにぎわいということで活用されている状況を拝見したところであります。

私としましては、これらの施設を最大限に活用し、スポーツ合宿や国際大会等の誘致に取り組むとともに、昨年度開催されたひなたフェスのようなイベントの誘致など、地域経済の活性化や観光振興の好循環の創出につなげてまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 スポーツ合宿については、新たな海外代表チームの合宿受入れなど、さらなる実績につながっております。今回整備した県有スポーツ施設を本県の強み、武器としてしっかりと活用し、「スポーツランドみやざき」の取組を一層進めていただくようお願いいたします。

続いて、農畜水産行政についてお伺いします。

まず、米づくりについてであります。昨年から続く米の価格高騰の要因は、国によ

ると、高温障害等により供給量が減ったことや、インバウンド需要により消費量が増えたことなどとされております。

備蓄米の放出等により、平均販売価格はやや下がりましたが、7月末から販売の始まった新米の店頭価格は再度上昇しているようです。

この米価格高騰を受け、全国的に主食用米の作付が増えているようあります。私の地元でも、今年、飼料用米から主食用米へ転換した農業者が散見され、畜産農家からは飼料用米の供給に対する不安の声が聞かれます。

また、高齢化に伴う離農等により作付されず遊休化している水田は、年々増加している状況であります。

資材や肥料等の価格上昇により、稲作農家は厳しい経営環境に引き続き置かれている中、主食用米はもとより、飼料用米、加工用米なども含め、本県の水田約2万3,000ヘクタールを有効に活用し、農家が前向きに米づくりができるよう支援することが重要であると考えております。

そこで、このような米をめぐる状況を踏まえ、今後、米の振興にどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 食料供給基地である本県にとりまして、食料安全保障の基盤である水田を維持し、県民の生活を支える主食用米の安定的な生産と、全国屈指の畜産業や焼酎製造業を支える飼料用米や加工用米の生産を両立させることが重要であると考えております。

現在、主食用米の価格高騰を背景に、米をめぐる情勢は大きく変化しておりますが、国においては、今後の需給動向を注視しながら、逼迫にも柔軟に対応できるよう、需要に応じた増産に向けて、スマート技術の導入や高温に適応す

る新品種の育成など、水田政策の抜本的な見直しを行うこととしております。

今年、県域JAの誕生を記念して、JA幹部等が米づくりを行い、私も田植、それから収穫の作業に参加させていただき、先日はその米を頂いたところでありますが、こうして様々な労力をかけながら米づくりが行われているということ、それが我々の主食として暮らしを支えているということ、また、米づくりというものが、我々の生活リズム、そして文化にも深く根づいているということを改めて実感したところであります。

県としましては、国の動きも見据えながら、水田農業の受皿となる経営体の育成と規模拡大を支援するとともに、産地交付金等を活用した耕畜連携の取組や、酒造メーカーとの契約栽培を進めるなど、農業団体等とも連携し、バランスのよい安定した米づくりに取り組んでまいります。

○山下 寿議員 ぜひ、引き続き関係団体と連携しながら、需要に応じたバランスのよい米づくりをお願いします。

次に、施設園芸についてお尋ねします。

本県で、温暖な気候と豊富な日射量を生かした施設園芸が展開されています。キュウリは全国生産量の2割を占める日本一の産地であり、ピーマンやマンゴーにつきましても、全国屈指の生産量を誇っております。

その一方で、近年、国際情勢や円安などの影響から様々な資材価格が高騰しており、農林水産省によりますと、A重油価格は令和2年5月に1リットル当たり66.8円でしたが、5年後の令和7年4月には123.7円と、約2倍に高騰しています。また、肥料価格につきましても、令和2年度と比較して3割高騰しております。

施設園芸農家の方々から話を伺いましても、A重油をはじめとした農業資材全般が高騰していることから、農家経営は大変厳しいと聞いております。そのため、重油や化学肥料の使用量を減らすことができないのかと考えます。

そこで、施設園芸農家における重油等の削減について、県の取組を農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 重油等の使用の削減については、令和5年度からグリーン成長プロジェクトとして、海外資源への過度な依存から転換することを目的に、施設園芸における化石燃料や化学肥料の削減などをを目指した取組を進めております。

具体的には、重油使用量の削減に向け、ハウス内の保温効果を高める資材や、電気を利用して加温するヒートポンプ等の導入を支援しております。

また、化学肥料の使用量削減に向け、農作物が必要とする肥料を過不足なく施用できる液肥混入機の導入を支援するとともに、県内で生産される豚ふんや鶏ふんが配合された低コストな肥料の利用を進めております。

引き続き、これらの取組を進めることで、農家負担の軽減に努めてまいります。

○山下 寿議員 施設園芸農家の負担軽減にしっかり取り組んでいただきたいと考えております。よろしくお願いします。

次に、スマート農業についてであります。

先ほど壇上からの質問で、本県農水産業の目指す姿について、知事の考え方をお聞きしました。スマート農業は、生産性の向上を図るだけでなく、労働負荷を軽減する効果もあることから、今後の本県農業の維持・発展においても、積極的に普及していくことが重要であると考え

ます。

そこで、現在の本県におけるスマート農業の普及状況について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） スマート農業は、省力化や生産性の向上を図るとともに、新規就農者の円滑な就農を促す上でも、重要な取組であります。

スマート農業の普及状況につきましては、令和6年度末現在で、耕種では、直進アシスト機能つきの田植機やトラクター、施設園芸の環境制御装置などを1,071戸が導入し、また、畜産では、牛の歩数で発情を発見する装置や分娩監視装置、搾乳ロボットなどを1,520戸が導入しております。この結果、例えば、ピーマンの10アール当たりの収量の3割増加や、酪農農家の労働時間の3割削減など、その効果が現れています。

引き続き、スマート技術の実証や導入の支援、人材育成等を行い、スマート農業の普及拡大に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 次に、施設園芸におけるデジタル技術の活用についてであります。

農業にもデジタル技術を積極的に導入することで、効率化が図られ、生産性が上がり、所得向上につながるものと考えます。

農業の担い手が減少する中、デジタル技術を活用することで儲かる農業を実践することができれば、農業への新規参入のハードルも下がり、農業への魅力も増すのではないかでしょうか。

そこで、施設園芸のデジタル化の取組の効果や今後の展開について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県では、農

業就業者の高齢化や減少に伴い、技術の承継や生産性の向上を図る観点から、令和4年度より施設園芸のデジタル化に取り組んでおります。

このプロジェクトでは、113名の生産者に参加をいただき、ハウス内の温度や湿度などをスマートフォン上で見える化し、作物にとっての環境改善につなげ、収穫量を向上させる取組を行っております。

生産者からは、日々のデータがグラフ化され、栽培管理の改善につながっているとの声をいただいており、プロジェクト参加者の平均収量は、県全体より3割高くなっています。

今後は、AIによる最適な栽培管理の改善提案の検討や参加者の拡大等を進め、施設園芸における生産性の向上を図ってまいります。

○山下 寿議員 次に、本県のカンショ生産についてであります。

本県のカンショは、青果用に加え、焼酎原料用や加工用も含め、農業や関連産業全体を支える重要な作物であります。

本県では、平成30年度にサツマイモ基腐病が確認されましたが、様々な対策を講じることで、現在はその発生が減少傾向にあります。

しかしながら、最近では、茎やイモが腐敗する茎根腐細菌病の発生が散見されており、さらに今年度に入り、カンショの苗供給拠点であるバイオテクセンターでも発生が確認されたと聞いているところです。

安定したカンショ生産を継続していくためには、早期の病害対策の確立はもちろんですが、健全苗の安定的な生産や供給が大変重要であります。

そこで、カンショ苗の安定供給に向けて、県はどのような対策を講じているのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県内におけるカンショ苗の安定生産を図るために、県やJA等でバイオテクノロジー種苗増殖センターを設立し、生産に必要な苗の6割に当たる約100万本を毎年農家等へ供給しています。

このような中、議員御指摘のとおり、県内では、サツマイモ基腐病が減少する一方、土壌の常在菌を原因とする茎根腐細菌病が徐々に増加しており、当センターでも5月に発生が確認されたところです。

このため県では、施設の消毒や出荷苗の検査改善等の技術指導を行うとともに、今議会の補正予算案に計上している事業により、土壌から隔離したベンチで苗を生産する方法を導入することとしております。

今後とも、関係団体と連携し、健全なカンショ苗の供給体制強化に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 次に、農業分野における地球温暖化への対応についてであります。

本県農業は、冬季温暖な気候を生かし、他の産地より有利な条件で、施設園芸や早期水稻などの産地化が図られてきました。

近年、地球温暖化に伴う夏の記録的な猛暑が続いており、様々な作物で品質の低下や収量の減少が見られております。この傾向は年々加速しており、今後も続いていくことが見込まれるため、農家の所得向上や経営の安定を図るためには、地球温暖化に対する対応が今後ますます重要になると考えております。

そこで、本県農業における地球温暖化に適応した新技術、新品種の開発について、取組状況を農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県ではこれまで、総合農業試験場に設置した温暖化研究セ

ンターを核に、温暖化から守る、生かす、抑制するの3つの視点で試験研究に取り組んでいます。

具体的には、守る対策として、高温で品質低下が起きにくい水稻の新品種の開発を、生かす対策として、亜熱帯性の果樹ライチの栽培技術の開発を、二酸化炭素を抑制する対策として、燃油使用量の削減を目的に、寒い時期を避けたピーマンの栽培期間の研究開発を行ってきたほか、普及センターを中心に普及定着を進めております。

現在は、高温に強いスイートピー品種の開発など、16の研究課題に取り組んでおりますが、引き続き、温暖化に適応した新技術、新品種の開発を進めてまいります。

○山下 寿議員 次に、土地利用型農業の振興についてであります。

土地利用型農業は、高温や干ばつといった気候の影響を大きく受け、病害虫被害など、安定的な生産継続には多くの課題があり、結果として、担い手の減少とともに、生産面積も減少しています。

しかし、その中でも、近年、川南町を中心に、児湯地域ではブロッコリーの生産が盛んとなり、県内生産量の約7割を占める産地に拡大するほか、冷凍野菜製造などを行うジェイエイフーズみやざきでは、工場稼働と連動した生産管理を行うことで、生産・加工・販売を伸ばしているなど、土地利用型農業のリスクに対応できる生産体制を構築しているケースもあるようです。

本県が食料供給基地として我が国の食料安全保障を確保するためにも、土地利用型農業の生産性をしっかりと上げていくことは重要だと考えます。

そこで、本県の土地利用型農業の振興に向けた取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 土地利用型農業においては、農業従事者の減少に伴う労働力不足や安定した販路の確保が課題であることから、小規模農家や大規模経営体、加工事業者が連携した、いわゆる耕種版インテグレーションによる分業化や契約取引づくりが重要であります。

このため県では、作業負荷が大きい収穫作業を大規模経営体が受託する取組について、昨年度は児湯地域の高菜の産地で、今年度は西諸県地域の春大根の産地で支援を行いました。

また、生産者と加工事業者とのマッチング会を開催し、昨年度は、ゴボウや大根等で3件の商談が成立しております。

今後とも、これらの取組を他産地等にも拡大し、土地利用型農業の振興に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 土地利用型農業を推進していくためには、農地を集約し、少ない労働力で効率的に作業を行う必要があります。

しかし、現状としては、区画の小さい分散した農地が多く、担い手への農地集積・集約による経営規模拡大が進んでいない状況であり、このような課題を解決するためには、スマート農業の推進と併せて、農地の区画拡大などの基盤整備が重要であると考えます。

そこで、農地の区画拡大について、県はどのように取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農地の区画拡大は、農業の効率化と生産性向上を実現する上で、大変重要な取組であります。

このため県では、現在、48地区において、圃場整備事業による農地の区画拡大を実施しているほか、事業採択を要望している22地区について、地元の合意形成を図りながら事業計画を策定するなど、事業実施に向け、計画的に取り組んでいるところです。

また、3月までに、各市町村で策定された地域計画を踏まえ、本格的な圃場整備事業だけでなく、畦畔除去など簡易な基盤整備による事業実施も検討するなど、事業効果の発現が早い取組ができるだけ早期に実施することとしております。

今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、農地の区画拡大を進めてまいります。

○山下 寿議員 次に、県内の農道整備状況についてであります。

私が住んでいる地域では、現在、県営基幹農道整備事業に平下地区が令和4年度に採択され、選果場から高速道路までのアクセス改善による新鮮な農畜産物の輸送や、国道の代替道路としての機能など、地域農業の発展に大きく寄与されると期待しているところです。

一方、圃場内の農道については、農業機械の大型化が進む中、従来の道路幅員では狭いように感じており、地域の農業を守るために、先ほど質問いたしました農地の区画拡大に加え、営農の効率化に資する農道整備も重要と考えております。

そこで、現在の県内における農道整備の取組状況について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農道は、農作物の運搬や農業機械の通行を目的とした道路であり、農業の生産性向上や農村地域における生活の利便性向上の観点から、大変重要な施設であります。

県では、農村地域の基幹となる農道について、現在2地区で事業を進めており、このうち、御質問のありました川南町の平下地区については、本年度から用地買収などに着手し、工事の早期着工に向けて取り組んでいるところであります。

また、大型農業機械に対応できる圃場内の農道整備も進める必要があることから、現在、67地区において農道の拡幅などを実施しており、農地の区画拡大にも資する整備を行っております。

今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、農道整備を進めてまいります。

○山下 寿議員 次に、担い手の確保についてであります。

将来の地域農業の姿を描く地域計画について、本年3月までに全国で策定が進められ、本県では791の地区で策定されたとのことであります。

また、今朝の新聞報道によりますと、農林水産省は昨日、10年後の後継者が決まっていない農地が17都府県で5割を超えたとの調査結果を公表しました。

「西日本に多く、徳島と香川、沖縄は7割に達した。全国平均は31.7%。本県は23.6%だった。このままでは耕作放棄地が広がる懸念があり、農地の集約化などの対策が急務だ」と述べられております。

また、「さらに政府は今後5年を農業構造転換の集中対策期間と位置づけ、通常予算とは別で事業費確保も検討する。自民党は農地の大区画化などのため、1兆3,000億円程度の国費投入を求めていた」と報じられておりました。

担い手の減少や高齢化が進行する中、食料供給基地としての責任を果たしていくためには、

生産基盤である農地を遊休化させないことが重要であり、そのためには、担い手の確保を強力に進めていくことが喫緊の課題であります。

そこで、農地を維持していくための新たな担い手確保に向けた県の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県では、新たな担い手確保のため、これまでの就農支援に加え、今年度の新規事業により、施設野菜のほか、露地野菜についても、就農トレーニング体制を宮崎市の農業法人と連携して構築するとともに、遊休化する農地を就農用地として直ちに利用できるよう、適切に維持管理する取組等への支援を行っております。

また、農業参入を希望する企業に対し、ニーズに応じた農地の紹介に加え、新たに、参入に向けた構想を策定している市町村とのマッチングなどの誘致活動や、県内に誘致した企業の優良事例の視察なども開始したところです。

今後とも、関係機関・団体と連携しながら、担い手の確保に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 農地を遊休化させないためには、既存の農業経営体の規模拡大や法人化などを進めていくことも重要であります。

農業経営体の規模拡大に当たっては、省力化技術の導入や労働力の確保などを図ることが必要不可欠であり、中でも、人口減少・少子高齢化が進む中では、海外からの労働力確保も喫緊の課題であると考えます。

そこで、経営体の規模拡大や法人化を進めていくために必要な労働力確保の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農業経営体の規模拡大等に必要な雇用人材を確保するためには、経営体の具体的なニーズに対応した支援

が重要となります。

このため県では、長期的な雇用確保に向け、県内外での就農相談会などで、農業法人等への就農を紹介するとともに、農繁期に必要となる短期的な人材確保に向けては、作業の細分化による農福連携などの取組を進めております。

また、外国人材については、農繁期の異なる産地間で順次活用していく産地間リレーにより、この2年間で延べ102名を確保するとともに、宮崎市など5つの市において、公営住宅を活用した外国人材の住居確保の支援も行っております。

今後とも、農業分野における雇用人材の確保に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 多様な人材が本県農業で安心して働く環境づくりも、非常に大切なことがあります。中でも、外国人材の受け入れにおいては、地域での多文化共生の理解も進めていく必要があります。国内外で人材獲得競争が激化している中、本県を選んでもらえるよう、なお一層の御支援をよろしくお願いいたします。

次に、宮崎県内の有機農業の現状と取組についてお尋ねします。

私の地元、児湯地域では、高鍋町と木城町が、未来を担う子供たちに、環境に配慮した農産物を学校給食で提供したいという両町長の強い思いにより、平成30年9月に高鍋・木城有機農業推進協議会が設立されました。

そして、令和5年6月には、国の政策であるみどりの食料システム戦略に基づいて、有機農業について、生産・流通・消費まで一貫して、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進めるオーガニックビレッジが、両町合同で宣言されたところです。

さらに、川南町では、お茶において普通栽培から有機栽培への転換が進むなど、児湯地域において、有機農業の機運が高まっているところです。

そこで、県内の有機農業の現状と県の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 有機農業は、農業の持続性を図る観点から、重要な取組であると認識しております。

県内では、5つの市町がオーガニックビレッジを宣言するなど、有機農業への機運が高まっています。令和6年の有機JAS認証面積は467ヘクタールと、前年から63ヘクタール拡大しております。

県では、さらなる拡大を図るため、点在する有機農業者のネットワークづくりを進めるとともに、先進農家による技術普及や、専門講習への派遣等による指導人材の育成を行っております。

また、販売流通への支援として、生産者とバイヤーをつなぐ商談会や、流通コスト低減に向けた共同輸送の実証にも取り組んでおります。

今後とも、関係機関等と連携し、有機農業の拡大に向け、取組を進めてまいります。

○山下 寿議員 例え、有機茶は海外でも需要が大きいと聞いております。引き続き、有機農業の拡大に向け、取組をお願いいたします。

次に、農畜水産物の海外輸出についてであります。

国の発表によると、日本の農林水産物・食品の輸出は、2024年に1.5兆円を初めて突破し、2025年においては、6月までの実績で前年を上回る8,097億円と、上半期としては過去最高となっております。

本県の農業者や漁業者の収益力の向上や、経営安定につなげていくために、輸出の取組を促進することにより、成長を続ける海外市場を取り込んでいく必要があると考えます。

また、海外市場に向けて県産品の認知度をさらに向上させ、国内外に通用するブランドとして確立していくことで、付加価値の高い商品として販売を拡大させることも重要です。

さらに、アメリカの相互関税措置などにより、世界的な貿易環境が変化する中において、輸出先が特定の国に偏ることのリスクもあるため、これまで販売先の開拓が十分に進んでいない有望な国や地域への輸出先確保も必要と考えます。

こうした中、中国政府は今年の7月に、2001年から停止している日本産牛肉の輸入再開に必要な協定を発効し、早期の輸出再開に向けた日中両国による協議の進展が期待されているところです。

そこで、本県農畜水産物の海外輸出の状況と県の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県の農畜水産物の輸出は、アメリカ、台湾を中心に、牛肉や養殖ブリ、茶などの品目が伸びており、令和6年度の輸出額は過去最高の約121億円となっております。

さらなる輸出の拡大には、既存の相手国との安定的な取引に加え、今後有望な海外市場のニーズや規制に対応した産地づくりが重要であります。

このため県では、イスラム圏への輸出に向けた食肉加工場のハラール認証取得をサポートするとともに、和食が広まる欧州に向けて、有機茶の加工場整備の支援や、バイヤーのユズ産地

への招聘等を進めているところです。

また、中国向けの牛肉輸出については、2国間による衛生条件が設定された後に、輸出に必要な手続を支援するなど、国や関係団体との連携を図りながら適切に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 次に、水産業についてお尋ねします。

本県は、カツオ、マグロをはじめ、多種多様な水産物が水揚げされる水産県であります。

私のふるさと川南町には、多くのマグロ船がありますが、今年は「クロマグロが豊漁」との報道をよく耳にしました。

広域に回遊するクロマグロは、国際機関が資源量を評価し、その結果を基に、国が10年以上にわたって漁獲量を制限する管理を行っています。その合理的な利用管理の結果、資源が回復傾向に転じ、今年の豊漁につながったとのことです。

一方、川南町は沿岸漁業も盛んで、以前はシイラ、アマダイ、ヒラメやクルマエビなど、季節ごとに多種多様な水産物がたくさん水揚げされていましたが、今では随分減ってしまったよう思います。

第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画を目指す「持続的に成長する水産業と多様性にあふれた魅力ある漁村」を実現するためには、その基盤となる多種多様で豊富な沿岸資源が必要です。

そこで、沿岸資源の合理的な利用管理に関する県の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 沿岸資源の利用管理は、資源状況の科学的な評価に基づいて合理的に実施する必要があることから、県では、沿岸漁業の主要な26種の資源状況を定期的

に評価しているところです。

この結果、資源状況が良好なオオニベやカマスなどでは、積極的に漁獲を行い、漁業者の経営力の向上につなげるため、効率的な漁法の導入支援や漁場の整備を進めております。

一方で、資源状況が良好でないヒラメやアマダイなどでは、資源水準の回復を目指して、稚魚放流等の増殖事業や漁獲の制限を行うとともに、その実効性を高めるため、漁業取締船「たかちほ」による監視等も行っているところです。

今後とも、沿岸資源の利用管理に適切に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 安定した漁業経営の実現に向けてですが、水産業を取り巻く情勢は、環境変動による漁模様の変化や漁獲量の減少、人口減少に伴う漁業の担い手・就業者の減少、自然災害のリスクに加え、物価高騰によるコストの上昇など、漁業経営は厳しさを増しております。特に、カツオ・マグロ漁業やまき網などの漁船漁業に欠かせない燃油価格や、養殖業の経費の5割以上を占める飼料価格の高騰は、大きな影響を与えております。

このような中にあっても、本県水産業を持続可能なものとして発展させていくためには、様々な施策を講じ、安定した漁業経営を実現することが重要です。

そこで、安定した漁業経営の実現に向けた県の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 安定した漁業経営のためには、生産性向上や販路拡大等による足腰の強い経営体づくりが必要であります。

このため県では、海の水温や潮の流れをス

マートフォンでリアルタイムに把握できるアプリの開発・普及や、養殖業における人工種苗への転換を支援するなど、水産業のスマート化や安定した養殖生産を進めております。

また、生産者と加工・流通業者との連携強化による輸出の拡大や、インターネットを活用した産直販売などを支援し、水産物の販路拡大に取り組んでおります。

現在、策定を進めている水産業・漁村振興長期計画の後期計画においても、これらの施策を位置づけ、関係団体等と連携して取り組んでまいります。

○山下 寿議員 次に、家畜伝染病の豚熱についてであります。

豚熱は、平成30年に岐阜県の養豚農場で26年ぶりに発生が確認され、その後、本州、四国、沖縄の農場で発生しましたが、令和5年には佐賀県の農場でも発生しています。

農場で豚熱が発生する要因として、農場の近くで野生イノシシが豚熱に感染し、そのウイルスが、野生動物などにより農場に持ち込まれていると考えられています。

この野生イノシシでの感染は、本州のみならず九州北部で広がりを見せていましたが、今年4月以降、県内のイノシシでも複数例の感染が確認されております。

豚熱が農場で発生した場合、飼育している豚の全てを殺処分する必要があり、県内の養豚産業へ大きな影響を及ぼすことになるため、イノシシでの感染拡大を防ぐことが非常に重要と考えられます。

そこで、これまでの県内の野生イノシシにおける豚熱への感染状況とその対策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本年4月以

降、都城市と高原町において、計14頭の野生イノシシで感染が確認され、県では、強い危機感を持って対策を進めております。

これまで、1例目の感染確認後、半径10キロメートルのエリアへ経口ワクチンの緊急散布を行うとともに、県内全域でイノシシの捕獲や検査を強化したほか、ウイルス拡散防止への協力について広く呼びかけを行ってまいりました。

先週、都城市内の新たなエリアで感染が確認されたため、昨日、経口ワクチンの緊急散布を行い、併せて、来月予定している従来の感染エリアでの定期散布ポイントを前回から20か所増やすとともに、捕獲用わなを30基増設するなど、関係機関と連携し、対策の強化を図ってまいります。

○山下 寿議員 この豚熱については、県内の養豚農場で発生することを何としても食い止めなくてはなりません。そのためには、それぞれの農場において、ウイルスを持ち込まない、持ち込ませない取組が重要であります。

そこで、県内の養豚農場における豚熱の発生防止対策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県内で野生イノシシの感染が確認されていることから、ウイルスが農場のすぐ近くまで迫っていることを意識した、高いレベルでの防疫対策が必要であります。

このため県では、防護柵の点検など、ウイルスを運ぶ野生動物の侵入防止対策に加え、豚舎入り口での長靴の履き替えや資材の消毒など、ウイルスを人為的に持ち込まない対策の再徹底について重点的に指導しております。

また、農場で豚熱ワクチンの効果がしっかりと得られるよう、世代交代が進む豚を継続的に検

査し、世代ごとに十分な免疫を獲得できているか確認しております。

今後も、生産者や関係団体と情報を共有し、農場における発生防止対策に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 関係部局のみならず、市町村や関係団体と連携しながら、しっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、本県肉用牛の生産基盤についてであります。

肉用子牛につきましては、価格の低迷が長期化していましたが、本年1月以降、回復傾向にあり、生産現場においては、若干の明るい兆しとなっています。

一方で、この子牛価格の上昇の背景には、飼料をはじめとする様々な資材価格の高騰による厳しい経営環境が続く中で、高齢農家を中心に離農が加速したことや、経営規模の縮小を余儀なくされたことなどにより、肉用牛の生産基盤である繁殖雌牛頭数が減少し、子牛競り市への上場頭数が減少したことが、その要因であると聞いております。

県では、県全体として物価高騰対策に取り組んでいることは承知しておりますが、肉用牛の生産基盤の維持には、地域に根差したきめ細やかな課題の把握や対応が必要と考えております。

また、令和9年には、北海道において第13回全国和牛能力共進会も開催されます。

前人未到の5大会連続の内閣総理大臣賞を獲得するためには、生産者が意欲を持って肉用牛経営に取り組むことができる生産基盤づくりが重要であります。

そこで、本県肉用牛の生産基盤を維持・強化していくために、県としてどのように取り組ん

でいくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県の繁殖雌牛頭数は、直近2年間で約5,000頭減少しており、生産基盤が衰退しかねない危機的な状況にあると認識しております。

このため県では、地域が抱える課題の共有と施策への反映を目的に、8月以降、県内7か所の家畜市場ごとに関係機関等との意見交換を進めています。

その中で、生産基盤の維持・強化には、意欲的な担い手への支援の充実や、事故率低減など生産性向上に向けた指導を強化しながら、2年後の北海道全共やその後も見据えた、優秀な種雄牛と繁殖雌牛づくりをさらに進めることが特に重要との認識で一致したところであります。

これらの意見を踏まえ、生産者や関係機関と一緒にとした対策を講じ、本県肉用牛の生産基盤の維持・強化を図ってまいります。

○山下 寿議員 以上、物価高騰をはじめとした農水産業が抱える喫緊の課題、さらに、今の中長期的なビジョンについて、るる質問してまいりました。

最近では、米国の相互関税措置や米をめぐる問題など、農業を取り巻く環境は、日々目まぐるしく変化しております。

本県は、農業産出額が全国6位、生産額ベースの食料自給率は全国1位となっておりますが、さらなる発展を遂げるためには、県単独の取組だけでは限界があります。

昨年4月に県域合併し、今年の3月に全国で初めて3連合会と3つの畜連を包括承継したJAみやざきは、組合員数や農畜産物の販売取扱高などが国内有数規模のJAとなりました。JAみやざきと県が一つになって、本県の農業・農村、そして農業者を支えていくことが、今後

ますます重要になってくるものと考えております。

そこで、農業政策に関する質問の総括として、合併して約1年半が経過する県域JAに対する認識について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） JAみやざきは、昨年の県域合併後、機能合理化や財政基盤の強化を図りながら、農業者の所得向上や安定的な営農活動の実現に日々取り組んでおられるものと認識しております。

特に、合併時に新設した農業振興積立金を活用され、資材価格の高騰などに直面する農業者への支援として、総額で約38億円の対策を打ち出されるなど、JAの立場で本県農業を支えていただいていることを大変心強く感じております。

また、令和9年度には、複数の地区本部をまとめ、各地域に広域本部として機能を拡充する予定と伺っております。これにより、農林振興局や農業改良普及センターと連動した農業者への一体的支援など、県との取組による相乗効果にも期待しております。現在、人材育成や経営指導などをテーマに、具体的な方策について意見交換を行っております。

本県が今後も食料供給基地としての役割を果たすためには、農業の構造転換を推進する国の動きに合わせ、JAみやざきとの連携が不可欠であると考えておりますので、引き続き、力を合わせ農業の振興に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 次に、警察行政についてお伺いします。

昨今の犯罪情勢を見ますと、依然として特殊詐欺の被害が後を絶たない状況にあります。

警察庁の発表では、全国の令和7年上半期1月から6月における特殊詐欺の被害状況は、暫

定値で認知件数は1万3,213件、前年同期比4,256件増加となっております。被害総額は、前年同期の約2.6倍となる597億3,000万円で、過去最悪の状況となっております。

さらに、上半期のSNSを利用した投資・ロマンス詐欺の認知件数につきましては、5,345件で前年同期比235件増加、被害総額は70億円減少したものの、590億8,000万円で依然として高い水準で推移しております。

また、テレビや新聞などの報道によりますと、最近では、東南アジアなどの海外で、日本人が関与し、組織的に特殊詐欺等を行っているとの内容も報じられており、特殊詐欺やSNSを利用した投資・ロマンス詐欺は、一層複雑化・巧妙化している状況が見受けられます。

そこで、本県における特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の現状について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 県内の令和7年上半期の特殊詐欺は、認知が60件、被害額が約2億3,663万円で、前年より39件、約1億9,913万円増加しています。

特に、ビデオ通話で偽物の制服を着た偽警察官が画面に現れ、「あなたの口座が犯罪に使われている」などと告げて、偽物の警察手帳や偽物の逮捕状を示し、お金を要求するという偽警察詐欺や、「+」から始まる国際電話番号を悪用した手口が増加しています。

SNS型投資・ロマンス詐欺は、認知が35件で2件減少したものの、被害額は約5億1,394万円、前年より約1億725万円増加するなど、厳しい情勢にあります。

主な手口は、著名人の名前や画像を悪用し、偽物の投資アプリに誘導し、架空の利益を画面上に表示して信用させ、多額の送金をさせるな

ど、巧妙化しております。

○山下 寿議員 ただいま県内でも特殊詐欺やSNSを利用した投資・ロマンス詐欺が急増しており、警察官をかたる偽警察詐欺や国際電話を使った手口が増えている現状など、特殊詐欺などの被害は手口が巧妙化し、依然として憂慮すべき状況にあることが分かりました。

被害の深刻さを踏まえ、県民が特殊詐欺の被害に遭わないように、社会全体で注意喚起や対策に様々取り組む必要があると考えます。

そこで質問ですが、県民が特殊詐欺やSNSを利用した投資・ロマンス詐欺の被害に遭わないために、県警が取り組んでいる被害防止対策について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 県警では、犯人からの電話を受けないための固定電話対策として、高齢者世帯を中心に自動通話録音機の貸出しや、犯行に悪用されている国際電話対策として、国際電話不取扱い申込みの周知を推進しております。

さらに、巧妙化する特殊詐欺等の手口については、大型ビジョンやSNSを活用した広報を強化し、最新の手口を迅速に伝えるとともに、例えば、「知らない人から電話でお金を要求されるのは詐欺である」とか「警察官がビデオ通話で逮捕状を見せてお金を要求することは絶対にない」といった具体的な注意喚起もしております。

加えて、金融機関やコンビニエンスストア等に対し、高額の振込や電子マネー購入段階での声かけ、110番通報を依頼するなどの水際対策も強化しております。

引き続き、関係事業者と連携し、官民一体となった被害防止対策を推進してまいります。

○山下 寿議員 先日から新聞、テレビで、

いろいろと事前に発見され、表彰されたというような報道も聞いておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

私からの代表質問は以上となります。今回は、知事の政治姿勢をはじめ、財政運営、環境森林行政、商工観光労働行政、農畜水産行政、警察行政について、県政の重要な課題について質問してまいりました。知事をはじめ、いずれも前向きな答弁をいただいたと思いますが、各種施策を推進するとともに、成果をしっかりと出していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で代表質問を終わります。（拍手）

○外山 衛議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕（拍手） 皆様、こんにちは。自民党の日高博之でございます。

質問の前に、2つ申し上げたいことがあります。

1つ目は、石破総理大臣が7日、自民党総裁を辞任すると正式に表明いたしました。このことを受け、阿部全国知事会長は、これまで地方創生に熱い思いで取り組まれたことに心から感謝したいと言われております。

一方、遅きに失したという声や、政治空白をつくったなど厳しい声が国民から寄せられています。

党内からはスリーアウトチェンジという野球用語が飛び交っていましたが、私は元野球人として一言、言わせてもらいますけれども、1988年の日本シリーズで、巨人が近鉄に3連敗して魂が入って、4連勝して日本一になったこともあるんです。国会議員のお偉いさんがマスコミの前で公然とそういった言葉を使うこと、私は恥ずかしく思いました。

こういった面からも、今の自民党は国民から信頼を失うことになっているのではないかと感じておるところでございます。

石破総理といえば、地方創生の第一人者として、約10年前、初代地方創生担当大臣として、地方が主役、地方の発展なくして国家の成長なし。我々地方議員は、ようやく地方の時代が来ると大いに期待を抱いていた記憶がございます。その石破先生が、10年たって念願の内閣総理大臣に昨年10月に就任したのですが、あのときのメラメラ感、石破らしさが消えてしましました。

今回の辞任劇には様々な要因があったわけですが、私は「らしさ」を失ってしまったことが全てではないかと感じております。とても残念でなりません。

一党員として生意気なことを言いますが、自民党が国民から信頼を取り戻すためには、時間をかけてでも解党的出直しをし、現状を真摯に受け止めて、国民に寄り添った政治を目指しかないと強く感じているところでございます。

2つ目、がらっと変わりますが、ちょっと皆さんに質問いたします。

日本で最初の演歌ラップ曲は何だと思いますか。ぱっと浮かんできていると思うんですが、それは吉幾三さんの名曲、「俺ら東京さ行ぐだ」なんです。歌詞は御存じのとおり、「テレ

ビも無エ、ラジオも無エ、自動車（くるま）もそれほど走って無エ」という、そういったフレーズなんですけれども、これを生成AIを使って現代版にしてみました。

ちょっと言います。「電車は来ねえ、バスもねえ、ウーバー呼んでも誰も来ねえ、郵便局は週3だあ、ATMも隣町だあ、若者いねえ、子供もいねえ、人口減って消滅危機だあ、Wi-Fi飛ばねえ、5Gねえ、都会に全部持つてかれえ」と、こういう形になるんですね。

40年前の曲ですが、現代版に置き換えるても地方と都市の格差は今でも解消されていないし、まさに東京一極集中、地方消滅の危機という本質は残念ながら変わっておりません。

本日は、そんな危機感を持ちながら、通告に従い質問をしてまいります。

初めに、知事の政治姿勢について、防災面からお伺いします。

今後30年以内に80%程度の確率で発生が予想される南海トラフ地震ですが、今年に入りトカラ列島で頻発化している地震や、7月末にはカムチャツカ半島付近で発生したマグニチュード8.8の地震による津波注意報が本県にも発令されるなど、自然災害が激甚化・頻発化する状況の中、さらなる危機感を持って対策に取り組むべきと考えております。

そこで、大規模災害から県民の生命・財産を守るリーダーとして、知事の思いをお伺いいたします。

次に、子ども・若者プロジェクトの方向性についてであります。

令和7年6月に公表された厚生労働省の人口動態統計によると、本県における令和6年の合計特殊出生率は、全国上位は維持しているものの、過去最低の1.43となっております。

また、本県における令和6年度の出生数は6,000人であり、令和元年の8,043人から僅か6年の間で2,000人以上減少しております。

少子化の進行は、長期的には人口減少につながり、結果として、地域経済の縮小や社会全体の活力低下など、多方面に影響が生じることになりますが、10年、20年先ではなく、短期的に生じる影響もあります。例えば、幼稚園、保育園、認定こども園などの経営には、既に影響が出ているとも伺っております。

知事は、少子化の進行に歯止めをかけるべく、令和5年度から令和8年度までを期間とする子ども・若者プロジェクトを進めておりますが、今回の人口動態の公表結果を受け、「強い危機感を持っている。将来世代に対する責任として、今、できる限りの手を打つことを持続していくことが大事」と述べられております。

そこで、プロジェクトのこれまでの取組状況と、この厳しい状況の中、最終年度に向けてプロジェクトをどう進めていくのか、今後の方向性について、知事にお伺いいたします。

次に、中山間地域の振興についてであります。

本県では、少子高齢化と人口減少が全国平均を上回るペースで進行し、特に、県土の約9割を占める中山間地域においては、その影響が一層顕著であります。

これにより、中山間地域では、多くの産業で人材確保に苦慮しており、物価高騰の影響も加わることで、地域の維持や生活の安定が一段と厳しい状況になっています。

県においても、例えば、地域の担い手確保の取組として、特定地域づくり事業協同組合の設立支援に取り組んでいただき、この6月には五ヶ瀬町に新たな組合が設立されるなど、具体

的な成果も見られております。

しかし、人材確保を含め、地域交通の維持、医療、介護、若者の移住・定住など、幅広い分野で中山間地域に住む県民が安心して暮らし続けられる環境を整備することは、極めて重要な課題であります。

そこで、人口減少が急速に進む中、中山間地域で安心して暮らし続けられる環境づくりについて、現状と今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

以上、壇上からの質問とし、残りは質問者席から伺います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕お答えします。

まず、大規模災害から県民を守るリーダーとしての思いについてであります。

直近では、台風第15号により、県内では土砂崩れ、浸水被害、様々な被害が発生し、先日も門川町での農家のハウスの被害現場を視察したところであります。改めて、被害を受けられた地域の皆様にお見舞いを申し上げます。

また、この台風では、静岡での突風・竜巻による大きな被害が連日報道されているところであります。心を痛めております。

本県では、今後30年以内に80%程度の確率で南海トラフ地震の発生が懸念される中、近年、各地で自然災害が激甚化・頻発化しており、改めて、いつ起こるか分からない災害に対し、万全の備えをしておかなくてはならないと強く感じております。

県ではこれまで、県土強靭化に向けたインフラの整備や津波対策の推進、被災者の救助・救命対策、県民の防災意識の向上、企業・団体との連携協定の締結など、ハード・ソフト両面から災害への備えを進めてまいりました。

また、災害が発生した場合には、私が本部長となる災害対策本部を設置し、全庁を挙げて災害対応に当たることとしており、毎年、市町村や関係機関と連携し、訓練を実施することで、より実効性を高める取組も行っているところであります。

県民の生命・財産を守ることは私の最大の使命でありますことから、引き続き常在危機の意識を徹底し、本県のリーダーとして先頭に立つて防災・減災対策に万全を期してまいります。

次に、子ども・若者プロジェクトについてであります。

県ではこれまで、官民一体となった「ひなたの出逢い・子育て応援運動」を基盤として、結婚・子育てを希望する若者に対し、ライフステージに応じて切れ目なく支援してまいりました。

このプロジェクトでは、「ひなたの恋 応援アンバサダー」による出逢い・結婚を社会全体で応援する機運の醸成や、男性の育休取得を進める企業等への奨励金支給による共働き・共育てしやすい環境づくりなどに取り組んでおります。

さらに、今年度からは、九州初となるマッチングアプリの利用料等支援や、国に先んじて取り組む第2子保育料の負担軽減など、踏み込んだ施策も実施しているところであります。

まだまだ出生数や婚姻数の減少傾向は、御指摘のとおり厳しいものがあると認識しております、令和8年度は少しでもこれに歯止めをかけるべく、これらを引き続き進めるとともに、婚姻数の増加に向けた取組を強化するなど、日本一生み育てやすい県の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

最後に、中山間地域の振興についてであります。

す。

中山間地域では、急速な人口減少により、交通、買物、医療など、日常生活に必要なサービスや機能の確保が厳しさを増しており、私自身、市町村や住民の皆様から将来への不安の声を伺う機会も多く、強い危機感を抱いております。

こうした中、地域の暮らしを維持していくには、市町村や集落が広く連携し、相互に補完し合いながら必要な機能を確保することが重要でありますことから、持続的に地域課題の解決に取り組む地域運営組織の形成や、医療、介護、防災等のセーフティーネットの構築などを推進しているところであります。

また、地域を支える人材確保のため、議員から御紹介のあった特定地域づくり事業協同組合の設立や、移住・定住の促進等にも重点的に取り組んでおります。

私としましては、このような取組を市町村や住民の皆様と一緒に、さらに推進することにより、「誰もが安心して暮らし続けられる中山間地域の実現」に向け、強い覚悟を持って全力で取り組んでまいります。以上であります。

〔降壇〕

○日高博之議員 引き続き、中山間地域の振興についてお伺いいたします。

まずは、地域公共交通についてでございます。

高齢者など自動車を運転できない方にとって、日々の買物や医療機関の受診など、日常生活を営む上で、公共交通は重要な移動手段であります。

一方で、中山間地域における公共交通ネットワークは脆弱であり、特に近年は、利用者の減少や燃料費の高止まり、運転士不足等により、

地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増し、サービスの維持が一層困難になっております。

中でもバスは、全国的に減便や路線廃止が相次いでおり、県内でも今年1月に、県北地域において、バス事業者が運転士不足を理由に減便を行ったところであります。

このように、中山間地域においては、日常生活における移動の問題が深刻になっておりますが、バスを中心とした地域公共交通の維持・確保に向けた県の取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 路線バスをはじめとする中山間地域の公共交通は、議員御指摘のとおり、人口減少による利用者の減や運転士不足等により大変厳しい状況にあります。

このため、県ではこれまで、路線バスについて、運行主体やルートの見直し、車両の小型化等、運行の効率化に取り組み、持続可能な路線網への転換を図ってきたところです。

また、バスの運転士不足に対しては、本年度から、新規採用者の大型二種免許取得に係る補助を拡充するなど、事業者による運転士の確保を支援しており、運転士の年間採用数を令和5年度の28人から本年度は50人とすることを目標に取り組んでおります。

地域公共交通は、住民生活を支える重要な基盤ですので、引き続き、その維持・確保にしっかりと取り組んでまいります。

○日高博之議員 住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域公共交通の維持が重要であります。県としても、市町村としっかりと連携して対策に当たるようにお願い申し上げます。

次に、中山間地域の教育振興についてであります。

少子化が進展する中、県立高校は、単に教育の場であるだけではなく、地域コミュニティの核であり、未来を担う人材を育成する上でも、その存在は不可欠であります。したがって、中山間地域の子どもたちが安心して学べる環境を守ることは大切であり、そのためには、県立学校がそれぞれのよいところを伸ばし、特色のある学校になることが求められます。

そこで、中山間地域における学びの維持のため、県立高校の特色づくりにどのように取り組んでいるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 中山間地域の学びを維持するためには、地域のニーズや社会の変化等に応じた県立高校の特色づくりが重要であります。

このため、令和6年度に改定した宮崎県立高等学校教育整備基本方針に基づき、学校の魅力向上を図るために、地域課題をテーマにした探究活動や、広く生徒を確保するための全国募集、コミュニティ・スクールの導入、新しい学科の設置等に取り組んでおります。

また、各地域の学校を維持していくに当たり、当該基本方針に参考として、各地域の中学校卒業予定者数の推移を踏まえた募集定員の見込みを示しておりますが、想定を上回る少子化の進行や、いわゆる高校無償化による影響等も踏まえ、今後さらに魅力ある高校づくりを進めてまいります。

○日高博之議員 教育長から具体的な取組について答弁がございました。

しかしながら、いわゆる高校無償化による公立高校への影響や中学卒業者数の減少など、本県の高校教育を取り巻く環境は厳しい状況に今もあります。

このような状況の中で、将来にわたり本県の

教育水準を維持し、子供たちが希望を持って学ぶことのできる教育環境を整備していくためには、知事の力強い牽引力が不可欠であります。

そこで、今後の県立高校の在り方について、知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 各県立高校には、少子化が進行する中でも、地域の活力を維持し、持続的成長を支える人材の育成を担うこと、また、地方創生の核として、地域コミュニティーの拠点となることが重要な役割として求められているものと認識しております。

このため、ふるさとへの愛着や誇りを持った未来を担う子供たちを育むために、よりよい教育環境と質の高い教育の提供に強い思いを持って取り組んでいるところであります。

私は、学校を訪問して子供たちと意見交換をする機会もありますし、様々な事業を行う中で、子供たちから政策提言も受けることがあります、しっかりと地域の課題に向き合って、自分たちなりに考えている。大変心強い思いも抱いております。

少子化がますます進んでいくこと、そしていわゆる高校無償化も拡大されることから、教育委員会には、地域の学びを維持していくために、魅力ある学校づくりをスピード感を持って進めるよう指示するとともに、全国知事会として、地域の強みを生かした特色ある学校づくりの推進に向けて、財政支援の充実等の要望を国に対して行っているところであります。

なお、文部科学省の令和8年度概算要求におきまして、高校教育の改革に関し、予算額を明示しない事項要求となっておりますことから、今後の議論の動向、状況等も注視してまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。現

場に行かれていると聞いて、びっくりしました。そういうことを知事がされているということは初めて聞きました。それをしっかりとそういった政策に充てなければいけないし、全国知事会でもしっかりとリーダーシップを持って、知事のほうから発信してもらうということをやっていただきたいなと思います。

次に、外国人材受入れ・定着に向けた取組についてであります。

少子化や若者の県外流出などにより、県内産業の働き手が大きく不足しており、最近では、人手不足を理由として事業継続が困難に陥るケースも出てきております。

このことにより、地域産業が衰退し、さらなる若者の県外流出につながるといった悪循環に陥るのではないかと大きな危惧を抱いており、産業の担い手確保は待ったなしの課題となっております。

担い手不足の一つの解決策として、県内でも外国人材を雇用する事業所が増えてきておりますが、採用の方法がよく分からず、あるいはコミュニケーションの難しさや文化の違いによる戸惑いなど、外国人材の活用には高いハードルを感じている事業者もあるのではないかでしょうか。

そのような中、今年7月に宮崎県外国人材受入・定着支援センターが開設されましたが、今後どのように支援を行っていくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 本県の外国人材は、深刻な人手不足を背景に増加傾向にありますが、県内事業者においては、外国人材の受入手続の煩雑さや言語への不安など、様々な課題を抱えています。

このため県では、外国人材に係る労働・雇用

の相談にワンストップで対応する宮崎県外国人材受入・定着支援センターを開設し、企業訪問による伴走支援や地域別セミナー、出張相談会の開催など、事業者のニーズに応じて、きめ細かに対応しております。

今後、本センターの利用促進に向けた周知を強化するとともに、産業分野ごとの課題も踏まえたさらなる人材確保に向けて、海外の送り出し機関との連携強化を図るなど、外国人材の受入れ・定着に向けた支援を進めてまいります。

○日高博之議員 次に、女性の活躍推進についてお伺いいたします。

本県において、出生数の減少はもとより、若者、特に女性の流出にも歯止めがかからない中、県は今年度、子ども・若者プロジェクトの柱の一つに「若者・女性を重視した人口減少対策の強化」を位置づけ、新たに女性活躍推進室を設置しております。

女性がなぜ県外に流出してしまうのかということを考えると、まずは、女性が働きたくなるような就職先が少ないことに原因があるのではないかと考えております。

私も地元などを回る中で、女性が元気に活躍している企業を目にすることが増えたと感じますが、まだまだ男性が中心となっている企業が多く、もっと企業の変革を促し、意欲ある女性たちの頑張りを応援していくことが必要だと思います。

そこで、女性に選ばれる職場づくりや若者・女性のチャレンジ応援など、今年度から取り組まれている女性活躍推進に関する施策の状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 若者、特に女性の定着を図る上では、女性が生き生きと働くことのできる職場環境の充実を図ることが大

変重要であります。

このため県では、今年度から、女性の積極登用や働く環境の改善など、女性が働きやすい職場づくりへの支援を開始しており、県内での女性活躍の牽引役として期待される国の「えるぼし認定」を取得した企業も、昨年度末の9件から4件増加しております。

また、地域課題の解決に向け自ら起業する若者・女性への支援については、今年度66件の応募があり、うち11件が採択され、既に6件が創業に至ったところです。

県としましては、引き続き、関係団体や市町村等と連携し、働く場における女性の活躍を推進してまいります。

○日高博之議員 13件になったということですね。13件とは言わず、どんどん3桁ぐらいの単位まで早く持っていくべきだというふうに思います。女性に選ばれる企業が増えるように、引き続きお願い申し上げたいと思います。

さて、以前の新聞報道で、家事・育児にかける時間の男女差が、本県は大きく縮まったという記事を見ました。この変化は喜ばしいですが、実際には女性365分に対し男性130分と、依然として男女で3倍近い開きがあり、とても十分と言える状況ではございません。

改めてこのような状況を見ると、女性たちに地域や職場で気持ちよく活躍してもらうためには、何より男性側の意識を変え、もっと家事や育児に参加するよう促していくことが重要ではないかなと感じたところであります。

また本来、女性活躍といった重要施策の推進に当たっては、県民がそれぞれの立場で主体的に取り組んでいくよう、全体的な盛り上げを図ることも不可欠であると思います。

そこで、女性活躍の推進に関して、男性の意

識改革や県民の積極的な参画を促すような広報・啓発に力を入れていくべきだと考えますが、今後の取組について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 地域や職場におきまして、女性が個性や能力を十分發揮するためには、働く環境の改善はもとより、家庭生活における家事や育児の負担を男女が共に分かち合うことも重要であると認識しております。

広報・啓発に力を入れるという御指摘であります。九州の経済界と知事会で構成する九州地域戦略会議におきましても、例えば知事が妊娠ベルトを着用して様々な仕事体験をするだとか、知事が様々な家事に取り組む共家事を推進する、そのような啓発の動画をつくってアピールしていくこともあります。

本県としまして、今年度は、家族一緒に家事や育児に取り組む写真等を募集する県民参加型のキャンペーンを実施するとともに、これはこれから実施する事業でありますが、私自身が高校の家庭科授業に参加し、生徒と意見交換を行うということも予定しております。男性が家事と向き合う意義や楽しさを発信してまいります。

さらに、「子育て応援マンス」であります11月を、本県独自の女性活躍に関する啓発強化期間として新たに位置づけまして、機運醸成を図る推進大会の開催や啓発動画の配信など、県民全体に向けた集中的な広報に取り組むこととしております。

今後も、働きやすい職場づくりと男性の家事参画の一体的な啓発の展開によりまして、県民一人一人の意識改革を促し、女性も男性も共に活躍できる社会の実現を目指してまいります。

○日高博之議員 そういう家庭科の授業に

知事が一緒に参加して実践する。これは一つのパフォーマンスで終わらせず、最初から最後までしっかりと出来上がるまでやる必要があると思うんです。稲刈りでも2回ぐらい切っただけでは参加したうちには入らないわけだから、最後までしっかりとやっていただきたいなと。それでしっかりと高校生たちの心をつかむ、それが重要だというふうに思いますので、お願いいいたします。そういうことで、「子育て応援マンス」である11月に、広報・啓発は大事なので、これをしっかりと強力に進めていただきたいと思います。

次に、新幹線整備についてであります。

県では昨年度、3つのルートを想定し、それぞれどれくらいの時間短縮効果があるのか、また、どれくらいの整備費用がかかるのかといった、いわゆるB／Cなどを明示することで、新幹線整備に関する県民の関心を高めるなど、県内における機運醸成に取り組まれております。

本年度は、さらなる議論の活性化を図るため、知事が会長である宮崎県鉄道整備促進期成同盟会において、新幹線が開業した場合、本県へどの程度の経済波及効果があるのかといった調査に取り組まれていると伺っております。

そこで、経済波及効果の調査結果について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の調査では、県内における新幹線施設整備により発生する効果と、開業後の本県入り込み客の増加による効果について算定しております。

まず、県内における施設整備による経済波及効果は、概算で鹿児島中央先行ルートを含む日豊本線ルートが2兆4,441億円、新八代ルートが1兆5,723億円と見込まれております。

次に、新幹線開業後の本県への年間入り込み

客は、概算で日豊本線ルートが128万人、新八代ルートが85万人の増加が見込まれております。消費需要の増加による県内への年間の経済波及効果は、日豊本線ルートが234億円、新八代ルートが159億円と見込まれております。

今回の調査により、新幹線は、移動時間の大半を短縮に加え、大きな経済波及効果も期待されることが明らかになったところであります。人口減少下にある本県が、県外から活力を取り込み、将来にわたり発展していくためにも、新幹線整備が必要との思いを強くしたところであります。

なお、今回の調査結果につきましては、今後、シンポジウム等を通じて広く県民の皆様に周知を図り、整備促進のための機運醸成等に引き続き取り組んでまいります。

○日高博之議員　近年、新幹線が開業した長崎県、福井県では、来県者数が増加していると伺っていますが、ただいま知事から答弁がありましたとおり、本県においても同様に大きな効果が期待できるとのことです。新幹線整備は本県経済や県民の利便性の向上にも大きく寄与するものと考えます。

一方で、現在、建設が進められている整備新幹線では、整備計画決定から全線開業までに最短でも40年程度を要しているような状況であり、新幹線の整備には長い年月を要しますが、拡大する地域間格差の是正や国土の均衡的な発展のためにも、本県における新幹線整備の早期実現を目指していく必要があります。

そこで、東九州新幹線の早期整備に向けた取組状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君）　新幹線整備は国家プロジェクトとして進められており、東

九州新幹線を含む全国の基本計画路線は、約50年にわたり進展がない状況でありましたが、令和5年6月に、国から「地域の実情に応じた今後の方向性について調査検討を行う」との方針が示されました。

このため県では、今回の調査等を通じて、新幹線整備に向けた県民の機運醸成に取り組むほか、東九州新幹線鉄道建設促進期成会において、国に対し、早期の整備計画路線への格上げ等を要望するなどの取組を行っております。

また、全国知事会や九州知事会でも、基本計画路線の整備を進めるため、新たな財源として、新幹線施設の貸付料算定の見直しや国際観光旅客税の活用について、国に提言することを決議したところであります。

今後とも、関係機関との連携を深めながら、東九州新幹線の早期整備に向けた取組を進めてまいります。

○日高博之議員　新幹線整備に向けては、国における財源の確保や地域の財政負担、並行在来線など様々なハードルがありますが、実現に向けた取組を着実に進めていただきたいし、やはり今年、できれば来年中ぐらいには、一つ踏み込んだ何か結果が出ると非常にありがたいんですが、その辺は知事の努力次第だと思います。お願ひします。

次に、宮崎空港の国際定期便についてであります。

宮崎空港の国際定期便は、台北線が昨年11月に週1便で運航を再開し、その後3月末から週2便に増便されました。ソウル線は、昨年の冬ダイヤで初めてデイリー運航となり、現在は週3便で運航されております。

宮崎空港の国際線は、本県と海外とをつなぐ唯一の交通手段であり、県民の国際交流はもち

ろんのこと、インバウンドを誘致し地域経済の活性化を図る上で、欠かすことのできない大変重要な交通基盤であり、路線の維持・充実に向け、県でしっかりと取り組んでいく必要があると思います。運航再開後の状況はいかがでしょうか。

宮崎空港における国際定期便の状況と県の取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 宮崎空港の国際定期便の昨年度搭乗率は、ソウル線が73.5%、台北線が85.2%とおおむね堅調に推移しておりますが、一方、ソウル線は夏季の需要減が、また台北線は日本人の搭乗率が低いことが、それぞれ課題となっています。

このため県では、国際定期便の安定運航を図るため、航空会社への運航経費支援のほか、旅行会社への送客支援、県民へのパスポート取得や夏季の県民個人旅行への支援など、イン・アウト双方向で利用促進に取り組んでいます。

また、知事を団長とする訪問団が、県議会や関係団体の皆様とともに、6月には台湾、8月には韓国を訪問し、航空会社へ安定運航や増便等を要望しております。

県としましては、今後とも、このような取組を進め、国際線の維持・充実に積極的に取り組んでまいります。

○日高博之議員 国際線の維持・充実に向け、今後とも、しっかりと進めていただくようお願いします。ぜひ一便でも増便になるように、知事、向こうに行っていろんな活動をされておりますが、しっかりとこの辺も現実的なものになりますことをお願いしたいと思っております。

次に、若山牧水賞についてあります。

私のふるさと日向市出身の国民的歌人、若山牧水の顕彰のために、平成7年度に創設された若山牧水賞は、歴代受賞者の方々の御活躍により、全国に誇れる短歌文学賞として高い評価を受けております。

特に今年度は、この若山牧水賞が第30回の節目を迎えますので、SNSなどによる短歌ブームを背景に、県内外から多くの注目を集めることができます。

知事が「短歌県みやざき」とおっしゃっているとおり、短歌を通じて宮崎県を盛り上げる様々な取組をされていると思いますが、第30回若山牧水賞記念事業の県の取組状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 若山牧水賞は平成7年度の創設以来、日本を代表する短歌文学賞として、本県の文化振興に大きく寄与しております。

牧水生誕140周年に当たる今年度、牧水賞は第30回の節目を迎えるため、県では、これまで短歌になじみのなかった若い世代にも、牧水や短歌を身近に感じていただけるような取組に一層力を入れております。

具体的には、牧水の魅力を伝えるイベントの開催、日常のささいな出来事を書き留める「短歌日記帳」の作成・配布、インスタグラムによる短歌投稿キャンペーン、県内歌人による学校訪問など、多彩な取組を実施しているところで

す。今後とも、市町村や関係機関と連携し、県民が牧水を知り、短歌をはじめとする文化に触れ親しむ機会の創出にしっかりと取り組んでまいります。

○日高博之議員 9月5日に、若山牧水賞の創設に御尽力され、現在に至るまで賞を育て上

げていただいた伊藤一彦先生が県民栄誉賞を受賞されました。改めて、伊藤氏に敬意を表するとともに、県におかれましても、本県の短歌文化のなお一層の振興を図っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、県議会でも、短歌の会「車輪の会」というのがあって、これは福田新一大先生を中心になってやっていると聞いておりますが、行政と議会の両輪で「車輪の会」ということで、行政側も6名ぐらい参加してやっていると思います。ぜひ知事も参加してやっていただきたい。

これは今月の課題が「若山牧水」らしいです。次は「河野知事」とかいう課題でやってみるのも面白いなというふうに思っておるところでございます。

次に、宮崎国スポ・障スポの取組状況についてであります。

いよいよ2年後に開催が迫った「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に向けて、今年4月に都城市の「KUROKIRI STADIUM」と宮崎市のパーソルアカアパーク宮崎の供用が開始され、延岡市のアスリートタウン延岡アリーナのメインアリーナと宮崎市の「ひなたTENNIS PARK MIYAZAKI」も建設中です。来年度からは県内各地でリハーサル大会が開催されることから、整備を急ぐ必要があります。

また、本大会では60~70万人の参加者が予定されていますので、宿泊や輸送等の対策や競技役員・各種ボランティアの確保はもちろん、障害者スポーツ大会参加者への十分な配慮等、会場地市町村や競技団体などの各種団体と連携し、万全の受入れ体制を整えていく必要があると思います。

そこで、両大会に向けた施設整備や大会運営

の準備状況、また、市町村等との連携状況について、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いいたします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君）

宮崎国スポ・障スポの会場となる施設整備につきましては、県有施設は、令和7年度末の完成に向けおおむね順調に進捗しております、市や町が整備する施設も、県の補助事業の活用などにより、計画的に進められております。

また、大会運営につきましても、開催準備の総合計画に沿って、現在、総合開・閉会式等の式典や宿泊・輸送等の実施計画の策定を進めているほか、手話・要約筆記ボランティア等の募集・養成に向けた準備などに取り組んでおります。

大会の成功には市町村や競技団体等との連携が不可欠でありますので、今後とも、各種担当者会議やヒアリング等様々な機会を通じ、意見交換や情報共有をしっかりと行いながら着実に準備を進めてまいります。

○日高博之議員 さて、施設整備や運営における連携などは、計画的に進んでいることですが、出場する選手の競技力に関する取組はいかがでしょうか。

県は、県教育振興基本計画におけるスポーツ振興を象徴する大きな目標として、「国民スポーツ大会における競技力の向上」を重要な課題と位置づけるとともに、宮崎国スポでは、男女総合優勝である天皇杯獲得を目指しております。

天皇杯の獲得は、県民に夢や感動を与え、スポーツに対する関心を高めるとともに、県民の誇りと結束を深める重要な指標であり、その達成に向けた計画的な強化が不可欠と考えます。

この夏は、インターハイや全中といった全国

規模のスポーツ大会における本県高校生・中学生の活躍があったほか、7月のバレーボールネーションズリーグでの本県出身者である甲斐選手などの大学生や、同じく7月の世界水泳・水球女子で史上初の8位入賞した野田選手など、世界を舞台に活躍された、うれしいニュースもありました。

また、本県高校生についても、アンダー18アジア陸上選手権の110メートルハードルで優勝した高城選手、ボクシングアンダー17アジア選手権66キロ級で優勝した本庄選手など、国際大会においてトップに輝いたニュースも目にするようになりました。

そこで、宮崎国スポにおける天皇杯獲得に向けた競技力向上の取組について、宮崎国spo・障スポ局長にお伺いいたします。

○宮崎国spo・障スポ局長（山下栄次君）

天皇杯獲得に向けましては、競技団体とともに、昨年の大会等の結果を分析しながら、競技力の強化を図っているところです。

まず、成年種別におきましては、本県出身ふるさと選手の一層の確保のほか、高い競技実績を有する選手について、これまでに競技力向上推進員や県内企業の社員等として確保した選手に加え、最近の競技力の分析等を踏まえ、さらなる獲得を戦略的に進めております。

また、少年種別では、令和9年度に高校3年生として主力となる見込みの年代が今年度高校に入学し、開催年度を見据えた、より具体的な強化の計画が可能となったことから、この学年を中心とした強化練習や県外遠征等を行っております。

今後とも、天皇杯獲得に向け、競技団体と連携し、一層の競技力向上に取り組んでまいります。

○日高博之議員 関連して、練習拠点施設の整備についてお伺いします。

天皇杯獲得に向けた競技力向上の取組には、今答弁いただいたような選手の育成・強化や指導体制の充実・強化など、ソフト面での取組のほか、練習拠点施設の整備など、ハード面での取組も欠かせません。

主要な大会会場の整備のほか、これまで県内に日常練習に必要な施設のなかった競技種目については、新たに練習拠点を整備したり、老朽化が著しい施設の改修を行うなど、練習環境の整備が進んでいると認識しております。施設で練習した選手が全国で活躍する事例も出てきていると聞いております。

そこで、宮崎国spoでの天皇杯獲得に向けた練習環境の整備はどのような状況であるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 練習拠点施設につきましては、これまでに、アーチェリー場や水球プール、体操場、ライフル射撃競技場など8つの施設が完成し、今年度末には自転車競技場も完成予定であります。また、これらの施設と並行し、県総合運動公園内の合宿所や陸上競技場の照明施設の整備も進めております。

完成した施設の活用により、アーチェリーや水球、体操の一部種別が、先日開催された国spoの九州ブロック予選で優勝し、本大会出場を決めております。

今後さらなる競技力向上に向け、各練習拠点施設を強化指定選手やチームが効果的に活用できるよう、運用面の工夫も行ってまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。これは教育長と国spo・障スポ局長には大きいですよ。しっかりと天皇杯獲得を目指してください。大会の成功と、引き続き取組をお願いした

いと思っております。

次に、防災・減災対策についてであります。

昨年度末、国は南海トラフ巨大地震が発生した際の新たな被害想定を発表いたしました。国の想定によると、本県における死者数は最大約3万9,000人とのことです。2012年に想定した約4万2,000人からは減少したもの、依然として膨大な死者数であります。

県においては、これまでインフラ整備など必要な対策を進めてきていると認識しておりますし、冒頭、知事にも、災害から県民を守るリーダーとしての思いを答弁いただきました。

南海トラフ地震に係るこれまでの県の取組と、国の被害想定見直しを受けて、今後どのように対応していくのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 県ではこれまで、令和2年度に改定した新・宮崎県地震減災計画に沿って、沿岸市町と連携した津波避難タワーの整備や県民への防災意識の啓発など、ハード・ソフト対策を進めてまいりました。

今回の国の被害想定見直しの動きを受けて、県では昨年度より、宮崎県防災会議地震専門部会において、県独自の津波浸水想定の見直しについて議論を行い、先月、その結果を公表したところです。

現在は、被害想定の見直しに着手しており、この結果を踏まえ、今年度中に新・宮崎県地震減災計画を改定し、改めて必要な対策を盛り込むこととしております。

今後とも、市町村等と連携しながら、防災・減災の取組を着実に進めてまいります。

○日高博之議員 本県の実態を踏まえた実効性のある計画の策定や施策の推進をお願いした

いところですが、一方で、行政にできることには限界がございます。

減災・防災のためには、行政による公助に加え、自分の身は自分で守る自助、地域等で協力し合う共助が不可欠であります。

私は先般、南海トラフ対策特別委員会で、地元の日向市細島の清正地区の取組を視察いたしました。防災をきっかけに地区が結束し、官民挙げて避難施設の整備や避難訓練を実施するなど、防災力が向上したことに加え、何より地区が元気になっている好事例であったと考えております。

そこで、防災・減災対策を進めていく上で、県民の自助・共助に対する理解促進が大変重要と考えますが、県ではどのように取り組んでいるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 激甚化・頻発化する自然災害に対応していくためには、自分の命は自分で守る自助と、地域住民が相互に協力して救命・救助や避難所の運営に当たる共助の取組が大変重要です。

このため県では、防災イベントなどを通じて、災害を正しく理解し備えるための啓発に取り組むとともに、防災士を養成し、自主防災組織や自治会、学校や企業等に講師として派遣する出前講座等を行っております。

また、避難経路の整備や発電機などの備品購入等に対して補助するなど、市町村と連携して地域の取組を支援しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携しながら、自助・共助に対する県民の理解促進を図ってまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。細島の取組などを参考に、官民挙げて自助・共助の対策を進めていただければと思います。統括

監も現地に行って、自分の目でしっかりと見られるといいかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

自助・共助の取組を進める上では、専門知識と経験を持った地域防災のリーダーも欠かせません。

先日、南海トラフ対策特別委員会で、防災士ネットワークとの意見交換の機会をいただきましたが、皆さんのが熱意を持って地域の防災活動、防災教育に取り組んでおられることを改めて認識することができ、非常に有意義な時間となつたわけあります。

県では、防災士の資格取得経費の支援に取り組んでいますが、参加者の意見を聞いて感じたところですけれども、防災士の資格取得者を増やすことはもちろん大切ですが、資格を取得した後に、実際に地域で継続して活動できるような環境づくりが必要だと感じました。

そこで、防災士が資格取得後も積極的に活動できるようにするために、どのような取組を行っているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 防災に関する高い意識と知識・技能を有する防災士は、平常時は防災に関する啓発や避難訓練を実施し、災害時には、救出救助や避難誘導に加え、市町村やN P Oと連携して被災者支援を行うなど、地域防災の中核を担う非常に重要な存在です。

このため県では、防災士の活動をP Rとともに、昨年度より県内の防災士を対象に、スキルアップ研修や市町村の防災訓練等の情報を提供しております。

また、市町村が選定した地域に、自主防災組織の立ち上げや未活動団体への支援のため防災

士を派遣するなど、市町村や防災士ネットワークと連携しながら、活動の場の拡大に取り組んでおります。

引き続き、防災士が知識と経験を生かし、資格取得後もやりがいを持って地域で広く活躍できるよう、必要な取組を進めてまいります。

○日高博之議員 よろしくお願ひします。防災士がモチベーションを維持・向上させながら、それぞれの地域で活躍していくように、目に見えるようなサポートをしっかりとしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

さて、本日9月10日は世界自殺予防デーであります。自殺対策基本法では、世界自殺予防デーにちなんで、本日9月10日から16日までを自殺予防週間と定めており、私もですが、知事をはじめ執行部の皆さんも、胸元に「ひとりで悩まないで！」と書かれた自殺予防のワッペンを着用しておるところでございます。

生活様式や価値観が多様化し、誰もが様々な悩みを抱える中、必要とするニーズを把握し、適切な支援につなげることが、自殺防止にとってますます重要となっています。

そこで、本県における自殺対策について伺います。

今年7月に厚労省が公表した人口動態統計の概数値によりますと、令和6年の本県の自殺者数は、前年から35人減少して187人、人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率については、令和6年度は前年から3.2下がって18.3となっております。

また、本県の自殺死亡率は、令和5年に全国ワースト2位となるなど深刻な状況が続いていましたが、令和6年は、8年ぶりにワースト10を脱し、11位となったようです。

こうした本県の自殺の状況について、県はど

のように認識しているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○**福祉保健部長（小牧直裕君）** 直近の令和6年の本県の自殺の現状につきましては、前年の令和5年と比較しますと、議員御指摘にございましたとおり、自殺者数や自殺死亡率は減少し、改善傾向にあるものの、自殺死亡率については、近年、全国平均を常に上回っており、九州・沖縄ではワースト1位の状態が続くなど、依然として深刻な状況にあると認識しております。

また、自殺者数の年代別の内訳としましては、70代が36人で最も多く、全体の約54%が60代以上であるなど、高齢者の自殺者が多い状況が続いているため、引き続き、高齢者の自殺対策に重点的に取り組む必要があると考えております。

○**日高博之議員** 今年6月、自殺対策基本法が改正され、近年増加している子供・若者の自殺対策について、国や地方自治体、関係機関などが連携しながら、社会全体で取り組むことが基本理念として盛り込まれたところでございます。

加えて、福祉保健部長から答弁がありましたとおり、本県における自殺は高齢者が多いという特徴があるため、高齢者に係る自殺対策も重要であります。

このようなことを踏まえ、今後、県としてどのように自殺対策に取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○**福祉保健部長（小牧直裕君）** 本県においては、高齢者の自殺者数が多いことから、高齢者層がアクセスしやすい相談環境整備を目的に、昨年度から、新たに電話相談窓口の24時間化や、運転免許返納者を対象とした相談窓口の

普及啓発などを実施したところであります。

県自殺対策行動計画においても、重点項目の一つとして「高齢者に向けた取組の強化」を掲げておりますので、今後も引き続き、高齢者の社会参加の促進や生きがいづくりへの支援等を通して、高齢者の自殺対策にしっかりと取り組んでまいります。

また、高齢者だけでなく、全ての世代において、誰も自殺に追い込まれることのないよう、関係機関と連携しながら総合的な自殺対策を推進してまいります。

○**日高博之議員** 今後とも、悩んでいる人の支援につながるように、しっかりと県民への普及啓発をよろしくお願いしたいと思います。

次に、幼稚園における教育経費補助についてお伺いします。

近年は、発達障がいなど特別な支援を要する幼児が増加傾向にあると言われており、特別な支援が必要な幼児への早期支援の必要性が高まっております。

これらを受け、文部科学省においては、特別な支援が必要な幼児が就園している私立幼稚園等に都道府県が助成を行う場合に、その助成額の一部を県に補助することとしております。

県においては、私立幼稚園特別支援教育経費補助金として、特別な支援を要する園児を受け入れる園に対し、職員の人事費等の補助を行っていますが、幼稚園の関係者からは、「補助金を活用するために保護者の同意を得る必要があるけれども、自分の子供がそういう対象であることを親が認めず、申請できないケースがある」と伺っております。

幼稚園等における受入れを支援することは、一人一人の教育的ニーズへの対応や、幼児期の子育て支援の充実の観点から、大変重要なこと

だと考えております。

そこで、私立幼稚園特別支援教育経費補助金の補助実績や課題、それを踏まえた今後の県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 私立幼稚園特別支援教育経費補助金の実績は近年増加しております、令和6年度は、23園76名に係る支援について約3,500万円を補助しております。

特別な支援を要する児童は年々増加傾向にあり、幼児期から一人一人の成長に合わせた適切な教育的支援が求められる中、議員御指摘のとおり、保護者の同意が得られないケースがあると伺っております。

このため、県といたしましては、早期支援の必要性に対する保護者の理解促進のため、幼稚園等や市町村との連携を図るとともに、引き続き、人員配置や教材の充実など、児童受入れのための体制整備に対する支援を行ってまいります。

○日高博之議員 このことについては、県も市町村とか園に任せるんじゃなくて、主体性を持って問題解決に取り組んでいただきたいと思います。

次に、青少年自然の家についてでございます。

青島、むかばき、御池の県内3か所にある青少年自然の家は、いずれも恵まれた自然環境の中にあり、学校はもちろん、家族でも様々な学習や体験ができる施設で、宿泊だけでなく、遠足などの日帰り利用も多く、利用者からは大変喜ばれていますと聞いております。

まず、この青少年自然の家が設置された経緯と、全国の都道府県における設置状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 青少年自然の家は、高度経済成長期に都市化が進んだことから、子供たちが恵まれた自然環境の中で宿泊生活を送りながら、自然体験、集団体験等を通じて、健康で心豊かな人間形成を図ることを目的として、昭和45年より当時の文部省が公立での設置を促してきたものです。

本県では、昭和50年に青島、昭和58年にむかばき、平成3年に御池の3か所に設置したところでございまして、全国では、現在、45道府県が128施設を設置しております。

○日高博之議員 子供たちに様々な体験活動を提供する、すばらしい施設ではありますが、しっかりと利用されなければ意味がございません。コロナ禍では大きな影響を受けたと思いますが、その後どの程度まで回復してきたのか。

また、本県の青少年自然の家は、県の指定管理料で運営しており、利用者の多くを占める高校生以下は宿泊費無料となっているため、利用者数の増減が収支に大きく影響するものではございませんが、充実した体験活動を提供し続けるためには、安定した経営がなされている必要がございます。

そこで、施設の利用者の状況と指定管理における経営状況、あわせて、今後、子供の数が減少していく中、さらなる利用者増に向けた取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 青少年自然の家の利用者数につきましては、新型コロナの影響により、令和2年度以降、大幅に減少しましたが、コロナ禍前に3施設で延べ約13万人であったのに対し、昨年度は約10万人と、8割程度にまで回復しております。

また、経営状況については、指定管理料などの収入と管理に要した経費の収支がおおむね均

衡しており、安定した経営がなされております。

各施設においては、利用者増を図るため、学校や青少年団体等への周知を積極的に行うとともに、それぞれの特徴を生かした魅力的な事業を企画・実施しており、今後とも、教育委員会等と連携しながら、施設の有効活用を図ってまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。コロナ禍前の8割まで回復しているということで、いいかなというふうに思っておりますが、この施設はちょうど運動公園の中にあるんですね。木の花ドームの横、いいところにある。何かもったいなくて、いつもキャンプに来た人が、すぐ近くだったら、あそこはいいなと。なかなかいろいろ制約があると思いますが、サーキュラーフィンに来た人でもいいし、いろんな使われ方があります。今後、検討のほどお願いしたいと思っています。

次に、診療報酬改定についてであります。

物価高騰や人件費の上昇などが続いている影響で、医療機関においては、経営が苦しい状況に陥っていると聞いております。

帝国データバンクの調査では、2025年上半期においては、医療機関の倒産が35件と過去最多のペースで推移しており、全国的に医療機関の倒産が増えております。

このままの状況が続くようであれば、本県の地域医療は大丈夫なのか、今後維持していくのかと強い懸念を抱いております。

医療機関は、診療報酬による収入を基に経営しておりますが、この診療報酬は国が定める単価ですので、物価や人件費が上昇している現在の社会情勢を踏まえて、それに見合ったものにならないと経営が成り立っていないと思いま

す。

そのため、次回の令和8年度に行われる診療報酬改定が大変重要となってきますが、令和6年度診療報酬改定後の現状の認識と、令和8年度改定に向けた県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 令和6年6月に行われた診療報酬改定では、0.88%のプラス改定となりましたが、改定後も物価や人件費の上昇は続いており、医療機関の経営は大変厳しい状況にあると認識しております。

そのため、全国知事会等を通じて、令和8年度の診療報酬改定では、社会経済情勢を適切に反映した改定を行うよう要望しているところであります、私も本年5月に厚生労働省を訪問し、物価変動が適時適切に反映される制度に見直すよう要望書を手渡し、窮状を強く訴えてまいりました。

医療提供体制の維持・確保のためには、医療機関の経営安定が必要不可欠でありますので、引き続き、国への要望や国庫補助制度等を活用した支援に取り組んでまいります。

○日高博之議員 次に、勤務医の時間外・休日労働時間についてであります。

令和6年4月から、勤務医についても時間外・休日労働の上限規制が適用され、その上限は原則年960時間となっております。

その中で、医師をやむを得ず年960時間を超えて時間外労働に従事させる必要がある医療機関は、県から特定労務管理対象機関の指定を受け、上限を年1,860時間とすることが可能となっております。

医師の働き方改革の推進においては、地域の医療提供体制確保との両立も重要であると考えております。

本県における特定労務管理対象機関の指定状況と今後の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○**福祉保健部長（小牧直裕君）** 医師の時間外・休日労働には、地域医療の確保や医師の専門性向上を考慮し、特例水準が設けられており、その適用を受けるためには、県による特定労務管理対象機関の指定が必要です。

本県では、救急医療などの地域医療提供体制の確保のため、現時点で、宮崎大学医学部附属病院、県立宮崎病院、都城市郡医師会病院の3医療機関を指定しております。

この地域医療の確保に係る特例水準は、令和17年度末までの暫定的な措置であるため、県医師会に設けました医療勤務環境改善支援センターを通じた状況把握や個別相談対応、勤怠管理システム等のICT機器整備支援などを通じ、引き続き医師の働き方改革を推進してまいります。

○**日高博之議員** 次に、病床数の適正化についてであります。

医療機関の経営を取り巻く環境は、大変厳しい状況であります。県立病院事業全体の令和4年度から令和6年度の稼働病床利用率は、7割前半で推移しており、経営のさらなる改善に向けて、病床利用率を上げていくことが欠かせません。

特に、県立日南病院がある日南串間医療圏においては、県第8次医療計画に定める基準病床数が739床に対し、既存病床数は885床となっており、病床が過剰な状況にあります。

病床利用率を上げていくためには、病床数の適正化が必要と考えますが、日南串間医療圏における病床数適正化に向けた県の取組について、最後に福祉保健部長にお伺いいたします。

○**福祉保健部長（小牧直裕君）** 日南串間医療圏においては、少子高齢化の進行に伴い、今後ますます医療需要の減少が見込まれております。

このため県では、地域医療構想に基づき、病床の機能分化・連携に関する議論の促進や、病床機能の転換に必要な施設整備の補助など、医療機関の自主的な取組を後押ししてまいりました。また、今年度は、病床数の適正化に取り組む医療機関を支援するため、削減した病床数に応じて給付金を支給する病床数適正化支援事業を実施することとしております。

来年度には次期地域医療構想の策定を予定しておりますので、地域医療構想調整会議を活用しながら、日南串間医療圏の将来を見据えた議論のさらなる促進に取り組んでまいります。

○**日高博之議員** 先ほど県立病院に触れましたが、その経営状況について、病院局長に3問質問いたします。

県立病院は、がんや救急、小児・周産期などの政策医療・不採算医療を担っており、地域医療の最後のとりでとして必要な役割を果たしています。

しかしながら、県立病院を含む保険医療機関は、公定価格である診療報酬により運営されており、光熱費や材料費等の高騰や人件費の上昇の影響を価格に転嫁することができずに、非常に厳しい経営状況にあります。

先日、全国自治体病院協議会が会員病院の令和6年度決算状況を公表いたしましたが、約9割の病院が経常収支の赤字という状況で、特に救命救急センターなど高度急性期あるいは急性期病床を有する病院では、さらに高い数字となっております。

このような厳しい経営状況の下において、本

県の医療の中核を担う県立病院がどのような経営状況にあり、どのように経営改善に取り組んでいるのか、県民の皆様は非常に高い関心を持っているのではないかと思います。

そこで、県立病院の令和6年度の決算見込みの状況と、経営改善に向けた取組について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 令和6年度決算は、純損益で19億6,000万円余の赤字を見込んでおります。これは、前年度と比較して、入院・外来収益は11億8,000万円余增收するものの、費用が物価高騰等により22億1,000万円余増加するためです。

このため、外部コンサルタントを活用した診療報酬制度への適切な対応による収益確保に取り組むとともに、医薬品等の共同購入や病床削減による費用節減等を進めています。

また、今年度からは、新たに高度急性期病床の拡充や臨床検査外部委託の見直しなどを行います。

今後とも、県立病院を挙げて経営改善に取り組み、令和12年度の純損益黒字化、一般会計借入金の償還開始を確実に実現してまいります。

○日高博之議員 確実に実現、響きがすばらしいです。ぜひ実現に向けてお願いしたいと思います。なかなか診療報酬改定が経営を大きく左右する状況は変わりませんけれども、引き続き、全国知事会、病院団体と連携して、知事を中心に、しっかりと国に対して支援を要望していただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、県立病院に対する一般会計繰入金についてであります。

県立病院事業に対しては、一般会計からも令和6年度で81億6,000万円余の繰り出しがされ

ておりますが、先ほど病院局長から答弁があつたように、決算では赤字を計上しているところであります。

県立病院の安定的かつ持続的な経営を確保するためには、一般会計からの適切な繰出金が不可欠であると考えます。

そこで、県立病院事業会計に対する繰出金について、何らかの基準があるのか、またその基準がある場合、その基準に沿ったものとなっているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君） 地方公営企業の経費のうち、政策的な経費や不採算分野の経費につきましては、地方公営企業法上、一般会計等から負担するものとされており、国はその基本的な考え方、いわゆる「繰出基準」を毎年示し、基準に沿った繰り出しの一部に交付税措置を講じております。

県立病院事業会計に対する繰出金は、原則、この基準に沿ったものとなっておりますが、診療報酬では賄えない想定を超える人件費の増や診療材料費の高騰など、基準外の経費についても、地方公営企業法の規定や病院事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要額を毎年度精査の上、繰り出しを行っており、あわせて、これら繰出金に対する地方財政措置の拡充等を国へ強く求めているところでございます。

○日高博之議員 令和6年度には一般会計から50億円を貸し付けているところであり、この返済は経営改革をもって行われなければならぬと思いますので、しっかりと病院事業の経営改善に向けた取組をお願いしたいと思います。

次に、県立病院の運営を支える重要な要素である職員の確保についてであります。

全国的に医療人材の確保は喫緊の課題となっており、看護師、薬剤師など専門職において

は、その傾向が顕著であると認識しております。

また、診療報酬制度においても、人員体制の充実を要件とする加算も多く、経営改善のために必要な人材の確保が重要であります。

県立病院においても、質の高い医療サービスを提供し続けるためには、優秀な人材の確保が不可欠だと考えております。

そこで、県立病院の職員の確保の状況について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院では、高度な専門性を持った医師や看護師、薬剤師など、様々な職種の職員がチームとして高度で良質な医療を提供しており、人材の確保は大変重要であります。

医師は、診療科によってはその数が十分ではなく、あらゆる機会を通じて大学医局に派遣の要請を行うなど、体制充実に努めています。

看護師など病院局採用の職種は充足していますが、近年、採用予定数を充足していない薬剤師につきましては、その確保のため、知事部局と連携し、就職説明会への参加やインターンシップ受入れなどに取り組んでいます。

今後とも、県民が安心して必要な医療を受けられるよう、関係機関等と連携し、安定的な職員確保に取り組んでまいります。

○日高博之議員 薬剤師はどうしたものですかね。こういうことですけれども、安定的な職員確保のほうをお願いしたいと思います。

次に、盛土対策についてお伺いいたします。

盛土規制法については、令和3年7月の静岡県熱海市での盛土崩落による甚大な人的・物的な被害が発生したことを受け、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制し、盛土等による災害から国民の生

命・財産を守るため、令和5年5月26日に施行されました。

これに伴い、県では本年4月に、環境森林部、農政水産部、県土整備部共管による盛土対策課が組織され、5月1日に県内ほぼ全域を規制区域に指定し、運用が開始されました。許可・届出の審査などの取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県では、盛土規制法に関する許可・届出や危険な盛土等の監視などの業務を、盛土対策課において一括して行っています。

具体的には、今後新たに施工を予定している盛土等で、事前相談を受けた235か所について、技術基準に基づき審査するとともに、現在施工中の盛土等として届出のあった553か所について、職員が現地確認等を行い、監視しております。

また、過去に造成された約2,900か所については、コンサルタントに委託して現状を調査し、安全性を確認しているところです。

今後とも、新たに設置した連絡協議会において関係部局等と緊密な連携を図り、県民の生命・財産を守る盛土対策に取り組んでまいります。

○日高博之議員 今の答弁では、盛土規制法の業務を盛土対策課で一括して行うということですが、本県は広く、遠方の方が相談や許可申請などのために県庁まで来るなどの手間がかかる、災害などの対応が迅速にできないなどが考えられます。

そこで、盛土規制の業務において、県民サービスの向上に資する取組をどのように進めているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 盛土規制法

に関する手続については、新たに情報管理システムを導入し、事前相談や許可申請、危険な盛土等の通報などを、遠隔地からでもオンラインで行えるようにしています。

また、県民から出先機関に相談があった際には、盛土対策課とインターネット等を活用して、ワンストップで対応できる体制を整えています。

さらに、日頃のパトロールで危険な盛土を発見した場合や、災害時に被害が発生した場合には、迅速に情報等を収集して現地調査を行い、対策を検討することにしております。

今後とも、市町村や関係団体等と連携を強化しながら、盛土規制法の適正な運用に努めてまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。課を設立して間もないわけですが、3部共管でチームワーク、連携がいいと聞いております。部長、ありがとうございます。そういったことで、しっかりとこれをやってもらいたいというふうに思っております。

次に、建設産業の安定経営についてであります。

近年、本県では、線状降水帯が発生するなど災害が激甚化しており、その初動対応や復旧を担う地域に根差した建設業者の役割は重要なになっております。また、道路や橋梁などの社会インフラの老朽化が進む中、これらの維持管理が急務であり、その存在は地域の安全・安心に直結すると感じております。

しかしながら、近年の物価高騰などにより、建設業界を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いており、加えて、労働力不足や技能者の高齢化も進み、技術の継承、人材の確保・育成にも大きな懸念が生じ、先行きへの不

安の声も聞かれております。

そこで、建設産業の安定経営について、県としてどのように認識しているのか、また、現在の県の取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 建設産業は、資材価格の高騰や時間外労働の上限規制への対応に加え、就業者の高齢化や若年入職者の減少が今後も見込まれるなど、大変厳しい経営環境にあると認識しております。

このため県では、公共事業予算の確保はもとより、適正な利潤を確保できるよう予定価格を設定するとともに、施工時期の平準化に取り組んでおります。

また、若年層や女性をはじめとする将来の担い手確保に向けた取組や資格取得等の支援を行うとともに、週休2日制の拡充など、働きやすい現場環境の整備を進めております。

今後とも、地域に貢献する建設業者が将来にわたって持続的に活躍できる環境整備に取り組んでまいります。

○日高博之議員 建設業は、地域の安全・安心を確保するとともに、地域経済や雇用を支える極めて重要な産業であります。こうした役割を担う地域の建設業が適正な利潤を確保できるよう、最低制限価格の引上げや細やかな設計変更への対応を含めた施策を今後とも進めていただくようお願い申し上げます。

次に、建設現場の熱中症対策についてであります。

近年の異常気象により、夏季の猛暑は年々深刻化しており、特に屋外での作業を強いられる建設現場においては、命に関わる深刻な問題となっております。

現場では、空調のない苛酷な環境で長時間作

業を行う労働者が多く、熱中症のリスクは非常に高い状況です。現場における暑さ対策として、休憩時間や水分補給の徹底、作業時間の調整などが行われていますが、このような対策に伴う作業効率の低下は、工事の遅れや工事費の増加に直結し、結果として、受注企業の収益悪化につながります。

本県では、猛暑日を見込んで、これまでの工期に15日間を加えて発注されると伺っておりますが、それだけでは私は不十分だというふうに感じておるところでございます。

そこで、建設現場における熱中症対策について、さらなる拡充が必要と考えますが、佐藤副知事の認識をお伺いいたします。

○副知事（佐藤弘之君） 近年の気候変動の影響から、全国的に熱中症による労働災害が増加しており、特に屋外での長時間の作業を伴う建設現場におきましては、熱中症リスクが高く、労働環境の改善が喫緊の課題になっております。

私は、県内各地の建設関係団体といろいろ各地で意見交換するんですが、その中でも熱中症対策は必ず議題に上っております。また、そのときに現場も行って、工事しているところも見せていただいております。その中で、新たな装備品等の購入のほか、作業時間の調整、それから休憩時間の確保などにより、作業効率の低下が見られるとの声をお聞きしております。

県では、猛暑日を見込んだ工期設定、労働者の安全衛生を確保するため、熱中症予防のための施設整備等の経費を工事費に計上する取組を行っているところです。

しかしながら、急速に進む地球温暖化の影響で、建設現場を取り巻く環境は年々厳しさを増していることから、夏場の実態をこれまで以上

によく把握して、その実態に応じて熱中症対策のさらなる拡充に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

今後とも、関係団体と緊密に連携し、現場の実態把握に努めるとともに、私の立場も生かしながら、厳しい現場の声を積極的に国に伝えてまいります。

○日高博之議員 阪神優勝、おめでとうございます。少なからず阪神ファンも宮崎県にはいると思いますので、エールを送りたいと思います。

それはそれとして、昨日、西都、西米良で9月の猛暑が観測史上最多であって、これがさらに1か月以上続くであろうという報道がありました。熱中症対策は本当に早急な課題であって、県は国の状況を見るのが、国がやることの後追いというのが大体のパターンですから、そうじゃなくて、県土整備部長、たまには県としてできることを何かやるべきではないかなと思っております。そんな中でも、佐藤副知事が中心になって、しっかりと建設業の暑さ対策をお願いしたいと思います。

次に、河川パートナーシップ事業についてであります。

河川パートナーシップ事業とは、自治会などの団体が県とパートナーシップを結び、実施した草刈り面積や回数に応じて報奨金を支給する事業であり、県ではこれまで、作業の省力化を図るための自走式草刈り機の導入や、物価上昇等も考慮した報奨金の増額を行っていますが、近年の人口減少や高齢化による担い手不足に加え、猛暑日の増加などにより、作業環境は厳しさを増しています。

今年度、負担軽減に向けたさらなる取組として、無線で遠隔操作できる草刈り機導入の検討

が進められており、7月から日向、宮崎、都城の県内3か所で試験施工が実施されたと聞いておりますが、その実施状況と河川パートナーシップ事業への導入に向けた今後の見通しについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 県では、河川パートナーシップ事業に参加される方々の安全性の向上と負担軽減を図るため、無線で遠隔操作が可能な草刈り機の導入を検討しており、日向市など県内3か所で、複数の機種を用いて試験施工を実施いたしました。

実際に操作された方からは、「従来と比べて安全に作業できる」「負担軽減になる」「ぜひ使用したい」といった多くの前向きな意見をいただいた一方で、機種によっては、「パワー不足」「操作には慣れが必要」といった意見もいただいたところです。

今後は、試験施工における検証結果を踏まえ、機種の選定や土木事務所への配備計画、操作マニュアルの整備を進めるとともに、国の交付金など新たな財源の活用を含め、導入に向けて検討を進めてまいります。

○日高博之議員 これは3か所でやって、私も見てはいないんですけども、いろいろ聞きました。パワー不足とありますね。でも一つだけ、500万円ぐらいするのはパワーがあったと言います。意味がないので、高いからといってけちらいで、効果的なものをしっかりと導入していただくことを強く要望したいと思います。

次に、交通インフラの早期整備についてであります。

本県では、昨年8月に日向灘を震源とする地震が発生したところであり、南海トラフ地震が危惧されていることから、このような大規模災害時において「命の道」となる高速道路ネット

ワークの早期整備が大変重要と考えております。

また、本県は、34年連続生産量日本一である杉等の取扱貨物の増加が期待されていることから、細島港への物流ネットワークを強化するためにも、地域経済発展の観点からも、高速道路の整備は大変重要であります。

減税の議論がなされている中にあっても、高速道路整備に必要な予算・財源をしっかりと確保していかなければなりません。県民の悲願である高速道路の一日も早い全線開通が強く望まれます。

そこで、高速道路ネットワークの早期整備に向けた知事の意気込みをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の地域経済の発展や、切迫する南海トラフ地震などの大規模災害に備えるためには、高速道路ネットワークの早期整備が喫緊の課題であると強く認識しております。

私自身、6月には、全国高速道路建設協議会の会長として、大会を終えた後、地方創生や国土強靭化の観点から、高速道路整備が極めて重要であるということを直接官邸等に訴えてまいりました。

これまでの要望活動などの取組によりまして、東九州自動車道清武インターチェンジ付近の3.7キロメートル区間の4車線化がこの冬に完成する見込みとなったところであります。これは、暫定2車線の4車線化事業としては、初めて県内で完成する区間ということになります。着実に整備が進んでいるものを感じております。

また、先月、高千穂町で開催しました九州中央自動車道の地方大会では、3人の高校生から短歌が披露され、高速道路整備への願いを込め

て、「未来広がる」「命をつなぐ」「人集まる」と、動詞を効果的に活用して力強いメッセージが歌われておりますし、こうした熱い思いや勢いというものを今後の高速道路整備に結びつけていきたいと強く感じたところであります。

今後とも、県議会をはじめ関係者の皆様と連携しながら、必要な予算確保を国等に対して強く要望するなど、高速道路ネットワークの早期整備に全力で取り組んでまいります。

○日高博之議員 清武インターチェンジ付近の3.7キロメートルの4車線化、これは本当に知事の成果だと思います。こういうのは大体アピールが弱い、足りない。広報戦略室というのがありますよね。広報戦略室に職員が、室長までおるわけですから、もっとしっかりとやるようにお願いしたいと思います。

この間、東京に行ってきました、道路局長にお願いしました。九州中央自動車道、3桁予算をお願いしたいと。本当に冗談じゃないと、40億円ぐらい足りないと。100億円つけていかないといけないということをお願いしましたので、佐藤副知事、ひとつ阪神だけじゃなくて、そちらもよろしくお願いしたいと思っております。

次に、公私立高等学校連絡協議会についてであります。

令和8年度から予定されている高校の授業料無償化により、進学における選択肢の幅が広がり、公私競争が激しくなることで、お互いが切磋琢磨し、より魅力ある学校づくりがなされることが期待されます。

一方で、少子化に伴う生徒数の減少、社会環境の変化に伴う教育ニーズの多様化、学力の低下など、本県の教育を取り巻く問題も多く残さ

れております。このような山積する課題について、公私が共通の課題として認識し、中長期的な視点を持って課題解決に取り組んでいくことが重要であると考えます。

県では毎年、公私立高等学校連絡協議会において、本県高校教育における諸課題について協議を行っており、その在り方について、これまでも何度か質問させていただいたところであります。

昨年12月には、初の試みとして、公立と私立の意見交換会も実施されたと伺っております。

そこで、本県高校教育における諸課題を検討するに当たり、宮崎県公私立高等学校連絡協議会をどのように活用していくのかについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 少子化が加速する中、進展するＩＣＴ化への対応や不登校生徒の増加など、本県教育を取り巻く環境はますます複雑化しており、課題解決のためには、公立学校と私立学校が連携し、互いに切磋琢磨しながら取り組んでいくことが重要であります。

このため、今年6月に開催した宮崎県公私立高等学校連絡協議会において、高校無償化の影響や地域における教育機会の確保など、今後の教育の在り方を考える上で重要な課題について、積極的な議論を行ったところです。

今後とも、本協議会において、公立学校、私立学校がそれぞれの魅力を高め、多様な学びや学力向上を含めた本県教育のより一層の活性化につながる議論ができるよう取り組んでまいります。

○日高博之議員 ぜひ言ったとおりにやってください。お願いします。

あと、公私との意見交換会は、日隈副知事、

出ておられますね。教育長も出ますね。ということで、しっかりと本音をそこで探って協議会に挑んでいただければスムーズにいくのかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、公立学校施設の整備についてあります。

国においては、その機能や目的に応じて、主に2つの補助事業があります。1つは、公立小中学校等の施設を新築・増築する際に活用される公立学校施設整備費負担金、もう1つは、建物の老朽化対策や防災機能強化あるいはトイレの改修など、既存施設の環境改善に特化する学校施設環境改善交付金であります。

令和7年度当初予算においては、学校統合などによる新增築事業の全国的な増加により、前者の公立学校施設整備費負担金の割合が大きくなつた一方、後者の学校施設環境改善交付金の予算が圧縮された影響を受け、県内においても採択が見送られ、工事に着手できずに支障が出ている自治体もあると伺っております。

そこで、県内における当該交付金の採択状況はどうなつているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県におきましては、8月末現在、公立学校施設整備費負担金は、2事業の申請に対して、2事業とも採択されておりますが、学校施設環境改善交付金は、52事業の申請に対して、27事業が採択、25事業が保留となっております。

保留になった事業につきましては、県として引き続き国へ要望を行つてあるところであります。

○日高博之議員 ただいまの答弁で、県内の学校施設整備において、交付金事業の約半数が採択保留となっているという厳しい現状である

ことが分かりました。

文部科学省は本交付金について、「各自治体からの需要の高まりを受け、優先すべきところを判断し、予算の範囲内で採択した」とのことですが、今後の計画的な学校施設整備そのものに支障を来すものと強く懸念しております。こうした現状に対し、県として今後どのように取り組まれるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 学校施設環境改善交付金の採択につきましては、全国的に同様の状況にありますことから、全国都道府県教育長協議会が本年5月に、文部科学省に対しまして、必要な財源の早期確保を求める緊急要望を行つたほか、私も文部科学省に直接出向き、同様の要望を行つたところであります。

また、各市町村の教育長や担当者と意見交換を行い、現状と今後の事業進捗について共有を図っております。

なお、文部科学省からは、今後、補正予算において必要な予算総額の確保を目指すとの説明を受けておりますので、国の動向を注視しつつ、市町村と連携し、事業の円滑な実施に向けて取り組んでまいります。

○日高博之議員 お願いいたします。これは面白いですね。逆に学校施設環境改善交付金が必要なんですね。というのは、建物の老朽化対策、それに防災機能強化、よく公明党が学校の体育館にクーラーを入れると言いますね。そんなこともあつたりとか、いろいろ防災を、じゃ避難所はどうするかとか、うちの娘に聞いても、トイレも全然まだ洋式になつていないとか言つたりもしていますし、この辺は知事会あたりでやってもいいぐらいの大きな話になるのかなと思っていますので、しっかりとこの辺の予

算獲得は喫緊の課題と思って、子供たちの教育環境の充実というのは非常に重要なので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、インクルーシブな学校運営モデル事業についてでございます。

小林市にあります小林こすもす支援学校の小学部、中学部、高等部は、それぞれ東方小、東方中、小林高校の中に設置されており、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流が日常的に行われております。

私も以前、委員会で見学したことがあります、すばらしい教育環境にあるなと思っております。生徒もすばらしいなと思いました。生徒もはきはきして、挨拶もすばらしいというふうに思っています。

これらの学校では、障がいの有無にかかわらず一緒に授業を受けられる新しい指導体制の構築を目指して、これまでの交流をさらに発展させた研究として、インクルーシブな学校運営モデル事業に取り組まれていると聞いております。

そこで、インクルーシブな学校運営モデル事業の取組状況と成果について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本事業は、小林市の東方小・中学校、小林高校及び小林こすもす支援学校をモデル校としまして、インクルーシブ教育に精通している方を採用し、音楽や体育の合同授業を通して全児童生徒への学習支援や指導体制の在り方を検証しております。

本事業に取り組み2年目になりますが、各学校の教育課程の目標をそれぞれに達成することができており、「障がいの有無に関係なく学び合えた」との児童生徒の声や、「生徒同士の教え合いが見られた」との教師の感想が寄せられ

ております。また、小林市教育委員会からも、「他の学校へも広げていただきたい」との要望をいただいております。

県教育委員会では、事業の効果を詳細に検証し、インクルーシブ教育のさらなる充実につなげてまいります。

○日高博之議員 もちろん充実、これは相当前にも歴代教育長がそんなことを言っていたような気がするんです。やっぱり実行性がないと、ただ検討しますでは始まらないわけですから、インクルーシブな教育の充実は非常に重要な位置づけだというふうに思っておりますので、これはモデル事業ですから、モデルを早く見つけてやっていただきたいと思います。

次に、教職員による児童生徒性暴力等の根絶に向けた取組についてでございます。

令和4年4月1日付で「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、令和6年6月26日には「こども性暴力防止法」も公布されております。

法の制定を受け、子供を性暴力から守るため、様々な対策が各県で行われていると思いますが、そのような中、本県では5月下旬に、昨年度に起きた教職員によるわいせつ事案に関して、県教育委員会から公表があり、大変ショックを受けたところであります。

教職員による児童生徒への性暴力は、児童生徒等や保護者からの信頼が損なわれるだけではなく、学校教育全体の信頼が毀損されることとなり、断じて許されるものではありません。

そこで、教職員による児童生徒性暴力等の根絶に向けて、県教育委員会としてどのような取組をしているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 教育委員会では、

児童生徒への性暴力等により教員免許状が失効していないかなど、国のデータベースを確認した上で、臨時の任用職員を含む教職員の採用等を行っております。

また、教職員のコンプライアンス意識を高めるために、セルフチェックや個別面談等を実施するとともに、特定の児童生徒とのSNSによるやり取りなど、不適切な行為に対しても処分対象にするなど、懲戒処分基準の一部改正を行っております。

さらに、未然防止・早期発見を図るために、私的端末による児童生徒等の撮影を行わないことや、児童生徒及び保護者に対する相談窓口の周知を図るとともに、盗撮リスクの排除に向けた施設の定期点検や校内環境の整備などを行うよう具体的に指導しております。

今後も、教職員による児童生徒性暴力等の根絶に向け、組織を挙げて取り組んでまいります。

○日高博之議員 こういったニュースを聞くと、何か心が痛くなりますよね。ですから、そういったコンプライアンスというものは、校長先生と周りとのチームワークみたいなのが重要だと思いますので、ぜひその辺を教育委員会は小まめにやっていただければと思います。

教育委員会というのは、いつも遅い、スピード感がないというレッテルみたいなのが貼られていますので、しっかりとその辺もスピード感を持つべきところは持つということで、いろんなことを教育全般に言ってきましたけれども、それをやっていただきたいなと思います。

児童生徒への性暴力根絶に向けて、今後とも充実を図っていただきますことをよろしくお願いしたいと思っております。

次に、学校における女性管理職の登用状況に

ついてでございます。

近年、社会全体で女性の活躍が求められており、多様な視点を教育現場に取り入れるためにも、女性も校長や教頭などの管理職として活躍できるようにする必要があると考えます。

本県の現状を見ますと、令和2年度までは、女性管理職の割合が10%未満であったものが、徐々に増えてきている状況にあるものの、全国と比べて、依然として女性管理職の割合は十分に高いとは言えません。

女性教員の割合が全体の5割以上を占める中、優秀な女性教員がその力を管理的な立場で発揮するための組織づくりは重要ではないかと感じておるところでございます。

そこで、公立学校における女性管理職の登用の現状とその推進への取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 公立学校の女性管理職の割合は、令和6年度全国平均が24.9%に対し、本県は17%となっております。令和7年度は20%に増加しておりますが、全国的には依然低い状況にあります。

これまで管理職の候補となる教務主任など、学校運営の核となるポストへ女性を積極的に登用する一方で、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組として、本人が希望する赴任地を考慮するエリア昇任制度を導入しております。

教育委員会では、今後とも、より多くの女性職員が管理職を目指せるよう、働きやすい職場環境づくりなど、働き方改革をさらに進めてまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。無理して管理職に女性をというのも、逆に女性も大変精神的にきつい部分もあるのかなと、実際、声として聞きました。だから、これについ

ては、本当に希望する人が必然的に増えてくることが望ましいですよね。教員になってよかったですなという女性がそこでもう一ランク上に上がって、教育をしっかりと見守りたいとか教育推進に努めたいと思う、そういった人材発掘をやることが非常に重要だというふうに思いますので、ぜひとも頼みます。よろしくお願ひいたします。

次に、企業局の経営状況についてでございます。

本県では、昭和13年から豊富な水資源を活用した水力発電に取り組み、現在、14の水力発電所を運営しており、脱炭素社会に貢献していくためにも、将来にわたって安定した経営が重要であると考えます。

こうした中、企業局では昨今、事業環境の変化に対応するため、令和7年7月に企業局経営ビジョンを改定したところです。

一方で、事業開始から80年以上が経過し、老朽化した施設の更新も必要となっており、現在は、綾第二発電所の大規模改修工事等により、令和4年度以降、赤字が続いております。

再生可能エネルギーへの期待がますます高まる中、企業局の基幹事業である電気事業の経営見通しについて、企業局長にお願いいたします。

○企業局長（松浦直康君）　企業局の電気事業は、発電量が最も大きい綾第二発電所の大規模改修工事に伴う発電停止や改修費用により、近年、赤字を計上しておりますが、綾第二発電所については、改修後、20年間は、F I T制度により、現行の約2倍の単価で売電できることとなりますので、長期的には安定した経営が維持していくものと考えております。

また、九州電力との長期売電契約が本年度で

満了することから、令和8年度以降の売電先の決定に当たっては、高い競争性を確保するため、入札による売電を検討しております。

企業局としましては、経営ビジョンに基づき、今後とも、計画的に施設の更新を行いながら安定した収益を確保し、健全経営の維持に努めてまいります。

○日高博之議員　ありがとうございます。

最後になります。次に、知事の政治姿勢2.0についてであります。

私は、これまでの一般質問等で、知事のリーダーシップについて再三再四伺ってまいりました。私も、経験豊富な県政のトップである河野知事に何度も繰り返すのは失礼ではないかと思いつつも、言わずにはいられない感情を抑え切れないものがありますので、今回は期待を込めて、進化系2.0、バージョンアップした形で質問いたします。

河野知事は、行政経験も豊富で手堅く、国とのパイプも太く、地方創生や人口減少など、国とリンクさせながら県政を進めていること、また冷静に判断する姿勢は、県民から一定の評価を得ていると思います。

一方、新しいビジョンや大改革よりも、安定的に現状を維持する傾向が強いため、県民には物足りなく映ってしまいますので、県民へのメッセージの発信が弱い点が課題と分析しております。

知事として自分が何をしたいのか、県民に、夢や将来像をもっと分かりやすく、強いメッセージを発信すべきではないかと思います。

例えば、現在、県が取り組んでいる日本一挑戦プロジェクトについて、県民の認知度はどうなのか。県民、特に若者に本当に刺さっているのか。恐らく詳しい内容を知らない人はかなり

おると思います。この日本一挑戦プロジェクトという名称自体知らない人もかなりおると思います。

知事が就任されたときに打ち出した100万泊県民運動は、政策としては分かりやすかったし、県民に響いたと私は思っております。

こうした、県民に夢や希望を与え、県民が共感できるような強いメッセージを打ち出すことが、知事の役割、使命だと思いますが、知事の考え方をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 貴重な御指摘に感謝を申し上げます。

県政のかじ取りを担うトップリーダーには、将来を見据えたしっかりとビジョンを描く構想力、そしてそれを確実に実行していく実行力が求められると考えておりますが、御指摘のように、それらと同様に、県民の皆さんに分かりやすく心に響く形で情報を届ける発信力も非常に重要な要素であると考えております。

これまで「対話と協働」という政治姿勢の下で県民の皆様と向き合い、思いや考え、内容を分かりやすく丁寧に発信することを心がけてきたところでありますが、メッセージが弱い、もっと大胆なビジョンを、そして改革をというような御指摘もいただいたところであります。

日本一挑戦プロジェクトにつきましても、例えグリーン成長のような課題について、再造林日本一を目指そうと、関係団体がしっかりとその方向に向いて大きく動き出したというものもあれば、そうでないものもある。やはりこれは県だけで行うものではなしに、市町村、関係団体、そして県民が問題意識を共有して進んでいく必要があるわけでありまして、メッセージの発し方、そして事業の展開の仕方、いろいろ工夫が必要になるということを、改めて今御指

摘を伺う中で感じたところであります。

今後さらに、どのようにすれば県民の皆様の心に深く届くかを強く意識しながら発信し、県づくりに向けた思い、また本県が目指すべき方向性をしっかりと県民の皆様と共有できるよう努めてまいります。

○日高博之議員 ただいま知事の言葉をいただきましたが、県民に夢や希望を与えるような強いメッセージを出していくためには、知事自身が変わらなければならないと思います。能ある鷹は爪を隠すと言いますが、いつまでも隠しているわけにはいきません。むしろ出すべきだと私は思っているところでございます。政治家、河野俊嗣に重心を置くべきであります。

我々自民党は、河野知事を4期連続で知事選挙で推薦してまいりました。現状のままであると今後どうなるか、はっきり言って分かりません。知事は現在4期目、長期政権になると挑戦心が薄れていると思われることがあるかもしれません。変化がないことに対して県民の不満が募らないよう、県民と一緒によりよい宮崎県をつくっていく姿勢がより一層大切だと思います。なぜかというと、選挙のたびに組織選挙、これが通用しなくなるんです。だからこそ、県民にもっと向き合って施策を進めていく必要があると思います。

知事は調整型ではありますが、合意形成を重んじるあまりに、決断が遅いイメージがあります。私は時に、完璧さを手放すことも大事だと思います。今こそ安定型から県民と共に汗をかく共感型へ変化する、新しい知事像を描くべきではないでしょうか。

最後に、河野知事が新しい知事像をどう考えているのか、知事の目指すものをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 貴重な提言をいたしましたことに、まずは感謝を申し上げます。

「対話と協働」の姿勢を心がけ、様々な県民の皆様と接する中で、激励の言葉でありますとか、例えばお褒めの言葉というものは伺うことがあるわけですが、批判的な言葉、もっとこうしたらしいんじやないかというような御指摘というのは、なかなか直接、面と向かっては伺うことができない。県民の間にある様々な声を、今、県議の言葉を通じて、しっかりと受け止めたところでございます。

今後、自分として、不易流行という言葉がございますが、変わらず大事にしていくべきものと、どんどん変えていくべきもの、そしてもつとアピールしていくべきものがあるのではないかと、その見極めが非常に重要ではないかということを感じております。

改めて、私自身の政治姿勢を見詰め直す上で、大変重要なメッセージを受け止めたというふうに考えておりまして、共感して汗をかく共感型という言葉がございました。決して知事室にどんと座って仕事をしているだけではない、現場に足を運んでいろんな県民の皆様と共に仕事を進めてきた、そういう思いもあるわけであります、その発信の仕方も含めて、またこれはもっともっと汗をかいて心に刺さるメッセージを届けていく、そういう姿勢をもって、2.0という表現もございましたが、自分なりにさらに脱皮していく、そういう思いで精進し、また進化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○日高博之議員 正直こういうことは私も言いづらいんです。だけど、申し訳ないけれども、言わないといけないわけですよね。大体職員が言うわけないですから。

それで、令和8年度予算の打ち出し方は、今後、県政を占う上で、大きな局面を迎えると思います。総務部長、財政課長、答弁は要りません。心の中に手を当ててみれば分かるでしょう。聖域に踏み込む、従来の殻を打ち破るような県民共感型の予算でなければなりません。

知事の新しいリーダーシップ像、知事が先頭に立ち、強いリーダーシップを発揮していただきますよう期待を込めて代表質問を終わります。以上です。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、代表質問、議案第24号の委員会付託及び常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時56分散会

9月11日（木）

令和7年9月11日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員(33名)

2番	永山 敏郎	(県民連合立憲)
3番	今村 光雄	(公明党宮崎県議団)
4番	工藤 隆久	(同)
5番	山内 いっとく	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山口 俊樹	(同)
7番	下沖 篤史	(同)
8番	齊藤 了介	(同)
9番	黒岩 保雄	(同)
10番	渡辺 正剛	(同)
13番	外山 衛	(同)
14番	脇谷 のりこ	(未来への風)
15番	松本 哲也	(県民連合立憲)
16番	坂本 康郎	(公明党宮崎県議団)
17番	重松 幸次郎	(同)
18番	野崎 幸士	(宮崎県議会自由民主党)
19番	佐藤 雅洋	(同)
20番	内田 理佐	(同)
21番	川添 博	(同)
22番	荒神 稔	(同)
23番	日高 博	(同)
24番	福田 新一	(同)
25番	本田 利弘	(同)
27番	岡師 博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷 恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本 英雄	(自民党同志会)
30番	岩切 達哉	(県民連合立憲)
31番	中野 一則	(宮崎県議会自由民主党)
33番	安田 厚生	(同)
34番	坂口 博美	(同)
35番	山下 寿	(同)
36番	山下 博三	(同)
37番	二見 康一	(同)
39番	日高 陽一	(同)

欠席議員(1名)

32番	濱砂 守	(宮崎県議会自由民主党)
-----	------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野 俊郎	嗣郎之文	收彦	明仁	次仁	春人	優也
副知事	日隈 弘正	俊郎之文	收彦	明仁	次仁	春人	優也
総合政策部長	佐川 北東	隈弘正	俊郎之文	收彦	明仁	次仁	春人
政策調整監	大田 中田	北東	隈弘正	俊郎之文	收彦	明仁	次仁
総務部長	田津 牧倉	中田	北東	隈弘正	俊郎之文	收彦	明仁
危機管理統括監	小長児 玉	牧倉	北東	隈弘正	俊郎之文	收彦	明仁
福祉保健部長	長児 玉	玉	北東	隈弘正	俊郎之文	收彦	明仁
環境森林部長	桑山 浩憲	烟	東	隈弘正	俊郎之文	收彦	明仁
商工観光労働部長	平松 吉正	下山	中田	隈弘正	俊郎之文	收彦	明仁
農政水産部長	吉池 吉	桑山	牧倉	北東	隈弘正	俊郎之文	收彦
国土整備部長	平川 居秀	平松	浩憲	正榮	文直久	幸達	秀一
宮崎国スポ・障スポ局長	佐野 美奈子	吉池	吉	隈弘正	俊郎之文	收彦	明仁
会計管理者	川佐 健司	吉	吉	隈弘正	俊郎之文	收彦	明仁
企業局長	田居 一	平川	佐野	隈弘正	俊郎之文	收彦	明仁
病院局長	居秀 美奈子	佐野	佐野	隈弘正	俊郎之文	收彦	明仁
財政課長	池田 健司	吉	吉	隈弘正	俊郎之文	收彦	明仁
教育課長	居秀 一	平川	佐野	隈弘正	俊郎之文	收彦	明仁
警察本部長	居秀 美奈子	佐野	佐野	隈弘正	俊郎之文	收彦	明仁
代表監査委員長	佐野 健司	佐野	佐野	隈弘正	俊郎之文	收彦	明仁
人事委員会委員長	佐野 健司	佐野	佐野	隈弘正	俊郎之文	收彦	明仁

事務局職員出席者

事務局長	川畠 敏彦	彦通	史人
事務局次長	久保範博	史人	司友
議事課長	菊池耕信	信	友
政策調査課長	西久保史	史	友
議事課課長補佐	古谷耕信	信	友
議事課議事担当主幹	田鶴 彩	彩	友
議事課主任主事	前鶴 彩	彩	友

◎ 代表質問

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、代表質問、議案第24号の委員会付託及び常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、公明党宮崎県議団、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。公明党宮崎県議団の重松幸次郎です。まず、傍聴に来ていただいた皆様、そしてネット中継を御覧いただいている皆様に感謝を申し上げます。通告に従いまして代表質問を行いますので、知事をはじめ関係部長の明快な答弁をお願いいたします。

9月7日の夕方、石破政権退陣の報道が飛び込んできました。政権与党の一翼を担っている党として、齊藤代表は「大変残念だ。これから自民党総裁選になるが、政治空白を招かないようお願いしたい」とコメントしております。

さて、質問に関連して、7月に行われました第27回参議院選挙について、公明党の見解を述べさせていただきます。

「我が党は、選挙戦を通じて「物価高の克服」、「社会保障の充実」を訴えてまいりました。物価高の影響から国民生活を守るために減税と給付をはじめ、物価上昇を上回る賃上げ、日本版・政府系ファンドによる財源創出など、お約束した政策の実現に全力を挙げ、公明党及び公明候補に投じていただいた貴い一票一票に込められた期待に応えてまいります。また、他者を排除し分断をあおる社会とならないよう、この国に生きる全ての人が安心と希望を持って暮らせる平和な社会を築いてまいります」と党

の声明で申しております。

また一方で、様々な角度から選挙結果の分析や総括が議論され、多党化が進む中で重みを増す公明党の役割を述べてますが、7月22日付毎日新聞の社説では、「衆参両院で過半数の勢力がなくなった今、野党各党が国政に負う責任も一層重くなる」、「これまでのように財源確保の責任を与党に丸投げするようでは、国民への責任を果たすことにはならない」とした上で、「長期的な課題について、党利党略にとらわれず、超党派で協議する場を設けることも重要だ」、「政治が機能不全に陥らないための知恵を、与野党双方が出し合う時である」と、このように指摘しております。

衆参両院で与党が過半数を割り、多党化が進む中にあって、合意形成の要役を自負する公明党の役割は一段と重みを増しているとの論調を貫いてまいりたいと考えております。

さて、そこで質問に入ります。昨年末の衆議院選挙、また7月の参議院選挙の結果を踏まえ、今後の国政の在り方と、地方行政への影響をどのように考えておられるのか、知事の御所見を伺います。

以上を壇上からの質問とし、以下の質問は質問者席から伺います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えします。

昨年の衆議院議員総選挙、そして今回の参議院議員通常選挙は、長引く物価高や国際情勢の不安定化など、国内外の社会経済情勢が複雑化し困難な状況にある中、国民の皆様が抱える様々な不安や変化への期待が反映された結果であると認識しております。

こうして与党の議席数が衆参両院で過半数を下回り、複数の政党が議席を伸ばすなど国会の

多党化が進んだことで、より幅広い意見の集約や政策決定過程の透明化が図られるといった側面がある一方、予算案や重要法案、政策ごとに与野党間の調整が求められ、国の意思決定に時間を要することなどが懸念されております。

このような国政の状況の下では、地方行政においても、財源の安定確保や国との連携などに關して、これまでと同様の見通しを持って政策を進めることができ難しくなることも考えられます。

物価高や人口減少をはじめ、持続可能な社会保障、防災・減災、国土強靭化、激変する国際情勢など、困難な課題が山積している中では、国政や県政の停滞は許されず、国民や県民の生活に影響が及ばないよう、しっかりと対処することが政治の責務であります。

特に現在、冷戦後の国際秩序が大きく揺らぎ、極めて厳しい安全保障環境にある、そのような強い緊張感も大事であろうかと考えております。このような国内外の混沌とした情勢に対応するためには、対立ではなく、対話と協調による政治の安定が何より重要であると考えております。

私としては、今後の国政の動きを常に注視しながら、九州地方知事会における会長、また全国知事会における地方税財政常任委員長という立場も最大限生かしながら、県民の生活や県政が後退することのないよう的確に対応してまいります。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 御答弁ありがとうございます。まさに厳しい国際情勢の中で、経済、社会保障、そして外交や防衛、防災など、国を守る課題は山積しており、分断よりも協調、そして合意形成と政治の安定が今ほど重要なときはないと考えます。国会だけの議論ではなく、全

国知事会や行政機関との連携強化を地方議会からも発信し続けることを共に尽力していくべきと痛感しております。

さて、昨日、山下議員から減税に対する質問がありました。党代表の立場で私も質問させていただきます。

今回の参議院選挙で争点となりました、社会保障費の財源である消費税の減税や廃止論のほか、ガソリン暫定税率については、廃止そのものは合意済みですが、具体的な廃止時期はまだ検討中であります。廃止が実現すればガソリン価格が下がり、家計の負担が軽くなるほか、物流や運送業などにおけるコスト削減も期待されます。ただし、税収減によって道路整備などに使われる財源が不足するおそれがあり、慎重な議論が必要です。

消費税減税やガソリン暫定税率廃止の是非をめぐり、各党の論調を知事はどうに受け止めているのか、ガソリン暫定税率の廃止及び消費税の減税と廃止に対する知事のお考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） いわゆるガソリン暫定税率による税収は、その約3分の1が地方の財源であります。地方の道路整備や維持管理、老朽化対策等にも充てられる重要な財源となっております。

また、消費税は、税収の約4割が地方の財源であります。高齢者医療や介護、子育てといった諸施策を支える極めて貴重な財源となっております。

物価高に苦しむ国民の負担軽減の在り方を検討することは大変重要であると考えますが、減税を議論する上では、これらの行政サービスを提供している地方への影響等を十分に考慮する必要がある、また、先進国の中で最悪と言われ

る我が国の財政状況にも目を向けていく、緊張感を持つ必要もあるうと考えておりますて、恒久的な代替財源の確保を前提にするなど、将来世代への負担にも十分配慮の上、国として責任ある議論を丁寧に進めていただく必要があると考えております。

私は、全国知事会の地方税財政常任委員長として、これらの地方の懸念を提言に取りまとめ、政府・与野党へ要請を行ってきたところでありますて、引き続き、減税が地方の行財政運営に影響を及ぼすことがないよう、時期を捉えて国へ強く訴えてまいります。

○重松幸次郎議員 おっしゃるとおり、消費税は、年金、医療、介護、子育てといった社会保障を支える重要な安定財源として不可欠であります。物価高対策のために一時的に税率を下げるとは適切ではないというのが公明党の考え方であります。

そもそも消費税率の引上げは、与党だった民主党の呼びかけに、野党だった自民・公明の両党が応じ、社会保障と税の一体改革として2012年に合意しました。立憲民主党の野田代表は当時首相であり、安定財源としての重要性を十分に認識しているはずであります。「それを覆すのは信義に反する」という川上麗澤大学教授の批判はもっともだと感じております。

しかも短期的に税率を上げ下げすれば、その都度、レジスターインボイスソフトなどの改修が必要となり、事業者に多大な負担を与え非効率だと思いますし、買い控えや買いだめといった混乱も生じかねない。「下げた税率を予定どおりに元に戻すのは極めて難しい」と、8月4日付朝日新聞の指摘さえあります。

主要国の消費税率を見れば、イタリア22%、ドイツ19%などと比べると、日本の10%は最も

低い。一方で、食料品等の軽減税率は、英国0%、フランスは5.5%と低く、日本の8%は最も高い水準です。こうした点を踏まえ、社会保障と税の一体改革の精神に基づき、福祉的な観点で軽減税率の引下げを議論し、また地方交付税の恒久的な財源にすべきだと我が党は考えます。今後の国会審議において、慎重な議論を注視してまいります。

次は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポについて伺います。

いよいよ本番大会が国スポは2年後の9月26日から始まるに当たり、来年5月からは競技別リハーサル大会が行われます。

リハーサル大会は会場地市町村が主体となって運営するもので、実施に当たり、県は会場地市町村を支援するものと伺いました。

そこで、宮崎国スポのリハーサル大会に向けた県としての取組状況を、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 国スポのリハーサル大会は、本大会に向けて競技会運営能力の向上や機運醸成を図ることを目的に、会場地市町村と競技団体が協力して実施するもので、本大会の前年度である令和8年度から9年度にかけて開催されます。

県では、リハーサル大会運営に係る市町村の経費負担の軽減を図るため、補助制度の創設を進めており、現在、市町村や競技団体への調査やヒアリングを通して、補助対象となる競技運営経費や競技用具等の検討を行っているところです。

また、競技会の円滑な運営のため、競技役員の養成補助や競技補助員の確保に取り組んでおります。

今後とも、万全の体制で本大会を迎える

よう引き続き支援してまいります。

○重松幸次郎議員 本番の無事故、大成功につながるように、準備と会場地への支援をよろしくお願ひいたします。

そして、令和9年9月開催まで、ちょうど2年となりました。メイン会場となる宮崎県山之口陸上競技場（KUROKIRI STADIUM）をはじめ、宮崎県初の屋内公認プールが誕生し、新県体育館の完成を待つのみであります。本県が開催する正式競技数は、国スポが37競技、障スポが14競技で、3万人近いアスリートが集結することが予測されます。まさに「スポーツランドみやざき」を標榜できる絶好のチャンスが到来いたします。

そこで、昨日もありましたが、宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けた、競技力向上に対する知事の意気込みを伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 昨年度の佐賀国スポでは、天皇杯順位の目標を20位と定めて取り組んでまいりましたが、団体競技の不振等もあり、32位という結果がありました。

このことを受け、競技団体ごとに対策会議を行い、目標得点や強化計画等を再検討した上で、宮崎国スポで少年種別の主力となるターゲットエイジのさらなる強化を行うとともに、本県出身のふるさと選手や高い競技実績を有する選手の一層の確保など、全ての正式競技における競技力の底上げに取り組んでいるところであります。

前回の宮崎国体での天皇杯獲得が県民に大きな感動を与え、現在の「スポーツランドみやざき」の礎となりましたことから、宮崎国スポに向けて高い目標を掲げて競技力向上を進めていくことは大変重要であると考えております。

現在、既に滋賀国スポの様々な競技が展開し

ております、厳しい戦い、選手の頑張りには心を打たれるものがありますし、この奮闘というものは、必ずや2年後の本大会、そしてさらなるスポーツの振興につながっていくものと確信しております。

今後とも、2度目の天皇杯獲得という高い目標に向かまして、官民一体となり、全力で取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 力強い意気込みと、将来にわたってのスポーツランド構想が期待できます。部局横断しての大成功を願っております。

関連して伺いますが、知事はスポーツ観光プロジェクトを掲げ、世界レベルのキャンプ・大会の戦略的誘致や、戦略的・計画的なハード整備、また、県内全域のスポーツ環境の充実に取り組まれております。

コロナ禍からの本県観光の回復は道半ばと伺っておりますが、知事が先頭に立ち、本県の恵まれたスポーツ環境を生かしつつ、国内外からの誘客を図り、宮崎県の魅力発信と観光振興に結びつけることが重要です。

そこで、本県観光がコロナ禍から回復する中、さらなる発展に向けて今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 全国的には観光需要が大きく拡大し、コロナ禍前の水準を上回る中、本県においては、いまだ回復途上にあるものと考えております。

こうした中、私自身も海外でのトップセールスなどを通じて、国際定期便の台北線の再開やソウル線の本県初となるデイリー運航、また、ドイツ・イギリス陸上競技代表の新たな合宿受入れなど、海外からの誘客促進につなげてまいりました。

現在、合宿を行っておられますドイツ、イギ

リスそれぞれの陸連の関係者と意見交換を行いましたが、彼らからは、宮崎の合宿環境はパフェクトだという非常に高い評価をいただきていることに大変手応えも感じましたし、それをしっかりと今後とも生かしていきたい、そういう思いでございます。

さらには、10月に本県で初めてツール・ド・九州を開催するほか、国スポ・障スポに向けて世界基準で整備を進めているスポーツ施設では、今後、国際大会の開催も期待されております。

昨年、サンマリンスタジアムでは、初の音楽イベントとなりました「ひなたフェス」において、関連イベントを通じて多くの皆様に県内を周遊していただき、こうした新たな取組にも手応えを感じております。

今後とも、充実したスポーツ環境をはじめ、食、神話などの強みをさらに磨き上げ、「宮崎でしか味わうことができない感動や体験を提供するなど、国内外から選ばれる観光地域づくりを進めながら、本県観光の発展に全力を尽くしてまいります。

○重松幸次郎議員 夢と希望あふれるスポーツ観光をしっかりと成長させ、本県観光のさらなる発展を期待しております。

農産物の国内消費拡大について伺います。

昨日は山下議員から、県産品の輸出拡大を見据え、知事のトップセールスに期待された質問がありましたが、全く同感です。また、人口減少に伴い国内消費が減少する中、日本の農林水産業を守ることにつながります。あわせて、国スポ・障スポの来県を機に、先ほどの観光振興とコラボして、宮崎の農畜水産物などを積極的にPRすることも重要だと考えます。

さらに、宮崎の食材のブランド力を発信し、

国内消費拡大に期待するところですが、本県の魅力ある農産物の認知度向上に向けた取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県では、宮崎牛やマンゴーなどの農産物について、おいしさや健康等を視点にブランド品目として認定し、生産者や関係団体と一体となって認知度向上に向けた取組を進めております。

具体的には、複数の量販店や飲食店等でのフェアやイベントに加え、パッケージに有名キャラクターを掲載した商品の販売など、子供を含めた幅広い層へのPRを取り組んでいます。

また、店舗等でQRコードを読み込むことにより、農産物の特徴や魅力が表示されるスタンプラリーの実施や、SNSによる旬を迎えた農産物の情報発信など、新たな情報伝達手段を用いたPRをスタートしたところです。

今後とも、国スポ・障スポなど、集客が期待できる様々な機会も捉えながら、本県農産物のさらなる認知度向上に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 安全・安心でおいしい宮崎の食材をPRして、生産者を守っていく取組をよろしくお願いいいたします。

先月末に、昨年に続いて串間市都井漁港の定置網漁に、県議の希望者とその家族12名で行ってきました。朝出港して、ものの15分したら約20メーター四方の定置網が仕掛けられており、船頭の合図で、全員で網を巻き上げていきます。だんだんと狭まると網の中にきらきらと光る魚影が飛び込んできて、「いる、いる、いる、わあすごい」と歓声を上げながら巻き上げると、たも網でくい上げて船の大型クーラーケースに収めて港に戻ります。

参加者は、おのおのクーラーボックスや発泡

スチロール箱に取れた魚を均等に分けて持ち帰るのですが、その日は、スマガツオ（別名ヤイトガツオ）、ソウダガツオ、イサキ、タチウオ、メジナ、アジ、サバ、ヤガラなどなど、魚種も豊富で大満足の定置網漁、エコツーリズムを体験してまいりました。その夜は全員楽しい夕食だったと思います。

さて、本題に入りますが、昨年2月の本会議で、我が会派の坂本議員が新規事業「「海業」ビジネス創出事業」について質問しておりましたが、これから展開をまた伺いたいと思います。

水産庁の資料に、「海業とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であり、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるものをいう」、また、「近年の消費者が求める「モノ消費」から「コト消費」を実践していくことで、様々な体験を通じて水産業への理解とともに、水産物の消費拡大につながることが期待できる」とありました。

海業の推進について、県内の取組状況を農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 海業とは、御質問もありましたとおり、漁村に人を呼び込み、水産物の提供や漁業体験を通じて、にぎわいの創出や所得機会の増大を図ることを目的とした取組であり、国は、海業の推進を水産基本計画に位置づけ、積極的に全国展開を進めることとしております。

現在、県内では、宮崎市の青島地域において、漁港用地の長期貸付けが可能となる海業の制度を活用し、地元水産物と地域ならではの観光資源を核とした漁村活性化の計画づくりを、宮崎市や漁協と連携して進めているところであります。

り、県北や県南の地域においても新たな取組を検討しております。

今後とも、関係機関と連携して海業を推進し、本県漁村の価値や魅力を最大限に活用できるよう取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 広く日向灘に面して、県内どこでも漁港がありますので、魅力ある地域の活性化に展開していただけるものと考えます。よろしくお願ひいたします。

次は、私の地元には、宮崎港と阿波岐原森林公園、また、みやざき臨海公園が隣接しており、機会あるごとに散歩や楽器の練習などに岡かけています。

以前にも質問しましたが、ヨットハーバー入り口の砂のしゅんせつや、漂砂という砂が流れこないように、防砂堤の工事を現在も続けておられます。

そこで、宮崎港一つ葉地区における防砂堤工事の進捗とマリーナ航路しゅんせつの状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 宮崎港一つ葉地区の防砂堤は、港内への土砂の流入を抑制する目的で平成29年度に着手し、現在、計画延長300メートルのうち約160メートルが完成しており、今年度は約30メートルの延伸工事を実施する予定であります。

また、マリーナの航路については、毎日水深を測定し、船舶の利用に支障が生じるおそれがある場合は、速やかにしゅんせつを実施することとしており、令和6年と7年にしゅんせつを行ったところです。

なお、しゅんせつに加え、整備中の防砂堤による効果もあり、近年では、砂の堆積による航路の利用制限は生じておりません。

今後とも、防砂堤の整備を推進するととも

に、しゅんせつによる航路の維持管理を行い、航行の安全確保に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

あわせて、ヨットハーバーを利用されている方から要望があり、ヨットやプレジャーボートが係留されている桟橋（フロート）や柱（パイプ）の腐食や損傷している部分を、その方と一緒に見てきました。そろそろ改修工事が必要と感じました。

宮崎港マリーナ施設の老朽化対策にどのように取り組んでいくのか、県土整備部長のお考えをお聞かせください。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 宮崎港マリーナ施設は、海洋レジャーの拠点として平成13年のオープン以来、県内外の多くの方々に利用されております。

一方で、整備から25年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、これまで、定期的な点検や利用者からの報告を受け、安全性確保の観点から必要な補修を行ってきたところです。

また、昨年度からは施設の詳細な点検を行っており、今後、この結果を基に維持管理計画を策定し、予防保全型の維持管理に取り組むこととしております。

今後とも、安全にマリーナ施設が利用できるよう計画的な老朽化対策を行ってまいります。

○重松幸次郎議員 あのロケーションは本当にすばらしく、結婚式前の前撮りカップルも多く見かけます。また、ヨット利用者も、他県より美しいマリーナだと賛嘆されております。観光資源でもあるマリーナの維持管理をよろしくお願ひいたします。

9月は防災月間です。先般、宮崎市との意見交換会に参加し、南海トラフ巨大地震への備え等について、県に対する要望を伺いました。昨

年8月に、震度6弱の地震で南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、いつ来てもおかしくない巨大地震・津波への備えのさらなる強化のため、ハード整備を継続していただきたい。そのためにも、今年度で終期を迎える緊急防災・減災事業債の延長や交付金の要件緩和など、財源の確保について国に対して要望し、対策を継続していただきたいとの内容がありました。

南海トラフ地震について、市町村からの要望等への対応も含め、これまでどのように対策されてきたのかを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 甚大な被害が想定されます南海トラフ地震への対策は、本県の最重要課題の一つであります。

このため県では、県土強靭化に向けたインフラ整備や市町村と連携した津波避難タワー建設をはじめ、新たに災害支援物資拠点施設を整備し、必要な備蓄を行っているところであります。

また、県民の防災意識向上のための啓発や、企業・団体との災害時応援協定の締結に加え、関係機関と連携した防災訓練の実施など、ハード・ソフト両面から対策を進めております。

あわせて、これらの取組に必要となる財源確保について、市町村からの声も踏まえた本県単独の提案・要望や、南海トラフ沿岸の10県で構成します知事会議での要望において、緊急減災・防災事業債の期限延長や「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の交付対象の拡大など、繰り返し国に要望してきたところであります。

現在、国の南海トラフ巨大地震の被害想定見直しを受けて、県独自の被害想定の見直しや新・宮崎県地震減災計画の改定に取り組んでおりまして、引き続き、国や市町村と連携しながら

ら、防災・減災対策を着実に進めてまいります。

○重松幸次郎議員 さらなる整備をよろしくお願ひいたします。

もう一つの要望で、避難所運営は基本、市町村が運営されるのですが、予算やマンパワーが限られているので、備蓄や避難所の環境整備などについて、県主導で支援をお願いしたいというものがありました。

そこで、市町村と連携し、備蓄や避難所環境を整備する必要があると考えますが、県の取組について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 災害に備え、備蓄や避難所環境の整備など、県と市町村が連携して取組を進めることは大変重要であります。

このため県では、平成28年に宮崎県備蓄基本指針を策定し、備蓄に関する方針を市町村と共に有するとともに、食料や毛布、生理用品など、発災初期における避難者の生命維持や生活に必要となる品目を中心に備蓄を行っております。

また、避難所環境改善のため、市町村や自治会等が行う避難所の資機材整備等に対する財政支援に加え、指定避難所となる県有施設については、マンホールトイレの整備やスポットクーラーの設置などを行っているところです。

引き続き、広域的な支援体制整備の観点から、市町村と連携し、必要な取組を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 備えあれば憂いなしです。引き続き、県主導での広域備蓄などをよろしくお願ひいたします。

次は、医療・福祉行政について伺います。

9月はまた、がん征圧月間でもあります。がん対策について何点かお伺いいたします。

がんに限らず、健康を守るためには、早期発見・早期治療が不可欠です。企業では健康経営の推進が広がり、また教育現場でも、がん予防教育が行われているようです。

国民の2人に1人ががんにかかるのであれば、まずは検診率を高めることが重要です。

では、がん検診受診率の現状及び検診受診率を高めるための取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） がん死亡率を減らすためには、がん検診による早期発見・早期治療が重要であると認識しております。

なお、国が推奨している5つのがん検診の本県の受診率は上昇傾向にはありますが、男性の胃がんは56.5%、子宮頸がんは42.7%など、いずれも県が目標とする60%には満たない状況であります。

このため、がん検診の内容や受診の重要性について、市町村役場や商業施設でのポスター掲示やSNS等により、県民に広く情報発信をしております。

また、働く世代に対しては、企業等と連携した宮崎県がん検診受診率向上プロジェクトにおいて、啓発パネルの貸出しや啓発グッズを配布するなど、普及啓発に取り組んでおります。

○重松幸次郎議員 検診受診率の向上をよろしくお願いいたします。

さて、本年5月に、政府及びこども家庭庁が所管する「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会」において、プレコンセプションケア推進5か年計画が策定されました。

プレコンセプションケアとは、男女とも適切な時期に、性や妊娠、健康に関する正しい知識を持ち、将来の妊娠や健康を考え、健康管理を行うことであり、この普及を図ることが目的で

す。そのプレコンセプションケア推進5か年計画では、相談支援体制の充実が上げられています。

そこで、プレコンセプションケアに関する相談支援の充実に、県はどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○**福祉保健部長（小牧直裕君）** 県では、プレコンセプションケアの推進のため、これまで、中央保健所に設置した性と健康の相談センター「スマイル」等において、思春期から妊娠・出産、更年期までの心身の健康に関する相談を、平日の日中、電話や面談により行ってきました。

これに加えて、先月25日からは、県民がスマートフォン等から気軽にいつでも相談できるオンライン相談窓口を開設したところです。この相談窓口では、テキスト形式や通話での相談が可能であり、看護師や助産師、心理士、栄養士等の幅広い専門職が助言を行っております。

県としましては、今後とも、相談窓口の周知など、プレコンセプションケアの取組を積極的に推進してまいります。

○**重松幸次郎議員** よろしくお願ひいたします。

また、プレコンセプションケア推進5か年計画の重点的に取り組む項目の一つに、「子宮頸がんに関する情報を提供する」とあります。

子宮頸がんの要因であるHPV（ヒトパピローマウイルス）は、女性の8割以上が罹患し、20歳代から上昇していくため、検診やワクチンに関する情報は重要です。

また、以前も提案しましたが、HPVワクチンは男性への接種も重要になってきました。性交渉によって罹患する子宮頸がんでるので、オーストラリアやヨーロッパでは、早い段階で

の男性へのワクチン接種の効果で、既に撲滅に近づいていると聞いております。

厚生労働省では、男性へのHPV9価ワクチン接種も承認されました。東京都では、23区全区で男子への実施が全額無料となり、本県では、宮崎市が今年から男性接種への案内と全額補助を開始しました。これから県内市町村への啓発と接種の補助ができるものでしょうか。

男性へのHPVワクチン接種が子宮頸がん罹患減少に有効と考えますが、県の考えについて、福祉保健部長にお伺いします。

○**福祉保健部長（小牧直裕君）** HPVワクチン接種は、肛門がんなど、男性にも発症する可能性のあるがんの予防効果が認められますことから、任意での接種が可能となっております。

また、HPVウイルスは性行為を介して感染することから、集団免疫効果により女性の子宮頸がんの予防にもつながるなど、公衆衛生上の観点からも効果が期待されております。

公費負担での男性への定期接種化につきましては、現在、安全性や有効性、費用対効果など、国の審議会において検討が進められておりますので、県としましては、引き続き国の動向を注視してまいります。

○**重松幸次郎議員** 本県は女性の罹患率が極めて高いので、大切な命を守るために御検討を速やかにお願いしたいと思います。

次は、予防医療の推進について伺います。

我が党の機関紙社説を引用いたします。

高齢化が進む日本社会において、より長く健康な生活を送る上で「予防医療」の重要度は増している。着実に推進していきたい。

予防医療とは、生活習慣の改善などを通じて病気の発症を予防するほか、健康診断により病気の早期発見・治療を促し重症化を防ぐ

ものだ。健康寿命の延伸や「生活の質」向上につながることが期待され、推進する意義は大きい。

一方、わが国は高齢化に伴う社会保障費の増大により国民の負担感も高まっている。医療へのアクセスを抑えて社会保障費を減額させる意見があるが、公明党は予防医療によって健康な人を増やすことで費用を削減し、保険料を抑制するよう主張している。

そこで、生活習慣病改善や健康寿命の延伸に向けての知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 先日、県内最高齢者、111歳の女性のところにお祝い状を届けてきたところですが、県内では100歳以上の方が1,000人以上いらっしゃる。改めて超高齢社会を実感したところであります。

生活習慣病の予防や改善は、健康寿命を延伸させるとともに、県民一人一人の人生を豊かにし、健康な高齢者の社会参加による地域社会の活性化につながるなど、大変重要な課題であると考えております。

このため県では、食生活や喫煙などの生活習慣の改善や運動に親しみやすい環境づくり、ボランティア活動や文化活動など、様々な視点から県民の健康や生活を守り支えるとともに、生きがいづくりの創出に向けた取組を推進しております。

今後も、豊かな食や充実したスポーツ環境、恵まれた自然など、本県の強みを生かしながら、市町村や関係機関が一体となり推進する健康寿命の延伸に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 人口が減少する中、少しでも健康維持を図り、労働力、文化・伝統を継承する人、そして地域の活力を守る人を存続させ

ることは重要です。日本一健康で、生き生きと長生きできる県づくりを目指してまいりたいと思います。

次に、がん治療について伺います。

厚生常任委員会で県立宮崎病院を訪問させていただきました。その際、がん医療機能の高度化として、IMRT（高度な放射線治療）の導入の説明を受けました。

そこで、県立病院のがん医療の高度化に向けた取組について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院は、国や県から、がん医療の拠点病院として指定されており、診断・手術・治療等を総合的に組み合わせた医療の充実を図っています。

国指定の宮崎病院では、本年7月から、腫瘍に集中的に放射線を照射することで患者の負担を軽減できる、強度変調放射線治療（IMRT）を開始しました。

また、県指定の延岡病院では、今年度、傷口が小さく出血量の少ない手術が可能な手術支援ロボットを、宮崎病院に続き、県北地域で初めて導入します。

同じく県指定の日南病院では、手術や化学療法を主に実施し、放射線治療等については、宮崎病院等と連携した治療体制を取っています。

今後とも、県立病院において、高度で良質ながん医療を提供してまいります。

○重松幸次郎議員 県内3病院とも、がん医療の拠点病院として、その機能強化をよろしくお願ひいたします。

9月補正の議案で上程されました、病床数適正化支援事業についてお伺いします。

病院経営が、昨今の少子高齢化、物価高や人材確保等で、これまでの経営努力だけでは成り

立たない現状だと認識しております。入院医療を継続していくために、入院実績や、医師、看護師、検査技師などのスタッフの陣容を鑑み、適正な病床数の検討は必要と考えます。

では、病床数適正化支援事業の概要について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○**福祉保健部長（小牧直裕君）** この事業は、入院患者の減少など医療需要等の急激な変化を受けて、病床数の適正化を進める医療機関に対して緊急的な支援を行うものであります。

具体的には、令和6年12月17日から令和7年9月30日までの期間において、一般病床、療養病床及び精神病床の削減を行う医療機関を対象に、削減病床1床につき410万4,000円の給付金を支給するものです。

この事業を通して、厳しい経営環境にある県内医療機関に対して財政的な支援を行いますとともに、地域に必要な入院医療の維持、さらには、人口減少を見据えた医療機関の連携や役割の見直し等に向けた取組にもつながっていくものと考えております。

○**重松幸次郎議員** 削減した病床1床につき410万4,000円の支給があるとのこと。この支援事業により、より高度な医療機器や環境整備が図られることで、先進医療の充実が継続できることを期待いたします。

次も9月補正で上程されました、公費負担医療システム改修事業について伺います。

国の公費負担医療制度は、障がいや難病を抱える方などを対象に、公費で自己負担を軽減する仕組みとして運用されており、都道府県や市町村が交付する紙の受給者証を病院や薬局で提示して行う方法が一般的であります。

しかし、受給者にとっては、紙の受給者証を持ち歩く手間や紛失のリスクがあり、また医療

機関や薬局においても、受給者情報を手動で入力する手間がかかり、資格確認のための事務作業が少なからず負担となっている現状だと聞いております。

こうした課題を解決し利便性を向上させるために、国は令和8年度までに、マイナンバーカードを活用した、公費負担医療制度のオンライン資格確認の導入を進めております。

既に医療保険については、マイナ保険証として、医療機関や薬局に設置されたカードリーダーで本人確認を行い、その場で資格情報をデジタルで照会する仕組みができておますが、公費負担医療制度においても、同様にマイナンバーカードをマイナ受給者証として資格確認を行うよう、導入が進められているところであります。

そのためには、都道府県や市町村が保有する受給者の資格情報を国が設置するシステムへ登録する必要があるところですが、県としてどのように対応を行うのか、公費負担医療システム改修事業の具体的な内容について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○**福祉保健部長（小牧直裕君）** この事業は、障がいや難病のある方が、マイナンバーカードを公費負担医療制度の受給者証として活用できるように国のシステムと連携するため、改修を行うものです。

具体的には、県が管理する自立支援医療の精神通院に係る受給資格情報を国のシステムに登録するため、県の精神保健福祉システムを改修するものです。

また、県立こども療育センターにおいて、国に登録されている受給資格情報を照会し、当センターのシステムに情報を取り込む機能を追加するための改修を行うものです。

これらの改修により、受給者の利便性の向上が図られるとともに、正確な資格情報に基づく請求が可能となり、事務負担の軽減につながるものと考えております。

○重松幸次郎議員 デジタル化の推進は、紙の受給者証を持参する手間や紛失リスクの軽減、また事務負担の軽減など、県民の利便性向上に資するものと考えます。県で所管する他の公費負担医療についても、オンラインでの資格確認に円滑に対応できるよう、取組を進めていただくことをお願いいたします。

さて、9月10日から9月16日は自殺予防週間です。子供・若者の自殺予防に向けた取組を強化することは重要です。

厚労省は、子供や若者の自殺が長期休み明けに増加する傾向を踏まえて、子供・若者の自殺防止に向けた取組を強化し、集中的な啓発活動を実施しています。

全国での小中高生の自殺者数は、近年、増加傾向が続き、令和6年に過去最多の529人に上り、月別では9月が最も多かった。かけがえのない命を守るため、僅かな変化を見逃さないよう心がけてまいりたいものです。

ここで着目するのは、こうした悩みを相談できる人について、「いない」との回答が4割を占めています。悩みを抱える子供・保護者が相談できる窓口を開設することが求められています。

では、児童生徒の自殺予防対策について、教育委員会ではどのような取組を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 教育委員会では、児童生徒に対して、不安や悩みを一人で抱え込むことなく積極的に発信できるよう、SOSの出し方に関する教育を進めています。具体的に

は、毎年度、小中高及び特別支援学校から8校を推進校として指定し、その効果的な取組をハンドブックにまとめ、県内全ての公立学校に周知しております。

あわせて、全ての教職員に対して、児童生徒が発する不安や悩みを見逃すことなく受け止め、適切な支援につなげるためのゲートキーパー育成研修を実施しております。

また、児童生徒がいつでも相談できるよう、全公立学校にスクールカウンセラー等の専門家を配置するとともに、24時間対応の電話相談やSNSによる相談窓口を設置するなど、相談体制の充実を図っております。

○重松幸次郎議員 大切な命を守るために、僅かな変化を見逃さないように心がけ、学校に通うことが難しい場合は、一時的に休むのも選択肢の一つと考えます。電話相談やSNSを活用し、様々な相談窓口を開設して、心の安寧をかなえていただきたいと思います。

最後の大項目は、雇用労働行政について伺います。

人口減少や首都、大都市圏への一極集中により、労働力の確保は喫緊の課題です。本県では、どの業界でも担い手不足に苦労しているようです。そこで、まず初めに、若者の奨学金返還支援について、これまでに何名も質問されておりますが、直近の状況を確認させてください。

多くの学生が県外へ就職する中、地元で働いてもらいたいと思う企業は、働き方改革に取り組み、職場環境を整え、さらには、学生の約半数は、大学や専門学校に進学する際、奨学金を借り入れて学び、そして就職します。

就職1年目から既に奨学金、つまり借金を返済する負担があれば、その後の人生設計、マイ

カ一購入や結婚の準備などに着手することが遅れる、また諦めることになりかねません。

そこで本県では、平成29年から、ひなた創生のための奨学金返還支援事業を創設し、あらかじめ県が認定する県内企業等に就職する若者に対し、支援企業に就職して一定期間（1年、3年、5年）が経過したときに、大学等の在学中に貸与を受けた奨学金の要返還額の2分の1の額の上限を交付されておりますが、では、ひなた創生のための奨学金返還支援事業におけるこれまでの実績について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 県では、若者の県内定着を促進するため、県内企業等と連携し、県内に就職した若者の奨学金返還を支援しているところであり、現在、県内に事業所がある157社が参画し、今年の9月1日時点で346名の就職につながっております。

また、県内における採用活動の実情等を踏まえ、今年度から年度途中の採用者も支援対象に追加するなど、制度の充実を図っており、参画企業、支援対象者ともに増加傾向にあります。

今後も、支援の財源となる企業版ふるさと納税も活用しながら、安定した制度運用を行うとともに、さらなる制度の活用に向けて、県内に事業所のある企業や学生等への周知に努めるなど、若者の県内定着に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 大学院卒、また4年大学、専門学校生に加えて、高校生まで支援対象となると伺いました。また、県内支援企業では、建設業、製造業や医療福祉業が多く登録されているようです。さらに支援企業を広げていただきたいと思います。

少子高齢化を背景に、加速する人口減少への向き合い方が問われる中、人口が減っても経済

社会に悪影響を及ぼさずに社会機能を縮小し、国民一人一人のウェルビーイング（心身の健康や幸福）が損なわれない社会を目指すスマートシミュリンク——賢く縮むという概念ですね——を提唱されている、大正大学地域構想研究所の小峰隆夫客員教授の論説を紹介させていただきます。

人手不足解消へ自動化による生産性の向上を目指す企業の取組や、少子高齢化において社会保障制度を持続させる政府の取組もその一例と言える。

人口減少時代において各地で問題となるのが、公共施設をはじめとする社会資本の扱いだ。例えば、学校の統廃合や公共施設の集約など、コンパクトシティへの取組は重要な論点となるだろう。

確かに、地方の首長は「賢く縮むことを目標にする」とは言いづらいかもしれない。その中で参考になるのが岡山県美咲町の取組だ。「賢く収縮するまちづくり」を掲げ、住民間で自治組織をつくって協力する体制をしつけているほか、小中学校の一体化、公的施設を集約して運営している。

例えば、医療機関や学校、行政サービスの拠点を1か所に集約することで、維持管理コストの削減やサービスの質の向上が期待できます。こうした取組をしている自治体が段階的に計画を進めています。単なる統合ではなく、華麗で近代的な施設に集約することにより、その住民は、快適さや心地よさがモチベーションアップにつながることになる。

その結果、人口減少幅が縮まったそうだ。あくまで、人口減少を食い止めることが目的ではなく、住民の住みやすさを追求した結果であり、スマートシミュリンクの目的もこの点

にある。

「シユリンク（縮む）」という発想は負のイメージも付きまとつが、必ずしも正しくない。人口が減ると経済も国民所得も減っていくイメージを持つかもしれない。しかし、既に2010年から人口減少社会に入っている日本において、2010年と2024年を比較すると、実質GDPは9.2%、名目GDPは20.6%、個人消費（名目）は14.1%、国の一般会計税収入は81.2%増えている。人口が減っても現実の経済においては生産性が上がり、付加価値が増えて拡大している。

重要なのは労働力をどう維持するかだ。これまで女性や高齢者の就労を進めることで切り抜けてきたが、この手法は続かない。

働き方改革や生産性向上による労働の質向上は不可欠だ。高齢者の就労の障壁となっている在職老齢年金の扱いなど制度面の見直し、外国人材をどう活用するかといった課題にも真剣に向き合う必要がある。

と、このように指摘されております。

そこで、労働力確保のため、外国人材や高齢者の活用について、県はどのように取り組んでいるのか、総合政策部長と商工観光労働部長それぞれにお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 外国人材の活用につきましては、本県産業の維持・活性化に向けて、必要となる労働力を確保していく上で極めて重要な課題であります。

このため県では、外国人材の受け入れ・定着に力を入れており、これまでに農業や介護の分野において、海外大学等と連携した人材確保・育成や、本県で働く魅力のPRなどに取り組んできたところです。

加えて、外国人材を雇用したいという事業者

のニーズに対応するため、今年7月に宮崎県外国人材受入・定着支援センターを開設し、外国人材に係る労働・雇用の相談に対応するほか、事業者の受け入れ体制の構築に向けた支援を進めています。

今後も本センターを中心に、市町村や関係団体と連携しながら、外国人材のさらなる活用に向けて取り組んでまいります。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 高齢者の就業促進を図ることは、労働力の確保はもとより、働く意欲のある高齢者の自己実現を図る観点からも重要であると認識しております。

このため県では、みやざきシニア就業支援センターにおいて、相談対応やマッチング支援、各種セミナー、求人開拓などを実施し、高齢者の持つ経験や知識、希望に寄り添った就業支援を行っております。

また、市町村に設置されたシルバー人材センター等の関係機関と連携し、高齢者が地域において生きがいを持って働くことができるよう、臨時の・短期的な就業への支援にも取り組んでおります。

今後とも、これらの取組により、高齢者の多様な就業機会の確保に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 我が党も、日本で働く外国人の人権を守り、共生社会の実現につながる環境整備を進めるため、外国人材の受け入れ制度を抜本的に改める関連法案を閣議決定し、現行の技能実習制度を廃止し、就労を通じた人材の育成・確保を目的とする新制度——育成就労制度を創設することを提唱しております。外国人材の活用は必要と感じております。

あわせて、高齢者の雇用促進も重要です。私の高校の先輩から相談があり、体は元気で就労意欲はあるんだけれども、この歳——70歳前な

んですが——になると面接すら受けさせてもらえないとの声でした。まだまだ現役でいたいという意欲は大事だと思いますので、高齢者の雇用促進をよろしくお願ひいたします。

次は、最低賃金増額の影響について伺います。

宮日新聞の記事には、「8月25日に宮崎地方最低賃金審議会は、県内の最低賃金を現在の時給952円から71円引き上げ1,023円とするよう宮崎労働局長に答申した」とありました。

引上げ額は過去最大で、県内の最低賃金は初めて1,000円を超えることとなり、異議申立てなどの手続を経て、11月16日から適用される見通しのようです。

「物価高が続く中、家計を圧迫される労働者側は歓迎する一方で、「年収の壁」などの制度面の改正を望む声がある。また、コスト増大に苦しむ経営者側は先行きを不安視し、中小企業が大半を占める本県経済への打撃を危惧する声も聞かれた」とありました。

小規模事業者の賃上げに向けた県の取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 最低賃金の大幅な引上げに向けた動きがある中、特に小規模事業者につきましては、人材確保の必要性などからも、賃上げに向けた原資の確保が喫緊の課題であると認識しております。

このため県では、小規模事業者の稼ぐ力を強化するため、生産性向上や新事業展開等に向けた取組を支援するとともに、適切な価格転嫁を推進するため、今年度より新たに価格転嫁促進支援員を設置し、小規模事業者が発注企業との価格交渉を実施するための準備やフォローアップなど、伴走支援にも取り組んでいるところです。

今後とも、地域経済において重要な役割を果たしている小規模事業者の持続的な賃上げに向けて、関係機関と連携し、支援に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 労働者を守りつつも、経営が破綻することはあってはならないわけで、早急な対策の検討をよろしくお願ひいたします。

最後の質問になります。合同政策研究会で説明いただいた中で、トラックドライバー確保・定着支援事業についてです。

生活に不可欠な仕事に従事するエッセンシャルワーカーですが、公明党は特に、医療、介護、保育、物流、建設などの現場で働くエッセンシャルワーカーの所得向上を強く打ち出しています。その中で、大消費地に最も遠いところに位置する本県には、物流を担うドライバーの確保は重要であります。

そこで、トラックドライバー確保・定着支援事業の事業概要について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） この事業では、国の「働きやすい職場認証制度」など、労働環境の改善に係る認証等を取得し、ドライバーの確保等に取り組む事業者を対象として、大きく2つの取組を行います。

まず、運転免許等取得支援として、大型などの運転免許取得等に要する経費を補助することとしており、事業者には、補助額以上の金額をドライバーの待遇改善などに活用いただくことを要件としております。

また、労働環境改善支援として、休憩室などの福利厚生施設の整備や、バックモニターなど業務負担軽減のための資機材購入に要する経費を補助することとしております。

本事業を通じて、事業者のドライバーの確保・定着に向けた取組を支援し、県内運送事業者のドライバー不足の改善につなげてまいります。

○重松幸次郎議員 バス・タクシーの従事者確保と併せて、トラックドライバーの支援は重要ですので、よろしくお願ひいたします。

全て24問の質問が終了しましたが、祝詞をはしゃった関係で、まだ若干時間が残っておりますので、冒頭に申し上げました参議院選挙の我が党の総括にいま一度触れて、終わりたいと思います。

分断か協調か、日本社会がその岐路にある今、「分断よりも協調」を掲げ、女性も若者も高齢者も外国人も障がいのある方々も、この国に生きる全ての人々が支え合う共生社会を目指す公明党の存在が、今ほど重要なときはないと自負しております。

大事なことは、私たち自身の絶えざる変革です。今再び「大衆とともに」の立党精神に立ち返り、現場第一主義に徹して地域に入り込み、課題解決に取り組んで地域から信頼を勝ち取つてまいりたい。

いま一度、全国3,000名の議員のネットワークで、国民の期待にお応えすることをお誓い申し上げて、代表質問を終わります。執行部の皆さん、ありがとうございました。(拍手)

○外山 衛議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時2分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、県民連合立憲、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合立憲、岩切達哉であります。

最初に、議会に関心を持っていただきまして傍聴にお越しの皆さん、また、ネット配信を御覧の皆さんに感謝申し上げます。

本日は傍聴席に手話通訳士の配置をお願いいたしました。事務局の対応に感謝いたします。

では、会派を代表して質問いたします。

最初に知事に伺います。

7月20日投開票日で実施された参議院選挙では、全国情勢として、社会分断、外国人排斥を主張する政党の躍進がありました。「自分らとは違う」とする者を決めつけ、排除しようと訴える政治家がいたことを大変憂いでいるところです。

また、SNS利用が本格的になって、その中で、うその情報が拡散されるなど、不適切な利用が見られました。選挙への信頼を損ない、民主主義の土台が崩壊しかねない状況があつたことを残念に思います。

残念に思いますが、多くの国民が支持した事実があり、我が思い、我が主張こそ正しく、認められる価値があると思い込んではならないと、改めて省みる必要があります。

一方、選挙後すぐの7月23日から24日に開かれました全国知事会において、「排他主義、除外主義を否定し、多文化共生社会を目指す47人の知事が集い、対話の中で未来を拓く」とする「青森宣言」が採択されました。47人の知事の総意として作成したとされるこの宣言の内容、そして発信されたタイミングには意義があったと思います。

この宣言の末尾には、「「青森りんご」は150年前に、わずか3本の苗木から始まった。

この青森での議論もまた、苗木となり、数多の花を咲かせ、豊かな実りをもたらすことを確信し、「日本の未来を切り拓く挑戦を続ける」とあります。国民一人一人の幸福実現と国の発展のために、差別を許さず、多文化共生社会の実現を、この国における政治の基調としたいと私も思います。

知事に伺います。参議院議員選挙で見られた外国人排斥、差別的な言動について、受け止めはいかがなものか、並びに、全国知事会議における「青森宣言」について所感を伺います。

関連して、労働力に係る外国人依存度は、10年前に比べて宮崎県は雇用労働者に占める外国人の割合が、10年前は294人に1人であったものが、現在63人に1人になったとのことで、4.6倍と全国で最も依存度が伸びた県と報道されました。伸び率で言えばありますと、雇用労働者に占める外国人の割合は、既に東京は14人に1人であって、大都市周辺での都府県では、外国人労働力に大きく依存して経済が維持されています。

さて、外国人を差別する感情が存在する現実をさきの参議院選挙で見ることができましたが、宮崎県において、外国人差別を許さず多文化共生を実現するため、どのような取組を行っているか、担当部長に伺います。

次に、新田原基地に配備されたF-35Bの垂直着陸訓練について伺います。昨日も質問がありましたが、重ねて伺います。

この夏に私は、「太陽の運命」と書いて「ていたのうんめい」と読む——沖縄方言でございます——映画を見ました。

この映画は、沖縄県の第4代知事、大田昌秀氏と第7代知事、翁長雄志氏、このお二人は、政治信条においては全く違う立場から政治を

行ってきたお二人ですが、共通しているのが、沖縄県の知事として、民主主義や地方自治をかけて、国を相手とした裁判で、国と真っ向からぶつかるわけです。そのようなお二人の生きざまを記録した映画でした。

この政治的スタンスが異なりながらも共通する立場になったお二人の記録映画を通じて学んだことは、この国は、国の事情のためには地方の事情を考慮することをしないという事実であります。

さて、質問でありますが、F-35Bについて、デモンストレーション飛行によって騒音を体感させ、そして地元が求めている負担軽減について、説明するまでは訓練を実施しないとしています。

知事に伺います。防衛省が示す「地元に丁寧に説明するまでは訓練をしない」とは、「地元の納得があるまで」とは意味が違うのでしょうか。説明さえすれば、地元の了解の有無に関係せず、納得があろうがなかろうが、説明したからには肅々と訓練を実施、運用がなされていくのではないかと大変心配しております。知事の受け止め、御見解を伺います。

壇上から最後に、会計管理者に質問します。県の資金運用の実態に関する質問です。

運用の対象となる県の預金というのは、現状どの程度の額となっているのか。また、運用方法は定期預金が多いようですが、幾つの金融機関に預金をしているのか。また、超長期国債の金利上昇が報道されているところですが、このことと公金運用の関連について、会計管理者にお考えを伺います。

以上、壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えしま

す。

まず、多文化共生社会の実現についてであります。

国際化の進展に伴い、日本に在留する外国人が増加する中、外国人への差別的な言動等が参議院選挙で話題になりましたが、言語や習慣等の違いから生じる偏見や差別意識の解消には、外国人の多様性を受け入れ、国際的視野に立って、一人一人の人権が尊重される必要があります。

このような中、本年7月、参院選直後に行われた全国知事会議では、排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す全国の知事が集い、日本の未来を切り拓く挑戦を続けることを表明した「青森宣言」を決議したところであります。大変意義深いものであり、しっかりと受け止めて、それぞれが実践していく必要があると、そのように考えております。

私自身もアメリカ留学時代に、外国人という立場で他国で生活し、様々な国籍の外国人との交流を通じて、多文化共生の重要性を認識したところであります。

また、様々なそういう人材を引きつけ、それを活力に結びつけるアメリカという国の底力も感じたところでありますが、昨今の動きはそれを根底から覆すような、今、大変危惧している状況もございます。

本県としましては、外国人材の受入れ・共生は、持続可能な地域社会を築く上で重要であると考えております。多言語による相談窓口の設置や日本語学習機会の提供、相互理解を深めるための交流機会の創出に取り組むとともに、偏見や差別のない社会を目指すための啓発活動を実施しております。

外国人住民が地域社会の一員として安心して

暮らすことができるよう、県民の皆様とともに多文化共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、新田原基地のF-35Bについてであります。

F-35Bの配備については、現在の我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を踏まえ、防衛力の強化が必要であるという判断の下、国の責任において進められております。

今年2月に国が垂直着陸訓練に係る方針転換を示したことから、県は国に対し、地域住民等の意向に寄り添って適切に対応するよう繰り返し求めておりました。6月には、中谷防衛大臣から直接「どのような負担軽減が可能か真摯に検討している」との回答をいただきました。

しかしながら、先月、具体的な負担軽減策が示されないまま配備となつたことから、国に対して残念である旨を伝えるとともに、なし崩し的に訓練を行わないよう強く申し入れたところであります。

国からは、今後取りまとめる負担軽減策を説明するまではF-35Bの飛行訓練は行わないと説明を受けておりますが、県としては、引き続き、基地周辺自治体とも連携しながら、地元の理解と納得を得られる方策を実施するよう国に求めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（児玉浩明君）〔登壇〕お答えします。多文化共生社会の実現についてであります。

外国人住民を受け入れるためには、国籍や民族等の異なる人々が、お互いの文化的な違いを認め合い、差別されることなく共に生きていく、多文化共生社会づくりが重要であります。

このため県では、県民の意識啓発や外国人住民の生活支援、地域社会への参加促進などに取

り組むとともに、外国人材の円滑な受入れ・共生に向けて、県と市町村との連絡協議会を設置し、課題解決に向けた情報共有や連携した取組の推進を図っております。

今後とも、国や市町村等と連携しながら、多文化共生社会の実現に向けて、国籍にかかわらず誰もが暮らしやすい宮崎づくりに取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○会計管理者（平山文春君）〔登壇〕お答えします。公金の運用についてであります。

歳計現金や基金等の公金につきましては、安全性を最優先に、流動性や効率性も重視しながら運用を行っております。

8月末現在の運用状況は、定期性預金が県内の6金融機関へ約1,307億円、債権が10年末満の国債や安全性の高い公社債等で約522億円となっており、合計で約1,829億円を運用しております。

金利高騰が報道される中、本県におきましても、運用期間や規模などの工夫を行うことにより、今年度は、昨年度の2億円余を大きく上回る5億円を超える運用利益が確保できる見込みとなっております。

今後とも、金融情勢等の動向をしっかりと見極めつつ、利息収入の確保に向けて一層の工夫を行いながら、安全かつ効率的な公金の管理・運用に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○岩切達哉議員 それぞれ御答弁をいただきました。まずは会計管理者、運用利益を伸ばしていただいているということでありました。大変ありがとうございます。超長期国債金利上昇という状況については、県の資金運用実態からは直接影響はないようでありますけれども、引き続き健全な運営をよろしくお願いいたしたいと

思います。

引き続き関連の質問を行います。多文化共生を推進する課題であります。

外国から就労のため、また留学で来られて、現実に地域の労働力として人手不足を補っていただいており、この流れは強まることはあっても弱まるとは思えません。

日本の中で宮崎県を選んでいただく取組が必要だということは、過去にも質問してきたところであります。

商工観光労働部長から、多文化共生づくりが進む具体的取組をいま一度お聞かせいただきたいと思います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県において、外国人住民が増加する中、外国人住民を円滑に受け入れるためには、受け入れ環境の整備が重要であります。

このため県では、相談窓口として外国人サポートセンターを設置し、就職、医療、日本語学習等の様々な生活面での悩みに対して多言語対応を行っております。

また、外国人住民と地域住民が交流する伝統文化体験イベントや日本語教室の開催に加え、交流促進に係る補助事業を実施するなど、相互理解の促進にも取り組んでいるところです。

今後とも、外国人住民の受け入れ環境のさらなる充実を図るとともに、温暖な気候や生活のしやすさ、食や観光など宮崎の魅力をアピールし、「選ばれる宮崎」となるよう取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 みやざきグローバルプランが県の多文化共生社会に係る計画書になると思いますが、その中には、私の心配する差別や排斥、誤った理解への対応が書かれていないと存じます。加筆修正する必要があるのではない

か、また、別途の取組があれば御報告いただきたいと思います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県では、外国人に対する差別のない社会づくりに向けて、みやざきグローバルプランに基づき、県民向け国際理解講座等の実施により、地域で身近に暮らす外国人住民への理解を深め、多様な文化と共生する意識の醸成に取り組んでおります。

このプランは、令和5年度から令和8年度までを推進期間と定めており、次期プランの改定作業に向けて、今年度、外国人に対する差別の実態把握を含め、本県の国際化に関する県民及び外国人住民向けアンケート調査を実施する予定です。

この調査を通じて、様々な立場の皆様から率直な御意見をお伺いし、その結果を十分に踏まえながら、時代の変化に対応したプランへ見直しを図ってまいります。

○岩切達哉議員 外国人雇用の問題は、県議会としても特別委員会を設置し、議論されております。県当局においても、雇用された外国人をはじめ、様々な理由で県内に居住される外国由来の皆さんのが快適に生活できるように、特に、差別、排斥などが起きないように、対応強化をお願いしたいと思います。

新田原基地の課題に移ります。

令和3年、F-35Bを導入決定の際にも、知事への情報提供より報道が先行するなど、防衛省側の非礼に対し、知事が遺憾の意を表明されることもありました。

もとより、私は配備に賛成はしませんが、着陸訓練は緊急時以外は行わないという約束を守る姿勢が見えないまま、既に3機が配備され、17日にはデモンストレーションを行うとのこと

です。国において、ごり押しがなされることがないよう注視したいと思います。

えびのへのミサイル配備も知事への説明はいまだなされていないのではないでしょうか。防衛省に対し、大田知事や翁長知事のごとく、知事にはしっかりと対応を重ねて求めたいと思います。

さて、心配される騒音被害の拡大ですが、県は騒音測定など配備による影響調査を行う予定はないのか、担当部長に伺いたいと思います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 新田原飛行場の航空機騒音について、県では、環境基本法に基づく環境基準を適用する地域として、宮崎市佐土原町、西都市及び新富町の区域のうち、同飛行場敷地及び工業専用地域を除く地域を指定しております。

また、これらの地域における航空機騒音について、環境基準の達成状況を確認するため、宮崎市佐土原町にある県工業技術センター、西都市にある県立産業技術専門校及び新富町役場の3か所において騒音の測定を行っており、その結果を毎年、県のホームページで公表しております。

○岩切達哉議員 地元住民に負担増がないように、ぜひ積極的、主体的に対応されるよう重ねて要請申し上げたいと思います。

話題を替えて、宮崎県の職員採用状況について伺いたいと思います。

とある県では、内定辞退者が深刻な状況にあり、辞退者の4割は中央省庁へ、2割は市町村へ流れたとの新聞記事を見ました。

昨年度実施した宮崎県の職員採用試験に係る応募状況、その合格者、いわゆる採用名簿登載者となった者のうち、採用辞退した者はどのよ

うな状況であったかをお聞かせください。加えて、引き止める策について、総務部長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（田中克尚君） 昨年度実施した県職員採用競争試験においては、940名の応募に対し276名が合格し、採用名簿登載者となっていますが、このうち82名が辞退しております。

内定辞退を防ぐためには、受験者の入庁までの不安を解消することや、県庁の魅力をPRし、県の仕事や雰囲気等を実感してもらうことが重要であると考えております。

そのため、採用試験の早期化や前倒し採用の実施のほか、内定者説明会を早期に開催するなど、丁寧なフォローアップを行うとともに、今年度からは、既存のインターンシップに加え、報酬を受けながら実務に携わる形での受け入れや、より気軽に参加できる現場見学ツアーといった多様なインターンシップを実施しております。引き続き、内定辞退防止の取組を積極的に進めてまいります。

○岩切達哉議員 3割が辞退しておられるということで、一年一年、採用数確保が困難になっている状況と理解しております。採用に対する応募動機、就職先の選択に何が影響しているのか、よく考えていかなければならないというふうに思います。

そういった中で、もうすぐ人事委員会勧告が予定されていると思います。さきにあった国的人事院勧告では、国家公務員の人材確保を意識した勧告がありました。宮崎県としても、人材確保を十分意識した処遇が必要になっている、採用に関しては、国も、そしてまた他県もライバルだとして取り組む必要があると考えます。

人事委員会勧告に向けた人事委員会委員長の所感を伺いたいと思います。

○人事委員会委員長（佐藤健司君） 公務人材の確保につきましては、受験年齢人口の減少あるいは民間の雇用情勢の影響等により、全国的に厳しい状況にあります。

人事院は、激しい人材獲得競争を勝ち抜くために、給与、勤務環境、任用等の一体的な見直しを進めることとし、本年は、官民給与の比較方法を見直すとともに、初任給の大幅な引上げ等も勧告しております。

本県においても、技術系職種をはじめとした受験者数の減少など、極めて困難な採用状況にある中、人材の確保は大変重要な課題であります。

人事委員会としましては、民間の状況や人事院勧告の内容等を精査し、優秀な人材から選ばれる宮崎県庁を目指して、引き続き、人材確保の在り方を幅広く研究してまいります。

○岩切達哉議員 ありがとうございました。佐藤委員長には、長い間、人事委員会委員長を務めていただきました。心から感謝申し上げたいと思います。

人材確保には、様々な条件を見直すことが求められると受け止めさせていただきました。私が承知している範囲では、例えば転勤の有無というのは、就労先選択の上位になっているということです。県の幹部職員が「私たちはそれを経験してきた」ということでは駄目なようあります。研究の上、他県に先駆けた改革を求めたいというふうに思います。

職員に関する質問を続けます。総務部長に伺います。

鳥取県では、一部の専門職については、非正規職員から常勤化にかけ切り、昇給や手当支給、何より身分保障があるということあります。

今、福祉や保健、医療、教育の現場で他者の相談に応じる業務は、非正規公務員が担う率が高い状況と認識します。子育て相談員とか消費者相談員など、教育の現場では、学校カウンセラー、学校ソーシャルワーカー、司書など、その多くは必要な資格を有した女性の非正規雇用であります。それ以外でも、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士など、病院局においても専門職の非正規雇用は目立ちます。

鳥取県では対策を講じた様子です。専門職型公務員の正規雇用化によって人材確保をということであります。鳥取県の動きをどのように捉えているか、総務部長に伺います。

○総務部長（田中克尚君） 鳥取県では、毎年度、その職の必要性を判断した上で任用する会計年度任用職員の制度とは別に、看護師や臨床心理士等の一部の職種において、新たに短時間勤務職員の採用制度が導入されたところであります。これは、常勤職員として採用した上で、通常の勤務時間と比較して1週間当たり約9時間短い、週30時間程度の勤務を可能とするもので、多様な働き方を求める方の選択肢になり得るのではないかと考えております。

県政運営に当たりましては、必要な行政サービスを効果的かつ効率的に提供するため、業務内容や業務量に応じて職員を配置しているところでありまして、今後も社会情勢を踏まえながら、職や任用の在り方を検証してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 例えばDV対策法は、女性相談所での相談、ストーカー被害者支援を求めております。児童福祉法、障害者自立支援法、生活困窮者支援法などは、相談体制をつくるよう義務づけた法律であります。改正消費者安全法は、2014年に消費生活相談員は国家資格にしま

した。地域共生社会法は2021年、福祉領域の相談に包括的に応じることを義務づけるなど、相談を規定する法律は、2023年8月現在、288本あるということになります。

法律が求める相談員の雇用は、現状として、同じ職場で長く働いていただくことになる。異動がないのが通例で、そのため、その業務を非正規公務員で担っていただく、またはアウトソーシングされる、そんな時代が長く続いております。

今、県、市町村、そのほか公共サービスは、経験の浅い正規の管理職が、経験豊富だが不安定雇用の非正規公務員を使って提供される実態となっていると言われます。

比較的女性が担うことが多いこれら非正規公務員での雇用実態は、地方から女性が離れる要因にもなっていると、この場で繰り返し主張させていただいております。

学校で学んだことを、県や市町村の相談対応者として発揮できる。そのことで、宮崎県内に女性の職場が拡大すると思います。

非正規雇用が常態となっている専門職の雇用に関して、国も動きを始めたということは、知事も部長も御存じだと思います。今後この課題はどうあるべきか、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 本県においても、様々な行政分野において、資格を有し、専門的な業務を担う職員が勤務しておりますが、職員の採用は一層厳しさを増しており、資格職についても、人材の確保は重要な課題となっております。

このような状況の中、先ほど御質問がありました、今年度から鳥取県が新たな取組を始め、また、国においても、会計年度任用職員の任用

の在り方を含め、職員の働き方について、今後検討が進められる見通しとなっております。

県政運営を支える優れた資質を持つ人材を確保するためには、様々な選択肢も用意しながら、職員の事情に応じた多様な働き方を実現するなど、職員一人一人がその能力を最大限に発揮できる環境を整えることが重要であると考えております。

鳥取県の取組を注視するとともに、国の動向等を踏まえながら、必要な対応を検討してまいります。

○岩切達哉議員 宮崎県は女性が転出超過の実態にあることを何とかしなければなりません。正規、非正規の間にある処遇格差は、全くフェアなものではありません。ぜひこの課題は率先して取り組んでいただきたいと知事に要望させていただきます。

その上で、次は、宮崎県の各部局ごとの障害者雇用率についてであります。

昨年も未達成という状況に対し、知事にこれでいいのかと問いました。知事は、「病院局や教育委員会においては、未達成の状況が続いている事実を重く受け止め、率先垂範して取組を進める」と答弁されました。ところが、病院局、教育委員会ともに雇用率は昨年度より悪化した上、9年連続、7年連続未達成と記録を伸ばしたとの報道がありました。

9月1日の障がい者雇用促進月間開始式で、優良事業所への知事表彰がありました。9月は障がい者雇用促進月間との懸垂幕が、教育委員会の入る県庁3号館にかかっています。知事に、この矛盾にどう対応するのか、改めて伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 病院局、教育委員会における障がい者雇用促進の取組として、病院で

の障がい者就労支援員の配置や、県立学校での障がい者雇用推進枠の設定などを行っておりまして、雇用者数は昨年度より増加しているところですが、法定雇用率については今年度も未達成となっており、大変遺憾であります。

障がい者雇用に対する社会的要請がますます高まる中、誰もが能力を発揮できる共生社会の実現に向け、県が率先して取り組む責務があると、私自身、強く認識しております。

病院局、教育委員会においては、資格を有する職員の確保など難しい課題もありますが、令和8年7月1日には法定雇用率がさらに引き上げられ、より一層の取組が求められますことから、県としての重い責務を改めて共有し、全庁を挙げて障がい者雇用を推進してまいります。

○岩切達哉議員 県に重い責任があるという御発言をいただきました。1年間同じ未達成の状況が続けば、民間企業であれば3,600万円ほどの納付金を求められるというふうな計算にもなります。県は除外されますけれども、そのような重い実態が今あるんだということを認識いただいて、それぞれの部局において、県庁全体で取組を強化いただくようにお願い申し上げて、次に、手話施策推進法に関する質問させていただきます。

本年6月25日、「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されました。今年11月には、東京でデフリンピックが開催される運びになっています。

我が県では、知事が積極的に手話普及に取り組まれ、2019年4月に「手話等の普及及び利用促進に関する条例」を定めた上で、「言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進する」とし

ております。まさに手話は言語であります。

この大事な手話の普及促進について、県が取り組んできた状況を福祉保健部長からお聞かせいただきたいと思います。

○**福祉保健部長（小牧直裕君）** 県では、平成31年4月に「手話等の普及及び利用促進に関する条例」を施行し、言語としての手話の普及や、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に努めています。

取組状況としましては、手話通訳者の養成研修や、県主催のイベントなどへの派遣、より高度な技術を有する手話通訳士を目指す方を対象とした講座の実施等に加え、県庁内でも、全職員に向けた簡単な手話の紹介や、幹部職員の会議における手話講座等を行っております。

今回の手話施策推進法の施行を受け、県としましては、引き続き、市町村や関係団体と連携しながら、さらなる手話の普及及び利用促進に取り組んでまいります。

○**岩切達哉議員** ではここで、教育において、聴覚支援学校が延岡市、都城市にありますが、宮崎市にあってほしいという声は前からありました。その声に対する対応について伺いたいと思います。

宮崎県立特別支援学校教育整備方針では、「県央部の聴覚障がいの児童生徒等の学びに対する支援の在り方について検討します」とあります。このことに対して、検討状況を教育長に伺いたいと思います。

同様のこととて、延岡しろやま支援学校は、聴覚支援の高等部はございません。同校で中等部まで在籍した児童生徒は、どのような進路を選択しているかお聞かせください。

○**教育長（吉村達也君）** 県央部には聴覚障がいの特別支援学校を設置していないことから、

障がいのある児童生徒が、できる限り地域の小・中・高等学校で学ぶことができるよう、今年度から、県央地区を担当する聴覚障がい専門のコーディネーターを配置し、各学校への支援を強化しております。

さらに、令和9年度に新設する高等特別支援学校内には、聞こえに関する相談室や聴力測定等を行う聴能室を整備し、通級指導や巡回指導の一層の充実を図ることから、これまで以上に適切な支援を行う体制が整備できるものと考えております。

また、延岡しろやま支援学校聴覚部門中学部の過去5年間の卒業生は2名で、都城さくら聴覚支援学校高等部及び延岡しろやま支援学校知的部門高等部へ進学しております。

○**岩切達哉議員** できる限り地域の小中高校で学ぶができるようにというのは、本来の姿だろうというふうに思いますが、必要に応じて支援学校を利用される生徒さんたちが現にいらっしゃるということで、ぜひ体制の強化をお願いしたいと思います。

そしてまた、都城さくら聴覚支援学校は、2年後になりますが、設置100年と伺っております。ちょうど障害者スポーツ大会も開催される年であります。県民が手話に触れる機会となるよう期待も膨らみますし、聴覚障がい児に対する教育の発展を期待しております。

次に、災害発生時など緊急時に安全を確保するためには必要となる手話等による情報伝達はどう取り組まれていくか、福祉保健部長に伺います。

○**福祉保健部長（小牧直裕君）** 災害時における聴覚障がいのある方への情報伝達は、言葉だけでなく、身ぶりや県の防災情報メール等を利用するなど、一人一人に合った方法で、様々な

情報を的確に伝達することが重要であります。

そのため、県で作成している防災マニュアルにおいて、当事者の方に対しては、情報の伝達及び入手の手段として、メモや筆記用具、スマートフォンなどをあらかじめ備えておくこと、また、市町村やボランティアに対しては、避難所等において、手話や筆談、身ぶり、絵や図などを用いて意思疎通を図ること等をお願いしております。

今後とも、市町村や関係団体等と連携し、聴覚障がいのある方にしっかりと情報が行き届くための体制づくりを支援してまいります。

○岩切達哉議員 ゼひ関係団体等との連携をしっかりとやって、今日お伺いした災害発生時など緊急時の対応策がもっと具体的になるように、御努力をお願いしたいと思います。

さて、9月23日は「手話の日」とこの法律で定められました。福祉保健部長に「手話の日」の具体的な取組がありましたら御紹介いただきたいと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 今回の法律施行により、9月23日が「手話の日」と定められ、地方公共団体は、国民の間に広く手話に関する理解と関心を深めるための行事を実施するよう努めることとされました。

これを踏まえ、県では、「手話の日」に県庁本館のブルーライトアップを実施するとともに、県のホームページやSNS等を活用し、周知・広報を行うこととしております。

また、県内各地でも、駅や市町村庁舎等におけるライトアップや、啓発イベントなどが行われる予定です。

県としましては、今後とも、市町村や関係団体等と一体となって、手話に関する理解と関心が深まるよう、一層の普及啓発に取り組んでま

いります。

○岩切達哉議員 何ゆえ9月23日なのかという点をはじめ、ぜひ具体的にどういう取組をするか、これもまた当事者団体も含めて協議を重ねていただければ大変うれしく思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、2018年2月議会で、手話言語条例制定を求める質問に対しまして、知事自身が「手話を広める知事の会」の一員であることを披露しつつ、積極的に取り組むと答えられました。その結果として、翌2019年2月議会で条例制定され、今日に至ります。

知事の思いもあって積極的に取り組んでいただいているという状況ですが、今回の法の制定を受けて、今後の手話の普及促進に係る取組について、お考えを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の手話施策推進法の制定は、今御紹介いただきました、設立当初から私も参加しております「手話を広める知事の会」が強く要望してきたものであります、手話に対する国民の理解と関心が一層深まるものと期待しております。

県では、この法律に先立って、平成31年に制定した条例に基づき、これまで手話の知識・技能を有する人材の確保・養成など、様々な取組を進めてまいりました。

2年後の国スポ・障スポに向けて、来月から手話・要約筆記ボランティア600名の募集を開始し、さらなる人材の確保を図ることとしており、これが将来の貴重な財産となるものと考えております。

先日、手話の全国大会に参加する高校生と意見交換をする機会がありましたが、手話に関心を持ち取組を進めている、すばらしいことだなと思いましたし、そのうちの一人は、全国大会

で3位に入るという、すばらしい成績を残してくださいました。こうした若者のチャレンジというものを、県内に手話を広めていく大きな追い風にしていくことができればという思いもございます。

今年11月には、「きこえない・きこえにくい人のためのオリンピック」であるデフリンピックが、我が国で初めて東京で開催されます。様々な機会を捉えて、県民の手話に関する理解と関心をさらに高めてまいります。

今後とも、様々な障がいを抱える方が、手話等を通じて円滑に意思疎通できるよう、しっかりと取組を進めてまいります。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。御紹介いただいたデフリンピックに、この宮崎からも出場される方がいらっしゃいます。先日、知事にも表敬させていただいたと伺っております。ぜひ手話の普及、聴覚障がい者の皆様の日常生活の支援充実をお願いしたいと思います。

とりわけ手話通訳士の養成を仕事として営んでいける、そういうような体制づくり、例えば県が直接雇用して、県の様々な発信すべきことを手話通訳し、県のホームページ上で動画を流す、そういう仕事とか、県主催の様々なイベントに必ずその方に来ていただくとか、県庁内に手話通訳を必要とする方がお見えになったときにスムーズに対応いただくななど、そういうことのために配置していただくように、法の趣旨の中に自治体の努力義務が様々ありますけれども、そのあたりを踏まえ、取り組んでいただきたいと思うところであります。

次の質問に移りたいと思います。

教職員の採用に関連して、昨日、日高博之議員からも、こども性暴力防止法に関して質問がありました。

宮崎県でも教員3人が懲戒免職の処分を受けたことに加え、他県でも、盗撮、そしてそれを教員の間で共有していたなど、残念で、また予想もしない事件が幾つも明らかになっています。

学校の建物において物理的死角はないか点検したり、教員が性暴力を振るうはずはないという心理的な死角の存在を認識して、業務の見直しなど子供を守ることに取り組む必要があります。また、子供からの相談を受けやすい環境整備も欠かせません。

改めて、安全な学校づくりのための取組を教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 子供たちに寄り添い、その成長に深く携わることに魅力ややりがいを感じ教員を志した者が、児童生徒に対して性暴力等を行うという信じ難いことが、本県をはじめ全国で発生しております。

このため、関係法律の施行等も踏まえ、施設の定期点検や整理整頓を行い、盗撮リスク等を物理的に排除することや、空き教室等で一対一の指導を行わせないなど、第三者の目が届かない状況をつくらない取組を各学校に求めております。

また、教職員による不祥事を目の当たりにして、今、不安を抱えている児童生徒や保護者に対して、学校内外に設置している相談窓口の周知も併せて行うよう指導しております。

○岩切達哉議員 引き続き教育長に、学校徴収金について、公立小中学校の実情を伺いたいと思います。

改めて申し上げますが、少子化が進む理由に、「子を持つリスク」という表現で教育に係る金銭的負担感があるとされています。

県のこども計画でも、予定している子供数と

理想の数にギャップがある、その最大の理由は「子育て全般を通じお金がかかるから」と答え、次に多いのは「教育にお金がかかる」というのであります。

教育にかかるお金ということの実情を共に理解していくため、質問させていただきます。

文部科学省でも調査が行われたと聞きます。公立小中学校で集金されているお金はどのようなものがあって、総額は幾らになるのか、県教育委員会として把握しているところの内容を教えてください。

○教育長（吉村達也君） 学校徴収金は、教育上必要となる経費の財源として、学校が保護者から徴収しているものであります。

学校徴収金の対象となる経費は、各市町村、各学校によって異なり、個別金額につきましては、県教育委員会では把握をしておりません。

なお、あくまでも参考として、令和5年度に無作為に抽出した保護者を対象に行われた国の「子供の学習費調査」の結果のうち、学校教育費として計上されている修学旅行費や実験実習材料費、PTA会費など10項目を集計しますと、公立小学校では年間1人当たり5万372円、公立中学校では年間1人当たり10万35円となります。

○岩切達哉議員 国の調査に基づく御答弁をいただきました。ぜひ県においても、難しさもあると伺いましたが、調査いただきたいと要望させていただきます。

6月議会で高校の実情を聞きました。年に15万円ほどという数字になりました。今回、小学校が5万円、中学校が10万円と、こういうようなことであります。これをもって、子育て、また子供の教育にお金がかかるという子供を持つことに対するリスク、そういうことに応えられ

る皆さんに、「この金額なんですが」ということで、内容をこれからまだまだ議論していかないやいけないんだろうと思います。

子育てに係る負担感という問題と同時に、教職員の働き方改革という側面から、学校徴収金は公会計化を推進するよう求められていると存じます。

宮崎県の小中学校の公会計化という状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（吉村達也君） 学校徴収金の公会計化について市町村に確認したところ、2つの自治体において、一部を公会計化しております。

○岩切達哉議員 御答弁ありましたように、感覚としては全く進んでいないというふうに受け止めさせていただきます。

そういう中で、義務教育現場において、どの範囲まで保護者から私的な負担を求めるかなど、学校で集めているお金について、教育委員会での議論はどうなされているか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 現在、県教育委員会では、学校徴収金に関して、物価高騰や1人1台端末導入等の影響を踏まえ、各県立学校に対し、学校指定物品や副教材などの選定の在り方を見直すように依頼しております。

また、市町村教育委員会においても、文部科学省の通知等を踏まえ、独自に保護者の負担軽減や公会計化、教師が関与しない在り方など、検討を行っております。

物価高騰が長期化していること、また学校の負担軽減の観点から、今後、機会を捉え、市町村教育委員会や校長会とも保護者の負担軽減の在り方や公会計化等について意見交換を行い、情報共有を図っていきたいと考えております。

○岩切達哉議員 ぜひ議論を進めていただきた

いし、私はこの学校徴収金の問題に、子供・子育て支援の立場からも、引き続きこだわってまいりたいと思っております。

教育長に最後の質問でございますが、避難所の空調設備について、「避難所となる学校施設の防災機能強化の推進について」という文部科学省の部長通知がありました。

「避難所となる全国の学校体育館への空調整備について、ペースの倍増を目指して計画的に進める」とありますが、宮崎県における対応状況はいかがな状況かお聞かせください。

○教育長（吉村達也君） 県内の公立小中学校の体育館等は、令和7年5月現在、364棟あり、空調設備を設置しているのはスポットクーラーを含め54棟、設置率は約15%となっております。また、そのうち指定避難所は268棟で、空調設備を設置しているのは29棟、設置率は約11%となっております。

空調設備整備臨時特例交付金が創設されたことから、現在、複数の市町村が交付金を活用した整備を検討しております。

公立小中学校の体育館の多くは各市町村の指定避難所になっていることから、今後も市町村等と連携を図り、整備を進めてまいります。

○岩切達哉議員 厳しい状況を理解させていただきました。

話題を替えて、農政問題であります。

企業を定年退職した後に農業に就業する方への支援について伺いたいと思います。

一般企業や公務員などで就労し、農業経験なく、退職して就農しようとする場合、支援はいかがな状況でございましょうか。定年年齢が65歳になりまして、故郷にいる高齢の親から小規模ながら田畠を引き継いでいこう、守ろうという者が、65歳から決意したとして、10年から15

年は体が動くかもしれません。支援の実情について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 持続可能な農業・農村の実現には、定年後に就農される方を含め、多様な農業者の確保が大変重要であります。

このため県では、年齢を問わず、新たに農業を始める方に対し、農業総合研修センター等で農業の基礎知識が習得できる研修を実施とともに、みやざき農業実践塾や各地域の就農トレーニング施設での実践的な知識、技術の習得等を支援しております。また、農業を専業として営む方や副業的に行う方など、就農形態に応じて、必要な機械・施設の整備に係る経費等の支援も行っております。

今後とも、市町村、関係機関と連携し、多様な農業者の確保に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 では次に、地熱発電について質問いたします。

県の環境基本計画では、地熱発電は2030年度には2メガワットと、僅かながら稼働している目標となっています。

環境森林部長に伺いますが、県内の地熱発電所開発はどのような状況にあるのかお聞かせください。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 地熱発電は、地下のマグマなどによって熱せられた高温の水や水蒸気の力を用いて行う発電であり、火力発電に比べて二酸化炭素の排出量が少なく、火山国である日本においては、季節や天候に左右されず、年間を通して一定量の電力を安定的に供給するベースロード電源としての役割が期待されております。

環境省の導入ポテンシャル推計によりますと、県内では、えびの市のポテンシャルが高い

とされ、民間企業数社が10年以上にわたり調査等を実施しておりますが、開発コストの高騰等により、事業化には至っていない状況にあります。

○岩切達哉議員 これまで、地熱発電は有望ではないかということで、そういう立場で議会での質問がありました。今、御答弁に、えびの市のポテンシャルが高いということで、議会での質問の検索可能な範囲では、えびの市選出の中野議員が最初に地熱発電が有望ではないかと質問されている状況がありました。この間、下沖議員も含めて地熱発電の質問をさせていただいておりますが、いずれもつれない答弁でございます。

しかし、電力需要は伸びる一方でございまして、とりわけA.I.はとても電気を使うということで、政府は今、データセンターの集積に適した候補地公募をしておりまして、その要件として、脱炭素電源からの電力供給を前提としています。自治体として、企業誘致、産業発展、また県民生活の質の向上に必要なエネルギー確保について、無関心ではおられません。

えびの市の西、県境を越えて20分ほどの鹿児島県湧水町に大霧発電所があり、さらにもう一か所設置する動きがありまして、それは栗野岳という県境の僅か先で、より宮崎県に近接しています。熱源は宮崎県とつながっているかもしれません。

立地を選ばない地熱発電所開発をする企業の動きも始まったとも伺いますが、県において、この地熱発電開発という課題に対するお考えを環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 地熱発電につきましては、開発の適地が限られることや、調査から運転開始までに莫大な費用と時間を要

すること、また、温泉資源への影響や地域との合意形成など、様々な課題があると認識しております。

現在、従来の地熱発電より深い地下2,000メートルを超える地点から熱を回収する新技術を用いることにより、利害調整の難しい温泉地や国立公園以外でも立地が可能な次世代型地熱発電開発の動きもあり、課題の克服が期待されるところであります。

県としましては、九州各県や大学、民間企業で組織される地熱・温泉熱エネルギー産業化実務者会議に参加するなどして、引き続き、関係部局とも連携しながら、新技術等の情報収集に努めてまいります。

○岩切達哉議員 地熱のイメージは大分変わってきております。重ねて知事に伺いたいと思いますが、地熱は、発電所のみならず、熱資源として、発電後に、農業用ハウス利用や魚養殖、温泉施設、福祉施設での利用など、地域活性化に活用されると伺います。

地熱資源は、この宮崎にも優位に存在すると思います。地域創生、地域再生のために、えびの市や高原町、小林市などは、地熱利用の適地だと思います。そのような意味で、積極的に取り組むべきだと私は思います。

県にも、資源を持つ自治体とともに推進していく姿勢を示してほしいと思いますが、知事自身は地熱発電所開発に対しどのような思いをお持ちなのか、御答弁をいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 情報機器を多用するDX等の進展に伴いまして、電力需要の増加が見込まれる中で、環境への負荷を抑えるため、太陽光や風力、地熱などの再生可能エネルギーを最大限に活用していくことは大変重要だと考え

ております。

このうち地熱発電では、本県は、環境省によるポテンシャルの推計がございますが、九州で大分県、鹿児島県に次いでポテンシャルがあるとされておりまして、その中でも特に県西地域に可能性があるところであります。

地熱発電の開発につきましては、地下資源の把握が難しい中で、いかに掘削成功率を上げて開発リスクを低減するか、また、いかに発電量を増やして採算性を確保できるかが鍵となるとされており、これらの課題を克服する新たな技術の開発に大いに期待するところであります。

シェール革命と言われるような、こういう技術の開発により大きなブレークスルーが起こった。ぜひ地熱発電でも、それと同じような、そういう技術の開発というものを期待したいところであります。

地熱発電所は、単なる電力供給にとどまらず、熱水の副次的な活用等による地域経済の活性化につながる可能性もありますことから、県としましては、新技術開発の動向を注視するとともに、他県事例の情報収集に努めてまいります。

○岩切達哉議員 最近の地熱発電は、熱水がなくても地下の熱が全てというふうに伺っております。当然大分にも鹿児島にも地熱発電所はあるんです。宮崎は九州で第3位でありながら、ないという状況で、何とかしてエネルギーの大本を持てば、そこに企業も寄ってくる。そんな発想をぜひ議論いただいて、実現を図っていただきたい。県西地域の自治体の皆さんとタイアップして御尽力いただきたいと、重ねてお願い申し上げたいと思います。

さて、県土整備部長に質問させていただきます。

今年度に入って、住宅着工数が昨年同月の半分程度に減少しております。住宅建設は産業界の裾野が広く、新規住宅着工数の減少による地域経済への影響を大変憂慮します。

住宅着工数の現況、また今後の見通しについて伺います。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 議員御指摘のとおり、今年4月、5月の着工戸数は、前年同月の半数程度となっております。

これは、法律改正により、4月以降に新築住宅を着工する場合は、断熱材や住宅設備などの省エネ基準適合が義務づけられ、工期やコストなどに影響が生じる可能性があったことから、駆け込み着工が2月、3月に急増し、その反動により減少したものと考えております。

なお、7月には前年同月の9割程度まで戻ってきてることから、法律改正の影響で減少した着工戸数は、回復してきているものと考えております。

○岩切達哉議員 着工件数減少は、直ちに県産木材利用の低迷という影響をもたらすと考えますが、県産材の利用状況について、直近の動きを含め課題は出でていないか、環境森林部長の報告をお願いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 本県の令和6年の製材品出荷量は88万2,000立方メートルで、そのうち約9割が建築用材として利用されておりますが、近年の新設住宅着工戸数の減少は、県産材需要の減少を招き、木材産業の経営状況に大きな影響を及ぼしております。

特に製材工場においては、燃料価格の高騰や製品需要の減少による減産等により、一部閉鎖するなど大変厳しい状況が続いております。

このため県では、住宅フェアにおいて、県産材住宅や県産材を活用する工務店をPRするな

ど、住宅分野の出口対策を進めるとともに、製材工場等の経営コストの削減につながる設備導入等の支援のほか、非住宅分野における木材利用の促進などに取り組んでいるところであります。

○岩切達哉議員 県産木材の利用低迷につながる住宅着工件数の減少というのは、大変心配しております。

そこで、住宅着工を促進することで、結果として県産材利用を進めていく。そして、家を持つことで、県民の県内定着、県内で資金が循環するということを実現するために、住宅着工が伸びていない現状に対策が必要ではないかと思います。

昨年度末に駆け込み需要を起こした原因となつた法制度の改正に合わせて、着工を促すような支援など、インセンティブになる取組が必要ではないかと思いますが、県土整備部長のお考えを伺いたいと思います。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 今年4月に全面施行された建築基準法などの改正は、脱炭素社会に向けた建築物の省エネ対策を加速するために行われたもので、これにより、断熱性能強化などによる建築コストの増加に加え、設計や審査手続が厳格化されたところです。

このため、国が行う補助制度や減税措置などを関係団体と連携して周知するほか、県内各地での制度改正に関する事業者向け講習会の開催や、国と協力して、手続面をサポートする相談窓口の設置を行っているところです。

今後とも、国や関係団体と連携しながら、住宅の着工につながる取組を行ってまいります。

○岩切達哉議員 集合住宅、いわゆるマンションも飽和状態ではないかという論も出始めていますので、ぜひ御尽力いただきいて、住宅着工件

数が維持されるように御協力いただきたいと思います。

住宅問題に関連して、木造住宅耐震化の進捗状況を県土整備部長に伺いたいと思います。

昨年8月の地震を機に、令和7年度末の住宅の耐震化率90%の目標達成はもとより、早期の耐震化完了を目指して、取組をさらに加速していくと知事から伺ったところであります。今年度末90%達成に向けて、進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 住宅の耐震化率は、国や市町村と連携した支援等により、平成15年度の69%から令和2年度には84%と、着実に向上しております。

一方で、耐震化が必要な住宅の所有者は高齢者が多く、工事費用の負担感などの課題もあり、今年度末の耐震化率90%の達成は、非常に高い目標であると考えております。

このような中、昨年度は、地震発生の影響やテレビCM等の啓発により、補助制度を活用した耐震診断は前年の約3倍、改修工事は約1.6倍と増加しており、県民の防災意識の高まりを感じております。

県としましては、啓発活動や補助制度の周知、必要な予算の確保など、耐震化の推進に引き続き取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 90%の達成は、非常に高い目標であると考えておられるということでございました。去年8月に経験した大きな地震を踏まえて、まずは、家が倒壊することによる住民のけがや死亡を減らすことで、耐震化率をより一層、急ぎ高めたいということだったと思います。高い目標ということで、見上げるのではなくて、どうすれば達成できるのかということを、今、早速行動に移していただきたいと要望

を申し上げたいと思います。

さて、最後の公立病院の経営に関する質問を2問行いたいと思います。

県立日南病院は、県立3病院の中でも、特にその収支が厳しい状況だと認識しております。

県南地区においては、日南病院以外に、中部病院、串間市民病院という公的医療施設があり、県南地域の医療を支えているところ、3つの公的医療機関がいずれも生き残っていくことの困難さが、人口の動きなどから想像できるところにあると思います。

県南地域の医療供給体制については、昨日も質問がありましたら、なかんずく3つの公的医療機関の存続の問題に対する福祉保健部長の所見を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　日南串間医療圏では、人口減少が急速に進行しており、医療需要の減少が見込まれております。

また、昨今の物価高騰や人材確保の問題など、医療機関の経営を取り巻く環境はさらに厳しさを増していくものと認識しております。

県南地区の医療体制を考えますと、公立病院が救急医療など地域の重要な役割を担っていますことから、その機能を維持するためには、民間の医療機関を含めた機能分化・連携を進めていく必要があると考えております。

県としましては、将来の医療ニーズを見据えつつ、地理的要因などにも十分配慮しながら、医療機関同士の効率的な役割分担や連携強化など、持続可能な医療提供体制の確保に向けた地域における議論の促進にしっかりと取り組んでまいります。

○岩切達哉議員　宮崎県は、西臼杵に見られるような公的医療機関の安定的な移行といいますか、そういうのを成功させた例がございますの

で、ぜひ何がしかの状況で突然閉めざるを得ないというようなことがあってはならないと思いますので、ぜひソフトランディングできるように御支援いただきたいと思います。

その上で、病院局長は、日南病院の県南医療の中で果たす役割については御見識のあるところとは思います。さらに、将来において、他の公的医療施設との関係についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○病院局長（吉村久人君）　県南地域は、県立病院がある地域の中で、最も早く人口減少・高齢化が進み、民間の医療機関も減少し、2つの市立病院がかかりつけ医となる状況も生じています。

県立日南病院は、救急対応をはじめ、多くの診療科による総合性を生かした急性期医療を提供し、地域の医療を支えていますが、3つの病院とも人材や経営面で大変厳しくなっています。こうした状況は、他の県立病院でも想定されるため、公立病院が機能分化・連携し、今後一層増加する高齢者の医療ニーズに適切に対応した持続可能な医療提供体制を構築できれば、本県のモデルケースになるものと考えます。

地域住民が安心して医療を受けられるよう、引き続き関係機関と意見交換してまいります。

○岩切達哉議員　何より地域住民が安心して医療を受けられる状況づくりというのが本当に大事だと思いますので、病院局長をはじめ、県当局の御奮闘をお願いしたいと思います。

今日は傍聴席に手話通訳者を配置いただきまして、当事者団体の皆さんも、執行部の皆さん方からの答弁を聞きに来ておりました。それぞれに熱心に御答弁いただいたことに感謝を申し上げて、代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 以上で本日の質問は終わりました。

べきものと決定いたしました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。 (拍手) [降壇]

◎ 議案第24号委員会付託

○外山 衛議長 ここで、議案第24号を議題といたします。

○外山 衛議長 総務政策常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑及び討論の通告はありません。

質疑の通告はありません。

議案第24号については、お手元に配付の付託表のとおり、総務政策常任委員会に付託いたします。

ここで、議案第24号に係る委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

◎ 議案第24号採決

○外山 衛議長 これより採決に入ります。

議案第24号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時42分散会

午後2時40分再開

◎ 常任委員長審査結果報告

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、総務政策常任委員長の審査結果報告を求めます。総務政策常任委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕 (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第24号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」であります。

これは、宮崎県議会串間市選挙区におきまして、議員辞職により欠員が生じたことに伴い、補欠選挙を執行するための経費を措置するもので、3,500万円余の増額補正となっており、歳入財源は繰入金であります。

その主な内訳は、串間市への交付金やポスター作成費など、候補者への公営負担金などに要する経費であります。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決す

9月12日（金）

令和7年9月12日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員(33名)

2番	永山 敏郎	(県民連合立憲)
3番	今村 光雄	(公明党宮崎県議団)
4番	工藤 隆久	(同)
5番	山内 いっとく	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山口 俊樹	(同)
7番	下沖 篤史	(同)
8番	齊藤 了介	(同)
9番	黒岩 保雄	(同)
10番	渡辺 正剛	(同)
13番	外山 衛	(同)
14番	脇谷 のりこ	(未来への風)
15番	松本 哲也	(県民連合立憲)
16番	坂本 康郎	(公明党宮崎県議団)
17番	重松 幸次郎	(同)
18番	野崎 幸士	(宮崎県議会自由民主党)
19番	佐藤 雅洋	(同)
20番	内田 理佐	(同)
21番	川添 博	(同)
22番	荒神 稔	(同)
23番	日高 博	(同)
24番	福田 新一	(同)
25番	本田 利弘	(同)
27番	岡師 博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷 恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本 英雄	(自民党同志会)
30番	岩切 達哉	(県民連合立憲)
31番	中野 一則	(宮崎県議会自由民主党)
33番	安田 厚生	(同)
34番	坂口 博美	(同)
35番	山下 寿	(同)
36番	山下 博三	(同)
37番	二見 康之一	(同)
39番	日高 陽一	(同)
欠席議員(1名)		
32番	濱砂 守	(宮崎県議会自由民主党)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野 俊郎	嗣郎之文	収彦	尚裕	明仁	次人	春康	優也	一修	一勝
副知事	日隈 弘正	俊郎	之文	収彦	尚裕	明仁	次人	春康	優也	一修
総合政策部長	佐川 北東	隈弘正	俊郎	之文	収彦	尚裕	明仁	次人	春康	優也
政策調整監	大田 中田	北東	隈弘正	俊郎	之文	収彦	尚裕	明仁	次人	春康
総務部長	田津 小牧	中田	北東	隈弘正	俊郎	之文	収彦	尚裕	明仁	次人
危機管理統括監	小長 児玉	牧倉 玉	大田	中田	北東	隈弘正	俊郎	之文	収彦	尚裕
福祉保健部長	長児 玉	玉畑	田津	小牧	大田	中田	北東	隈弘正	俊郎	之文
環境森林部長	桑山 正浩	倉玉	長児	玉畑	田津	小牧	大田	中田	北東	隈弘正
商工觀光労働部長	平松 吉吉	下山	桑山	正浩	長児	玉畑	倉玉	田津	小牧	大田
農政水産部長	吉池 吉平	山村	平松	吉吉	吉	桑山	下山	大田	中田	北東
国土整備部長	田居 合元	吉村	吉池	吉吉	吉	桑山	平松	中田	北東	隈弘正
宮崎国スポ・障スポ局長	居合 成坂	坂日	吉村	吉吉	吉	桑山	平松	中田	北東	隈弘正
会計管理者	坂日 高	坂日	吉村	吉吉	吉	桑山	平松	中田	北東	隈弘正
企業局長										
病院局長										
財政課長										
教育課長										
警察本部長										
選挙管理委員会委員長										
監査事務局長										
人事委員会事務局長										

事務局職員出席者

事務局長	川畠 敏彦	彦通	範博	史人	司友
事務局次長	久保 通	彦通	範博	史人	司友
議事課長	菊池 久	彦通	範博	史人	司友
政策調査課長	西保 久	彦通	範博	史人	司友
議事課課長補佐	古谷 久	彦通	範博	史人	司友
議事課議事担当主幹	池田 久	彦通	範博	史人	司友
議事課主任主事	鶴前 久	彦通	範博	史人	司友

◎ 一般質問

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。 [巻末参照]

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県議会自由民主党の山下博三です。

通告に従い、順次お伺いしてまいります。

まず、マダニ感染症の現状認識についてお伺いいたします。

8月19日、国立健康危機管理研究機構は、マダニが媒介するウイルス感染症——重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の今年の累計患者数が、最速値で135人になったと明らかにしました。2025年には既に過去最多を更新しており、これまで感染が確認されていなかった地域でも患者が報告されるなど、発生地域が全国に広がっております。この広がりの背景には、地球温暖化などマダニの生息域が広がり、鹿やイノシシなどの野生動物の分布域拡大と関係があると考えられております。

宮崎県はSFTSの全国有数の発生地域であり、初めてSFTSの発生が確認された2013年から2025年7月までに119件の患者が報告され、そのうち31名が亡くなっています。

今年6月に県獣医師会総会が行われた折に、宮崎大学農学部教授、獣医学博士の岡林環樹先生から、本県のSFTSの発生状況を伺い、本県の取組についての課題等を話し合う機会がありました。極めて大きな課題と捉えたところで

ありました。

感染は県北地域から県南地域まで広く分布しております、農作業や庭仕事、散歩など、日常的な活動でも感染リスクがあります。最近ではペットからの感染報告もあり、我々の日常生活のすぐそばに致死性ウイルスが来ている危機的状況になっております。

近年では、関東や北海道など、これまで感染報告が少なかった地域でもSFTSの感染例が確認されており、全国的な感染拡大が進んでおります。これを受けて、北海道や東京都などでは、行政と連携した対応策が進められており、マダニから感染を防ぐための啓発活動や発症ペットの対応策が練られています。

本県はSFTSの多発地域であり、県民の健康を守るためにマダニ対策が急務であります。県はこのような状況をどう捉えているのか、また、今後どのように対応していくのか、知事にお伺いいたします。

次に、高校教育についてお伺いいたします。いわゆる高校無償化による県立高校への影響や、中学卒業者数の減少といった課題に加え、社会全体の急速な変化など、本県の県立高校を取り巻く環境は、かつてないほど大変厳しい状況にあると思います。

このような状況の中、将来、本県の教育水準を維持し、子供たちが希望を持って学ぶことのできる教育環境を整備していくことは、喫緊の課題であります。私自身、この変化の波の中で、本県の県立高校がその魅力を維持し、地域社会において、その役割を十分に果たし続けることができるのか、深く憂慮いたしているところであります。

そこでまず、県立高校全日制の定員と入学者数の現状について、教育長へお伺いいたしま

す。

次に、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画についてお伺いいたします。

第八次農業長期計画は、令和3年から12年までの10か年計画としてスタートしております。令和7年度は、後期5か年計画の見直し作業に入っておられると思います。スタートしてから今年度までのこの5年間は、本県農業にとって、過去経験したことのないような生産原価高騰による影響を受けております。

例えば為替相場は、計画策定当時は1ドル110円程度でありましたが、直近では1ドル約147円と、長引く円安が燃油や飼料など様々な生産資材の価格高騰の大きな要因となっております。物価高騰は特に畜産農家への影響が大きく、離農する農家が増加し、荒廃農地の増加や子牛の出荷頭数が大きく減少するなど、危機的状況にあると認識しております。

さらに追い打ちをかけているのが温暖化現象であります。先月18日から20日まで、東京にて県議会自民党会派中央研修会が行われました。その研修会で、東京農業大学の客員研究員、赤井田幸男氏より、「地球温暖化と宮崎県の農業」というテーマで講演をいただきました。

その先生の講演の中で、台風や豪雨、異常な高温の頻度が増加し、気温、降水パターンの変化によって農業生産が甚大な被害を被っているが、農業は、温暖化問題の被害者であり、加害者であり、救いの女神でもあると述べておられました。

加害者とは、世界の温室効果ガスの12%が農業から出ていること、一方で、救いの女神とは、堆肥の投入などを通じて、土壤が巨大な炭素貯蔵庫になり得ることを指しているとのことでありました。

被害者については、北海道では、今年6月29日からの1週間、平年の気温より3度も高く、観測史上最高を記録していること、高温は全国的な傾向であり、水稻の品質低下はもとより、野菜の高温被害、果実の着色不良等の問題が年々大きくなっていますこと、日本一のサクランボの生産を誇る山形県でも、主力の佐藤錦が高温障害を受け、収量が3割以上減っているとのことです。

温暖化の影響は、本県においても、農畜産物の生産量や品質の低下などが確認されております。現在、県では、農業長期計画を見直し、後期計画を策定中でありますが、このような大きな環境変化や新たな課題にしっかりと対応していく必要があると思います。

そこで、本県農業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、後期計画の方向性とその実現に向けた取組について、知事の考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、この後は質問者席より続けてまいります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えします。

まず、本県のSFTS（重症熱性血小板減少症候群）の現状についてであります。

SFTS患者の発生件数は、令和7年7月末時点で本県が全国で最も多い状況となっております。また、平成25年以降、31名の方が命を落とされたことにつきまして、SFTSの感染防止をはじめ、県民の命と健康を守ることが私の最も重要な責務でありますことから、このことを大変重く受け止めているところであります。

マダニ対策としましては、まずは感染を防ぐことが最も重要でありますことから、県では、県民の皆様に対し、屋外で作業をする場合には、長袖、長ズボンを着用するなど肌の露出を

少なくする、マダニに刺されないための対策について啓発するとともに、万が一刺された場合、異常を感じた際の早期に医療機関を受診することの必要性について、分かりやすくお伝えするなど、県全体で予防意識を高める取組を進めているところであります。

今後とも、県民の皆様がSFTSにより健康を害し、大切な命を落とすことがないよう、市町村、関係医療機関、獣医師会との緊密な連携を図り、しっかりと対策を講じてまいります。

次に、第八次農業長期計画についてであります。

議員御指摘のとおり、本県農業を取り巻く情勢が現行計画を策定した5年前から大きく変化し、急速な人口減少や物価高騰、温暖化等の厳しい状況が今後も継続することを前提とした対応が急務と考えております。

このため後期計画では、これらの課題に対応した強い農業の実現に向けて、次世代を担う人材の確保、生産性の高い農業の展開、持続性の高い農業・農村の実現という3つの視点で、農地の集約、区画拡大や温暖化に対応した品種開発などに、今後5年間で集中的に取り組んでまいります。

さらに、地域別の将来像や施策等を市町村と連携し取りまとめる地域プランの項目の中で、例えば北諸県地域では、畜産や加工・業務用野菜におけるスマート農業技術の活用や、大規模農業法人を核とした産地づくりなど、地域の特色を生かした取組を進めることとしております。

県としましては、今の厳しい現状をしっかりと受け止め、本県農業を魅力ある産業として次世代へ確実につないでいくため、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○教育長（吉村達也君）〔登壇〕お答えします。県立高校全日制の募集定員と入学者数についてであります。

県立高校の全日制における令和7年度の募集定員は7,320名で、中学校卒業予定者数約1万人のおおむね7割となっております。

また、入学者数は6,389名で、昨年度と比べ微増となっておりますが、充足率はここ数年、おおむね9割ほどで推移しております。

本県では、令和10年度に中学校卒業予定者数が1万人を切る見込みであることから、昨年度改定した宮崎県立高等学校教育整備基本方針に基づき、魅力ある学校づくりに取り組むとともに、地域の学びを維持していくために、募集定員についても、引き続き適切に検討を行う必要があると考えております。以上であります。

〔降壇〕

○山下博三議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。

次に、マダニが人体に及ぼす影響について、3問、福祉保健部長にお伺いしてまいります。

マダニに刺されることでSFTSウイルスに感染すると、発熱、倦怠感、消化器症状、神経症状、出血傾向などを引き起こし、致死率は20～30%に達するそうであります。特に高齢者は重症化しやすく、早期診断と早期治療が重要となります。

現在、有効なワクチンはなく、予防は、マダニに刺されないこと、発症ペットに接触しないことが最も重要となります。

自然豊かな宮崎では、SFTS感染リスクは非常に高いと思われますので、県民や医療現場への十分な啓発活動が必要かと思いますが、その取組についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、マダ

ニに刺されないこと、また発症ペットに接触しないといった啓発の取組について、ホームページや県政番組等による周知を行っております。

さらに、マダニの活動が活発になる春から秋の時期には、森林組合やホームセンター等にポスターやリーフレットを配布したり、市町村を通じて、重症化リスクの高い高齢者を対象に講話をを行うなどの啓発を行っております。

また、医療現場では、患者からの二次感染防止のため、従事者に感染事例を共有し、感染予防策を徹底していただくよう周知を図っております。

今後も引き続き、関係機関と連携しながら、あらゆる機会を捉えて、県民や医療現場への啓発に取り組んでまいります。

○山下博三議員 次に、犬猫などペットへの感染と人への感染リスクについてお伺いいたします。

犬や猫もSFTSに感染し、特に猫では致死率が約60%と高く、感染した動物の体液を介して人に感染する事例も報告されております。

2025年には、三重県で感染猫を診察した獣医師が死亡する事例も発生しており、宮崎県では2018年に、既に猫からSFTSが獣医療者に感染することについて報道がなされております。

人のSFTS発症の少なくとも10~20%は、動物由来と言われております。今後のSFTSの対応は、ペットから人への感染リスクを考慮し、動物の健康管理とマダニ対策が重要となります。

このようなことから、SFTSウイルスの病原性の高さから、開業動物病院における診察の範疇を超えたリスクがあると考えられます。

県として、ペットを介した感染予防のために、獣医療関係機関との連携強化をどのように

進めていかれるのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） ペットから人への感染防止対策につきましては、まずは、ペットがマダニに噛まれないための対策が最も重要となります。このため、飼い主に対し、県ホームページや市町村、獣医師会、動物病院などを通じ、ペットの室内飼育の推奨や、散歩の後のペットの体表チェックなど、感染防止対策の周知に努めているところでございます。

また、ペットがSFTSを発症した際は、隔離も有効な対策ですが、県獣医師会によると、県内には、SFTS発症動物が入院できる動物病院は、ほとんどないと伺っております。

県としましては、今後、飼い主への啓発と併せ、獣医師会などと協議を行うなど、感染予防のための連携強化に努めてまいります。

○山下博三議員 ありがとうございました。次に、具体的対策についてお伺いします。

先ほど御紹介いたしました宮崎大学の岡林教授によりますと、宮崎大学農学部附属動物病院では、SFTS発症動物の受入れは隔離体制が整っているそうです。しかし、施設拡充、人員確保、飼い主の入院費用負担などの課題があるとのことであります。県での動物隔離対応策の立案時に、大学や宮崎県獣医師会との連携も重要ではないかと思います。

SFTS発症動物の隔離対応は、感染拡大防止の観点から極めて重要であります。

宮崎大学動物病院の受入れ体制充実に向けた支援や、飼い主の負担軽減に向けた支援も視野に、動物隔離対策を検討する必要があると思いますが、県の考えについてお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、感染防止対策として、ペットの室内飼いの徹底を啓

発しておりますが、ペットが感染した際は隔離が重要となります。

一方で、費用が高額になりますことから、飼い主に対し、民間のペット保険加入など、有事への備えを推奨することとしております。

また、県内に隔離施設を有する動物病院はほぼない中で、宮崎大学農学部附属動物病院の隔離施設の果たす役割は、大変重要であると認識しております。

県としましては、今後、人と動物の感染症防止に向け、医師会や獣医師会及び宮崎大学などと連携強化を図りながら、動物隔離対策の在り方を検討してまいります。

○山下博三議員 ありがとうございました。このところ連日、SFTSについては、新聞、テレビ等で大きく報道がなされております。命に関わる大きな課題でありますので、対応方よろしくお願いしておきたいと思います。

次に、県立高校の現状と目指す姿について、5問、教育長にお伺いしてまいります。

先ほど、壇上にて教育長が「宮崎県立高等学校教育整備基本方針に基づき、今後も魅力ある学校づくりを行う」と答弁されましたが、県立高校における普通科系学科と職業系専門学科は、今後の社会の変化を見据え、それぞれどのようなビジョンを描いておられるのでしょうか。

そこで、今後の県立高校における普通科系学科と職業系専門学科、それぞれの学びの方向性についてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 社会状況が目まぐるしく変化し、先行き不透明な中、本県の将来を担う高校生に対して、自ら問いを持ち、学びに向かい、深く考える力を育む教育を取り組んでおります。

さらに、普通科系学科におきましては、大学や専門学校等への進学に必要な学力を育むとともに、一人一人の能力や進路目標に応じた個別最適な学びを進めております。

また、職業系専門学科におきましては、実践的・体験的な学習活動を通して、地域産業の担い手となる人材や高度な専門性を備えた職業人の育成を進めています。

なお、公立高校生徒数に占める職業系専門学科の在籍者数の割合は、全国平均3割に対して、本県は5割であり、全国で最も高い割合となっております。

○山下博三議員 ありがとうございました。

今御答弁いただきましたが、公立高校の生徒数に占める職業系専門学科の在籍者数の割合は、全国平均3割に対し、本県は5割のことでした。職業系専門学科といえば、農業系、商業系、工業系、水産系、福祉系などが代表的なものになると思いますが、調べてみると全国1位ということであり、大変すばらしいことだと思います。ぜひ、全国1位を誇る本県の強みを生かした専門教育を展開し、高度な専門性を備えた、地域や社会で活躍できる人材の育成を図っていただきたいと思います。

農業においては、エネルギーや肥料・飼料等の資材が高騰し、気候変動により、農畜産物の生産量や品質は不安定な状況となり、農業経営を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しております。そのような中で、農家戸数はさらに減少することが見込まれており、今後、我が国の食料生産をいかにして持続的なものにしていくかが喫緊の課題となっております。

こうした課題を解決していくには、次代の農業をつくり上げる人材の育成がとても重要であります。私は、農業教育の果たす役割は非常に

大きいと考えております。

そこで、県内の農業教育について、まずは、県内の農業系高校の学生の在籍状況についてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県で農業を学ぶことができる学校は、県内各地域に8校あり、在籍者数は1,597名となっております。

全高校生に占める割合は5.5%であり、全国平均の2.3%を大きく上回っております。

なお、本県の私立高校には、農業の学科を設置している学校はありません。

○山下博三議員 ありがとうございました。

「農は国の基なり」という言葉がございます。言うまでもなく、国民の命を守り、国土を守る上では、食料が安定的に供給されることが必要であり、その持続可能性は、自国の農林水産業があつてこそ成り立つものであります。

先ほど、本県は全国平均よりはるかに農業系学生の在籍が多いとの答弁がありましたが、農林業を支える人材を育成する農業教育が、本県では全国トップクラスの規模であることは大変誇らしく、このことは、まさに農業を基幹産業とする宮崎県ならではの特色だと思います。

そのような本県だからこそ、農業系高校は、将来の農業に夢や希望を持った意欲あふれる志の高い人材が集まる学校でなければなりません。そのためには、農業教育のさらなる魅力化を図る必要があるのではないかと考えます。

現在の農業が抱える諸課題を解決するものとして、スマート農業が注目されており、農林水産省も昨年度にスマート農業技術活用促進法を制定し、これを強力に推進しております。

私は、スマート農業を農業教育に積極的に取り入れることで、農業教育の魅力と特色化が図られ、本県農業の維持発展がなされるものと考

えております。

そこで、スマート農業に対応できる人材育成が必要だと思いますが、考えをお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） スマート農業は、高齢化や担い手不足が農業の喫緊の課題となる中、生産性や品質を向上させる取組であると認識しております。

そのため、スマート農業に対応できる人材を育成することは、本県のこれから農業振興を図る上で非常に重要であると考えています。

また、学校現場で実際にICTやAI、センシングやロボット等の最先端技術を駆使した学びを実践することで、子供たちの農業への興味・関心がこれまで以上に高まり、農業に従事することに夢や希望を持つことができるものと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございました。教育長の認識は大変よく分かりました。ぜひ、農業教育においてスマート農業を推進し、未来の農業に希望を持った優秀な生徒が多く集まる、魅力的な農業教育の展開につなげていただきたいと思います。

先ほどの答弁において、県内には農業を学ぶ学校は全部で8校あると伺いました。

学校現場でスマート農業に取り組むまでの課題についてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県では、文部科学省及び農林水産省の事業を活用し、ドローンやロボットトラクター、牛の分娩監視システム、デジタル制御による食品加工機器類などを各学校に導入しております。

一方で、圃場が小規模であることや、同一区画で多くの作物を栽培していること、また、購入した機械を活用する畜舎や温室そのものが老

朽化していることなどから、授業や実習において十分に活用できていない状況もあります。

また、農政水産部と連携した教員研修等を実施しておりますが、高度な機械を活用できる教員が不足している状況にもあります。

○山下博三議員 ありがとうございました。

スマート農業は新しい農業の形であり、その普及に向けては、導入コストや技術を活用する力など、様々な課題があるのも事実であります。当然、日々教育面で様々な業務に取り組まれている先生方が、すぐに新しいスキルを身につけられるわけではないと思います。だからこそ、スマート農業教育の展開は、学校だけで進められるものではないと考えます。

今後のスマート農業教育の推進について、スマート農業最先端企業、例えば、ヤンマー、クボタ、井関等の農機メーカー、ドローン企業、A I、I C Tを駆使した施設園芸や畜産等の農業関連企業や関係機関等と一体となって取り組む必要があると思いますが、考え方をお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 現在、都城農業高校をはじめ各高校において、企業や農業法人との連携の下、スマート農業機械を活用した実習を行っております。

企業等と連携した取組を進めることで、先ほど申し上げました学校現場の課題の解決につながるほか、農業技術は日々進歩していることから、最先端技術を学ぶ機会ともなります。

今後とも、企業等との連携をさらに図り、より効果的かつ充実したスマート農業教育を進めていきたいと考えております。

○山下博三議員 ぜひ、農業関連企業や関係機関等が一体となって展開できる教育体制づくりを進めていただき、先生が夢を語り、子供たち

が夢を持てる農業教育を実現してください。どうぞよろしくお願ひいたします。

実は私自身も、県内8校の農業系高校、高千穂、門川、高鍋農業、宮崎農業、本庄、都城農業、小林秀峰、日南振徳を全て訪問し、この目で農業教育における状況や学校農場等の現場を確認するとともに、農業の先生方から現状を伺ったところであります。先生方の大変熱心に農業教育に取り組んでおられる姿、先ほど教育長が言わわれたとおり、課題が生じていることも認識いたしました。

その中で特に印象的であったのは、農業実習施設の老朽化であります。多くの学校で、40～50年前、最も古いもので60年前の施設を、いまだに主たる施設として使用していました。これは、スマート農業を推進する上で大変大きな課題だと思っております。将来の農業経営者を目指す生徒たちを教育できる環境ではありません。

また、先ほど教育長が言わわれたとおり、スマート農業の技術は日進月歩で進化しております。最先端の学びを行うには、対応する機械等の導入や更新も大きな課題であります。こうした課題は、本県のみならず、全国の農業高校にも共通するものと聞いております。

我が国の農業の食料安全保障を確固たるものにしていくためには、次世代の農業を担う人材育成の充実に全国的な課題として取り組むべきであると強く感じます。その課題解決のためにも、全国知事会で問題提起し、議論を進めるとともに、国からの財政支援も重要であると思つております。

そこで、新たなスマート農業教育の展開に向けて、国への働きかけが必要だと思いますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 少子高齢化等の進行によりまして、農業の従事者数の減少に歯止めがかかっておりませんことから、担い手の育成を行う農業系高校への期待はますます大きくなるものと考えております。

しかしながら、先ほど教育長の答弁にありましたとおり、農業系高校におけるスマート農業の教育環境には課題が多くありますことから、効果的かつ充実した教育を提供する上で問題を抱えているものと認識しております。

生徒が農業に大いなる魅力を感じ、賢く稼げる農業を将来実践していくためにも、スマート農業をはじめ、最先端の知見や技術に基づき、学校の施設や機器の整備、教員の指導力の向上を図ることが不可欠であると考えております。

G7の農業大臣会合が行われた際に、宮崎農業高校におきまして、スマート農業のデモンストレーションがございましたが、子供たちがそれを見て歓声を上げている、わくわくしている様子が伝わってまいりまして、やはりそういう子供たちへの刺激、そしてわくわく感、農業に対する期待感を持たせることは、大変重要であると感じました。

農業は我が国の食料安定供給の根幹であり、農業教育の充実は全国共通の課題であります。

我が国の食料供給の一翼を担う本県の知事として、全国知事会とも連携を図り、国に対し、農業教育のより一層の支援を強く訴えてまいります。

○山下博三議員 若者が夢と誇りを持って農業に取り組む姿があつてこそ、本県農業の未来に光が差し込みます。そのような未来を願ってやみません。ぜひ、日本の農業教育の発展に向けて、全国でも有数の食料供給産地である本県から強く要望していただきますよう、再度知事に

お願い申し上げておきたいと思います。

これより農政問題についてお伺いしてまいります。

地域計画は、今後の農地利用を考える上で非常に重要なものでありますが、地域計画の区域内で将来の耕作者が決まっていない農地が、今年3月末時点で県全体で約24%、北諸県地域では約44%と見込まれております。

また、令和5年度の国のデータによりますと、既に県内には3,120ヘクタールもの荒廃農地が存在しております。今後、農業者数が減少する中で、耕作者が決まっていない農地が荒廃農地となってしまうのではないかと非常に心配しております。そうならないためにも、農地を大規模に利用する農業法人等の担い手が協調し、農地交換などを通して、農地を集積・集約化することが重要であります。

そこで、担い手の農地集積・集約化に向け、県はどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農業者が減少する中、農地を維持するためには、農業法人を含めた意欲ある担い手へ農地を円滑に集積・集約することが重要であり、県は、その調整役として、各地域での取組を支援しております。

具体的には、川南町の農業法人に対し、将来耕作したいエリアの地図への落とし込みや、集約化に向けて話し合いの場の調整を行ったところ、2.8ヘクタールの農地交換につながっております。

また、都城市では、市や農地バンクとともに、地域計画の見直しの場を設けたところ、規模拡大を目指す水稻農家と畜産農家との間で、作業の効率化のための農地交換の話し合いが始まりました。

今後とも、こうした取組を進め、集積・集約の動きを県全体に波及させてまいります。

○山下博三議員 ありがとうございました。生産基盤である農地を守るためにも、地域を牽引する担い手に農地を集積することはもちろんのこと、生産性を高められるよう、集約化の取組が必要不可欠であります。第八次後期計画の取り組むべき最重要課題であると思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、米についてお伺いしてまいります。

全国の多くのスーパーの棚で米が消えた令和の米騒動。米が品薄となった状況については、様々な要因が考えられます。生産面では、民間在庫量が少ない中、令和5年産及び6年産の米が、夏の猛暑による品質低下で精米の供給量が減少し流通量が減ったこと、また消費面では、物価が高騰する中、パンや麺類などに比べて米は値頃感があることから購入が進んだことや、外国人観光客、いわゆるインバウンド需要で米の消費が増加したことなどが要因として考えられます。

国は、「新米が順次供給され、円滑な米の流通が進めば、価格は落ち着いてくる」と発言しましたが、そうはならなかつたため、米の流通の円滑化を目的に備蓄米が放出され、その結果、全体的に米の価格はやや下がったと感じております。

そこで、今年の米の価格動向について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 国が公表している全国のスーパー等における平均小売価格は、今年7月現在で5キロ当たり3,575円であり、最も高かった5月からは700円程度安く、昨年同月に比べ1,200円程度高くなっています。

また、報道等によりますと、JAが農家に提示する価格、いわゆる概算金について、令和7年産は、全国の各産地で60キロ当たり2万円後半から3万円前半となっており、昨年と比較し、1万円から1万3,000円程度高くなっています。

なお、本県の令和7年産早期水稻の概算金も3万円程度で、全国と同様に昨年より高い状況になっております。

○山下博三議員 本県の水田のうち、水稻の作付面積は、過去10年間、2万3,000ヘクタールほどの横ばいで推移しており、その内訳は、主食用米が年々減少、加工用米や飼料用米、WCS用稻等が年々増加の傾向にありました。

しかしながら、令和7年において、米価格高騰を背景に、主食用米の作付面積が昨年に比べ約1,000ヘクタールほど増加した一方で、加工用米が約500ヘクタール、飼料用米が約100ヘクタール、WCS用稻が約600ヘクタール減少する見通しとなっております。

供給先である酒造メーカーや畜産農家にとっては大きな影響が懸念され、主食用米と原料用米等との生産の両立が重要であると思います。

また、地域では、高齢化により担い手が急速にいなくなっています、いかに水田を守り、農業を続けられる環境をつくっていくのか、大きな課題であると思います。

そこで、本県における水田農業の振興について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 担い手が減少する中、水田農業の振興のためには、受皿となる経営体と地域農業を支える小規模農家への支援を両輪で行うことが重要であります。

このため県では、経営体の規模拡大に向け、農地の集約や区画拡大を進めるとともに、自動

操舵トラクター等のスマート農業機械の導入などを支援しております。

また、中山間地域の家族経営体や水田農業の維持のため、日本型直接支払制度等の活用による農地・水路管理などの共同化や、作業受託組織の育成等に取り組んでおります。

これらに加え、産地交付金等を活用した耕畜連携の取組や、酒造メーカーとの契約による原料米の供給を進めるなど、バランスのよい安定した米づくりに努めてまいります。

○山下博三議員 ありがとうございました。昨今の米の品薄や価格高騰により、消費者への米の安定的な供給に課題が生じ、食料としての米の大切さが社会に改めて認識されました。

しかしながら、資材価格高騰による厳しい農業経営に加え、不安定な米需給の動向や備蓄米の放出等、大きな環境の変化により、今後の米価格下落等について、生産者から不安の声が聞かれております。

これからも生産者が安心して米生産に取り組むには、再生産可能な価格での流通と、主食用をはじめとした米の安定した生産・供給体制が必要であります。

米政策はこれまで国が主導てきており、安定した米づくりには国の支援が欠かせないと考えますが、国に対してどのような要望をしていかれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 我が国の主食である米につきましては、これまで国が交付金等によりまして需給調整を行っており、食料安全保障の観点から、これからも国において、農家が安心して生産し、消費者が納得する価格で安定的に供給される状態を確保していくことが重要であると認識しております。

本県においても、これまで、交付金等を活用

し、主食用米はもとより、全国屈指の畜産業や焼酎製造業の需要に応えるため、飼料用米や加工用米等の生産を推進してまいりました。

現在、国では、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、水田政策を根本的に見直すなど、集中的な構造転換を進めていくこととしております。

米づくりの大きな転換期にある中、国に対しては、精度の高い需給予測に基づき、米が合理的な価格で安定的に供給される仕組みづくりや、需要に応じたバランスのよい米づくりに必要な財源の確保などを要望してまいります。

○山下博三議員 ありがとうございました。

続きまして、県産牛肉の輸出についてであります。

私の地元でありますJA都城管内では、令和6年の肉用牛繁殖農家戸数は、令和2年と比べ319戸、繁殖雌牛頭数は何と3,065頭減少しております。国内でも有数の肉用牛産地である都城地域においても、宮崎牛の基となる生産基盤が大きく縮小しております。

生産基盤の縮小は、宮崎牛ブランドの維持にも影響を与えるものであり、このような状況が続くと、産地が崩壊するのではと大変危惧いたしております。

そこで、県内の肉用牛繁殖農家戸数と繁殖雌牛頭数の推移について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県内の肉用牛繁殖農家戸数は、国の畜産統計によりますと、令和2年の5,100戸から令和7年には3,730戸と、約1,400戸減少しておりますが、これは農家の高齢化等が要因と考えております。

また、繁殖雌牛頭数につきましては、令和2年の8万2,900頭から令和5年には8万6,000頭

まで増加しておりましたが、令和7年には8万900頭と、直近2か年で約5,000頭減少しております。これは、長引く子牛価格の低迷や生産コストの高止まり等が要因と考えております。

○山下博三議員 本県においても、直近の2年間で繁殖雌牛頭数が大きく減少していることが分かりました。私は、肉用牛繁殖農家や繁殖雌牛頭数が減少する背景として、長引く枝肉価格の低迷と連動した子牛価格の低迷が大きな要因と考えております。

近年の物価高による消費者の節約志向から、牛肉の高級部位であるサーロインやロース等のロイン系は、特に国内では消費が落ち込んでおります。一方、海外においては、そのニーズがあることから、輸出をさらに伸ばし、枝肉価格を安定させる取組も重要と考えております。

そこで、県産牛肉の輸出量について、主要な輸出相手国・地域別の状況も含めて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県産牛肉の輸出量は年々増加しており、直近の令和6年度では、1,425トンと過去最高を記録したところです。このうち、主要な国及び地域への輸出量は、台湾が473トン、アメリカが387トン、香港が236トンであります。

また、これらの国及び地域において、日本からの牛肉輸出量に占める県産牛肉の割合を見てみると、国の農林水産物輸出入統計に基づく県の推計になりますが、台湾、アメリカへの牛肉輸出量のそれぞれ約2割、香港への牛肉輸出量の約1割を県産牛肉が占めております。

○山下博三議員 ありがとうございました。

今、農政水産部長から県産牛肉の輸出について御答弁をいただきましたが、県産牛肉の輸出が順調に推移しているのは喜ばしいことだと

思っております。

その一方で、さらに県産牛肉の輸出を伸ばすためには、新たな輸出先を見つけていくことも必要であると考えております。

そのような中、ジェトロの報告によりますと、世界には約19億人のムスリムがいると言われております。特に、ムスリムの人口が多い東南アジアや中東などは、県産牛肉の輸出拡大の可能性を感じております。

今年の5月に、私たち環境農林水産常任委員会は、県内初のハラール対応処理施設となる株式会社S E ミート宮崎の施設での調査を行いました。施設では、イスラム教の戒律にのっとって処理される工程等について視察し、改めてイスラム圏諸国への輸出、いわゆるハラール向けの輸出に大きな期待を持ったところであります。

そこで、県産牛肉のイスラム圏向け輸出の取組状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） ハラール対応の食肉処理施設が完成した昨年2月以降、国ごとに必要な輸出施設の認定手続が進められており、本年1月には、本県初となるイスラム圏への輸出がカタールに向け開始されました。その後、3月に現地で開催した宮崎牛レセプションを契機に、徐々に取引が増えてきたとの報告を受けております。

また、インドネシアやU A Eにおいても、現地政府による審査が進んでいると伺っており、さらなる輸出拡大が期待されます。

今後とも、事業者等と連携し、輸出が見込まれる相手国での販売ルート構築を支援とともに、新たな国への輸出が開始された際には、速やかにプロモーションを実施するなど、県産牛

肉の輸出拡大に取り組んでまいります。

○山下博三議員 ありがとうございます。

最後の問い合わせになります。

本年7月11日には、牛肉の中国への輸出再開の道が開かれたとの報道がありました。中国は、日本でのBSE（牛海绵状脳症）発生を受け、平成13年から日本産牛肉の輸入を停止しておりますが、令和元年に当時の駐日中国大使がミヤチク都農工場を視察された際には、「宮崎牛を含む日本の農業製品が一日も早く中国の消費者の食卓に届くよう誠意ある努力をしていきたい」と語られております。

その後、報道によると、国は、令和2年に予定していた中国の国家主席の来日に合わせ、輸出再開を目指しておりましたが、新型コロナの感染拡大により中止となつたところあります。このような中、今回の日中間の動きは、輸出再開を大きく前進させるものと期待しております。

そこで、県産牛肉の中国輸出に向けた現状と今後の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 国内での牛肉需要が伸び悩む中、世界有数の牛肉消費国である中国は、重要な輸出相手国と考えており、輸出再開に対する農家や事業者の期待も大きいと認識しております。

先般、日中間で動物衛生検疫協定が発効されたところでありますが、実際の輸出再開までには、今後、生産農場や屠畜場等における衛生面の評価、輸出条件の設定など、2国間による具体的な協議が必要と聞いております。

県としましては、今後の動向を注視するとともに、輸出再開の見通しが立った場合に速やかな輸出が実現できるよう、事業者が行う輸出施

設の認定に必要な手続を支援するなど、国や関係団体と連携しながら、しっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 ありがとうございました。民間の調査会社やジェトロによりますと、中国で約1億人いると言われる富裕層が国民総資産の約9割を保有しており、また、日本産食品への関心も非常に高いようです。このことからも、中国への輸出が再開された際には、県産牛肉の輸出が大きく拡大することを期待しております。

今回の吉村教育長への質問において、過去、教育委員会が取り組んでこられた長い歴史の中で、職業系専門学科と普通科系学科の割合が5対5となっていることを初めて私も知りました。中でも、農業系学科の在籍者数が全国平均の倍以上であることは誇るべきことであり、農政水産部の皆さんも、このことを十分理解した上で、農業政策を推進していただくようお願い申し上げます。

農業系高校のスマート化に向けては、農地の大区画化、ハウス等の施設整備、機械の導入等、多額の予算が必要となります。食糧不足は目の前に見えており、食料安全保障の観点からも、スピード感を持って取り組んでいただくことを要望申し上げ、今回の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 次は、永山敏郎議員。

○永山敏郎議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。都城市選出、県民連合立憲の永山敏郎です。通告に従い質問させていただきます。

初めに、最低賃金引上げに関して伺います。

昨日の会派公明党、重松議員の代表質問と重なりますが、改めて質問させていただきます。

先月8月25日、宮崎県地方最低賃金審議会か

ら、本県の最低賃金を952円から71円引き上げ、1,023円とする答申がありました。中央最低賃金審議会が示した引上げ額の目安64円を大幅に上回る引上げとなります。

地方審議会の専門部会では、7時間半にも及ぶ長時間の議論になったとの報道がありました。労働者代表、使用者代表、公益代表それぞれの立場で熱心に議論いただいた審議会委員の皆さんに心から敬意を表します。

最低賃金の引上げについては、昨今の止まらない物価高に対応するため、また、労働力の県外流出を防止するため、他県の状況等も踏まえながら議論されます。

9月4日に出そろった全都道府県の最低賃金改定額は、初めて全国で1,000円を突破しました。しかし、本県の最低賃金改定額1,023円は、高知県、沖縄県とともに全国で最も低い額となっています。近隣の大分県や熊本県では1,030円を超える改定となり、昨年に比べ大きく差が開くこととなりました。

最低賃金額は、初任給等にも大きく影響を及ぼします。さらなる若者の県外流出も心配されます。

最低賃金の引上げについては、直接的に県が関わることはありません。しかし、昨今は、地域間格差の是正や人材流出防止等の観点から、知事が審議会へ引上げを要請する動きも見られます。今年度も佐賀県や福井県などで、審議会への要請書を提出し、引上げを訴えています。県の経済を引っ張っていくトップリーダーとして、賃上げに関しての姿勢を強く示したものと理解し、危機感も伝わってまいります。

それでは、こうした全国的な最低賃金の引上げに関する動きを受けて、今回の最低賃金の答申について、知事の所感をお伺いします。

以上、壇上からの質問とし、以降の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕お答えします。

本県では、現在の最低賃金額から71円引上げの時間額1,023円とする旨、宮崎地方最低賃金審議会から労働局長に対して答申されたところであります。引上げ額は過去最大、本県で初めて1,000円を超えるものと承知しております。

最低賃金の引上げは、労働者の生活の安定や地域格差の是正などのために重要な課題でありまして、政府は、2020年代に全国平均1,500円という高い目標を掲げております。

一方で、原材料費の高騰など、厳しい経営環境にある中小企業等に対しては、事業継続や雇用維持等への影響を考慮する必要があります。

最低賃金の改正に当たりましては、地方審議会において、本県の景気動向等を総合的に勘案しながら、公労使の代表委員において慎重に調査審議を重ねられ、今回の答申に至ったものと受け止めております。

国におきましては、最低賃金の引上げに対応する中小企業等に対して、様々な対策を講じるとの方針を示されておりますので、県としては、その動向をしっかりと注視しながら、必要に応じて対応を検討してまいります。以上であります。〔降壇〕

○永山敏郎議員 ありがとうございます。今年度の改定で本県もようやく1,000円を超えることとなりましたが、まだまだ物価高に対応できる金額とは言えません。人材流出の防止、また地域間格差の是正のためにも、来年度の最低賃金引上げにおいては、河野知事が強いリーダーシップを発揮されることを期待いたします。

次に、認知症施策についてお伺いします。

9月21日は「認知症の日」、9月は認知症月間です。高齢化が進展する我が国において、認知症とどう向き合い、支え合う社会を構築していくのか、大変重要な課題です。

認知症の人及び家族の方が、地域において安心して日常生活を営むことができる社会のため、国の認知症施策推進大綱において、認知症サポーターの養成や、サポーターがチームを組み、早期からの支援等を行うチームオレンジの整備が目標に掲げられています。

それでは初めに、チームオレンジの概要及び県内の整備市町村数について、福祉保健部長にお伺いします。

○**福祉保健部長（小牧直裕君）** チームオレンジは、認知症と思われる初期の段階から、心理面、生活面の支援を行うため、市町村が地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズを、認知症サポーターを中心とした支援者につなぐ仕組みであります。

県内の整備市町村数は、令和7年4月現在、7市町であります。

○**永山敏郎議員** 現在の整備市町村数が7市町ということで、これも徐々に増えているということですけれども、チームオレンジについては、第2次宮崎県認知症施策推進計画において、2026年度（令和8年度）末で12市町村での整備を目標としております。

目標達成に向け、かなり力を入れなければならぬと感じますが、チームオレンジの整備に向けた課題及び未整備市町村へどのように支援していくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○**福祉保健部長（小牧直裕君）** チームオレンジの整備に当たっては、立ち上げの推進役となるコーディネーターの育成や、チームの目的や

整備の必要性について、地域住民へ十分な周知が図られていないことが課題であると考えております。

このため県では、全市町村を対象としたコーディネーター向けの研修を行うとともに、地域に直接出向いて、住民向けの講座を開催するなど、チームオレンジの普及啓発に取り組んでおります。

県としましては、引き続き、このような取組を通して、市町村によるチームの整備を推進してまいります。

○**永山敏郎議員** 引き続き、市町村と連携して、推進のほうをよろしくお願ひいたします。

さて、厚生労働省は、認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、7人の認知症の方本人を希望大使として任命しています。

希望大使は、国が行う認知症の普及啓発活動への協力や国際的な会合への参加、「認知症とともに生きる希望宣言」などの紹介に取り組まれています。

また、こうした取組を地域にも広げようと、都道府県ごとに地域版希望大使を設置することを目指しています。

それでは、地域版希望大使についての県の考え方と任命に当たっての課題について、福祉保健部長にお伺いします。

○**福祉保健部長（小牧直裕君）** 地域版希望大使を任命し、認知症の当事者と一緒に普及啓発活動に取り組むことは、認知症の知識や認知症の人への理解を深めるために有効であると考えております。

地域版希望大使は、認知症になってからも、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという当事者の思いを、講演会等で地域住民に向けて発信することが求められますが、認

知症を抱えながら普及啓発活動に取り組むことには大きな負担を伴うことから、この役割を担う人材の確保が課題となっております。

○永山敏郎議員 地域版希望大使は、令和7年6月30日時点で26都道府県に91名が任命されております。九州管内で地域版希望大使が任命されていないのは、本県と福岡県のみとなります。県内の認知症地域支援推進員や、認知症の人と家族の会とも連携し、任命を進めていただきますようお願いいたします。

さて、認知症の発症には個人差があり、65歳未満で発症した場合、若年性認知症と診断されます。県内の若年性認知症の患者数及び課題とその方々への支援状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 65歳未満で発症する若年性認知症の県内の患者数は、令和2年3月に厚生労働省が公表したデータから推計しますと、約320人であります。

また、若年性認知症の方は、現役世代で発症することから、仕事を続けられなくなることによる経済面の負担や、認知症高齢者と比較して、接する機会が少なく、社会的な理解が進んでいないといった課題があります。

このため県では、地域住民向けの講演会を開催するなど、普及啓発に取り組むとともに、認知症の人と家族の会宮崎県支部に若年性認知症支援コーディネーターを配置し、医療・福祉・就労に関する相談にワンストップで対応するなど支援に取り組んでおります。

○永山敏郎議員 先日、若年性認知症コーディネーターの方にお話を伺いました。先ほどの推計では、県内に320人の若年性認知症患者がいるだろうということでしたけれども、実際に受ける相談対応の件数としては、まだまだ少

ないと感じているようです。支援につながっていない潜在的な若年性認知症の方が数多くいるという認識でした。現在は、県内各地で若年性認知症本人交流会の開催や認知症講演会での啓発活動など、アウトリーチの取組を強化しているとのお話です。

県内で広く啓発を進めることで、相談件数が増加することも考えられます。現在、若年性認知症コーディネーターは、1名でこの広い県内をカバーしております。今後の相談件数の増加やアウトリーチを含む啓発の充実に合わせ、複数配置の検討も必要ではないか、そのように考えます。

今月15日は敬老の日です。高齢化が進み、認知症については誰もがなる可能性があります。認知症の症状になったとしても、住み慣れた地域で生活を続けられる社会、お互いを認め合い、みんなで支え合う社会を目指していきたいと強く願います。

今後も対象者が増加し、支援内容も複雑化・多様化する認知症施策の充実に向け、県としても、十分な予算の確保と市町村への支援の充実、また、それを実行するための県担当職員の配置の増員、強化等についても必要と考えますので、検討を強くお願いしまして、認知症施策に関する質問を終わりります。

次に、高次脳機能障がい者支援についてお伺いします。

高次脳機能障がい者支援については、令和6年6月の一般質問でも取り上げました。県内推計者数は7,000人超。相談対応や通所教室の開催、普及啓発の取組に加え、令和6年度は新たに、高次脳機能障がい支援者養成研修に取り組むとして、補正予算も組まれたところであります。

それでは初めに、高次脳機能障がい者支援に関する令和6年度の事業実施状況及び令和7年度の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県ではこれまで、高次脳機能障がいの支援拠点である身体障害者相談センター及び宮崎大学医学部における相談対応や、セミナー、出前講座等による普及啓発、社会生活に適応するための集団訓練を行う通所教室の運営等に取り組んでまいりました。

また、昨年度から、相談支援事業所等の従事者を対象とした支援者養成研修を実施し、令和6年度は110名の方が修了したところであります。

今年度は、これらの事業に継続して取り組むとともに、通所教室につきましては、当事者の声を反映して、短期プログラムを追加するなど、改善に取り組んでおります。

○永山敏郎議員 支援者養成研修は県内110名の方が修了したと、今年度も引き続き取り組むということで回答をいただきました。

この支援者養成研修については、昨年度は九州では本県と大分県のみの実施ということで、本県がいち早く取り組まれたことには感謝申し上げます。また、通所教室についても、プログラムの追加等、改善に努めていることは評価できます。

しかし、令和6年度と7年度の事業を比較しますと、予算総額については微増となっていますが、新規事業はありませんでした。昨年も指摘しました相談事業における専門性の強化等も含め、まだまだ支援は不十分と考えます。

県は本年度、支援事業を進めながら5月と7月の2回、高次脳機能障がい家族会の方と意見

交換を行い、また、8月1日には宮崎県高次脳機能障がい支援連絡会議を開催しております。

そこで、この8月に行われました高次脳機能障がい支援連絡会議の概要と、今後向けた支援策の検討についての進捗状況及び見通しを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、高次脳機能障がい支援に係る課題の解決に向けて、関係機関との協力・連携強化を図るため、8月1日に高次脳機能障がい支援連絡会議を開催いたしました。

会議には、大学や医療機関、家族会のほか、福祉・就労等各分野の関係機関から御出席をいただき、支援に当たって、各機関が抱える課題や困り事、御意見などが報告されるとともに、家族会から実態についてお聞かせいただきました。

この会議の中で、今後、これまでの取組をさらに充実させるとともに、課題を整理し、解決に向けた方策について、具体的に検討を進めるなどを確認したところであります。引き続き、関係機関と丁寧に議論を進めながら、支援に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 医療・福祉の専門家や当事者、御家族も参加し、高次脳機能障がいに関する実態や課題を共有する大変有意義な会であったと推察いたします。

この支援連絡会議につきましては、医療、生活訓練、就業・就学と、段階に応じたリハビリ体制の構築など、課題を10項目ほどに整理し、県を中心に具体的な支援策を検討する方針が確認されたとも報道されております。

先ほどの答弁では、検討を進めることを確認したという内容にとどまっておりまして、具体的にいつ整理・検討を行うかの見通しについて

は明確にされませんでした。

県としましては、一刻も早く課題の整理と支援策の検討を進めていただき、その結果を支援連絡会議に示してフィードバックしていただきますよう、改めて強く求めます。

先ほど触れました高次脳機能障がい家族会との意見交換でも、様々意見が出たと伺っております。当事者や当事者を支える家族の皆さんの切実な訴えを県としてもしっかりと受け止めいただき、早急に施策へ反映していただくことも強く求めてまいります。

また、国会では、高次脳機能障害支援法の制定に向けた動きもあるようです。こうした国の動きにもしっかりとアンテナを張っていただき、本県における高次脳機能障がい者支援の施策がより前進することを強く願います。

次は、防災について質問いたします。

南海トラフ地震による大きな被害が想定されている本県において、災害への備え、特に避難行動要支援者の避難に関する個別避難計画の策定は大変重要です。計画の策定は徐々に進んでいると認識しております。

また、本県においては、地震に限らず、台風や大雨などの自然災害も発生しており、多くの住民の方が避難されています。そういう場面において、個別避難計画が実際に生かされているのか、そこも大変気になるところであります。

それでは初めに、市町村における個別避難計画の策定と活用の状況について、危機管理統括監へお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 県内市町村における個別避難計画の策定状況は、令和7年4月時点で4団体が未策定となっており、全国的に見ても遅れている状況にありました。

このため県では、策定の進んでいない市町村

に出向き、課題をヒアリングし、解決策の助言等の支援を行った結果、8月には未策定団体がゼロになったところです。

これまで、災害時に個別避難計画を活用して実際に避難した事例の報告はありませんが、県の総合防災訓練においては、市町村と連携し、個別避難計画を活用して、地域住民と要配慮者が一体となった避難訓練を実施しております。

引き続き、要配慮者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう、個別避難計画の策定率の底上げと活用の拡大に向けて、市町村を支援してまいります。

○永山敏郎議員 今回、個別の助言等も経て、ようやく未策定団体がゼロになった。このことは担当部局の相当の努力の結果であり、感謝申し上げます。

さて、要配慮者に関しては、避難行動と併せ、長期間も想定される避難生活への対応、体制整備の検討も必要です。県は8月19日、都城きりしま支援学校を会場に、災害時要配慮者への災害支援に関するシンポジウムを開催しています。

それでは、この災害時要配慮者への災害支援に関するシンポジウムについて、内容や参加状況等、危機管理統括監へお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 災害時に要配慮者の迅速な避難行動や長期間の避難生活を支援するためには、地域や行政、福祉、教育など、多くの関係者が連携することが重要です。

このため、先進的な取組をしている県外の講師を招き、障がい者の家族が抱える災害時の悩みや、福祉避難所の必要性などを共有するシンポジウムを先月開催したところです。

当日は、特別支援学校の教員、保護者のほか、行政や民間の防災や福祉部門の職員など多

数の方が参加し、参加者からは、「関係機関が連携し、要配慮者の避難や避難後の生活支援を考えるよい機会となった」「避難訓練の重要性を認識できた」など、多くの意見が寄せられました。

引き続き、市町村や支援者となる関係機関の担当者向けの会議を開催するなど、要配慮者の支援に必要な取組を進めてまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。

さて、個別避難計画については、要支援者一人一人に、避難場所や避難経路、避難支援等実施者を定めております。実際に災害が発生した場合、地域に要支援者が複数いる場合には、同時に避難行動を取らなければなりません。あらかじめ地域で要支援者の状況を把握・共有し、避難支援等実施者も分担して備える必要があります。

続いて、個別避難計画の実効性を高めるための取組について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 個別避難計画が災害時に有効に機能するためには、一人一人の計画策定を通じて、多くの関係者が連携し、当事者や地域住民の理解と協力を得ながら、日頃から絆を深めておくことが非常に重要です。

その上で、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の意識に基づき、平時から要配慮者本人とその家族、支援者が一体となって、実際に個別避難計画に基づいた避難訓練を実施し、計画の内容を検証していくことが、1人でも多くの命を救うための有効な方法となります。

県としましては、引き続き、共助の意識の醸成を図るとともに、関係機関と連携した制度の周知、避難訓練の実施と検証等により、計画の

実効性を高めてまいります。

○永山敏郎議員 要支援者は日々増減もありますし、個別避難計画はつくったらおしまいということではなく、実効性を高めるためにアップデートも必要です。引き続き、市町村とも連携して、策定率の向上、計画の実効性向上に努めていただきますようお願いいたします。

さて、先ほどの答弁にもありましたとおり、災害の際には共助の意識が大変重要であり、何かあったときに真っ先に當てにできるのは隣近所です。しかし、昨今は地域コミュニティーの衰退が問題となっており、公民館や自治会等の加入率も減少の一途をたどっております。

市町村では、加入促進に関する条例等を制定している自治体もあり、既存の自治組織とも連携し、加入を呼びかけていますが、大変苦労している状況も見てとれます。

自治会等の自治組織への加入促進に向けた県の考えについて、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 自治会等の自治組織は、住民同士の交流を深め、豊かな地域をつくる役割や、安全・安心な暮らしを支える共助の役割を担っておりまして、特に近年、南海トラフ地震への備えや、激甚化する自然災害への対応が求められる中、その重要性はさらに高まっています。

しかしながら、県全体の世帯加入率は減少傾向にあり、約6割となるなど、地域コミュニティーの活力低下に加え、自主防災組織の脆弱化も懸念されております。

このため県では、自治組織への加入促進に向け、これまで、各市町村が取り組む未加入者対策の情報共有や、県ホームページにおける加入の呼びかけなどの取組を行っており、さらに今年度は、市町村担当者を集めた意見交換会を開

催したところであります。

私は今年の夏、自治会が行うラジオ体操に久しぶりに参加したんですが、自治会は本当に様々な役割を果たしており、その中でも、隣近所が助け合う防災は、言わば自治会の役割の重要性に目を向けてもらうキラーコンテンツなのではないかと考えておりますし、防災という視点から加入促進を図り、その活動の活性化を図っていくことは、大変重要な課題であると考えております。

今後とも、引き続き自治組織の役割や重要性を県民の皆様にしっかりと届けるため、より一層の情報発信を行うなど、市町村等と連携しながら、加入促進に向けた様々な取組を進めてまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。県、そして自治体、地域の組織、一緒になって取り組んでまいりましょう。

次は、消防行政について質問いたします。

消防広域化に関し、2月の代表質問におきまして、県の消防広域化推進計画が3月に改定すること、早期の広域化は困難との認識、また今後、広域化に向けた検討会を設置するということを確認しております。

初めに、宮崎県市町村消防広域化推進計画の改定を受け、広域化に向けた消防本部等との検討会の設置状況等について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 消防の広域化は、消防組織体制の効率化等により、消防力を強化し、住民サービスの向上を図ることを目的としており、県では、今年3月に宮崎県市町村消防広域化推進計画を改定しました。

地域の実情や各消防本部の現状を踏まえると、早期の広域化は困難な状況にあるため、当

計画では、まず、将来の広域化につながる連携・協力の取組を推進する方針としております。

計画を推進するため、今年7月には、県及び市町村・各消防本部で構成する検討会を設置し、消防指令業務の運用をはじめ、消防用資機材の整備や定期的な訓練等を共同して実施するための協議を始めたところです。

今後とも、市町村・各消防本部と意見交換を行なながら、消防の広域化を進めてまいります。

○永山敏郎議員 7月に協議を始めたばかりということですので、しっかりと県内各消防本部の意見、特に現場の声を踏まえながらの連携・協力体制の構築を進めていただきたいというふうに考えます。

続いて、県内消防本部における人員配置の状況について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 消防本部の人員配置に関し、目標とすべき整備水準は国の「消防力の整備指針」に定められており、各消防本部が保有する施設や車両等に応じ、市町村が必要な人員を配置するものとされております。

令和7年4月1日時点で、各消防本部に配置されている人員は合計で1,233人であり、指針の定めによる必要な人員1,689人に対する充足率は73.0%となっております。

○永山敏郎議員 国の「消防力の整備指針」の基準による充足率は、県全体では73%ということですが、消防本部を見てみると、95%から51.7%と、それぞれの消防本部によって開きがあるようです。

現場の消防職員からも、適正な施設、人員配置を求める声が上がっておりまます。県としても

引き続き、消防本部や自治体に対し、必要な助言をお願いいたします。

先月8月18日、大阪のビル火災において、2名の消防職員が消火活動中に亡くなる事件が起こりました。亡くなられた消防職員の1名は、本県都城市出身であり、22歳という若さで命を落としたこと、本当に胸が痛みます。

今回の消防に関する質問の最後に、危険な火災現場において、命がけで消防活動に当たる消防職員に対する知事の思いをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 8月に大阪市で発生したビル火災におきまして、消火活動に当たっておられた本県出身者を含む大阪市消防局の消防職員2名の方が殉職されるという痛ましい事案が発生いたしました。

県内でも、かなり以前からの累計の数字となりますが、これまで消防活動中に4名の消防職員の方が貴い命を落とされております。改めて心より哀悼の意を表します。

消防職員の方々は、建物の崩壊や爆発の危険がある中での消火活動や、風水害発生時の救急・救助活動等、日夜、地域住民の生命・財産を守るために、危険を顧みず職務を遂行されており、その崇高な使命感と勇気ある行動に心から敬意を表するとともに、感謝を申し上げます。

私は子供の頃、親に連れられて「タワーリング・インフェルノ」という映画を見たことを覚えておりまして、最近になって見直してみたんですが、単なるパニック映画として面白おかしく描かれているだけではなく、消防士の献身的な消火活動もしっかりと描かれているということ、改めて印象に残りましたし、もう少し近くでは「バックドロフト」というような映画もあります。

また、日本の映画やドラマでも描かれており

まして、我々はその消火活動を目の当たりにすることはできませんが、こうした様々なメディア等で描かれる姿で、その役割の重要性、そして理解を深めていくことは、とても重要ではないかと考えております。

近年、災害が頻発化・激甚化しており、また、本県では南海トラフ地震の発生が懸念される中、消防職員が現場で安全に活動するための備えが極めて重要であります。

県では、引き続き各消防本部と連携し、災害現場における安全管理体制を整備するとともに、消防学校において、消防職員に対する教育訓練の充実を図ってまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございました。

それでは次に、就職氷河期世代への支援についてお伺いします。

就職氷河期世代への支援については、2月の代表質問でも取り上げましたけれども、その時点では、国として集中的に取り組んできた就職氷河期世代への支援については、令和6年度末をもって一旦の区切りを迎え、令和7年度以降は、就職氷河期世代を含む中高年世代活躍応援プロジェクトに移行していくことを確認したところであります。

ところが、年度が替わり、やはり就職氷河期世代に対してはきめ細かい支援が必要、賃金上昇も低く貯金も低水準のため、将来の生活の安定に備えることが重要な課題、親の介護も増えていて大変ということで、国は新たな就職氷河期世代等支援プログラムの取りまとめの方針を出されました。

それでは初めに、就職氷河期世代支援に係る国の動きと、それに対する県の対応について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 令和2年

度から5年間、集中的に取り組んできた就職氷河期世代への支援について、国は今年6月に関係閣僚会議を開き、新たな支援プログラムの策定に向けた基本的な枠組みを決定しました。

この枠組みは、「就労・待遇改善に向けた支援」「社会参加に向けた段階的支援」及び「高齢期を見据えた支援」の3つの支援を柱としており、今後、具体的な施策を検討した上で、令和8年度から3年間、集中的な取組を実施する予定としております。

県としましては、これまでも県内企業とのマッチング支援や支援員による訪問相談などに取り組んできましたが、今後とも、国の動向を注視し、労働局等と連携しながら、就職氷河期世代をはじめとした課題を抱える幅広い世代の方々を積極的に支援してまいります。

○永山敏郎議員 具体的な支援メニューにつきましては、今後示されると思いますが、対応をどうぞよろしくお願ひいたします。

これまでの就職氷河期世代支援において、公務員採用に国、地方自治体ともに取り組んでまいりましたけれども、新たな支援プログラムでも同様の方針が示されております。

そこで、昨年度の就職氷河期世代を対象とした県職員採用試験の状況と今後の採用予定について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（田中克尚君） 就職氷河期世代を対象とした採用試験については、令和2年度以降、毎年度実施しております。昨年度は、採用予定者5名に対して106名から応募があり、5名を採用しております。

御紹介のありました国の新たな就職氷河期世代等支援プログラムにおいては、就労・待遇改善に向けた支援の一つとして、公務員の採用拡大に取り組むこととしております。

国家公務員は、令和2年度から6年度まで実施していた就職氷河期世代の採用試験を来年度から再開し、地方公務員についても、中途採用を一層推進するよう要請されています。

このため県では、この取組の趣旨を十分に踏まえ、国に先駆けて、今年度も引き続き採用試験を実施することとしており、本日から受験申込みの受付を開始しております。

○永山敏郎議員 国は来年、令和8年度から就職氷河期世代対象の採用試験を実施予定で、1年のブランクが発生いたしますが、本県においては、今年度も採用試験を実施とのことで、本当に感謝申し上げます。折しも本日からの受付開始とのことで、多くの申込みを期待いたします。

続いて、就職氷河期世代を対象とした教員採用における県教育委員会としての取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 教員採用試験におきましては、全ての受験区分において年齢制限を撤廃し、就職氷河期世代を含めた幅広い世代を対象とした採用を行っております。

また、国の就職氷河期世代等支援プログラムに基づき、教員免許保有者を対象に、スクールトライアル事業として、教師の仕事を現場で体験してもらう取組や、ひなた教師塾として、実際に授業を行う上で必要な知識や技能を学ぶ研修会を実施しております。

これらの取組等により、就職氷河期世代である40代後半から50代前半の方を、毎年20名から30名程度採用しております。

教員採用の厳しい現状を踏まえ、引き続き、就職氷河期世代を含む幅広い世代が安心して教職を目指せる環境づくりに努めてまいります。

○永山敏郎議員 昨今、教員の成り手不足が問

題となっております。引き続き、就職氷河期世代の積極採用についてもお願ひいたします。

さて、就職氷河期世代の課題の一つが、親亡き後の生活です。新たな支援プログラムの基本的な枠組みにおいて、住宅確保に関する支援もうたわれています。

現在、県営住宅については、入居に際し、同居の親族がいることが要件となっています。就職氷河期世代が50代に差しかかり、親は80代となります。いつ親亡き後の生活が始まるか分かりません。

そこで、就職氷河期世代を含む単身世帯の県営住宅の入居要件について、今後、見直しの考えはないか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営住宅の入居要件につきましては、同居親族等があることを要件としておりますが、60歳以上の高齢者や身体障がいの方などについては、単身での入居を認めております。

また、都城市や延岡市など、過疎地域等に指定されている9市町の県営住宅においては、同居親族等の要件をなくし、単身での入居が可能となっております。

県としましては、今後さらに単身世帯の増加が想定されていることから、国の動きや他の自治体の取組事例を参考にしながら、住宅に困窮する単身世帯の入居要件について検討を進めてまいります。

○永山敏郎議員 県営住宅の対応が市営・町営住宅にも波及すると考えられますので、引き続き検討をよろしくお願ひいたします。

次の質問項目に移ります。

2024年11月、道路交通法が改正され、自転車の交通違反の罰則が強化されました。運転中のながらスマホ、また酒気帯び運転及び帮助が対

象となります。

また、来年2026年4月には、交通反則通告制度、いわゆる青切符が導入され、違反行為により反則金の納付が通告されます。例えば、ながらスマホは1万2,000円、信号無視は6,000円、逆走や歩道通行などの通行区分違反は6,000円など設定されています。事故を防ぐためにも交通ルールを守らなければいけません。

では初めに、昨年、罰則が強化された自転車の酒気帯び運転とながらスマホの検挙状況及び来年導入される自転車に対する交通反則通告制度に向けた啓発について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 自転車の罰則が強化された昨年11月以降の本県における検挙状況でございますけれども、本年8月末現在で酒気帯び運転が26件です。なお、自転車の運転者が携帯電話を使用した状態の、いわゆるながらスマホにつきましては、指導警告のみであります、検挙はありません。

来年4月1日には、自転車の運転者に対する交通反則通告制度が導入され、警察官の指導警告に従わないなどの悪質・危険な違反につきましては、いわゆる青切符により検挙することになります。

警察といたしましては、今後も自転車の運転者に対する適切な指導取締まりを行うとともに、あらゆる機会を通じて、警察庁が先般公表しました「自転車ルールブック」を活用するなど、自転車利用時の交通ルールのさらなる周知や広報啓発を行ってまいります。

○永山敏郎議員 紹介がありました「自転車ルールブック」、私もホームページ等で見てみましたけれども、かなりのボリュームとなっておりました。簡易版なんかもあると今後分かり

やすいかもしないというふうに感じたところであります。

さて、自転車は、道路交通法上、軽車両に相当し、車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者優先となります。一方で、実際に自転車を運転してみると、車道での通行にはいささか恐怖を感じるところもあります。

そこで、安全な自転車通行空間の整備にどのように取り組んでいるか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 県では、自転車の安全で安心な通行を確保するため、宮崎県自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間の整備を進めています。

このうち、宮崎市街地では、自転車の通行レーンと方向を示す矢羽根型路面標示の設置や、歩道と自転車道を分離した安全性の高い整備など、宮崎市と連携しながら、連続的な自転車の通行空間の整備に取り組んでいます。

また、多くのサイクリストが集まる日南海岸地域では、路面標示を設置することにより、安全なサイクリング環境の整備を進めています。

今後とも、国や市町村等の関係機関と連携を図り、安全で快適に自転車を利用できる環境の整備に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 答弁にありましたとおり、宮崎市内を見てみると、自転車用の青いレーンが表示された道路が多く見られております。市道部分の整備については、それぞれの市の整備計画等によるものと思いますが、全県下で自転車の通行空間の整備が進むことを期待いたします。

次に、県立学校における自転車交通安全の取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 教育委員会では、県

内の多くの高校生が自転車を利用して通学していることから、登下校中の重大な事故を防ぐため、交通ルール遵守の取組に力を入れております。

特に、自転車ヘルメットの着用については、非着用時の事故が命に関わることから、生徒の自主的な着用を促す取組を計画的に進めてきたところであり、本年5月時点では着用率は48%ほどとなっております。

具体的には、各学校で警察署の協力による自転車事故の実態を踏まえた交通指導等を行っており、生徒、学校、PTAの協議によって、ヘルメット着用を校則化した学校もあります。

来年4月から自転車運転の違反者が反則金の対象となるなど、取締りが強化されることもあり、各学校における交通安全の取組をより推進してまいります。

○永山敏郎議員 着用率48%ということで、高校生のヘルメット着用率も上がっているとは思いますけれども、実際、道路で自転車を運転している高校生を見ますと、ヘルメットをかぶらずに、自転車の籠にぶらんぶらんとぶら下げている高校生なんかもよく見かけるところであります。歩行者、そして自らの命を守るために交通安全ですので、道路交通法改正の内容も踏まえ、引き続き、啓発に努めていただきますようお願いします。

「自転車ヘルメットは今の常識」、知事自ら出演されています交通安全啓発のCMが放送されております。先日、映画「国宝」を見たときに、上映前に流れていたのを見ました。罰則の強化への対応、ヘルメット着用率の向上、それぞれしっかり取り組み、ひなたの交通安全を県民一丸で守っていきましょう。

最後の項目です。

皆さんは、プレーパークを御存じでしょうか。プレーパークは冒険遊び場とも呼ばれ、子供たちが「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにして、自らが創造性を發揮して様々な遊びを体験できる野外の遊び場です。

全国には、常設のプレーパーク、公園を利用したプレーパークなど、様々な形態がありますが、プレーワーカーと呼ばれる大人のスタッフがサポートし、子供たちが野外で木登りや土いじり、火おこしなどを体験しています。

昨今は、公園でも危険を避ける目的で様々な規制がかかり、遊ぶ場、体験の場が失われているのではと感じます。ユーチューブなどで得た知識だけでなく、外遊びを通じ、自らが実際に体験し、学び、ほかの子供や大人たちと関わる中で、非認知能力が伸びることも期待されます。

宮崎市では、子どもの冒険遊び場（プレーパーク）普及事業として、コーディネーターによる運営の支援や講演会の開催等、プレーパークに関する中間支援を実施しております。

そこで、プレーパークに対する県の認識及び県内における実施状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） プレーパークを通じて、子供たちが本県の恵まれた自然環境の中で遊びや工作等を体験することは、子供の心身の成長にとって大変有意義なことと考えております。

NPO法人日本冒険遊び場づくり協会が把握されているところによりますと、県内には現在、宮崎市に1か所、日南市に1か所の計2か所において、プレーパークが実施されているとのことがありました。

○永山敏郎議員 プレーパークの意義について

は、県としても理解いただいているというふうには思っております。ただ、県内の状況について、詳細に把握するまでには至っていないと認識いたしました。

先ほど、2か所においてプレーパークが実施されているというお話をありましたけれども、こちらはNPO法人ヒミツキチさんが実施されている2か所ですが、これ以外にも、綾町でも実施されておりまし、宮崎市の高岡あるいは都城市でも、プレーパーク実施に向けた動きが実際にあります。

プレーパークは、子供たちが体験を通じて創造性や社会性を伸ばす場として、また子供の居場所として、地域の大人たちを巻き込んだ住民参加の場として、様々な効果が期待されます。

家や学校に居場所のない不登校の子供たちの支援にもつながると考えます。

子供の居場所づくりにつきましては、国において、2023年（令和5年）に「子どもの居場所づくりに関する指針」が定められ、子どもの居場所づくり支援体制強化事業や、子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業が実施されております。

先ほど紹介いたしました宮崎市のプレーパーク普及事業は、これらの事業を活用して実施しているとお伺いいたしました。

子供の居場所につきましては、子ども食堂や放課後児童クラブ、プレーパーク、児童館あるいはオンライン空間等も居場所として考えられています。居場所に関し、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどうしていくいかなど、子供・若者が自ら決めるものです。私たち大人ができるだけ多くの選択肢を用意する、子供の居場所をつくることで、子供の権利を守り、誰一人残さず、抜け落ちることのない

支援につながるのではないでしようか。

それでは、放課後児童クラブなど、子供の居場所の確保に対する県の認識及び今後の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○**福祉保健部長（小牧直裕君）** 放課後児童クラブなど子供の居場所を確保することは、子供たちが安全・安心に過ごすことができるほか、保護者の子育てに係る心身の負担を軽減し、共働き・共育ての支援につながるなど、大変重要であると認識しております。

このため県では、現在、開所日数や人員の配置基準など、国が定める要件を満たさない放課後児童クラブに準じた居場所の確保や、こども食堂の運営に対する支援などに取り組んでいるところです。

今後も、「こどもまんなか社会の実現」の理念の下、子供や保護者の意見に耳を傾けながら、市町村や関係団体とも連携し、多様な居場所の確保を推進してまいります。

○**永山敏郎議員** ありがとうございます。先ほども申し上げましたとおり、子供の居場所は、プレーパークをはじめ様々な形態があります。

子供の居場所づくりに取り組んでいるあらゆる団体あるいは自治体からも、意見や支援の要望をしっかりと聞いていただき、また、子供の視点に立って取組を進めていただきますよう、強く要望いたします。

今回紹介したプレーパークに関して、今月9月21日日曜日に、宮崎公立大学で講演会とシンポジウムが開催されます。ぜひ多くの方に参加いただき、プレーパークの取組が広がることを期待いたします。

子どもの権利条約、児童の権利に関する条約について紹介させていただきます。

この条約は、1989年に国連総会において採択

され、日本は1994年に批准しております。世界の多くの児童が今なお飢え、貧困等の困難な状況に置かれている、そのような状況に鑑み、世界的な観点から、児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。

その中の第31条第2項に、「締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分参加する権利を尊重しつつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適當かつ平等な機会の提供を奨励する」と定められております。休むことも遊ぶことも、子供たちの健やかな成長のために大変大切なことあります。

今朝方、うちの一番下の子供がクワガタを捕りに行きたいということで、朝から山のほうに探しに行きました。「お父さんは今日、一般質問があるから早く県議会へ行きたいんだけども」ということだったんですが、やっぱり子供が中心、子供が真ん中ということで、子供と一緒にクワガタを探したところです。結果としては、クワガタの雌が木の間に挟まっているのは発見しましたけれども、蜂がいたので、早々に引き揚げてまいりました。

子供たちのために、私たち大人ができる事をしっかりと考えてまいりましょう。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○**外山 衛議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分再開

○**日高陽一副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。宮崎県議会自由民主党、野崎幸士です。9月定例会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

御案内のとおり、今年、我が国は戦後80年を迎えるました。1945年に終結してから80年間、我が国が戦争に巻き込まれることなく、平和な時間を享受したことを意味します。

8月6日、知事の出身地であります広島県の平和記念式典には、過去最多となる120の国と地域の大半などを含む、およそ5万5,000人が参列しました。

松井市長の平和宣言の冒頭は、「今から80年前、男女の区別もつかぬ遺体であふれかえっていたこの広島の街で、体中にガラスの破片が突き刺さる傷を負いながらも、自らの手により父を荼毘に付した被爆者がいました。「死んでもいいから水を飲ませてください！」と声を振り絞る少女に水をあげなかつたことを悔やみ、核兵器廃絶を叫び続けることが原爆犠牲者へのせめてもの償いだと自分に言い聞かせる被爆者。原爆に遭っていることを理由に相手の親から結婚を反対され、独身のまま生涯を終えた被爆者もいました」という被爆者の生々しい内容で始まります。

8月9日には、長崎で同様に平和祈念式典が行われ、94の国と地域の代表など2,600人余りが参列しました。

また、8月15日、全国戦没者追悼式の石破総理の式辞では、「あの戦争の反省と教訓を、今改めて深く胸に刻まねばなりません」と述べられました。「反省」という言葉を総理が使われたのは13年ぶりです。

終戦80年の節目の年ともあり、全国各地で平和を祈念する式典、集会が行われました。知事におかれましては、出身地が広島県ということもあって、平和に対する思いも様々に重くあると思いますが、改めて戦後80年に対する思いをお伺いし、以下の質問は質問者席から進めてまいります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

戦後80年の節目の年に当たり、改めて私たちが長きにわたり享受しているこの平和と繁栄は、戦争による数多くの貴い犠牲の上に築かれているということ、そして戦争の悲惨さと平和の尊さをこれから世代にもしっかりと伝えていかなくてはならない、その思いを強くしているところであります。

私は毎年、8月15日に行われます「戦没者を追悼し平和を祈念する宮崎県民の集い」に参列しております。その関係で、夏休みはその15日より前に大体3日ほどいただいて、広島県呉市の実家に戻ることとしておりますが、その時期に、平和への祈りに包まれている広島を訪れるこの意味というものを毎年感じております。今年は戦後80年という年に当たり、改めて広島の原爆死没者慰靈碑にも参拝してまいりました。

来月行われます県内の原爆死没者の慰靈祭にも出席することとしておりますし、来月は、九州地方知事会及び九州地域戦略会議が沖縄で開催されますので、知事会や経済界の皆様とともに慰靈碑を参拝し、また平和祈念資料館を訪れるとしております。11月には、ひむかいの塔も訪れてまいります。

現在、世界では紛争が絶えず、一般市民を巻き込み、貴い命が失われております。世界情勢

が極めて不安定な今こそ、一人一人が平和の尊さを認識し、次の世代に平和な社会を引き継ぐことが、今を生きる私たちの使命であると考えております。

直近では、本県出身者も主人公とする実話をベースとした「木の上の軍隊」、さらには長崎の原爆を描いた「長崎一閃光の影でー」、そういう映画も見たところですが、いろんな形で伝えていくことの大切さを改めて感じております。

私としては、戦争の惨禍を二度と繰り返さないという強い決意の下、決して風化されることなく、この先の90年、100年を見据えながら、戦争の記憶や平和の尊さを将来世代にしっかりとつなげたいと思います。以上であります。

〔降壇〕

○野崎幸士議員 本当に心から平和を願う答弁だったと思います。私も同感でございます。また、答弁にあったように、戦争の記憶や平和の尊さを将来世代にしっかりとつないでいくことも大変重要なと思います。

戦後80年が経過し、国民の多くが戦後世代となり、御遺族の皆様の高齢化も進む中で、戦争の記憶を次の世代にどのように伝えていくか、また、多くの人々が過去の戦争の記憶を共有、継承し、その学びを現在、そして未来にどう生かしていくかが本当に大切だと思います。

特に、若い世代へ戦争に対して考え方とは重要なことだと思いますが、戦後80年の節目に当たり、学校における平和学習の取組の現状について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 戦後80年を迎える中、戦争を体験していない世代が8割以上、約9割を占める中、戦争の記憶や平和の大切さを子供たちに継承することは、戦争の惨禍を繰り返さな

いためにも重要であります。

このため、今年度、小中学校では、多くの学校が語り部講話を実施するとともに、戦地となった沖縄とオンラインで結び、体験者から生の声を聞く機会を設けた学校もあります。

また、高校では、生徒主体の戦争資料展や平和の鐘の点鐘式などを開催しております。

さらに、県主催の被爆80年パネル展では、中高生がボランティアガイドとして、被爆者の思いを訴えたところであります。

今後も、子供たちが当事者意識を持ち、平和で民主的な国際社会のつくり手となるよう、平和学習の一層の充実を図ってまいります。

○野崎幸士議員 私は、過去の戦争から学ぶ平和学習によって、現在起きているロシアによるウクライナ侵略などの紛争の実情を、子供たちがどう捉え、どう感じ、どう表現して、どう発信するかが、平和学習の成果に値すると思います。

今日の平和な生活が過去の大戦での貴い犠牲の上に築かれたものであること、過去の悲惨な戦争の教訓を決して風化させることなく、命を奪い合う争いを二度と繰り返してはいけないということを次世代に伝えていく責任があることを認識させながら、自ら世界平和について表現、発信できるような子供たちを育むことが世界の恒久平和につながると思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、財政運営について質問します。

先月、令和6年度一般会計の決算見込みが公表されました。それに対して、先日、山下議員の代表質問で、財政の健全性や、今回の参議院選挙でも争点の一つとなったガソリン暫定税率の廃止や消費税減税による本県への影響について質問が行われました。

健全性は十分維持されているとのことでした
が、基金の残高と県債残高の状況も、今後の財
政運営には重要な視点だと思います。

そこで、財政関係2基金残高及び実質的な県
債残高の現状と今後の見込みについて、総務部
長にお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君） まず、財政関係2
基金残高についてであります。

令和6年度末見込みは約564億円で、令和5
年度末に比べ約20億円の減となっており、今後
も人件費や社会保障費の伸び等により、残高は
徐々に減少し、10年後の令和16年度末には400
億円程度になるものと見込んでおります。

次に、臨時財政対策債を除く実質的な県債残
高であります。

令和6年度末見込みは約5,756億円で、約357
億円の増となっており、今後も、施設の老朽化
対策や国土強靭化対策の推進に伴い、残高は
徐々に増加し、令和16年度末には7,800億円程
度になるものと見込んでおります。

○野崎幸士議員 健全化判断比率を見ますと、
安心できるぐらい財政は健全に見えますが、今
後は2基金の残高は減っていく傾向で、逆に県
債残高は増えていく傾向ということで、今後の
財政運営も慎重に進めていく必要があると思
いますが、財政の見通しや社会情勢の変化を踏
まえ、今後どのように財政運営に取り組んでいく
のか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 現在、本県の財政の健
全性は十分に確保できておりますが、今、総務
部長が答弁しましたとおり、貯金に当たる財政
関係2基金の残高が徐々に減り、片や借金であ
る県債残高が徐々に増える見通しであります
て、自主財源に乏しい財政基盤の脆弱な本県と
しては、いずれもこの動向を十分注視していく

必要があると考えております。

このような中、米国関税措置による経済活動
の停滞や、昨年来、議論が活発化しております
減税に伴う減収が懸念されるところであります。
財政関係2基金の取崩しにより一定の対応
は可能とはいえ、仮に巨額かつ恒常的な減収が
実現するということになれば、限界もあります
ことから、大幅な事業費削減を迫られる可能性
もあります。

私としましては、このような状況に陥ること
のないよう、全国知事会の地方税財政常任委員
長として、安定的な行政サービスの維持や地方
創生に必要な財源確保を国へ強く求めるとともに、
本県の知事として、歳入確保や施策と財源
の「選択と集中」を推進し、長期的な見通しの
下、健全な財政運営に努めてまいります。

○野崎幸士議員 今後の基金残高と県債残高の
見通しからも、答弁にありましたように「選択
と集中」を推進し、健全な財政運営を維持して
いくために、不断の取組を進めていくよう要望
いたします。

次に、選挙の投票率、投票環境について質問
します。

さきの第27回参議院議員通常選挙、本県では
女性1人を含む4人が立候補し、選挙戦が繰り
広げられました。

選挙があるたびに注目されるのが投票率で
す。今回の参院選の全国の投票率は、58.51%
で前回から6.46ポイント上昇しました。本県の
投票率は、57.19%で前回と比べて9.67ポイ
ント上昇し、15年ぶりに50%を超えるました。

この参議院選挙の投票率をどのように受け止
めているのか、選挙管理委員会委員長にお伺い
いたします。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 議員

御指摘のとおり、今回の参議院議員通常選挙の投票率は、前回の投票率を大きく上回る結果となりました。

投票率には、天候や選挙の争点など様々な事情が総合的に影響するため、一概に要因を申し上げることは難しいところですが、有権者の皆様が物価高騰対策などの争点を身近な課題として捉えたことのほか、選挙におけるSNSの活用が一般的になる中で、政治や社会への関心の高まりにつながったこともその一因ではないかと考えております。

一方で、依然として全国の投票率を下回っており、およそ4割の有権者が投票を棄権されたことについては大変残念であり、引き続き、投票率のさらなる向上に努めていく思いを新たにしたところであります。

○野崎幸士議員 前回より上昇していることは評価できると思いますが、引き続き政治政策に1人でも多くの方の民意を反映するために、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、投票率と利便性向上を目的として、2003年に導入された期日前投票制度ですが、今回の選挙では、全国で約2,618万人の有権者が投票し、過去最多となりました。

本県における期日前投票者数は25万444人で、制度が実施されて以来最多となり、およそ4人に1人が利用しています。この期日前投票の数をどのように受け止めるのか、選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 今回の選挙における本県の期日前投票者数は、前回と比べて約1.49倍となり、全国で最も高い伸び率となりました。

今回の投票日が祝日を含む3連休の中日であつたことから、選挙の当日に予定があつて投

票できない多くの有権者が期日前投票を行ったものと考えられます。

また、制度導入から20年が経過し、期日前投票の活用が幅広く浸透してきていることや、期日前投票所を大型商業施設や大学などの足の運びやすい場所にも拡大して設置するなど、利便性が高まっていることも、その要因として考えられるところであります。

○野崎幸士議員 期日前投票は、今や選挙にとって当たり前になっていると思いますので、答弁にありましたように、さらなる投票所の拡大等を進めながら、利便性向上に努めていただくことを要望いたします。

さて、今回の参議院議員選挙ではどのような選挙啓発を行い、その成果をどのように捉えているのか、選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 今回の選挙では、県民の皆様に、投票を通じて自分の意思を社会に伝えていただきたいとの思いを込めて、「自分の声、届けに行こう。」をキャッチコピーとして選挙啓発を展開いたしました。

具体的には、本県出身の人気アーティストの吉野北人さんを起用して、テレビ、ラジオ、インターネット広告やSNSの活用に加え、吉野さんが投票を呼びかけるメッセージを収録した校内放送用CDを県内全ての高校へ配付いたしました。

また、商業施設などで実施した街頭啓発活動を通じて、幅広い年齢層の有権者の皆様に積極的な投票参加を呼びかけたところです。

このような取組により、若い有権者をはじめ、多くの有権者の選挙への関心を高めることができたものと考えております。

○野崎幸士議員 全体的には前回と比べて投票

率が上がっている結果を見れば、成果は出ていると思いますが、若年層の投票率はまだまだのようです。

総務省によりますと、今回の参院選の18歳、19歳の投票率は、抽出調査の結果、前回から7.25ポイント上昇しましたが、全体投票率を16.77ポイント下回った結果になっています。選挙権が18歳以上に引き下げられてから7回目の国政選挙となりましたが、18歳、19歳の投票率は低水準が続いている状況です。

そこで、本県における18歳、19歳の投票率をどのように受け止めているのか、選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 今回の選挙で、各市町村から1か所ずつの投票所を選定しまして抽出調査をした結果、年代別投票率によりますと、本県の18歳、19歳の投票率は36.43%であり、選挙権年齢引下げ後の過去4回の参議院選挙の中では最も高い数値となりましたが、今回の全年齢層の中では最も低い結果となりました。

この世代の投票率が低い要因として、過去に実施したアンケート調査では、「大学進学等で今住んでいるところに住民票がなく、投票できないから」や「投票しても政治や社会は変わらないと思うから」という回答などが残念ながら示されているところであります。

○野崎幸士議員 若年層の投票率を上げるには、意識改革等々なかなか難しい問題がある中で、学校での教育も重要と考えます。

選挙権年齢が引き下げられたことを受け、10代の有権者への対応として、特に学校での教育が急務とされ、主権者教育が急速に進められてきたと思いますが、学校における主権者教育の取組状況とその成果について、教育長にお伺い

いたします。

○教育長（吉村達也君） 学校では、子供たちに政治への関心を持たせるとともに、選挙に参加することの大切さを理解させるために、各段階に応じた主権者教育を実施しております。

具体的には、模擬選挙や県議会議員による出前講座、政党や立候補者の公約についての議論、地域課題の解決に向けた地元自治体との意見交換などに取り組んでおります。

これらの取組を通し、学校からは、児童生徒の社会参画への意識が高まっているとの声もあり、18歳、19歳の投票率上昇は、これまでの主権者教育による一定の成果もあるものと考えております。

しかしながら、若者の投票率は依然低いことから、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた趣旨も踏まえ、引き続き、しっかりと主権者教育に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 選挙権年齢が引き下げられてから10年になります。私も、子供、若者たちの選挙、政治に対する意識が変わってきたのを感じます。一つは、主権者教育で学んだことをSNS等の情報に照らし合わせて、自分なりに考えることができるようになったからかなと思っています。これからも、子供、若者たちの政治や選挙の考え方、意識の基本となる主権者教育にしっかりと取り組んでいただくよう要望いたします。

さて、大学生についてはどうでしょうか。本県の大学生に対する選挙啓発の取組について、選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 県選挙管理委員会では、選挙に関する弁論大会やワークショップ、選挙啓発の動画コンテストなど、大学生を含めた若年層への啓発活動を行っ

ております。

今回の選挙では、県内の5大学に期日前投票所を設置したこと、学生の認知度向上を狙うとともに、一部の大学では、その場で投票参加の呼びかけも取り組まれたところであります。

また、選挙啓発に取り組む学生団体によって、街頭啓発や投票立会人への協力などが行われており、こうした世代による選挙啓発も効果的であると考えております。

今後も、このような学生団体との連携やSNSでの発信を強化するなど、大学生に対する選挙啓発を工夫してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 毎年ですが、議会事務局や何人かの議員にインターンシップの学生さんがついて、現場に出向き、様々な体験や学びを行っているようです。特に議員につかれている学生さんたちは、今日も議場に来られていると思いますが、政治に対する意識、考えもしっかりとしていると思います。そういう学生さんたちからの発信も有効だと思いますので、さらに工夫した取組を要望します。

次に、投票環境についてです。

平成の大合併や人口減少の影響等によって、投票所を統廃合し、数が減少しているようですが、高齢者や障がいのある方などの移動支援等、投票機会の確保が必要だと考えます。

高齢者等の投票機会の確保に向けた投票環境整備の取組について、選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 人口減少や投票立会人確保の難しさなどを要因として、当日の投票所数が減少傾向にあるため、投票所までの移動支援などによる投票機会の確保に向けた取組がますます重要になるものと考え

ております。

このような中、県内では、5市町村でコミュニティーバスの運賃補助などによる投票所への移動支援を実施しているほか、都城市では、ワゴン車による移動期日前投票所を設置している事例がございます。

県選挙管理委員会といたしましては、市町村選挙管理委員会向けの研修会等におきまして、これらの取組や他県の先進事例を紹介するなど、高齢者等に対する移動支援や期日前投票所の充実などが図られるよう促しているところであります。

○野崎幸士議員 県内26市町村あるうち、何らかの支援をしている市町村は6市町村ということでお、これから超高齢社会を迎えることを鑑みれば、投票環境の充実をスピードを上げて進めしていくことは重要だと思いますので、しっかり取り組んでいただくよう要望します。

また、各選挙区内での各地域の投票所の数についても多い少ないなどの偏在が見られ、それぞれの地域の投票率に大きな差が出ている状況だと考えます。

例えば、私の選挙区の現状は、地元清武町では人口約2万8,500人に対し投票所は11か所、清武町の半分以下の人口約1万2,200人の高岡町では13か所、高岡町と大体同じぐらいの人口1万1,600人の田野町では6か所と、地域によって投票所の数に格差があり、各地域における投票機会の提供という点で平等性に欠けていると感じますが、宮崎市内各地域における投票所設置の現状について、その所見を選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 投票所につきましては、公職選挙法により、市町村の選挙管理委員会が設置することとされており

ます。

設置に当たりましては、有権者の住所から投票所までの距離が3キロメートル未満、また、投票区の有権者数3,000人以下という一応の目安が国から示されておりますが、それぞれの投票区の有権者数や集積状況、面積や交通の利便性などの事情に応じて判断されているものと承知しております。

県選挙管理委員会といたしましては、投票所の分割や統廃合等について、市町村選挙管理委員会から相談があった場合には、選挙の公平性や有権者の投票機会を確保する観点から、地域の実情を精査し、適切に判断するよう助言を行っているところであります。

○野崎幸士議員 宮崎市選挙区の状況を例に挙げて質問させていただきましたけれども、県内の選挙区を見れば、他の選挙区にも投票所がこういった偏在的な状況にある地域もあるかもしれません。各市町村選挙管理委員会との研修会等で、各地域における投票所の数、投票所の場所を再度確認、検討していただき、各地域における投票率アップに向けた投票環境の充実をさらに進めさせていただくよう要望いたします。

次に、救急医療について質問します。

本県の救急医療は、県立病院や宮崎大学医学部附属病院を中心に、地域ごとの医療体制が整備されていますが、医師不足や時間外診療の増加等によって様々な課題を抱えています。

まず、本県の救急医療体制における現状について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本県では、初期救急医療として、在宅当番医や休日夜間急患センターが夜間や休日における医療を行っており、2次・3次救急医療として、救急告示施設や救命救急センターが重症救急患者等の医療を

行っております。

このうち、令和5年度の休日夜間急患センターの年間救急患者数は約4万人、2次・3次救急医療機関の年間救急患者受入れ人数は約10万7,000人で、いずれも前年度より増加しております。

救急医療体制を維持するためには、人材の確保が重要であると考えており、県では、救急医療人材の確保や医療勤務環境改善の支援を行うなど、救急医療体制の確保に取り組んでおります。

○野崎幸士議員 年間に相当数の患者さんを受け入れている状況で、また前年度より増加しているということで、これから高齢化が進む中、救急患者数が増加していくことも予想されます。また、やはり人材確保が重要とのことでした。今は、そのような限られた人員で救急医療が行われているということが分かります。

そういった中で、県立宮崎病院の救命救急科は、「断らない救急医療」を目指して24時間365日の体制を取られておりますが、その実情を病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 県立宮崎病院は、第3次救急医療機関として、「断らない救急」の実現を掲げ、初期・第2次救急を担う医療機関で対応困難な重篤患者に24時間365日対応しております。近年の救急患者数は6,000人から7,000人台で推移しており、その受入れ数は県内トップクラスとなっております。

しかし、当直医師が既に他の重篤患者に対応中であること等の理由により、受入れが困難なケースも生じていることから、救急搬送患者の受入れ率を上げるため、救急科専門医等の確保に努めるとともに、医師の当直体制の見直しを行うなど、診療体制の充実を図っているところ

であります。

○野崎幸士議員 救急科専門医確保の課題や医師の働き方改革等がある中で、救急患者の受け入れ数も県内トップクラスということで、本当に1人でも多くの命を救うために懸命に頑張っていただいていることが分かります。

消防庁によると、令和6年の救急車出動件数は過去最高を記録し、前年比で約8万件の増加となっています。その要因の一つとして、超高齢社会の影響があります。

消防庁のデータによりますと、実に救急搬送患者の6割以上が高齢者で、換算すると高齢者の9人に1人が救急搬送されていることになります。今後も高齢化の進展により、さらなる急増が見込まれています。

このように、医療体制の限界もある中、入院や手術の必要がない軽症者の方の中には、本来、救急車を利用する必要がなかった方も含まれており、そういった救急車の不適正利用が全国的にも問題となっています。

全国を見ると、令和5年になりますが、搬送者の約5割が軽症患者だったとされていますけれども、本県における救急搬送の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本県の令和5年の救急搬送人員数は約4万7,000人で、このうち、軽症患者が全体の4割程度を占めており、近年は、ほぼ横ばいで推移しております。

軽症患者は、傷病の程度が入院加療を必要としないものと搬送先の医師が判断したものであり、救急車の要請時には、その判断が難しいケースもあると考えられます。

一方、消防庁の資料では、指先の5ミリ程度の切り傷のみで救急要請があったなどの緊急性の低い事例も紹介されております。

そのため、県民に対して、身近に相談できるかかりつけ医を持つとともに、救急車の適時適切な利用を呼びかけてまいります。

○野崎幸士議員 救急要請の中には、緊急性の低い事例もあるとのことでした。そういうったケースを減らすために、事前に電話相談ができるサービスがあります。本県も設置しています子ども救急医療電話相談（#8000）です。夜間や休日にお子さんの急病で病院へ行くべきか迷った際に、小児科医や看護師に電話で相談できるサービスです。

この#8000の実施状況と認知度向上に向けた取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） #8000の令和6年度の相談件数は7,890件で、1日当たり約22件となっております。そのうち、3,470件については、翌日の受診を勧めるなどの対応をしており、不要不急の受診の抑制につながったものと考えております。

県では、#8000の活用を子育て世代に周知するため、県医師会と連携し、ユーチューブや映画館において啓発動画を放映するとともに、小児医療機関や保育施設への啓発グッズやチラシの配布、新聞による広報など、幅広く取り組んでおります。

#8000については、来月より平日の受付開始を1時間早めるなど、相談体制を拡充することから、引き続き広報活動に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 相談件数の多さに驚きましたが、比例して成果も出ている状況で、来月より受付時間を1時間拡充するということでした。さらに成果が期待できると思いますので、しっかり#8000の周知に取り組んでいただくことを要望します。

もう一つ、消防庁が全国への普及を目指している救急安心センター事業（#7119）があります。この事業は、誰もが対象で、急な病気やけがの際、救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきか判断に困ったときに、専門家から電話でアドバイスを受けられるサービスです。

本県では、#7119はまだ導入されていない状況です。本県でも#7119の導入をすべきだと考えますが、県の所見を危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 救急安心センター事業、いわゆる#7119は、住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼ぶ必要性や医療機関を受診する緊急性について、医師、看護師等に相談できる事業であります。

当事業は、専門家が症状等を把握した上で、緊急性の程度に応じて、救急車の要請やかかりつけ医への受診を案内できることから、逼迫した医療機関や救急の負担軽減に有効であると認識しております。

本県における#7119の導入に当たっては、運営費負担の在り方や類似する制度との整理などの課題について、県及び各市町村間での合意形成を図る必要があることから、令和7年7月に設置した消防広域化の検討会において、各市町村・消防本部や医療機関等の関係者からの意見、要望を踏まえながら、検討を行っているところです。

○野崎幸士議員 #8000でも成果が出ているように、逼迫している救急医療現場の軽減や、1人でも生命に危険のある重篤な患者さんの命を助けるためにも、#7119の設置をしていただこうと要望いたします。

次に、薬物犯罪について質問します。

近年の社会における薬物事犯は深刻な状況に

あり、大きな社会問題となっています。薬物事犯に関わる主な薬物には、覚醒剤、大麻、コカイン、MDMA等があります。

全国を見ると、それぞれに微増または増加傾向にあり、その入手経路、手口も巧妙化しているようですが、本県における薬物事犯の現状について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 本年の薬物事犯全体の検挙件数は7月末現在で124件、検挙人数は95名となっており、昨年同期比で検挙件数が51件、検挙人数が44名増加しております。

そのうち、覚醒剤事犯は30件19名、大麻事犯は92件75名、大麻を除く麻薬等事犯は2件1名を検挙しております。

大麻事犯につきましては、本年7月末現在の検挙件数、検挙人員は、昨年同期比で36件42名増加しております。

○野崎幸士議員 本県でも、それぞれの薬物が全国同様、増加傾向にあるようですが、答弁にありましたように、特に増加しているのが大麻のようです。

調べたところ、警察庁の統計によると、昨年、違法薬物事件全体での摘発は1万3,462人、前年度比で132人増です。このうち、大麻は5割を超え、うち20歳未満の少年は約2割を占めています。大麻を初めて使用した年齢は、20歳未満の少年が過半数に上り、2017年の調査時より13%増加するなど、若年化が進んでいるようです。

本県でも、今年5月には、大麻を所持した疑いや譲り渡した疑いで高校生2人が逮捕され、6月には、大麻を有償で譲り渡したり使用したりしたとして、児湯郡に住む17歳の少年2人が、そして先月8月には、大麻を使用したとして、日向市の16歳の少女が麻薬取締法違反の疑

いで逮捕されていますが、本県における大麻事犯の年代別検挙状況と20歳未満の検挙人員の推移について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 大麻事犯の年代別の検挙状況につきましては、本年7月末現在、20歳代が46名と最も多く、次に20歳未満が15名、40歳代が7名、50歳代が4名、30歳代が3名となっております。

20歳未満の検挙の推移につきましては、令和2年が9名、令和3年が4名、令和4年が1名、令和5年と令和6年が9名であり、令和7年は既に前年を6名上回っている状況です。

○野崎幸士議員 本県でも大麻使用が若年化していることが分かりますし、その検挙数も既に本年度は昨年度を6名上回っていることからも、増加していくような傾向にありますが、5月の大麻絡みの高校生の事件、また答弁にあつた20歳未満の少年の検挙数の推移をどう感じておられるのか、その所見を教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県において、20歳未満の青少年による大麻の所持、使用などが増えていることについては、極めて憂慮すべき事態であると考えております。

大麻の所持、使用などは、麻薬及び向精神薬取締法により、拘禁刑もしくは罰金が科せられる犯罪行為であり、また、大麻の使用は、心身の健康に深刻な影響を及ぼすものであります。

現在、インターネット上で薬物に関する誤った情報が飛び交い、また、ネットを通して容易に入手できる状況にあることから、今後も若者への広がりが懸念されるため、警察をはじめとする関係機関等と連携を密にし、学校での取組をさらに強化してまいります。

○野崎幸士議員 高校生のたばこの件は耳にし

たことがあります、今や大麻が高校生にも近い存在になろうとしている状況にあると思いますので、警察を中心に連携し、しっかり取り組んでいただくよう要望します。

警視庁の調査によれば、使用のきっかけは、好奇心、興味本位が約4割と最多で、入手方法についてはインターネット経由が約4割で、半数超がXやテレグラムを利用していて、年代が下がれば下がるほど、友人、知人の紹介の割合が増えているようです。

また、大麻に感じる魅力については、全年代で精神的効果を上げる声が多く、加えて10代、20代の回答では、依存性が低いとする誤った認識の割合が他の年代に比べて高かったということです。

このような調査結果からも、まずは違法薬物の入手経路の解明が重要だと思いますが、その取組について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 違法薬物の入手経路の解明に向けた捜査につきましては、今後の捜査に支障を来すおそれがありますので、詳細にはお答えできませんけれども、被疑者の取調べなど各種捜査を徹底し、入手経路の解明に努めています。

○野崎幸士議員 捜査に支障を来すおそれがあるということで理解しますが、想像するに、入手経路は巧妙化、複雑化していると思います。解明作業は大変だと思いますが、しっかり頑張っていただきたいと思います。

入手経路の解明と同様に、特に若年者に対して、違法薬物に対する正確な知識と認識を持つもらうことは大変重要だと思いますが、学校では、薬物乱用防止についてどのような指導を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 学校におきましては、児童生徒それぞれの発達段階に応じて、薬物乱用の危険性、有害性に加え、誘いを断る方法を実践的に学ぶなど、保健の授業等において指導を行っております。

さらに、県警職員や薬剤師から、薬物乱用による重大事案や心身に与える影響等について、具体的な事例に基づく説明を受けるなど、危険性をより深く認識できるよう、毎年、薬物乱用防止教室を開催しております。

また、教育委員会では、今年度、薬物乱用防止啓発チラシを全公立学校の児童生徒及び保護者に配布するとともに、授業において効果的に活用できる動画資料を作成するなど、児童生徒一人一人が薬物の危険性について、より正確に理解できるよう取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 薬物乱用の怖さや危険性、将来への影響などが本当に実感できるような指導を行っていただくよう要望します。

大麻を含む薬物乱用は、乱用者の心身をむしばむだけでなく、再犯につながるケースが高いとされています。

特に、検挙された若者に対して、今後の生活、社会復帰を考えると、再犯防止が重要と思いましすし、違法薬物に関する正確な情報や違法薬物乱用防止への周知啓発が重要と思いますが、その取組について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 再犯防止対策といたしましては、検挙された者やその家族に対し、薬物依存からの回復を目的として作成されたパンフレットの交付、依存症回復支援施設や相談窓口の教示を行うなどの取組を実施しております。

違法薬物乱用防止に向けましては、小中高で

の薬物乱用防止教室、大学や民間企業等での薬物講話、広報用チラシ及び動画での広報、SNSを活用した情報発信を行っております。

今後もさらに関係機関と連携を密にし、違法薬物の危険性や有害性についての周知啓発活動を推進してまいります。

○野崎幸士議員 今月3日には、宮崎市の20代の男性5人が、営利目的で大麻やコカインを所持したなどとして、麻薬取締法違反などの疑いで逮捕されています。この5人は、SNSを利用した宮崎市を拠点に活動する違法薬物の密売グループで、宮崎市内の駐車場や道路などで、手渡しで大麻の販売などを行っていたということです。

このように、違法薬物の売買が身近に行われていること、また、若年化が進んでいることからも、今後、若者を中心に、社会に違法薬物が蔓延していくことが懸念されますので、違法薬物乱用防止の機運醸成が全県的に広がるよう、警察、教育委員会をはじめ、全庁挙げて取り組んでいただこうことを強く要望します。

次に、中小企業と各地域の商工会の振興について質問します。

中小企業は、日本の全企業数のうち99.7%（約336万社）を占め、日本の従業者の約7割が働いており、雇用の大部分を支えています。

本県では、全企業数の99.9%を中小企業が占め、雇用の94%を担っています。そのうち86.3%が小規模事業者です。こうした小規模事業者は、地域で多様な事業を創出し、地域経済と雇用を支える重要な存在です。

特に、中山間地域においては、生活に欠かせない関連サービスを提供するとともに、様々な行事、お祭りやイベントなどの地域文化の担い手であるなど、地域コミュニティーに欠かせな

い存在です。

国においては、こうした小規模事業者の振興に関する施策を推進するため、小規模企業振興基本計画を定めています。およそ5年ごとに見直しが行われますが、今般その見直しが行われ、閣議決定されました。

計画では、小規模事業者は、人手不足や原材料・エネルギーコスト等の上昇など、急速かつ大規模な経営環境の変化に直面しており、これまで以上に稼ぐ力を高めていく必要があるという認識の下、経営力の向上とそれを支える支援機関の体制・連携強化を目指すこととされています。

そこでまず、小規模事業者が果たしている役割に対する所見とその振興に向けた県の取組について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 小規模事業者は、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献するとともに、地域に根差し、多様な需要に対応した商品やサービスの提供を通じて地域経済を支える、本県にとって欠くことのできない存在であると認識しております。

一方で、小規模事業者を取り巻く経営環境は、原材料価格の高騰や深刻な人手不足などにより、大変厳しい状況にあります。

このため県では、小規模事業者の持続的な発展に向け、生産性向上等に向けた企業の稼ぐ力の強化のための支援や、物価上昇分の適切な価格転嫁が図られるための伴走支援、設備投資や経営の安定化等に向けた資金繰り支援など、様々な施策に取り組んでおります。

本県経済のさらなる活性化に向けては、小規模事業者の持続的な成長が不可欠でありますので、引き続き、市町村や商工団体等と連携しながら、地域経済の活力の源である小規模事業者

の振興に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 小規模事業者の抱える課題は、答弁にもありましたとおり、多様化、複雑化しております。それらの課題への対応においては、事業者的一番身近な支援機関である商工会等の役割が重要ですが、各商工会等の経営指導員等の業務についても、質、量ともに年々増加し、また高度化し、人員不足が顕在化してきています。

この経営指導員の人事費等については、三位一体の改革等の流れを受けて、県に財源とともに移譲され、地方交付税措置が講じられていますが、この地方交付税措置について、国は、小規模企業振興基本計画の中で必要な措置を講じるとしています。

具体的には、公務員給与の引上げに準じた経営指導員の給与の引上げや、広域的な支援体制の構築などに要する経費の増加を見込み、早速令和7年度の地方交付税で措置されたと聞いていますが、こうした国の動きを踏まえ、経営指導員等の処遇改善などを行う考えはないのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 小規模事業者の支援機関である商工会においては、事業者を取り巻く環境や課題が多様化、複雑化する中で、経営指導員等の業務についても、質、量ともに増加し、人員や支援ノウハウの確保が課題となっていると認識しております。

こうした中、これまで県では、経営指導員等の給与の引上げや資質向上に係る研修受講などに対し、支援してきたところです。

県では現在、関係機関と連携し、今後の商工会の在り方等を検討しているところでありますが、引き続き、商工会がその機能を十分発揮できるよう、必要な支援に取り組んでまいりま

す。

○野崎幸士議員 今、商工会の在り方等の検討がなされているということで、その内容は知ることはできませんが、検討会で出た商工会側の現状と意見を真摯に受け止めていただき、持続的に商工会の機能、役割が発揮できるように支援していただくよう強く要望いたします。

さて、県では独自の取組として、商工会の事務局長設置基準を満たさない商工会に対し、令和3年度から地域振興コーディネーターを、そして令和5年度からは名前を変えて事務局コーディネーターを設置し、組織体制の強化を図っています。

設置している商工会からは、経営指導員が事業者の支援に専念できるようになったと大変好評であると伺っていますが、令和5年度から取り組んでいる商工会事務局体制強化事業については、今年度で終期を迎えます。事務局コーディネーターの設置を希望する市町村には、ぜひ継続して設置していただきたいと考えますが、県の考えについて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 商工会事務局体制強化事業では、市町村と連携し、事務局長の設置基準を満たさない商工会に事務局コーディネーターを設置しておりますが、事業期間は今年度までとなっているところです。

県といたしましては、現在、商工会の在り方等について検討を進めているところであります、この事務局コーディネーターにつきましても、その設置による成果や継続に向けた課題などを整理した上で、商工会や市町村などの御意見も踏まえながら、引き続き検討を進めてまいります。

○野崎幸士議員 設置している商工会からは、

商工会の運営が円滑に行えていると評価の高い事業ですので、ぜひこの事業の継続を強く要望します。

次に、商工会館についてですが、商工会館は、業務が行われたり事業者や地域の方々が集まる、地域の中心的な拠点でもあります。

これらを鑑みますと、商工会館は、災害が起きたときには復旧・復興の、そして平時には防災・減災の拠点ともなり得る、非常に重要な施設であると考えます。

しかしながら、県の商工会館を見ますと、老朽化が進み、その状態が十分でない施設が見受けられます。

ただいま、田野町、生目、山之口町、荘内の4つの商工会が、商工会館の現状に対しての支援を要望していますが、商工会館等の施設整備について支援を行う考えはないか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 商工会館等は、中小企業、小規模事業者が気軽に相談できる場であると同時に、地域振興や災害時の支援拠点としても重要な役割を担っているところです。

一方で、商工会館等の施設整備については、人口減少等の社会情勢の変化や代替施設活用の検討の必要性、多額の費用に対する必要な財源の確保など、様々な課題があるものと認識しております。

このため県では、国に対し、商工会館等の施設整備に対する支援の実施を要望しているところであり、引き続き、全国知事会の場なども活用しながら、国への働きかけを強化してまいります。

○野崎幸士議員 愛知県では、昨年度、この施設整備に係る補助制度を創設しています。財政

が厳しいのは十分理解できますが、地域の中心的な拠点の一つとして、国にも強く要望していただき、商工会館が安全・安心な環境になるよう支援していただくことを強く要望します。

るる質問させていただきましたけれども、我々自民党会派も、会派で活動している商工会活性化懇談会で、幾度となく商工会連合会との勉強会を重ねてまいりました。

7月25日には、我が自民党宮崎県支部連合会が各団体の要望ヒアリングを行いました。もちろん、商工会連合会からも要望をいただきました。その要望内容を受けて、先日9月5日に、自民党宮崎県支部連合会から河野知事に要請を行いました。8月1日には、商工会連合会から議長宛てに要望書が提出されています。

このように、事業者の一番身近な支援機関であるとともに、地域振興にも取り組んでいる商工会に関し、多くの要望が寄せられているところですが、県は商工会が果たしている役割についてどう考えているのか、知事の所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 商工会は、地域経済を支える中小企業、小規模事業者の身近な支援機関であるとともに、事業者と行政との橋渡し役として、きめ細かな伴走支援に御尽力いただいております。こうした献身的なサポート体制が、多くの事業者の経営安定と発展につながっているものと考えております。

また、商工会は、消費喚起の取組や買物弱者支援など、地域振興の重要な担い手としても多大な貢献をいただいており、地域にとって欠くことのできない存在であると認識しております。コロナ禍において、疲弊した地域経済や社会を支えていただく大きな役割を果たしていたいたいものと、そのようなことも記憶に新しい

ところであります。

一方で、商工会は、商工業者数の減少などの課題に直面しております。こうした中でも、将来にわたって活力ある地域が持続できるよう、県では現在、今後の商工会の在り方等について、関係機関と連携して検討を進めているところであります。

県といたしましては、商工会が今後もその役割を果たし、かつその機能を十分發揮できるよう、将来のあるべき姿について検討を進めながら、必要な支援に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 先ほど述べました要望の中で一番強い要望が、商工会事務局体制強化事業（事務局コーディネーター）の継続・拡充及び事務局長の待遇改善に向けた人件費の拡充です。今行われている商工会の在り方等の検討会では、これらが検討されていると思います。お聞きしたところ、検討会も終盤に差しかかっているようです。

知事も県内各地域に行かれると感じると思うのですが、特に中山間地域においては、急速に少子高齢化、人口減少が進展している中で、地域の活性化、安全・安心な地域づくり、また生活の営みに、行政と一緒に尽力していただいているのは各地域の商工会です。

先ほどの知事の答弁にもありましたように、商工会は地域に欠くことのできない存在です。また、地域の商工業が将来にわたって持続できるよう、商工会の機能を発揮し続けなければなりません。こういったことを今回の質問で知事が御理解いただいていると改めて確信いたしましたので、商工会のあるべき姿をしっかりと進め、つくり上げていただくよう強く要望いたします。

現在、県内には、全県各地域に35の商工会が

あり、商工会法が昭和35年に施行されて以降、各地域の商工会は創立していきました。昭和35年ですから、今から65年前になります。各地域の商工会は、創立以来、約60年以上の間、地元地域の商工業の発展に尽力しながら、地元雇用・経済を支えてきました。同時に、この長い年月、地元地域と行政と密着しながら、活気ある安全・安心な地元地域づくりにも尽力していただいているわけです。

もちろん、商工会は補助事業の予算をいただく側ですが、その補助事業、予算が商工会の運営を助けるとするならば、その地元地域も助けるのと同じだと思います。一つの事業、予算がその団体と各地元地域の発展につながっていることを御理解いただきたいと思います。

今回は商工会を中心に質問させていただきましたが、他の団体でも地元地域の発展に強く結びついている団体があります。

財政が厳しいのは十分理解していますが、地元地域と密着しているそれぞの団体の運営が厳しくなれば、今までやっていた、またできていたことができなくなり、行政運営にも様々に影響が出てくると思いますので、商工会をはじめとするそれぞの団体からの要望には、真摯に耳を傾けて支援していただくよう強く要望いたしまして、私の全ての質問を終わります。よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。（拍手）

○日高陽一副議長 次は、渡辺正剛議員。

○渡辺正剛議員〔登壇〕（拍手）皆さん、こんにちは。宮崎県議会東諸県郡選出の渡辺正剛でございます。通告に従いまして、これより質問をさせていただきます。

今回が3月に続きまして2度目の一般質問となります。本日も議場並びにインターネット配

信で、国内の各地、また海外からもマニラ、バンコクと多数傍聴いただいており、誠にありがとうございます。

私は昨年9月より県議会議員としての活動を開始し、ようやく1年が過ぎたところであります。この間、国政選挙をはじめ、本県の地方議会や首長の選挙も数多く実施され、日本の政治風土は大きく変わろうとしています。

国際情勢も、トランプ関税や長引くロシア・ウクライナ戦争、イスラエルを取り巻く中東不安、また中国による台湾有事の懸念等、いずれも我が国に深刻な影響が及ぶ事案ばかりで、片時も目を離せない状態が続いております。

このような事態が地方における行政へすぐに影響を及ぼすわけではないかもしれません、我が国が抱える待ったなしの重要な政治課題、例えば、食料安全保障や少子化といった問題は、これらの要因とは関係なく、地方行政においても、改善に向けて独自に力強く進めていかなければならぬものだと考えます。

私はこの1年間、商工建設、厚生の両常任委員会や、カーボンニュートラル、外国人材確保・雇用対策の特別委員会での現場調査に加え、多くの業界の方からいろいろな話を伺う中で、あまたある課題の中で優先的に注力していくべき課題は、農業に関わる課題と少子化だと考えるに至りました。

それはなぜかというと、両件とも我が国の存亡に直結する問題だからであります。もちろん、ほかの分野をないがしろにするということではありません。しかしながら、ある分野に特別に力を注ぐということは、ほかの分野にどうしても何がしかの痛みが生じるということでもあります。そうでないと、結局、総花的になってしまい、組織全体としての活力や方向性が失

われてしまうことになってしまいます。

民間企業の経営者は、常に事業を取り巻く環境の動静を見ながら、次の一手を考えなければ務まりません。まさに選択と集中であります。

手前みそで誠に恐縮ですが、私の前職である日本製鉄によるU.S.スチールの買収なども、選択と集中の特徴的な例だと思います。

民間企業の経営と行政の行為を同列に語るわけにはいかないとは思いますが、将来を俯瞰しつつ、もうものの課題に優先順位をつけた上で人材と資金を使うという組織運営は、経営者や首長に共通して求められるマネジメントの基本だと思います。

さて、農業についての話ですが、我が県は国内有数の農業県であり、生産額ベースの食料自給率は全国で第1位、253%という輝かしい数字を誇っております。しかしながら、現状は農業が魅力ある産業とはなかなか言えず、多くの事業者の方々が、事業の継続、後継者の確保に大変な苦労を強いられております。

今年になって世の中の大変な注目を集めた米にまつわる様々な課題は、実は米だけではなく、ほかの農産物や畜産物についても共通する問題であります。すなわち、農畜産業が事業者にとって魅力ある事業とならない限り、我が国の食料安全保障は担保されないとということであります。

国も昨年来の議論を踏まえ、今年6月に法律を整備し、来年4月より事業者の生産コストを踏まえた価格形成を可能とすることとしました。この法律をいかに有効に運用するかが極めて重要なわけですが、本件につきましては、後ほど質問させていただきます。

それでは、これより質問を始めます。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺い

し、その後、各執行部ごとに質問させていただきます。

知事の政治姿勢についてでありますが、一昨日の代表質問で日高博之議員が十分に問い合わせをされていらっしゃいますので、私は少し控え目に質問させていただきたいと思います。

県政マネジメント上の核心である予算編成について伺います。

我が県の一般会計当初予算は、年度ごとに多少の違いがありますが、おおむね6,000～7,000億円程度であります。予算編成は、各執行部から上申される予算案を財政部門が審査、折衝し、知事が了承した後に議会に諮るという流れが通常の流れであります。

県のマネジメントの対象は公共事業そのものですから、民間会社のマネジメントとは異なって当たり前ですが、税収の伸びに限度がある中で、政策にひものついためり張りのある予算措置は、首長の意思を反映する絶好の機会でもあります。

その意味で、本県の過去10年間の各部局の予算レベルを見たところ、部局ごとに前年比で2桁、すなわち10%を超える増減措置が行われたのは、コロナ対応関連がほとんどであり、定常の予算では、あまり大きな変動は見受けられませんでした。

本県は現在、日本一挑戦プロジェクトと銘打って3つのプロジェクトを進めております。

いわゆるプロジェクトと呼ばれるものは、限られた時間の中で目標とする成果を定め、それを達成するために必要となるお金と人材を投入し、プロジェクトリーダーは、進捗状況を注視しつつ、完成までの工程の中で資源の過不足をチェックし、不足しているようなら追加投入して完成を期すものと言われています。

日本一生み育てやすい県を実現するために
は、子育て世代への熱いサポートが必要である
ことは絶対的な条件です。本県でもその一環と
して、給食費の無償化が進められていますが、
自治体によって、完全無償化、一部無償化と地
域格差が生じています。

本県のプロジェクトリーダーはまごうことな
く知事であられるわけですが、3つの日本一挑
戦プロジェクトの中で、特にさきに述べた少子
化への対応、すなわち日本一生み育てやすい県
を目指すという子ども・若者プロジェクトの目
標達成に向けて、どのように取り組んでいかれる
のかを知事に伺います。

また、日本一生み育てやすい環境を目指すと
言うのであれば、予算編成の段階で、ほかの部
局の予算を削ってでも、県内全域での給食費の
小中学校完全無償化を目指すべきだと思います
が、その決断ができるのも知事だけでございま
す。その覚悟がおありなのか、小中学校の給食
費無償化について、知事の考えをお伺いいたし
ます。

本件は、これまでにも永山議員、脇谷議員か
ら質問されていますが、知事や執行部からの答
弁は、国の制度設計を待つというものでした。
これでは日本一を目指すとは到底言えないので
はないでしょうか。知事の前向きな答弁を期待
いたします。

以上を壇上よりの質問とし、以下は質問者席
からの質問といたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕お答えしま
す。

まず、子ども・若者プロジェクトの目標達成
に向けた取組についてあります。

出会い、結婚、妊娠、出産、子育て、様々な
段階がある中で、昨年度から本格展開しており

ます子ども・若者プロジェクトでは、これまで、ひなたの恋 応援アンバサダーによる出会い・結婚を社会全体で応援する機運の醸成や、男性の育休取得を進める企業等への奨励金支給による共働き・共育てしやすい環境づくりなどに取り組んでおります。

さらに、今年度からは、九州初となるマッチ
ングアプリの利用料等支援や、国に先んじて実
施します第2子保育料の負担軽減、本県独自の
放課後児童の居場所の確保など、御指摘があり
ました予算額も含めて、これまで以上に踏み込
んだ施策にも取り組んでいるところであります。

少子化対策は、本県が持続的に発展していく
ための最重要課題でありますので、日本一生み
育てやすい県の実現という目標の達成に向け、
出生数や婚姻数の減少傾向に歯止めをかけるべ
く、強い覚悟を持って全力を尽くしてまいります。

次に、小中学校の給食費無償化についてであ
ります。

小中学校における給食費の保護者支援につき
ましては、実施主体である市町村におきまし
て、学校や地域の実情を踏まえて行われている
ところであります。

県としましては、これまで、学校給食費の負
担軽減が効果的に行われるよう、給食費補助の
情報提供や市町村担当者会における情報交換等
を行ってまいりました。

子供・子育て支援を目的とした給食費の無償
化につきましては、財政力に応じて地域間格差
が生じないように、また、一時的な措置ではなく、
長期的な視点での切れ目のない支援が必要
であることから、国が責任を持って取り組むべき
との要望を行っているところであります。

文部科学省の令和8年度概算要求におきまして、給食費無償化についても事項要求となっておりすることから、今後の動向を注視してまいります。以上であります。〔降壇〕

○渡辺正剛議員 御答弁ありがとうございます。子ども・若者プロジェクトの担当部門であるこども政策課の予算は、ここ数年、増えてきておりますが、ぜひ増額基調を維持拡大していただき、日本一生み育てやすいという言葉に負けない意思を示していただくようお願ひいたします。

また、給食費無償化の件ですが、今回の知事の御答弁は、これまで同様、国による制度設計を求めるものとなっております。一方、全国の1,794の自治体に対し文部科学省が令和5年に行った調査では、実に547の自治体が既に小中学校の給食費を無償化しております。

この現実からは、本県の対応はやや遅きに失しているのではないかと思われます。無償化のためには、ほかの予算を見直す必要が生じますが、痛みを伴う決断ができないと前には進めません。ぜひ早急かつ思い切った決断をお願いしたいと思います。

さて次に、いわゆるプロジェクトの定義は先ほど述べたとおりですが、本県が進めている日本一挑戦プロジェクトは、いずれも簡単には成果が得られない地道な施策の積み重ねが求められるものばかりです。

様々な取組を進める最前線である各部局の長は、まさに前線の司令官であるわけですが、ほとんどの場合、その司令官が2年で交代するのが通例となっております。

私の例で甚だ恐縮ですが、私は45年間のサラリーマン生活の中で、部を超える異動は6回しかありませんでした。一番長い部署では、15年

間、同じ分野で、同じ上司と仕事をしておりました。どんな組織でも部下は上司を選べないと言いますが、15年も一緒に仕事をすると親子のような関係になり、あうんの呼吸で仕事ができるようになります。

もちろん、民間と公職とを同じ物差しで測ることは適当ではありませんが、それにもしても2年というのはあまりに短過ぎるのではないかと思います。着任した1年目は前年からの計画を見て検討し、改善点や新たな施策を2年目に盛り込んでも、その結果を見ることなく、2年たつたら異動となるということでは、司令官の意思や意見が反映できないと同時に、結果の責任も曖昧になってしまいます。

部局長の人事異動が早過ぎるのではないかと思いますが、政策を立案、推進するためには在職期間を長くすべきではないか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 部局長につきましては、多様な県民ニーズに的確に対応するため、県政全般を俯瞰する広い視点を持ちながら、各分野を統括、指揮する大変重要なポストであります。そのため、豊富な知識、経験のほか、迅速かつ的確な判断力や行動力、さらには優れたマネジメント能力が求められています。

そのような認識の下、これまでの経験を踏まえつつ、適材適所により人事配置を行っているところであります。

県職員の人事ローテーションの期間については、担当者について、短過ぎるのではないか、もっと長くすることによって経験を積んだ専門的な人材を育成すべきではないか、そういう意見を聞いたことはありますが、今回、部局長についての御指摘であります。

いずれにせよ、多様な経験を積むことによる

キャリア形成という意味もありますし、組織の新陳代謝という意味もある。そのローテーションを長くするか短くするか、様々な観点からの検討が必要であろうかと考えております。

部局長に関し、在職期間を長くし、新たな施策の打ち出しやその具体的な推進に当たる、そのような考え方があるということも承知しておりますし、今の議員の御指摘というものを我々十分そしゃくしながら、今後とも引き続き、その時々の県政が直面する課題や人事の状況等も踏まえながら、適切に判断してまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございました。在職期間について適切に判断いただけるということですが、本来部局長は知事の右腕とも言えるポストです。以前は50代半ばで部長に就任するという例もあったようですが、ぜひ、画一的な異動ではなく、仕事の継続性や達成度といった面にも留意した異動の判断をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、県が婚活サポートとして実施している宮崎県結婚支援サービス利用促進事業補助金についてでございます。

この補助事業ですが、対象年齢が18歳以上39歳以下となっています。このサポートが、婚姻数の増加、ひいては少子化対策の一環としての意味合いを持つということなら、年齢の設定が現代の実情には即していないのではないかと思います。近年では、40代はもとより、50代での出産事例もあることに加え、男性の場合も39歳以下という制限に意味があるとは全く思えません。

結婚支援サービス利用促進事業の補助対象年齢を見直す考えはないのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本事業は、結

婚を希望しながらも、具体的な活動には至っていない県内の独身者に対して、マッチングアプリや結婚相談所など、結婚支援サービスの利用料を補助することで、その活動を後押しすることを目的に、今年度から新たに取り組んでいるものであります。

本県の婚姻者数のうち、8割以上の方が30歳代までに成婚している現状を踏まえまして、より効率的、効果的な施策を講じるという観点から、補助対象年齢の上限を男女ともに39歳としております。

補助対象年齢の見直しにつきましては、議員御指摘のような事例等もあることから、今後、今年度の実施状況も踏まえながら、本事業が婚姻数や出生数の増加に着実につながるよう研究してまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。つい先日、有名な俳優夫婦の第1子誕生のニュースが流れました。父親は56歳、母親は43歳です。父親の「自分はオールドルーキー」という実際にほほ笑ましい本人の言葉に思わず拍手したくなつた次第です。39歳という制限は改めて意味がないと思いますので、早急な見直しをお願いしたいと思います。ちなみに、私も67歳でオールドルーキーの議員になりましたが、まだまだ頑張りたいと思います。

次に、農政水産部門への質問です。

冒頭に、来年4月から施行される食料システム法について、具体的な運用が極めて重要であると申し上げました。この法律は、生産者と仲買、流通業者等の関係者で構成されるコスト指標を作成する団体を農水省が認定し、その団体がコスト指標を作成、公表し、コスト指標の変動を基に価格交渉が行える環境を整備するとされています。

昨年に続き、今年も猛暑となっておりますが、猛暑の影響は生産者にとって収量の減少という形で現れる一方、生産にかかるコストは増えこそ下がるわけではありませんので、引取り価格が上がらないと、生産者は利益どころか大きな赤字を負担することになってしまいます。昨年は、仲買の団体に引取り価格を上げてもらえないという、まさにこの状況となり、多くの生産農家が大変なダメージを受けました。

このような状況の改善に行政が関与しない、応えられないというのであれば、農業県の施政部門として仕事をしているとは言えません。

食料システム法が来年4月から施行されますが、合理的な費用を考慮した価格形成に向けた協議が円滑に行われるよう、県はどのように対応していくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 議員御指摘のとおり、食料システム法により、農業者、食品等事業者、消費者などの相互理解の下、農産物の生産コスト等が価格に反映される仕組みが機能すれば、農業者の所得確保や食料の安定供給につながるものと考えております。

現在、国では、来年4月の施行に向け、価格交渉の材料となるコスト指標の作成対象品目や、取引条件を一方的に決定しないといった望ましい交渉の進め方が議論されております。

県としましては、価格形成に向けた協議が円滑に進むよう、国と連携し、今後、制度やコスト指標等について、売手側、買手側の双方に対し、様々な機会を捉え、周知するとともに、消費者等に対しても、生産コスト等への理解醸成を図ってまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。繰り返しになりますが、従業員を雇用して事業を行っている農家は、つい最近決まりました最低

賃金の引上げの経営に対する影響もあり、この法律の効用を固唾をのんで見守っています。国が主導するとはいえ、農業県と言われる本県の農家の方にとって極めて重要な意味を持つ法律ですので、ぜひ丁寧なフォローをよろしくお願ひいたします。本件は今後、私も継続して注視させていただくつもりであります。

次に、米についてであります。

私の地元の米農家から、温暖化により、収量減少や品質低下などの影響を受けていると聞いております。本県では、早期水稻刈り入れ後のいわゆる二番穂の収穫は、これまで一般的に行われてきました。コンバインでの刈取りが難しい面がある一方、植え替えなしでの再生二期作である程度の収量が確保できるようになれば、農家にとっても経営的に大きなアドバンテージとなります。

そこで、本県における米の再生二期作技術の導入について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 米の再生二期作は、稻を収穫した後に刈り取った株を再び育てて、2度目の収穫を行う生産技術であります。この技術は、国の研究等によると、一期作と二期作の合計収量が通常の約1.5倍となる一方で、一期作目の収穫を通常よりも高い位置で刈り取る必要があり、一般的に普及しているコンバインが利用できることや、年によって収量がばらつくといった課題も指摘されています。

本県は、東北地方等と比べ、二期作目に必要な気温を確保できる気候ですが、技術の導入には、水利権の調整や品種の選定、収量に見合った土づくりなど、検討すべき課題もあるため、生産者や関係機関の意見も踏まえ、導入の可能性について研究してまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。技術的にも環境的にも解決すべき課題がありますが、期待できる成果も大変大きいので、引き続き、関係先と連携の上、実現に向けてよろしくお願ひいたします。

次に、商工観光労働部門に伺います。

県は、インバウンドを含む県外からの観光客が本県に滞在せず、他県へ移動している現状を打開するため、複数の観光ポイントを結ぶ周遊観光という視点を打ち出しています。

この考え方自体は大変有効であると思いますが、観光客にとって限られた時間の中で、自ら複数の観光ポイントを周遊するには、レンタカーを借りるしかなく、免許を持たない人や高齢の観光客にとっては、いささかハードルが高いものとなっています。

県では今年から、外国人向け1日バス乗り放題デジタル乗車券の補助を始めましたが、通常の路線バスでは時間がかかり、地理に不慣れな外国人には、とても周遊はできません。インバウンド観光客、特に東南アジアの方々は、日本の城や寺社仏閣、古墳といった歴史遺産に大変な興味を持っています。これらを組み合わせた観光ルートを整備し、効率的な移動手段を提供できれば、大いに観光客の増加を期待できると思います。

インバウンドの誘客促進のため、周遊観光の取組を推進すべきと考えますが、今後の県の取組について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） インバウンドの誘客促進や消費額拡大を図るために、県内の魅力的な観光資源をつなぎ、広域周遊を促進する取組が重要であります。

このため県では、今年度、路線バスで県内の主要観光地の周遊が可能となるデジタルチケッ

トを造成し、6月から販売を開始したほか、隣県からの周遊を促進するため、鹿児島空港と宮崎駅を結ぶ高速バスの実証運行を7月から開始しております。

また、外国人旅行者の利便性向上のため、宮崎空港の国際線発着時刻に合わせた、空港と宮崎市内を結ぶバスの運行に向けた準備を進めています。

これらの取組と併せ、外国人旅行者のニーズを踏まえたモデルコースの設定や旅行商品の造成などに取り組み、さらなる広域周遊につなげまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございました。他県における最近のインバウンド観光客の傾向として、有名観光地に加え、地方の観光ポイントへの訪問が増加しております。本県に点在する観光資源を周遊するメニューを企画し、それに対する補助を行うことで、本県を訪れるインバウンド観光客の増加がかなり期待できるのではないかと思いますので、具体的な検討をぜひお願いいたします。

次に、外国人材の活用について伺います。

本県でも他県同様、様々な職種で外国人材の募集、採用が行われていますが、特に昨年、特定技能での採用が可能となった運転業務について、他県では、佐賀県のように、自治体が在留資格を持つ外国人材をドライバーとして受け入れる会社への補助事業を開始している事例があります。

中小の事業者では、言葉の問題やビザ取得の煩雑さ等の理由から、採用を行えていない実態もあります。本県でも既に、畜産飼料の運搬分野で運転手不足が顕在化しており、将来的に大きな不安材料となっております。

本県は、既存の運送事業者に対し、従業員の

免許取得や労働環境改善を目的とした補助事業を開始していますが、将来的には、外国人材の採用がないとドライバーが不足するのは明らかです。

物流業界における外国人ドライバー確保の取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 議員御指摘のとおり、物流業界は深刻なドライバー不足にあることから、国は昨年3月、特定技能制度の対象に、新たにトラックドライバーを含む自動車運送業分野を追加したところであります。

これにより、一定の技能や日本語能力を有していれば、外国人材の活用が可能となつたため、県内におきましても、県トラック協会がトラック運送事業者を対象に、外国人の受入れに向けた研修会を開催しております。

県といたしましては、県トラック協会と連携し、他県の事例等も参考にしながら、外国人ドライバーの受入れ促進を図るなど、外国人を含むドライバーの確保に向けた取組を進めてまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございました。ドライバーとしての外国人材の確保は、ほかの職種同様、今後ますます獲得競争が激化すると思われます。他県に後れを取ることのないように、迅速な対応をお願いしておきたいと思います。

次に、県土整備分野について伺います。

周遊観光の戦略性については先ほど触れましたが、私の地元であります国富町と綾町には、まさにこの周遊観光を可能とするルートがございます。県道綾法ヶ岳線ですが、現在は、綾から国富の法華嶽方面へ向かう道路が、途中からセンターラインのない狭隘な道路のままとなっています。

この道路は、綾側は、小田爪運動公園や素泊まりプランが最近大ブレイクしている宿泊施設の綾川荘、国富側にも、法華嶽公園や日本三大薬師の一つである薬師寺といった観光ポイントがあり、双方をつなぐ道路が整備されれば、観光客の往来は間違いなく増加すると考えられます。

先月の27日には、両町の町長が県庁を訪れ、要望書を提出しておりますが、県道綾法ヶ岳線の道路整備について、どのように取り組んでいくのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 県道綾法ヶ岳線は、周辺の道路ネットワークと連携し、国富町と綾町が有する豊かな自然や観光資源をつなぐことで、広域観光ルートを形成する大変重要な路線であります。

一方で、当該路線の一部では、幅員が狭くカーブが多いため、普通自動車とマイクロバスの擦れ違いが困難な区間があります。

このような中、8月に国富町、綾町とともに現地調査を行っており、整備の必要性について改めて認識したところです。

県としましては、地域経済の活性化や観光誘客の促進に向け、どのような道路整備が望ましいか、国富町、綾町からの意見も伺いながら、今後、交通量や利用状況などの調査を行い、整備に向けた検討を進めてまいります。

○渡辺正剛議員 整備に向けた検討を進めただけたところで、誠にありがとうございます。本路線開通後は、現在、ハーフで実施されている綾の照葉樹林マラソンのフルマラソン化やサイクリングロードとしての利用等、観光資源として地域のさらなる魅力向上にも大きく寄与できますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

次に、綾北川水系で最上流にある田代八重ダムの土砂堆積状況について伺います。

ダムは通常、100年で堆積する土砂の量を見込んで設計されています。地域によって土質等の違いにより堆積量に差が生じるのは自明ですが、田代八重ダムにおける堆積土砂の対応について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 田代八重ダムにおきましては、ダムの貯水容量に影響を及ぼす土砂の堆積が確認されております。このため、令和2年度から緊急浚渫推進事業を活用し、これまでに1万2,000立方メートルの土砂の除去を行ってきたところです。

今年度は、除去した土砂を処分する土捨場の準備が整い次第、約7万立方メートルのしゅんせつを進めることとしております。

今後とも、洪水被害の軽減を図るため、計画的に堆積土砂の除去を行い、治水機能の確保に努めてまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。定期的なしゅんせつによりダム機能の維持が確保されているということで、流域の住民の方も安心できると思います。引き続き、安全重視の維持管理をよろしくお願ひいたします。

次に、綾北川、本庄川の汚濁問題につきまして伺います。

本年3月の私の一般質問に対する答弁の中で、上流での水質モニタリングを本年度から開始するとありましたが、綾北川、本庄川における濁水モニタリングの進捗状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 綾北川、本庄川における濁水の軽減対策につきましては、昨年度、府内の関係3部局で立ち上げた濁水対策ワーキング・グループ会議において、濁水発生

状況をより詳細に把握するため、これまで各ダムで行ってきた濁水モニタリングの調査範囲をダム上流域まで拡大することとしました。

また、モニタリングを実効性のある調査とするため、宮崎大学と連携して、観測地点や観測項目を選定し、綾北川の田代八重ダム上流域で2か所、本庄川の綾南ダム上流域で2か所の合計4か所において、今月から河川水位や濁度などの観測を開始したところです。

今後、データの蓄積を続け、分析を行うなど、宮崎大学をはじめ関係部局と連携し、引き続き濁水の軽減に取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございました。このモニタリングの結果を基に、将来、効果的な濁水対策が立案できることを祈るばかりです。

県内には、上流域の土質が原因で濁水が発生している河川がほかにも幾つか確認されています。モニタリングの継続に加え、抜本的な対策についても、他県の例も含め、調査検討をお願いいたします。

次に、福祉保健部に伺います。

介護人材の不足は今後ますます深刻化し、今から15年後の2040年には、全国で40万人という思わず耳を疑う数の介護人材不足が生じると言われています。本県でも僅か数年後に1,000人規模での不足が予想されており、いわゆる介護難民の発生が危惧されるところであります。

この事実を知って、自分も難民にならないよう、日頃から健康維持に努めないといけないと思い始めたところであります。議員の皆様もぜひお心がけください。

この分野における外国人材の登用は、2008年のEPA、いわゆる経済連携協定に基づく人材受入れ事業に端を発しており、これまでに、インドネシア、フィリピン、ベトナムから8,000

人近い人材が介護士として来日しています。九州各県にも、福岡を中心に、この制度を利用した介護士が来日していますが、残念ながら宮崎では採用事例がほとんどないのが実情です。

この分野では、2017年から技能実習生、2019年からは特定技能としての滞在も認められるようになり、EPAと併せて、日本全国では2万人近い外国人材が介護士として勤務しています。

さきに述べた15年後の介護士不足を考えると、今後ますますこの分野での人材獲得競争が激化することになると思われますが、外国人介護人材確保に係る県内事業者へのサポートをどのように進めていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県内の外国人介護人材は、令和6年12月で718人と、1年間で約2倍増加しており、その重要性が増しておるところでございます。

県では、令和6年度から、事業所と外国人材のマッチング支援を行うとともに、より積極的に人材確保に取り組むため、海外現地で宮崎での介護の仕事をPRする事業を実施しております。今年度は、インドネシアにおいて、介護事業所とともに5か所の送り出し機関を訪問し、学生へのPRや、経営者等と意見交換を行ったところであり、実際に参加事業所が外国人材受入れに動き出したと伺っております。

県としましては、PR事業を通して、現地の送り出し機関等との連携を深めながら、介護事業所へのさらなる支援に取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。8月に実施された現地訪問は、県が主体となって県内の事業者を率いる形で実施されており、画

期的な企画だと思います。成果もすぐに現れているようですから、ぜひ継続して実施していくとともに、企画内容や実施要領について、他部門へのシェアもよろしくお願ひいたします。

次に、危機管理部門へ伺います。

南海トラフ地震や大雨災害等、避難が必要となる災害発生時の避難所におけるQOL、すなわち生活の質の確保は、避難後の安全・安心を維持する上でも重要な課題であり、国もスマート基準に基づいた取組指針を設けています。その一環としてのバリアフリートイレの準備状況について伺います。

各自治体が指定する避難所におけるバリアフリートイレの有無については、ホームページで確認できますが、当該避難所に避難できない方や施設数の不足等に対応するために、昨年来、全国7か所の自治体で、トレーラーに設置されたバリアフリートイレの導入が行われています。この設備は移動が容易であるため、災害時はもとより、自治体が実施する様々なイベントにも供用できることから、平常時での利用も期待できます。

災害時などにも活用可能なバリアフリーに対応したトイレカーの導入予定について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 避難が長期化する大規模災害時における災害関連死を防ぐためには、避難所の環境整備は大きな課題であり、高齢者や障がい者にも使いやすいトイレの確保は大変重要であります。

このため県では、市町村の指定避難所となっている県立学校などの県有施設において、断水時にも使用可能なバリアフリー対応のマンホールトイレを整備するなど、市町村と連携して避

難所のトイレ環境の改善を進めているところで
す。

また、災害時における広域での使用や、平時の防災イベントでの活用を想定し、バリアフリー対応ではありませんが、小回りの利くトイレカーを今年度中に3台導入することとしております。

バリアフリー対応のトイレカーの導入については、車両の機動性や価格面において課題がありますことから、他県の事例等も踏まえながら、引き続き研究してまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。他県の事例も踏まえるということであれば、他県では既に導入済みですので、本県で導入する判断は予算上の問題ということでしょうか。南海トラフへ万全の備えが必要な本県ですので、ぜひ補正予算に計上していただき、導入に向けてかじを切っていただくよう要望いたします。

次に、国スポ・障スポ局に伺います。

2027年9月の開催まで、間もなく2年になろうとしています。様々な競技施設の準備工事も始まっていますが、大会期間中の想定宿泊者数と宿泊施設、輸送対策について伺います。

宿泊施設については、昨年、川添議員からも質問されており、そのときの答弁では、宿泊施設数はおおむね足りているとの回答でした。また、輸送・交通対策については、今年2月に永山議員からも質問されており、そのときの答弁では、開・閉会式の選手や監督などの基本的な計画について策定済みであるとの回答でした。

これから競技別の来県者数や行程も明らかになってくる中、宮崎国スポ・障スポの選手や監督など、大会参加者の宿泊・輸送対策について、国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 宮

崎国スポ・障スポの大会参加者の宿泊・輸送対策につきましては、これまでの調査や各基本計画等を基に、段階的に準備を進めているところです。

宿泊につきましては、先般決定した大会会期等を踏まえ、現在、宿泊施設の提供可能な客室数の調査を実施しており、その結果に基づき、宿泊の割り振りを行うこととしております。

輸送につきましては、大会会期等を基に、各県に対する第1回目の来県時期や人数等の照会を行っているところであり、宿泊先と連動した第1次の輸送計画を策定します。

今後は、大会に向け、それぞれさらに精度を高めていくとともに、宿泊の割り振りや輸送に関する情報等を一元管理する配宿・輸送センターを設置するなど、万全な宿泊・輸送対策に取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。本件は、一昨日の代表質問でも質問された内容です。現在、旅行業者やバス会社と共同して、個別競技ごとの日程に合わせ、宿泊人員の確認作業を行っているということですが、もともとの宿泊施設数と全競技の宿泊者数には相当な乖離があったようですので、ぜひ慎重な確認作業をお願いしたいと思います。

次に、企業局の電気事業について伺います。

現在、改修工事が進んでいる綾第二発電所における大規模改修工事の進捗状況と、改修後の発電原価及びその経済性について、企業局長に伺います。

○企業局長（松浦直康君） 綾第二発電所大規模改修工事の今年8月末時点の進捗率は28.9%であり、令和9年度の工事完成に向けて、おおむね予定どおり推移しております。

次に、改修後の発電原価でありますが、発電

原価は、1キロワットアワーを発電するために必要な費用であり、そこには、建設費などの資本費と、人件費や修繕費といった運転維持費などが含まれます。

国は、中規模水力発電所の発電原価について13円と試算しておりますが、綾第二発電所の改修後の発電原価は9円台で推移する見込みであり、経済性の面においては、標準的な発電所に比べて優位にあると考えております。

○渡辺正剛議員 ありがとうございました。改修後の発電原価が高い競争力を有しているということです。今後の設計変更等で改修工事費が増額となる可能性もありますので、ぜひ予定期どおりの竣工に向けて、監督のほどよろしくお願ひいたします。

綾北川、本庄川の濁水問題については、綾第二発電所の影響だけによるものとは言えませんが、ダムにより濁水が長期化し、河川環境に影響を及ぼしていることは否めません。これまでも、企業局による内水面漁業協同組合連合会への受託事業に対する費用負担は行われてきていますが、漁獲高は回復せず、組合員は減少の一途をたどったままです。

改修工事が完了し、綾第二発電所運転開始後、河川環境保全として費用負担を積み増していくことの可能性について、企業局長に伺います。

○企業局長（松浦直康君） 河川を活用して水力発電を行っております企業局としましては、地元の皆様の理解のため、河川環境の保全に一定の役割を果たしていく必要があると考えております。

このため、以前は小学生による稚魚放流体験を実施しておりましたけれども、令和2年度からは、農政水産部が県内各地の河川で行う内水

面資源調査や稚魚放流などの取組に対して、費用負担を行っているところであります。

綾第二発電所の大規模改修工事により、令和9年度までは厳しい経営状況が続く見込みであります、その後は、内水面資源対策や濁水モニタリングなど、関係部局と連携し、その充実に取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございました。地元住民や漁業者にとって、河川環境の保全は大変重要な話ですので、ぜひ継続して取り組んでいただくようお願ひいたします。

最後に、総合政策部に伺います。

今回の私の質問の中で、外国人材につきましては、複数の分野で必要となり、しかも将来的には獲得競争が生じる可能性について言及させていただきました。

これまでの県の取組は、相談窓口や伴走支援といった事業者へのサポートという姿勢だったと思いますが、今後は、各部局が行う外国人材の獲得に関わる全ての事業を統合し、事業者に働きかけていく攻めの組織を整備することが重要ではないかと考えます。

7月に外国人材受入・定着支援センターが設立されていますが、受入れ・定着ではなく、獲得・定着という姿勢が必要だと思います。

最近、総合政策部内に、各部局で進められている外国人材に関する施策を取りまとめる担当者が設置されたようですが、他県では既に課レベルで活動を強化している自治体も出てきています。農政や交通といった分野を含め、総括的に推進する外国人材リクルート推進課といったような組織投資が必要だと考えます。

外国人材確保のため、組織体制を強化していくべきだと考えますが、県の考えを総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 人口減少が進む中、国内外における外国人材の獲得競争に参んじるためには、県の関係部局が密に連携し、様々な取組を推進する必要があると考えております。

このため、今年度から、総合政策部内に外国人材の受入れ・確保に係る司令塔の役割を担う担当を設置し、総合的な推進体制を強化したところであり、支援の拠点となる宮崎県外国人材受入・定着支援センターを開所するなど、産業分野を横断した取組を着実に進めています。

また、外国人材に係る市町村や関係団体との連携を深めるため、情報共有や意見交換も密に行っているところです。

今後とも、外国人材の確保に向けて、国の動向や様々な課題に対応できるよう、各部局や関係機関が一体となって、しっかりと取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございました。外国人材の獲得競争に後れを取ってしまうと、人手不足が生じる全ての職種で住民に対するサービスが低下する、また、企業活動にも支障を来すということになってしまいます。

これまでのようなサポートや相談を受けるといったような考えではなく、8月に長寿介護課が実施した、県内事業者を帶同して現地に行き、送り出し側と受け入れ側を直接引き合わせることで人材獲得を促進するといった、主体的な動きを統括する組織をぜひ検討いただきたいと要望いたします。

以上、知事の政治姿勢をはじめ、各部局へ17問ほど質問させていただきました。私の質問に対し、県の取組を丁寧に説明いただいた部局の皆様に改めてお礼申し上げます。

最後になりますが、これまでの部局の皆様と

のやり取りの中でよく聞く言葉は、「他県の例も参考に」と「関係先とも連携し」というものです。これは前向きに捉えれば、先例を調べ、失敗しないように慎重にということであり、この意味では責められるものではありませんが、何事にもスピード感を求められる現代では間尺に合いません。

組織の責任は長が負うものです。「俺が責任を取るからやってみろ」という長が今後、県庁内で増えていくことを期待して質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高陽一副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、16日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時49分散会

9月16日（火）

令和7年9月16日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員(34名)

2番	永山 敏郎	(県民連合立憲)
3番	今村 光雄	(公明党宮崎県議団)
4番	工藤 隆久	(同)
5番	山内 いっとく	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山口 俊樹	(同)
7番	下沖 篤史	(同)
8番	齊藤 了介	(同)
9番	黒岩 保雄	(同)
10番	渡辺 正剛	(同)
13番	外山 衛	(同)
14番	脇谷 のりこ	(未来への風)
15番	松本 哲也	(県民連合立憲)
16番	坂本 康郎	(公明党宮崎県議団)
17番	重松 幸次郎	(同)
18番	野崎 幸士	(宮崎県議会自由民主党)
19番	佐藤 雅洋	(同)
20番	内田 理佐	(同)
21番	川添 博	(同)
22番	荒神 稔	(同)
23番	日高 博	(同)
24番	福田 新一	(同)
25番	本田 利弘	(同)
27番	岡師 博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷 恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本 英雄	(自民党同志会)
30番	岩切 達哉	(県民連合立憲)
31番	中野 一則	(宮崎県議会自由民主党)
32番	濱砂 守	(同)
33番	安田 厚生	(同)
34番	坂口 博美	(同)
35番	山下 寿三	(同)
36番	山下 博三	(同)
37番	二見 康之	(同)
39番	日高 陽一	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野 俊郎	嗣郎	之文	収尚彦	裕	明仁	次春	康人	優也	一一勝
副知事	日隈 弘正	俊郎	弘正	克君	直佐	知子	浩	憲正	達秀	修正
総合政策部長	佐川 北東	隈藤	北東	大田	中田	牧倉	玉	長児	桑山	平松
政策調整監	大東	藤北	東	小津	田	倉玉	玉	児	吉田	吉村
総務部長	田中	北東	中	牧	牧	倉玉	烟	桑	吉	吉
危機管理統括監	津小	東	田	小	小	長児	下	桑	平	平
福祉保健部長	長兒	中	田	長	長	児	山	山	吉	吉
環境森林部長	長	田	牧	長	長	長	浦	平	吉	吉
商工観光労働部長	久幸	牧	倉	労	労	労	村	吉	吉	吉
農政水産部長	幸達	倉	玉	働	働	働	居	桑	吉	吉
国土整備部長	秀修	玉	烟	長	長	長	居	山	平	平
宮崎国スポーツ・障害者局長	元	烟	下	長	長	長	居	吉	吉	吉
会計管理者	高	下	山	長	長	長	居	吉	吉	吉
企業局長	一	山	浦	長	長	長	居	桑	吉	吉
病院局長	勝	浦	村	長	長	長	居	山	吉	吉
財政課長	修正	村	田	長	長	長	居	吉	吉	吉
教育課長		田	居	長	長	長	居	吉	吉	吉
警察本部長		居	坂	長	長	長	居	吉	吉	吉
監査事務局長		坂	元	長	長	長	居	吉	吉	吉
人事委員会事務局長		日高	高	長	長	長	居	吉	吉	吉

事務局職員出席者

事務局長	川畠 敏彦	通範博人	司友
事務局次長	久保範博		
議事課長	菊池信		
議事課長補佐	古谷憲彩		
議事課議事担当主幹	池田鶴前		
議事課主任主事			

◎ 一般質問

○日高陽一副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、図師博規議員。

○図師博規議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。本日も平日の午前中にかかわらず、たくさんの傍聴をいただき、ありがとうございます。

さらに今回は、次期の宮崎県議会議員選挙に立候補を予定している方も複数来られる予定になっております。私の一般質問は模範にはならないと思いますが、参考になるような一般質問にしなくてはいけないと思っていますし、また私だけではなくて、ほかの議員の方々の一般質問も聴いていただき、今の宮崎県政の行政課題は何なのか、また今後の宮崎はどうあるべきなのかをしっかりと捉まえていただいて、次の県議会議員選挙に備えていただければと思っております。

それでは、まず、東九州新幹線整備に関する質問から始めます。

去る7月18日に、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会主催で、青森大学の櫛引素夫教授をお招きし、「東九州新幹線のスタートラインの論点整理」と題した講演会が開催されました。

私はてっきり、新幹線整備を強力に後押しし、河野知事が言われる県民の意識醸成や意識高揚につながるような講演会になるものと思い、また、河野知事の政治姿勢をバックアップするような内容になると思ったのですが、内容はとてもシビアで、新幹線がもたらす変化、影響を客観的に捉え、可能性と問題を明確にし、

今後50年スパンで取り組まなければならない課題に強い覚悟を持つことを求められた講演会だったと受け止めました。

具体的には、東九州新幹線整備は目的ではなく手段でなければならないこと、つまり新幹線整備は、整備後の利活用や都市形成ビジョンのほうが重要であることや、観光客が増加しても一過性であってはならないこと、交流人口の増加は期待できたとしても、定住人口の増加にはつながらない時代であること、新幹線が整備されれば空路・航空機利用者や並行在来線利用者は減少すること、何より開発行為に伴う長期にわたる環境への負荷と多額な財政負担が生じることなどなど、35項目のポジティブな効果を挙げられましたが、同時に32項目のネガティブ効果も挙げられていました。

そこで、今後取り組むべき課題へどう対応していくのかを以下の質問で伺ってまいりますが、まず初めに、櫛引教授の講演を聴かれて、河野知事はどのような感想をお持ちになったのかをお答えください。

以下の質問は質問者席から行います。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えします。

この講演は、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会の会員である県議会や市町村議会、県内自治体の首長を対象に、新幹線整備の現状を学んでいただくための研修会として企画したものであります。青森大学の櫛引教授に「東九州新幹線のスタートラインの論点整理」をテーマに説明をいただきました。

新幹線整備の現状や東九州新幹線の可能性と課題について整理された内容で、今後の新幹線整備の実現を目指す上で、大変有意義なもので

あつたと考えております。

講演では、御指摘がありましたとおり、「新幹線はまちづくりの手段である」という視点の必要性について触れられておりました。手段であつて目的ではないんだということ、そして、単に駅前を立派にしたいだとか観光誘客を進めたいきたい、そういうことではなしに、まちづくり全体のビジョンが大事であると。大変重要な指摘であると思いますし、沿線の他県との連携、さらには他の基本計画路線との連携により、50年という長いスパンを視野に入れながら取組を進めていくべきだと、そのような提言もいただいたところであります。

御参加いただいた皆さんにも、将来の暮らしや産業の発展において、新幹線の果たす役割や意味を改めて認識していただく契機になったものと考えており、意義深い講演であったと受け止めております。以上であります。〔降壇〕

○団師博規議員 東九州新幹線整備が実現するとなれば、現在整備中の北海道新幹線、北陸新幹線、西九州新幹線らが開通後にしか着工されず、これらの路線が全線開通するまでに順調にいっても約30年を要し、その間に、現在、東九州新幹線は基本計画路線ですから、これを整備計画路線に引き上げなければなりませんが、いまだもってめどが立っておりません。

もし整備計画路線へとこぎ着けられたとしても、優先順位は国が選定するので、もしほかの整備計画路線よりも早く着工できたとしても、完成までにはさらに20年もの月日がかかることを櫛引教授は指摘されています。

さらに教授は、「新幹線が夢の超特急かのような残像から抜け出し、新幹線が地域にどこまで適合するのか否かを検証する地域政策としての分岐点に来ている」とまで指摘されていま

す。

そこで知事に伺います。なぜ知事は知事就任直後から整備促進のために力を入れてこなかつたのか。また、ここに来て専門家からは慎重論も出る中、知事は整備ルート調査などに着手されるなど前のめりになられているのか。

そもそも知事は、50年後、手段としての新幹線が整備されたとした後の宮崎をどう具体的に描かれているのか、そのビジョンを教えてください。

○知事（河野俊嗣君） 東九州新幹線の取組については歴史があるものであります、沿線の4県1市で東九州新幹線鉄道建設促進期成会を昭和46年に設立し、その翌年には本県知事が会長となって要望活動を続けてまいりました。私も知事就任後、平成24年度からは、直接国に対し、早期整備や財源確保などの要望を続けてきましたところでございます。

そのような状況の中で、これまで御説明しておりますが、国の令和5年の骨太の方針や国土形成計画において、地域の実情に応じた今後の方向性について調査・検討するという一歩踏み込んだ方針が示されたことを踏まえ、本県での新幹線整備に向けた議論をさらに活性化し、将来に向けたビジョンというものをしっかりと県民の間で議論し、地域の要望につなげていきたい、そういう思いで取り組んでいるものでございます。

新幹線は、新たな人の流れを生み出し、交流人口や関係人口を増加させる、そのような大きな効果があるものと考えております。

今年は、1975年に山陽新幹線が全線開通して50年という節目の年であります。その整備というものが、この九州において、福岡の大きな発展につながっているということを考えますと、

新幹線が地域の振興に果たす役割というのは極めて大きなものがあろうかと考えております。今後とも、将来の夢というものを今我々が議論することで未来につなげていきたい、そのように考えております。

○図師博規議員 昨年実施された東九州新幹線等調査結果が公表されております。この中で、日豊本線ルート、鹿児島中央先行ルート、新八代ルートの3ルートの沿線の延長距離や、主要都市からの所要短縮時間、また整備費などが示されています。

これによると、隣接県はもちろんのこと、県内でも路線の沿線自治体となる可能性がある市町村からは、どのルートが選定されることになるのか関心が寄せられています。

最終的には国交省の判断になるのですが、知事としては、3ルートのうち、どのルート整備を最も重要視されているのかお答えください。

○知事（河野俊嗣君） 新幹線整備は、国家的なプロジェクト、国が決定した基本計画に沿って行われるものであります。これまでと同様、本県において、基本計画路線である日豊本線ルートの整備を目指す姿勢に変わりはございません。

今回、改めて新八代ルートも含めた調査を行ったのは、あらゆる可能性を将来につないでいくことが重要である、さらには、県民の間でさらに議論の活性化を図って進めていく必要がある、そのような思いで、そういう選択肢も加えて調査を行ったものであります。本県における将来の新幹線整備の実現性を高める上で、しっかりとこうした様々な選択肢というものを踏まえながら議論を深め、関係県・市とともに整備実現に向けて取り組んでまいります。

○図師博規議員 明確な御答弁をいただきまし

た。日豊本線ルートに一番重きを置くというお答えだったと捉えております。

1971年に、福岡県、大分県、鹿児島県、北九州市と本県の4県1市で東九州新幹線鉄道建設促進期成会が発足しており、現在は河野知事が会長を務められています。その流れをくむ上でも、日豊本線ルートに重きを置かれるのだと思います。

既に50年前から活動している4県1市の建設促進期成会は、どんな活動をされ、どのような成果を上げられてきたのでしょうか。そして、今後さらなる強力な建設促進へのアクションが必要ですが、知事は会長として、今後この期成会をどう動かしていくお考えがあるのかお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど答弁申し上げましたとおり、昭和47年から、歴代知事が会長という立場で、毎年、国への要望を繰り返してきたところであります。先ほど議員も御紹介されましたとおり、国からは、現在の整備新幹線の整備が済んだ後のプロジェクトになるということをずっと言われ続けてきたところでございますが、先ほど答弁しましたような、国の令和5年の骨太方針で一步踏み込んだ表現がなされたこの機を捉えて、さらなる機運の醸成を図っていきたいということでの今の新たな調査、そして、大分も含めた他県との連携をしながら、シンポジウム等も展開していきたいと考えているところであります。

期成会におきましては、今年3月に決定した東九州新幹線のロゴマークを活用したPR活動を行うこととしておりますし、大事なことは、櫛引教授の御指摘がありましたように、各県が単独で行うのではなく、沿線の自治体が連携して、その地域における機運を高めていく、さ

らには、九州全体としても、このプロジェクトを位置づけて議論を深めていくということも大事ですし、九州以外の他の基本計画路線との連携により、次なる新幹線構想に向けた議論を深めていくこと、このような展開を進めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 今御答弁にもありましたが、やはり新幹線整備を促進するには、関連する沿線自治体が一体となった動きが必要でございますが、隣接県、県外だけではなくて、県内の市町村との連携も必要かと思います。

知事、ここで、県内の市町村との連携をどう取られるのか。例えば、宮崎市、都城市、延岡市、この辺りの主要都市との連携協議、具体的な協議は早く始めるにこしたことはないと思われますが、知事の中でそのビジョンがありますか。

○知事（河野俊嗣君） 県としては、こういう新たな調査を行うことにより議論の材料を提供し、これからしっかりと盛り上げていきたい、議論を深めていきたい、そのような段階でございます。

どちらかというと、県民の間では、宮崎には新幹線は無理ではないかという諦めの空気というものが漂っているのではないか、いやいやそうではないと、しっかり将来に向けての課題として位置づけようということで、今こういう展開をしているところでございます。

今、自治体との連携ということでの御指摘がありますが、自治体とのまちづくり、それぞれ様々な思いもございましょう。これからさらに議論が深まっていくものと期待しております。

○図師博規議員 次に行きます。県民の理解を深めていくためには、新幹線整備に関するメリットとデメリットも併せて提示し、判断を仰

いでいく必要があります。

その際の関心事の一つに、整備費に係る本県負担分がどれほどになるのかがあると思われます。この件につきましては、以前も質問があり、その際に答弁で、日豊本線ルートになった場合、総事業費は3兆8,068億円で、このうち、国が3分の2の負担、地方が3分の1の負担で、本県が負担する費用は約4,900億円になると試算されているという内容でございました。

費用負担の一部は地方交付税措置があるとはいえ、財政硬直率の高い本県は、到底その費用を短期間で捻出できるわけもなく、長期的な基金造成と、その代償としての大幅な県行政サービスの削減が余儀なくされると想像されます。

新幹線整備に関する財源確保について、どのようなビジョンがあるのか、これは総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（川北正文君） 現在の整備新幹線における財源スキームは、全国新幹線鉄道整備法に規定されており、JRからの貸付料収入を充てた残りの整備費用について、国が3分の2、地方自治体が3分の1を負担することとなっております。

この自治体負担については、整備法において、新幹線整備に伴い自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、国が必要な措置を講じるよう努めることとされ、自治体負担額の90%まで地方債の発行が認められるとともに、その元利償還金の50%から70%の範囲内で、国から地方交付税による措置が講じられます。

また、全国知事会や九州知事会では、新幹線整備の新たな財源となる新幹線施設の貸付料算定の見直しなどについて、国へ提言・要望を行い、地方負担のさらなる軽減に向けて働きかけ

ております。

○図師博規議員 現在の国のスキームでも、2,000数百億円の起債、地方債の発行はやむを得ないという状況を今御説明いただいたところです。

さらに、櫛引教授が講演会の中で複数回取り上げられていた内容が、並行在来線問題です。

新幹線整備が進むことで、そこに並行して走る日豊本線や吉都線は間違いなく減便となり、通学や通院等での生活の足として利用されていた県民には不利益となります。

県民が不利益を被るような新幹線整備では、県民の理解も得にくいと考えますが、並行在来線問題に関して、知事はどのような見解をお持ちでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） この財源の問題、並行在来線の問題は、最初から新幹線問題に係る重要なテーマということで、御指摘のとおりでございます。

新幹線と並行する形で運行します並行在来線の経営は、JRにとって過重な負担となる場合があるため、新幹線開業時にJRの経営から分離される事例が多く見られます。

並行在来線は、地域の交通手段として第3セクター方式などによる存続が図られる中で、利用者減少や利便性の維持、自治体による運行経費の負担などの課題が生じるケースもあると伺っております。

東九州新幹線は、基本計画の段階であり、国において詳細なルート検討もなされていないため、現段階において既存の在来線への具体的な調査は行っておりませんが、将来、経営分離がなされた場合、影響が生じるものと考えております。

このため、県民向けのシンポジウム等におい

て、並行在来線の課題についても説明を行っているところであります、引き続き、このような課題も含めて幅広い議論を行ってまいります。

○図師博規議員 御答弁のとおりです。並行在来線については、自治体による運行経費の負担などが今後求められてくる可能性が十分あると、御認識いただいていれば大丈夫です。

それでは、続きまして、昨年実施された東九州新幹線等調査において、建設開始を2045年度、運行開始を2060年度と想定された費用便益、いわゆるB／Cの試算結果も公表されています。

この費用便益とは、事業から得られる社会的恩恵を事業に係る費用で割った比率であり、公共事業の投資の妥当性を客観的に評価する数値として用いられています。この数値が1以上であれば、便益が費用を上回り、事業実施に値すると判断され、1を下回ると、事業実施は不適切と判断されることが一般的です。

ちなみに、今整備中の北陸新幹線金沢－敦賀間の費用便益の数字は1.0です。では、東九州新幹線の費用便益試算結果を見ますと0.5です。

民間事業であれば到底着手不可能な数値であり、公共事業においても民間事業感覚が求められる現在において、東九州新幹線は本当に着手すべき事業なのか、改めて知事の御見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど申し上げました、50年前の山陽新幹線は、地元負担なしで整備がなされているものであります、その後の整備新幹線は、地元負担3分の1ということです今整備が進められております。

その中で、費用対効果というものがより強く

議論なされるところがありますが、国が定めた基本計画路線というものを、そのように方針も変えながら地元の負担を高めていく、その在り方というのはいかがなものであろうかというところも、しっかりとした論点を我々提示する必要もあるうかと思います。

費用対効果、いわゆるB／Cが1を上回ることが着工に当たっての目安とされているところであります。

昨年度のルート調査では、B／Cが1を下回るケースもありますが、国の示した算定マニュアルにおきましては、1を下回ることのみをもって、社会的に不必要的事業との評価に至るものではないとされているところであります。あくまでこれは目安ということであります。

新幹線整備は国家プロジェクトでありまして、B／Cにとどまらず、地域の交流促進、経済の活性化、災害時の代替輸送、将来世代にわたる生活基盤の強化など、長期的かつ広域的な観点から評価されるべきものであります。

新幹線は本県が将来にわたり発展していくための重要な交通基盤であるという思いの下、引き続き、整備の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

○図師博規議員 御答弁にありましたが、新幹線整備が地元負担なし、もしくは大幅に減額される形で進むという場合は、民間主導で、民間に資金投資をしていただくという前提があつてのことなので、日豊本線ルートでJRが優先的に民間資金の投資をしていただくような動きが出てくるとするならば、可能性は大きくなるものと考えます。新幹線の整備に関しては、また今後も情報を収集していきたいと思います。

次の質問に移ります。次に、カンショ苗の茎根腐細菌病発生状況に関する質問です。

先日の代表質問でも取り上げられましたが、生産者からの声を代弁する追跡質問をさせていただきます。

このカンショ苗茎根腐細菌は、もともと土壤に微量はある常在菌で、生産者の方も日頃より土壤分解資材などで対処され、細菌増殖には細心の注意を払われています。

にもかかわらず、生産者からの情報によりますと、カンショ苗の供給元である宮崎バイオテクノロジー種苗増殖センターから配布された苗が、植える前に腐敗していることが目視で確認できたため、至急バイテクセンターに通報されました。

しかし、この通報前に既に生産者へ供給済みの苗も多数あり、植付けが終わっている生産者も多数いらっしゃったようです。

ただでさえカンショは県南地区を中心に基腐病の被害が出ており、それに拍車をかける感染細菌を県のバイテクセンターの供給苗が拡大させるようなことがあってはなりません。

そこでまず、通報前にバイテクセンターから既に供給された苗がどれほどあったのか、どの地域に配布されたのか、そして、その苗の作付面積がどれほどになるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県では、カンショ苗の安定的な供給を図るため、県総合農業試験場の隣接地に、県や市町村、JAで構成する宮崎県バイオテクノロジー種苗増殖センター、いわゆるバイテクセンターを設置し、生産に必要な苗の6割に当たる約100万本の苗を毎年供給しています。

当センターでの茎根腐細菌病の発生については、本年5月に疑いの報告を受け、試験場がカンショ苗を栽培しているハウス13棟全てを検査

したところ、7棟において苗増殖用に植え付けた約19万株のうち、88株の発生を確認したものです。

また、これら7棟から本年4月と5月に供給済みの苗は、栽培面積で約13ヘクタール分に相当する約40万本となっており、児湯地区や宮崎中央地区など、9つのJA地区本部へ供給されています。

○団師博規議員 それでは、児湯地区など9つのJAに供給されていた苗ですが、実は生産者から、2~3年前からカンショの茎根腐れが増えて収穫量が減っており、ひょっとしたら、この頃からバイテクセンターの苗が感染源だったのではないかという声も出ています。

センターでの茎根腐細菌病の発生はいつから把握していたのか、苗を出荷停止にするまでどういう経緯をたどられ、迅速な対応がされたのかどうか、再度、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 茎根腐細菌病については、生態や防除方法などが解説されていないことから、県では、本年5月に初めて発生を確認した後、直ちに国の研究機関等へ助言を仰ぐとともに、バイテクセンターやJAと連携して緊急的な対応を行っております。

具体的には、発生確認の翌日には、予約苗約10万本全ての供給を停止するとともに、この措置で影響のあった農家に対しては、他の種苗業者の苗をあっせんするなど、今期の作付への影響を緩和する対応をしたところです。

また、当センターから4月以降に供給済みの苗については、JAと県で緊急的に生育の調査を実施し、病気が疑われる苗の抜取りを行うとともに、既に植付けが終わった圃場でのドローン防除を支援したところです。

○団師博規議員 それでは、バイテクセンター内でどのような防疫体制となっていたのか、それを取られていたにしても、なぜセンター内、ハウス内で、細菌、病原菌が蔓延状態になってしまったのか、再度、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） バイテクセンターで発生した原因は、国等の研究員の見解によると、この細菌がもともと土壤に常在していることや、生育を早めるためにハウス内を高温多湿にする管理に加え、春先の急激な気温上昇など、複数の要因により、発生しやすい環境となったのではないかと示唆されています。

このため県では、これまで行ってきた土壤やハウス等の消毒に加え、細菌の活動が盛んとならない温度、湿度での管理を指導するとともに、土壤からの感染を防ぐために、苗を容器に植え付け、土壤と直接接触しないよう、ベンチの上で管理する生産方式へ切替えを進めているところです。

県としましては、引き続き、カンショ苗の安定供給に努めてまいります。

○団師博規議員 この苗の感染が確認されてから、ドローンでの防除なんかもしておられるようですが、実は、カンショ苗が出荷停止になる前に、感染していた可能性がある苗を植え付けた生産者らから、今月中に収穫が始まるという話を聞いています。

つまりドローンで防除したとて、既に根のほうに感染しているのであれば、掘ってみないと分からないというのが茎根腐細菌病の現状のようです。

もし茎根腐病に感染してしまい、焼酎原料用にもならず、種芋にも使用できない芋がどんどん出てくる状況になってしまいすると、収入が

激減する生産者が多数出てまいります。

そのような状況に至った場合には、県としてどのような対応をするのか、私は所得補償をしっかりすべきだと考えますが、農政水産部長のお考えをお聞かせください。

○農政水産部長（児玉憲明君） バイテクセンターから本年4月と5月に苗を購入し、植え付け後に茎根腐細菌病の疑いにより抜取りをした農家に対しては、バイテクセンターが苗代の返金をする方向で調整を行っております。

また、現時点において病気が確認されておらず、栽培を継続している農家については、収穫作業が終了するまで、JAと県が連携して、収量が大幅に減少する農家がいないか、生育状況の追跡調査や巡回指導を行っております。

今後とも、バイテクセンターの苗を購入した農家について、来年の作付意欲に影響が出ないよう、JAとも連携して丁寧な対応を行ってまいります。

○団師博規議員 ゼひ丁寧な聞き取りをされ、また、収穫量の追跡調査をされた上での対応を取っていただきますよう申し述べておきます。

それでは、次の質問に参ります。危機管理体制と訓練の必要性について伺ってまいります。

先日、新田原基地関係者との意見交換を行い、能登半島地震の際の航空自衛隊小松基地の任務遂行状況の説明を受けました。

具体的には、令和6年1月1日から5月までの間に、派遣自衛隊員を約2万人受け入れ、自衛隊ヘリを350回離発着させ、給水支援実績約1万トン、給食支援実績約2万食、医療支援実績として、救護所支援、巡回診療・搬送支援等合わせて約500人の方々を小松基地だけで救われております。

本県においても、南海トラフ巨大地震が30年

以内に発生する確率が80%に引き上げられており、今後さらに関係機関との危機管理体制の拡充が不可欠な状況となっております。

そこで、南海トラフ地震発生時に宮崎空港が壊滅的な被災をした場合、新田原基地との連携はどのようなシミュレーションがなされており、それらを基にどのような具体的な訓練が実施されているのか、またその予定があるのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 南海トラフ地震が発生した場合、宮崎空港は津波等による甚大な被害が想定されることから、ヘリコプターなどの航空機を活用した応急対策活動のための拠点施設を、宮崎空港以外にも確保しておく必要があります。

このため県では、南海トラフ地震の応急対策活動計画において、新田原基地を救助活動のための航空機用活動拠点や、重症患者の医療搬送を行う航空搬送拠点の一つに位置づけております。

また、宮崎空港に駐機している県有ヘリの緊急避難場所としても、新田原基地を活用することとしております。

新田原基地も参加した訓練については、大規模災害時の救助活動等を想定して実施しているところであり、今後とも、連携を深めながら必要な備えを進めてまいります。

○団師博規議員 今年1月に、県が高鍋町の農業大学校内に、県内最大規模の災害支援拠点を整備されています。

災害時を想定し、県トラック協会等と緊急輸送に関する協定が交わされているようですが、道路が寸断された状況ではヘリ輸送が中心となり、県の防災ヘリだけではなく、自衛隊ヘリへの出動要請をされることになると思われます。

具体的に、民間輸送会社や自衛隊と連携し、災害支援拠点からの輸送シミュレーションや合同訓練などは実施されていますか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 大規模災害が発生し、道路や水道、電気などの社会インフラが寸断される中、被災者へ迅速な物資供給を行うためには、自衛隊など関係機関との連携は重要であります。

このため、県ではこれまで、災害時の物資の受入れや輸送に関して、関係機関も参加する図上及び実動型の訓練を行い、対応手順の確認や連携体制の強化を図ってきました。

また、今年度の県総合防災訓練では、自衛隊や県トラック協会などの物流関係団体と連携し、新たに高鍋町に整備した災害支援物資拠点施設から、各市町村の拠点施設等へ物資を輸送する訓練を行う予定です。

今後とも、災害時に円滑な応急対策活動ができるよう、関係機関との連携を図りながら必要な取組を進めてまいります。

○図師博規議員 ゼひその有効的な訓練を続けていただければと思います。

次の質問に移ります。

先日、地元の商工会総会に参加させていただきました。議事進行はスムーズでしたが、総会終了後、宮崎県商工会連合会から、現在検討中の宮崎県商工会あり方プランの説明がありました。

その中で、商工会は、中山間地域の最後のとりでとして、小規模事業所や地域住民から頼りにされる存在であるとされながらも、県内35商工会の財政シミュレーションでは、10か所の商工会が単年度赤字になっている現状や、今後、県や市町村からの補助金がこれ以上増えること

は難しい状況が示されました。

その後で説明されたのが、商工会の経営指導員の合同設置イメージや、経営・情報支援員の広域連携イメージについてであります。具体的には、木城、三財、西米良の商工会を1つのブロックとして経営・情報支援員を配置し、業務の効率化や標準化を図るというものでした。

その説明を聞いて私はすぐに手を挙げ、木城、三財、西米良の商工会を行き来するだけで、今まで以上に時間を要し、とても効率化につながるとは思えないし、今後、財政健全化の名目で小規模商工会の合併を進めていく前段階になるのではないかと苦言を呈したところ、会場からも賛同の声が上がりました。

実際、このプランの経営指導員の合同設置や経営・情報支援員の広域連携はどのような内容なのか、担当部局として情報収集している内容と県の受け止めについて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 宮崎県商工会あり方プランにつきましては、県商工会連合会において、事業者に対する支援体制の確保や業務効率化などを目的に、現在、検討が進められています。

このプランにある経営指導員の合同設置については、現在の人員を活用しながら、小規模な商工会が連携し、共同して事業者への支援を行うことや、先輩職員から若手職員への職場内研修などが想定されていると伺っております。県としては、支援体制の確保や経営指導員の資質向上につながるものと期待しております。

また、業務等の広域連携についても、記帳代行など定型業務での実施が想定されており、職員の業務負担の軽減や共同処理による業務の標準化が図られ、業務効率化につながるものと考

えております。

○図師博規議員 今の答弁ですと、小規模な商工会の合併が前提ではないかという疑念は払拭されておりません。

再度、商工観光労働部長にお伺いしますが、経営・情報支援員の人員削減はないんですね。

また、小規模商工会も今後しっかりと存続できるのかということについて、商工観光労働部長の見解をもう一度お伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 宮崎県商工会あり方プランにつきましては、県商工会連合会におきまして、事業者に対する支援体制の確保や業務効率化などを目的に、現在、検討が進められているものと承知しております。

人員の配置ですが、こちらにつきましては、県商工会連合会において検討されるものと認識しておりますけれども、人員削減の有無については伺っておりません。

○図師博規議員 人員削減はないという御答弁でしたし、また、県からの補助金が削減されなければ人員削減も起こらないので、今後も県として、商工会連合会並びに地域商工会の支援にしっかりと尽力していただきたいと思います。

続けます。経営指導員や経営・情報支援員は減らされないということがありましたが、それでも、少子高齢化、人口減少が急激に進む地域においては、商工会運営が厳しくなることは明らかです。

しかし、地域活性化の中核を担い、小規模事業者に寄り添えるのは商工会だけであり、今後さらに増加する買物難民や交通難民などへ手を差し伸べる手段を講じられるのが商工会です。

全国的には、商工会と自治体が連携し、地域の農畜産物を活用した特産品開発や、地域活性化イベントを積極的に共同開催し、商工会員

の会費や手数料を増額することなく財源確保をしているところもあります。

本県は、商工会との連携でどのような成果を上げ、どう地域振興につなげているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県では、県商工会連合会及び各商工会の入会費や活動経費に対する支援を行っているほか、県商工会連合会に職員を派遣するなど、日頃から様々な形で商工会と連携を図り、地域経済の活性化に向けて取り組んでいるところです。

この中でも、今年度は、県内事業者の稼ぐ力を強化し、持続的な賃上げを後押しするため、商工会と連携し、生産性向上や新事業展開等に向けた取組も進めております。

また、地域振興に向けた取組事例については、各商工会において、宅配サービスなど買物弱者に対する支援や軽トラ市の開催、街路灯の維持管理など、それぞれの地域の実態に応じた取組がなされているところです。

○図師博規議員 今後も引き続き、地域商工会との連携強化を期待しております。

次の質問に参ります。

先日、有料老人ホームや小規模多機能型居宅介護、また養護老人ホーム、そして訪問介護事業所等を経営されている方々10名にお集まりいただき、今後の宮崎における高齢者福祉に必要な政策について意見交換をしてきました。

本県の福祉行政に関する様々な要望が寄せられると思いきや、冒頭より繰々と出された意見は、「既に経営に行き詰まっており、いつ事業を廃止するのかを考えている」や「ここ2~3年で内部留保は吐き出してしまい、今後は人員を削減するかボーナスを減額せざるを得ない」など大変厳しい経営状況報告が続き、さらに

「団塊の世代が後期高齢者になり、2035年から2040年には高齢者人口がピークを迎えるが、それ以降は高齢者施設が供給過多となり、倒産が増加すると言われている、いわゆる福祉の出口問題は、既に宮崎では始まっているんだ」という発言があったときに、一同大きくうなづかれていました。

確かに、この福祉の出口問題の前倒しは全国的に波及しており、朝日新聞によりますと、昨年だけでも全国で784件の介護事業者が倒産及び事業の休廃止に追い込まれています。

この状況を放置してしまうと、高齢者人口がピークを迎える前からサービス提供事業所が地域からなくなり、介護保険料を払っても介護を受けられない高齢者が急増することにつながりかねません。

このことを如実に表している調査があります。警察庁から公表された内容では、昨年だけでも全国の65歳以上の孤独死が5万8,000人にも上り、このうち発見までに1か月以上かかった方が約5,000人おられ、単身でもなく同居者がいる世帯でも、高齢者が高齢者を介護する老老介護では、認知症がゆえに同居者の死亡に気づくのが遅くなる、いわゆる同居の孤独死も毎年200件ほど確認されています。

そこでまず、本県の高齢者関係事業所の最近の倒産及び休廃止の状況と、その主な理由について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 高齢者施設等の休廃止の件数は、主なものとして、有料老人ホームでは、令和5年度が10件、6年度が8件となっており、市町村が所管する地域密着型サービスのうち、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型住宅介護では、令和5年度が9件、6年度が8件となっております。

また、居宅サービス事業所のうち、訪問看護では、令和5年度が10件、6年度が8件、通所介護では、令和5年度が22件、6年度が18件、訪問介護では、令和5年度が26件、6年度が39件となっております。

休廃止の主な理由としては、人材不足や採算が見込めないことなどとなっております。

○図師博規議員 今、数字を羅列していただきましたが、足し算をしますと、ここ2年間で158事業所が倒産もしくは休廃止に追い込まれ、ドミノ倒しのように増加していることが示されました。現在のところ、高齢者事業所は新規参入者もいらっしゃるので、急激に介護難民が増加している状況には陥っていないようですが、本県は県民当たりの有料老人ホームベッド数は全国トップクラスなので、近い将来、サービス供給過多からの経営難となる事業所が増えてくることは間違ひありません。

現在、最も経営難に追い込まれているのが、国の訪問介護報酬減額というばかげた政策により、もろに影響を受けている訪問介護事業所です。2年間だけでも本県で65か所の訪問介護事業所が休廃止となっていることは、とても看過できる状況ではありません。

訪問介護の介護報酬が改悪となった状況に対する支援を講じるべきだと考えますが、事業所を守るための施策について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 訪問介護事業所は、昨年4月の介護報酬引下げの影響を受け、厳しい経営環境にあると認識しております。

このため県では、今年度、地域医療介護総合確保基金等を活用し、訪問介護事業所に、人材確保や経営改善に要する経費の補助や、待遇改

善加算の新規取得等の支援を行っております。

加えて、物価高騰に対する支援金として、1事業所当たり5万円、中山間地域等に所在する場合には、7万円の支給を行ったところであります。

また、介護報酬について、物価変動が毎年反映されるよう、国に対して直接要望を行うとともに、全国知事会を通じて、令和9年度の次期改定を待たず、報酬の臨時改定を行うことなどを国に要望しております。

○図師博規議員 1か所の事業所につき5万円、中山間地域に関しては7万円の支給ということですが、これは年間ですよね。じゃ年間これぐらいの補助金で事業の健全化が図れるか、とても難しい内容だと思います。

さらに、どの事業所も抱えるのが介護人材確保の問題です。この対策については、全国各地の自治体が支援策を打ち出しており、特に外国人材の受入れに関しては、既に競争が激化している状況です。

本県としても、この人材確保競争に積極的に参戦する必要がありますが、どのような取組をされているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、介護事業所が行う留学生への奨学金支給、資格取得のための経費や家賃に対し補助を実施しております。

また、国内外で外国人材の獲得競争が激化していることから、令和6年度より、事業所と外国人材のマッチング支援や、海外現地で本県での介護の仕事をPRする事業に取り組んでおり、今年度はインドネシアを訪問し、地元の学生にPR等を行ったところです。

これらの取組により、県内の外国人介護人材

数は、令和6年12月時点で718人と、1年間で約350人増加しており、これまでの成果が出てきているものと考えております。

今後は、長く宮崎で活躍してもらえるよう定着支援に取り組むとともに、積極的な人材確保の取組を進めてまいります。

○図師博規議員 千葉県では、ベトナム政府と覚書を締結し、ハノイの日本語学校5校と介護を学ぶ留学生を支援する、千葉県留学生受入プログラムを実施しています。

具体的には、県と介護施設が合同でハノイの学校に在籍中から学費の支援を行い、日本に来てから日本語学校と介護福祉士養成学校に通う3年間の居住費を助成し、さらに学費を修学資金として貸し付ける制度まで整え、介護人材をがっちり囲い込むことに成功しています。

本県もぜひ、介護事業所に支援金を出すのではなく、介護人材、学生なり今後宮崎を選んでくれる方々に直接支援金を届けるような政策立案が必要だと考えます。

次の質間に移ります。

7月19日に、高次脳機能障がい家族会と県障がい福祉課の意見交換会が開催されたので、私も参加させていただきました。会場となった県総合保健センターのリハビリテーション交流室は、当事者とその御家族等関係者で席が足りないほどのすし詰め状態でした。

県内には約7,000人もの高次脳機能障がいの方がいらっしゃると推計されていますが、家族会と県当局との意見交換が始まられたことで、ようやく高次脳機能障がいが福祉の入り口にたどり着いたという感があります。

意見交換の中では、専門機関やリハビリ施設の設置、相談支援体制の拡充の要望、先進自治体の取組の内容等が矢継ぎ早に飛び交い、熱気

を帶びた会場の中で、県側からの今後の支援方針等の発言がありましたが、具体的な資料の提示すらなかったことを即座指摘され、建設的な意見交換とは言い難い光景でありました。

そこでまず、今回の意見交換で出された内容を含め、当局はどのような見解を持たれているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○**福祉保健部長（小牧直裕君）** 7月19日に開催されました高次脳機能障がい家族会との意見交換につきましては、出席した職員から報告を受けておりまして、皆様の日頃の御苦労や生きづらさなどを再認識するとともに、高次脳機能障がいを取り巻く様々な課題の解決に向けて、着実に取組を進めていくことが重要であると感じたところです。

県としましては、当事者及びその御家族が地域で安心して生活を送ることができるよう、家族会をはじめ関係機関とのさらなる連携を深めながら、引き続き必要な支援に取り組んでまいります。

○**団師博規議員** 意見交換の中でも出されました、当事者や御家族の方は、相談して、適切な指導やリハビリ、そして就労につながるような支援を求められています。

現在、本県の当事者や御家族からの相談件数と支援体制はどうなっているのか、再度、福祉保健部長にお伺いします。

○**福祉保健部長（小牧直裕君）** 高次脳機能障がいに関する相談支援につきましては、支援拠点である身体障害者相談センター及び宮崎大学医学部において対応しております。令和6年度の相談件数は263件あります。

相談に当たっては、内容に応じて、障がい発症の原因となる疾患などの聞き取りや心理士の専門的知見に基づく検査、支援協力医療機関の

案内などの対応を行っております。

適切な支援につなげるには、相談窓口の周知や支援ネットワークの活用が重要であるため、県では、相談窓口のさらなる普及啓発や支援体制の充実等に努めてまいります。

○**団師博規議員** 本県の1年間の相談件数は263件でしたが、これはちなみに、大分県ですと623件、熊本県ですと1,021件と、本県とは大きな開きがあります。

相談しても適切な指導が受けられないと、また相談しようという気持ちにはなかなかなりにくいので、支援体制プラス、その後のフォローまでしっかりされることが必要です。

続けます。高次脳機能障がいの支援協力医療機関は現在47施設、そして確定診断が可能な医療機関として22施設を県は公表していますが、実際、その医療機関を受診しても、確定診断はおろか、ほかの病院の精神科を受診することを勧められるなど、たらい回し状況にもなっているようです。

県が公表している医療機関は、どのような基準や体制をもって支援協力医療機関としているのか、また、医療機関リストの見直しをしていく考えがないのかどうか、福祉保健部長にお伺いします。

○**福祉保健部長（小牧直裕君）** 県では、地域において、高次脳機能障がいのある方に対し、診療や、身体機能、言語の訓練等を行うことができる47の病院等を支援協力医療機関として登録し、そのうち22の医療機関については、確定診断が可能な機関として県のホームページで公開しております。

これらは、令和4年度に、県内の整形外科や脳神経外科等を有する病院等を対象にアンケート調査を実施し、登録の意向を示された医療機

関となっております。

県としましては、支援協力医療機関の実態や他県における取組の把握に努めるとともに、登録に当たっての考え方やその役割について、当事者にとって必要な支援につながるよう見直しを図ってまいります。

○図師博規議員 見直しをされるという御答弁をいただきました。

次に、当事者の方、御家族の方が切望されているのは、やはり専門機関、高次脳機能障がい支援センターの設置であります。

国の法案化を待っていたのでは、開設がいつになるか定かではありません。熊本も鹿児島も徳島も、既に県が先行して支援センターを開設され、専門性の高いサービスを提供されています。

本県もできることを即座に始め、高次脳機能障がいの方々に福祉の入り口をつくっていただきたい。福祉保健部長の見解をお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 現在、国において議論されております高次脳機能障害者支援法案では、地域における相談支援体制を強化するため、都道府県に高次脳機能障がい支援センターの設置を促すことが検討されております。

この状況を踏まえ、県では、先月、そのような機能を有するセンターを既に設置し、支援に取り組んでいる自治体へ赴き、現場で活躍されている関係者の方々から直接お話を伺うなど、情報収集等に取り組んでおります。

引き続き、高次脳機能障がい支援連絡会議などを通じて、家族会をはじめとする関係機関との議論を深めながら、当事者の実態に即した支援につながるよう、みやざきモデルとなるような支援センターの在り方について研究を進めてまいります。

○図師博規議員 熊本、鹿児島、徳島にできて、宮崎にできないことはありません。ぜひ前のめりで、支援策、具体的なセンター設置へ動いてください。

最後に、高次脳機能障がい家族会会长のお言葉をお伝えします。「花のように置かれた場所で咲きなさいという言葉がありますが、あれはうそです。置かれた場所で咲けないから障がい者は困っているのです。咲ける場所を県がセッティングしてください。これ以上、先延ばしにしないでください」という切実な声です。

どうか県も高次脳機能障がいの方々の現状をしっかりと捉まえて、今後、対策を講じていただくことを知事にもしっかりと申し伝えたところで、私の一般質問を終わらせていただきます。

(拍手)

○日高陽一副議長 次は、内田理佐議員。

○内田理佐議員〔登壇〕 (拍手) 皆様、こんにちは。延岡市選出の内田理佐です。

まず、宮崎県史と神話について質問いたします。

本県は、日向神話のふるさととして、高千穂や西都原、日向など、あらゆる地域に天孫降臨や神武天皇東征などの神話の舞台が存在します。神話は、郷土の歴史・文化の根幹であり、県民の誇りであるとともに、観光資源としても、高千穂峡や美々津、西都原古墳群、鵜戸神宮など、国内外から注目される魅力となっております。これらは、これまでの県の取組である記紀編さん事業や、またキキタビなどの様々な事業のおかげだと感謝しております。

しかし、宮崎県史においては、神話の記述の多くが鹿児島県の展開として取り上げられており、本県独自の視点からの位置づけが十分ではないという課題があります。

学説的にも、三重大学の宮崎照雄名誉教授が理系学者の視点から、初代天皇の神武天皇は、県北地区で暮らした後に東征したと主張しておられ、学術的評価を受けて賞を受賞されています。そういった点からも、宮崎県史における神話の記述が宮崎の展開でないのはとても残念に思います。

例えば、本県の宮崎県史をひもときますと、日向神話の舞台について、「構成上、日向（ひむか）の地名を借りただけで、実体はない」「借りてきた地名は鹿児島県内の地名」といったように、宮崎説を否定するかのような表現が記されています。

一方で、歴史的には、霧島山説（宮崎県高原町）、高千穂説（西臼杵地方）、笠沙の御前説（鹿児島県南さつま市、延岡市、西都市）など、複数の学説や伝承が併存しており、いずれも多くの識者が論じてきた経緯があります。にもかかわらず、県史にはその多様性が十分に整理されていません。

一方で、県としては、日向神話のふるさと宮崎として観光振興を進め、国内外に積極的に宮崎説を発信し、県民の誇りとして神話を位置づけています。しかし、県史の記述では「実体がない」との表現が残されており、この点に非常に大きな違和感を覚えます。もし県史の記述と観光政策が大きく食い違ったままであれば、県民や観光客にとっても混乱を招きかねません。

実際に宮崎で、ガイドボランティアの説明の下、神話観光をされた方が大変感動され、後に宮崎県史を読まれたそうですが、そこには鹿児島説が取り上げられていました。宮崎県史と観光ガイド、どちらを信じますでしょうか。「ガイドさんの説明はうそなのか」と疑問を持たれたのは言うまでもありません。

私が度々議会で県史を取り上げているのは、県史は、我々のルーツや歴史を知るものであり、学問や政策にも役立ち、誇りを育てるものだと考えるからです。

神話を観光にどう位置づけ、地域振興へつなげていくのか。今後も日向神話を生かした観光振興に取り組むべきと考えますが、商工観光労働部長の見解をお伺いします。

また、神話は単なる観光資源にとどまらず、教育や地域の誇りにも直結する大切な歴史的資産です。学術的な解釈の広がりや歴史的経緯を踏まえつつ、神話をどう次世代に継承し、地域づくりに生かしていくのか。神話を生かした地域づくりについて、今後どのように取り組むのか、知事のお考えをお聞かせください。

次に、神楽のユネスコ無形文化遺産登録について質問します。

私は、2月議会においても質問させていただきました。その際、副知事からは、「神楽は本県が世界に誇る文化遺産であり、登録の優先度は最も高い」との答弁をいただき、国への要望や関係団体への働きかけを進めているとの説明がありました。

一方で、温泉文化の登録に向けた運動が全国規模で展開されています。

そこで、いよいよ10月から11月に候補の選定が行われるようですが、神楽のユネスコ無形文化遺産登録について、2月議会以降の進捗状況、そして、今後さらに全国の後押しを得ながらの登録実現に向けた取組について、知事の御所見をお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕お答えします。

まず、神話を生かした地域づくりについてであります。

本県には、県内各地に神話ゆかりの伝承地や神楽、祭りなどが数多く残されており、日向神話は、長年受け継がれてきた本県固有の貴重な文化資源として、県民の誇りや郷土愛の源になっているものと考えております。

御紹介いただきましたように、平成24年の古事記編さん1300年、令和2年の日本書紀編さん1300年、この大きな歴史的節目を捉えて、記紀編さん1300年記念事業に取り組み、改めて地域のこうした宝に光を当て、県内外への発信に努めてまいりました。

その後、令和5年に策定しました「みやざき文化振興計画」において、文化を活用した地域づくりを施策の柱に掲げ、神話を生かした地域の魅力向上や誘客促進、多様な主体が神楽を支える仕組みづくりなどに取り組んでおりまして、県民を対象とした神話講座や県内外での神楽公演、神話ゆかりの地を巡るキキタビなど、様々な施策を進めております。

また、大阪・関西万博において、9月3日から5日までの3日間、これは九州各県と連携して出展したものですが、本県のブースにおいては、神話の世界をイメージしたブースを設置しまして、VRで神楽の世界を体験いただくなど、多くの来場者の皆様に「神話のふるさとみやざき」をしっかりとPRすることができたと考えております。

今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、国スポ・障スポなどあらゆる機会を通して、本県の魅力を県内外に力強く発信するなど、神話を生かした地域づくりにしっかりと取り組んでまいります。

次に、神楽のユネスコ登録についてでありま

す。

神楽の2028年のユネスコ登録を目指し、今年度、提案候補に選定されるよう、全国の関係者とともに国に要請等を行っております。

今年は知事の会を設立し、5月には、東京で開催した機運醸成のための総決起大会も開催しております。それ以降も、大阪・関西万博をはじめとする各地での神楽公演など、関係者が一体となって神楽の魅力発信に努めています。

また、本県では、8月に県主催で神楽フェスティバルを開催し、子ども神楽や広島県の比婆荒神神楽などの公演を行ったほか、市町村においても、例えば3月の古事記物語 in のべおかなど、神話と神楽に触れるイベントなどが開催されており、県全体として一体となって今取組を進めています。

ただ、ユネスコ登録はゴールではない、そのことも大事なことであろうかと考えております。神楽の価値をさらに高め、神楽の保存・継承に懸命に取り組む皆様に、自信や誇り、そして将来に向けた希望をもたらす、さらには、関係人口の増加や地域の活性化を目指していく、こういう様々な目的を持って取り組んでいるものでございます。

候補選定の吉報を、今年度の神楽シーズンに県内の皆様にもお届けできるよう、全国の関係者とともに、引き続き全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（児玉浩明君）〔登壇〕 お答えします。日向神話を生かした観光振興の取組についてであります。

本県に伝わる日向神話は、歴史的・文化的資源だけでなく、価値の高い観光資源でもあります。

このため県では、神話に触れながら神社やゆ

かりの地を巡るキキタビを展開し、記念御朱印の授与やスタンプラリー等を通じて周遊を図つてまいりました。

これらの取組により、神社では、魅力ある御朱印の考案や、手を清める水鉢に季節の花を浮かべる、いわゆる花手水による参拝者へのおもてなしにも結びついており、関係者からは「周辺にも集客が増え、地域活性化につながっている」といった声もいただいております。

県としましては、さらなる誘客を図るため、今年度、新たに神話スポットへの音声ガイドシステムの整備やプロモーションなどを実施することとしており、引き続き神話を生かした観光振興に取り組んでまいります。〔降壇〕

○内田理佐議員 2027年の国スポ・障スポでは、天皇皇后両陛下が御訪問になると見込まれております。

また、ユネスコ無形文化遺産登録を目指す神楽の原点は、神話であります。県民は、神話と神楽にとても誇りを感じていると思います。

県史について答弁が難しいということは理解いたします。新たな史料や研究成果が出た際には、宮崎県の視点を反映した改訂を望むところであります。

また、今後の観光ビジョンに、しっかりと宮崎の神話、日向神話を落とし込むように、ぜひともよろしくお願ひいたします。

また、神楽のユネスコ無形文化遺産登録においては、登録認定がゴールではないというような御答弁には賛同いたします。よろしくお願ひいたします。

次に、西南戦争についてです。

2027年は、西南戦争終結から150年の節目を迎えます。これは、宮崎県の歴史や文化を広く発信し、観光や地域経済の振興につなげる絶好

の機会です。鹿児島県、熊本県と連携し、記念イベントを企画、実施することは、大きな意義があると考えます。

西郷隆盛公は、国内外で高く評価され、多くの観光客に親しまれており、本県においても観光資源としての活用が期待されます。

過去には、教育長から「延岡市の和田越決戦跡を、古戦場なども含めて、国指定史跡として保護・活用する方向で検討」との答弁もいただきました。現在も、和田越決戦を語り継ぐ会では、定期的に古戦場を守る草刈り作業や古戦場跡を巡るツアーなどを行っており、県内外からの参加もあり、海外からの支援もいただいております。

そこで、西南戦争終結150年である2027年に向けた観光誘客の取組状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 南九州には、西南戦争の激戦地として広く知られる本県の和田越をはじめ、熊本県の田原坂、鹿児島県には西郷隆盛終焉の地など、西南戦争の史実や史跡等が数多く存在しております。

また、議員御指摘のとおり、2027年は西南戦争終結150年を迎える節目の年であることから、南九州3県で構成する広域観光ルート連絡協議会が、今年度実施する周遊型観光プロモーションの中で、西南戦争をテーマの一つとして設定することを検討しているところです。

県といたしましても、地域の歴史的資源に改めて注目が集まるこの機会に、南九州3県で連携を図りながら、まずは機運醸成に努め、さらなる誘客につなげてまいります。

○内田理佐議員 前向きな答弁をありがとうございます。

続きまして、都市計画区域マスタープランの

改定素案についてです。

平成22年からの県議会質問において、都市計画マスタープランについて質問されているものを全て確認させていただきました。

市街化調整区域の在り方については、時代の流れとともに大きく変化してきました。

まず、昭和55年から平成21年までは、無秩序な開発を抑える市街化抑制が主目的でありました。その後、平成22年以降は、人口減少の兆しや地域ニーズを踏まえ、農村維持や地域施設導入といった観点からの緩和の議論が始まりました。さらに、平成27年以降は、人口減少、防災、産業振興といった新たな社会課題に直面し、市街化調整区域をいかに柔軟に見直すかが大きな論点となっております。

具体的には、都城市が線引きを廃止した一方で、延岡市、日向市では規制が維持されるなど、地域間での差が生じており、この点は県議会でも重要なテーマとして議論されてまいりました。また、地区計画や条例指定区域、開発許可の特例といった柔軟運用の試みはあるものの、実際には地元の意向と県の判断、そして、最終的には政治的な決断が大きく関わっていることも指摘されております。

今回は、その規制が維持される日向、延岡について質問いたします。

先日、日向と延岡の市役所や商工業者に、都市計画についてお話を伺いました。

県北地域では、東九州自動車道の整備効果により、工場誘致への期待が高まっていますが、市街化調整区域の規制が強く、希望しても立地場所が確保できないという声が多く寄せられています。特に、南海トラフ地震を見据え、沿岸部から内陸部への移転需要が増える中、都市計画の制約が障害となり、産業振興や雇用確保を

妨げています。また、県南、県央に比べて用地確保が難しく、延岡、日向の発展を阻む要因となっています。

今回の都市計画マスタープラン改定に当たり、移転・立地需要に応えられる仕組みづくりが急務と考えます。

平成30年の本会議では、日向市、延岡市の調整区域が多く残る状況と、都城市が昭和63年に線引きを廃止し、人口維持や製造業の発展につなげた事例を比較し、県北地域は社会情勢の変化に対応が遅れているとの指摘がありました。

また、鹿児島県は調整区域割合が11%と低く、製造業の出荷額で差がついたことなど、例を挙げております。

当時、知事は、「現場の声に耳を傾け、県の活性化に向けて組織全体で考えるよう求めてい」と答弁されましたが、8年たった今もその姿勢は変わっていないと信じます。

実際、今議会の提案理由説明では、県産品の輸出拡大や海外企業の誘致、人材確保の重要性を強調し、自ら現地を訪れてトップセールスを行ったと述べられました。

さらに、10月15日には、みやざき企業立地セミナーで、宮崎県の魅力や立地環境を発言される予定です。

そこで気になるのは、知事が具体的にどの地域の立地を勧めるのか、どの地域のリアルを語るのかという点です。

土地を準備するのは市町村、企業誘致の相談窓口は県もします。土地の用意ができた自治体に、県の企業立地課から相談者をつなぎます。ただし、土地を準備するに当たって、相談窓口となる県の都市計画課と担い手農地対策課は、規制する側なので、簡単にオーケーはしません。そして、県は工業団地などのリスクは伴い

ません。今の県のスタンスは、市町村から見たらこのような感じです。

一体、企業立地課に届く企業側からの相談は、その3課、そして府内プロジェクトなどで協議されているのでしょうか。連携が図られているようには全く感じません。

県の立場は規制でしょうか。知事の挑戦する姿勢が府内で統一されていますか。知事が提案理由で「海外からの企業誘致」とおっしゃったことを担当が周知していますか。企業誘致は大きなプロジェクトです。重要な施策で、地域経済の成長に大きな影響を与えます。代表質問でも知事選の話が出ましたが、この件は、有権者からの知事の評価に直結します。私は、知事を応援する意味でも、今回の質問を通じ、職員の皆さんの自覚が足りないと感じました。

規制と開発のどちらに重きを置くかは知事の判断だと思います。時代に応じた対応をお願いしたいと思います。

先日、自民党会派として知事に提出した「県政に対する提言書」の中で、地域インフラ整備の促進による企業立地の推進を掲げております。

そこで、都市計画区域マスタープランの改定の方向性について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） まず、都市計画区域マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像や、広域的、根幹的な都市計画の方向性を示すものであります。本県におきましては、豊かな自然環境と共生する、人口減少下でも持続可能な都市を実現し、県土の発展につなげていくことを目指しております。

この中で、居住機能や都市機能を集約し、公共交通と連携したコンパクト・プラス・ネットワークの考えを基本としており、人口や産業な

どの社会情勢の変化に対応するため、市町の意見を伺いながら、5年ごとにマスタープランの見直しを行っているところであります。

今回の改定では、災害リスクが高まる中、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えるため、企業や住居の安全な地域への移転も視野に入れた復興方針を平時から準備する「事前復興まちづくり計画」の考え方などを追加する予定であります。

また、東九州自動車道や九州中央自動車道、細島港などの整備進展に伴い、新たな産業拠点の形成が必要とされる場合には、関係機関と調整を図った上で、計画的な整備を行う方針を示すこととしております。

このマスタープランは、今申し上げましたように、県全体の大きな方向性を示すものでありまして、市町が築きます具体的な計画に基づき、県と市町が連携して地域づくりを進めています。

今、企業立地についての御質問もございましたが、これも同様であります。県と市がそれぞれの役割を果たしながら連携して企業誘致にも努めていく、そして、このマスタープラン、都市計画の在り方とも連動させていく、そこが非常に重要な課題であろうかと考えております。

今後とも、市町と連携を図り、地域の実情等を考慮しながら、しっかりと取り組んでまいります。

○内田理佐議員 事前復興まちづくり計画の追加は、すごく前進を感じております。

しかし、九州は今、新生シリコンアイランドの道を歩んでおります。

熊本県では、八代市が企業誘致用地適地調査を行い、候補地を絞り込むなど、積極的に用地確保に取り組んでいます。また、大分県におい

ては、県土地開発公社が主体となって産業用地の取得・造成を行い、さらに大分市では、民間による産業用地整備を補助する制度まで設けています。

加えて、長崎県では、市街化調整区域の中でも、交通条件に優れた土地を企業立地可能地として開発できるように、地区計画制度を整備しており、実際に諫早市では、京セラが産業団地に立地するなど成果を上げております。

これらのように、近隣県では、県や市が一体となって、用地取得調査、産業用地の確保、立地条件整備を進めていますが、本県においては、十分な動きが見られないよう感じております。

このような中、現在、宮崎市が事務局となり、県内7市1町でTEAM MIYAZAKIを立ち上げ、11月に台湾で台湾企業向けの宮崎商談会をやるという情報を聞きしました。自治体も頑張っています。県と市が一体となつた取組を要望しておきます。

現在、本県において、市街化調整区域の制約により思うように開発が進まない現状を、特に日向市、延岡市に置き換え、お話をしました。

国は人口減少を背景に、コンパクトシティーの形成を目指しております。インフラの維持管理という観点からも、重要な視点であると理解しますが、反面、周辺地域の空洞化が進むことも懸念されます。実際に有効活用されていない土地については、柔軟に対応し、積極的に開発を進めていくべきではないかと思います。

今回のマスターplan改定案に当たっては、災害への備えについて見直しが行われていますが、人口減少対策、産業用地の確保など、本県の実情を踏まえた、より現実的で柔軟な土地利用の在り方を示していく必要があるのでは

ないでしょうか。

市街化調整区域における産業立地について、都市計画区域マスターplanにどのように位置づけているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 都市計画区域マスターplanにおける商業の立地については、大規模小売店舗が郊外に立地すると中心市街地の衰退が懸念されるため、市街化区域に集約することで、都市機能の増進を図ることとしております。

また、工業・物流の立地については、周辺の環境保全に留意しつつ、計画的な土地利用の検討を行う必要があります。

市街化調整区域への工業・物流の立地については、市町が主体となって、用途や面積など、一定の地区における土地利用に関する地区計画を策定することで、市街化調整区域における工業団地などの立地に柔軟に対応することも可能となっております。

今後とも、市町が地区計画を策定する際は、事前相談や助言などの支援を行ってまいります。

○内田理佐議員 答弁より、地区計画の策定から、工業団地などの立地に柔軟に対応するということも可能だというようなことをお答えいただきました。

県北では、様々な制約から大きな機会を逃していると感じております。一方、都城市や宮崎市では、インターチェンジ周辺での工業団地整備や、県と市の連携による柔軟な土地利用が進み、御苦勞もあると思いますが、企業立地が比較的順調に進展しています。こうした違いが地域間格差を広げているのではないかでしょうか。

今後、人口減少や災害リスクが高まる中、県

北では、安全な場所への企業・住居誘導が重要です。そのため、地区計画を市町に任せきりにせず、県が主体的に関与し、開発を後押しする仕組みを導入すべきだと感じております。

そこで、都城市や宮崎市で進んだ開発の経緯を踏まえ、県北地域において、産業立地や災害に強いまちづくりの実現に向け、どのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 都城市では、昭和63年に市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きを廃止しており、特定用途制限地域の指定等により、計画的なまちづくりを進めております。

一方で、宮崎市では、線引きを維持しつつ、地区計画や土地利用規制緩和等により、工業団地など新たな産業立地を進めております。

また、県北地域では、日向市において、工業団地の設置に向け、地区計画制度の活用も検討していると伺っております。

県としましては、産業立地や災害に強いまちづくりを実現するため、関係部局と連携してスピード感を持って取り組むこととしており、市町を対象に、新たな産業立地につながる地区計画や事前復興まちづくり計画等の勉強会を11月頃に開催する予定であります。

○内田理佐議員 これまでも勉強会などを実行しておられますが、事前復興まちづくりについての勉強会の開催というのは、ありがとうございます。

私も所属しております都市計画マスタープランの審議会で、「乱開発を防ぎ、緑地を確保し、きれいに整った農地を守る」との説明が行われました。一方で、日向市や延岡市を含む県北地域では、放棄農地が増加しており、農業者

の意向を尊重しつつ有効活用していく必要があると感じています。

しかし、農地転用や開発を進めるに当たっては、緑地の保全や景観、環境への配慮とのバランスが必要です。現実には、県北地域では災害リスクの少ない平地が限られており、農地との調整に時間を要することで、結果的に企業立地の機会を逃してきた経緯もありますが、大規模災害を見据えると待ったなしであり、県が前面に立って調整を主導し、農業との共生を図りつつも、スピード感を持って産業用地を確保していく必要があると考えます。

そこで、都市計画区域マスタープランの改定において、農地の有効活用や災害リスクの軽減、産業用地の確保や環境保全とのバランスについて、県としてどのように考えているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 市街化調整区域内の都市的土地区画については、農地や自然環境の保全と開発のバランスを保つことが重要であります。

このため、都市計画区域マスタープランの改定に当たっては、産業用地の確保や災害リスクの軽減など、総合的な都市づくりの観点から、新たな産業拠点の形成が必要となった場合には、農林漁業と十分な調整を図った上で、周辺環境と調和した計画的な整備を行うこととしております。

今後とも、関係部局や市町と調整を行い、優良な農地や自然環境の保全に努めながら、適切な土地利用を図ってまいります。

○内田理佐議員 厳しい発言もしましたが、御答弁をお聞きしますと、やはり市や町の地区計画を上げるなどの努力も必要だなと思いますし、勉強会を開催していただくというのは本当

にありがとうございます。

首長の皆さんとお話ををしておると、県はアクセルは吹かすと、しかし、自治体にはブレーキもかけられて、しまいにはタイヤが擦れちゃうんじやないかと、そういう表現をされるようなお話を伺いました。

心配な面もありますが、やっているかもしれませんけれども、県と市町が一体となった取組をさらに踏み込んでやっていただきたい、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、インフラ・物流環境についてです。

本県の高速道路網においては、依然として未整備区間が存在しており、先ほどより都市計画について質問しましたが、未整備区間の解消も企業誘致や地域経済の活性化に極めて重要で、一体として取り組まないといけません。

特に日向市や延岡市をはじめとする県北地域では、工業団地や産業拠点へのアクセスが十分でないため、企業の立地判断や物流に影響を及ぼしているとの声が地元企業や商工団体からも寄せられています。

こうした状況を踏まえ、県として、国に対する要望活動を一層強化し、早期整備を働きかけることが極めて重要であると考えます。

そこで、九州中央自動車道の早期整備に向け、どのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 九州中央自動車道の整備は、本県の経済発展はもとより、九州全体の広域道路ネットワークを担うことから、新生シリコンアイランド九州の実現など、多岐にわたる効果が期待されます。

このため、6月に知事が、全国高速道路建設協議会の会長として、官邸で九州中央自動車道

をはじめとする高速道路ネットワークの早期整備を要望したところです。

さらに、7月には、宮崎、熊本、大分の3県の知事で、国土交通省や財務省への要望活動を行い、半導体関連企業による積極的な投資効果を九州全体に波及させるため、東西軸となる九州中央自動車道の早期整備を強く訴えたところです。

また、事業推進を図るため、国の委託を受け、県による用地の先行取得にも取り組んでおります。

引き続き、県議会や沿線自治体、地域の皆様と一緒に、九州中央自動車道の早期整備に向けて取り組んでまいります。

○内田理佐議員 今回の台風第15号では、東九州自動車道や九州中央自動車道の通行止め、国道、県道の冠水、JR日豊本線の運休など、県内の主要交通網が広範囲で寸断されました。

私も国道10号で交通渋滞に巻き込まれ、門川町でUターンを余儀なくされ、帰宅難民となりました。渋滞の中、大型トラックも動くことができなくなるなど、県民生活や物流に深刻な影響が出ておりました。夜間帯でしたが、日中であったら、もっと渋滞とか深刻な影響があつただろうなと想像ができます。このような通行止めは、これまで何度も起こっています。

高鍋町付近の路肩崩落では、4車線化が実現していれば通行確保が可能だった可能性があり、改めて4車線化の必要性を痛感いたしました。

さらに、延岡市消防本部によると、救急搬送は令和6年で6,697件、うち高速道路を使った出動が3北を含め379件、ドクターヘリ以外での宮崎や熊本、大分の大学病院への長距離搬送

も39件あり、片側1車線では追越しができず、搬送に支障が出ているというようなお話をしました。命の道としても東九州自動車道の4車線化は喫緊の課題であり、このことは、九州地方整備局やNEXCO本社、国土交通省でも要望いたしました。

そこで、東九州自動車道の4車線化事業の進捗状況と取組について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 東九州自動車道は、そのほとんどが暫定2車線であることから、現在、県内では、2区間の約8.4キロメートルで4車線化工事が進められており、先月、清武インターチェンジ付近の3.7キロメートル区間が今年の冬頃に完成すると発表されたところです。

また、7月には、知事からNEXCO西日本に対して、4車線で整備された宮崎自動車道では通行止めが少ない事例を示し、定時性の確保や被災時の復旧などの観点から、早期の4車線化を強く要望したところです。

今後とも、県議会をはじめ関係機関と連携して、東九州自動車道の4車線化の早期完成に向けて取り組んでまいります。

○内田理佐議員 今回の国道10号や南道路の通行止めは、渋滞や帰宅困難者、車の冠水が発生し、地域交通網の脆弱性が浮き彫りとなりました。南道路は命の道として整備されたはずですが、実際には、災害時に十分機能していないとの県民の声が多く寄せられております。さらに、迂回路として案内された広域農道は一般には知られておらず、標識や案内が不十分で現場も混乱しました。

ぜひ、命の道として機能させる改善策、あわせて、迂回路整備と東九州自動車道の4車線化

の必要性を、我々もですが、強く要望いたしたいと思います。

次へ移ります。東九州の扇の要として、細島港の機能向上も重要となってきます。細島港は、本県の物流を支える重要な拠点であり、企業立地や産業振興、さらには、災害時の代替輸送ルートとしても大変重要な役割を担っています。東九州自動車道の整備や国道10号の物流機能と直結することで、その利便性は一層高まりつつあります。

一方で、貨物の増加や大型船の寄港などに対応するため、さらなる港湾整備や周辺インフラの充実が求められています。災害時の代替機能や、16号岸壁完成に続き19号岸壁の整備促進、さらには18号岸壁の整備計画を図るなど、さらなる国際物流の強化に期待が及び、今後の戦略的な整備が重要と考えます。

そこで、細島港における物流機能の強化に向けた整備状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 細島港では、モーダルシフトの進展など社会情勢の変化を的確に捉えながら、物流機能の強化に取り組んでおります。

今年3月には16号岸壁が完成し、隣接する岸壁との一体的な利用により、物流の効率化が図られたところです。また、RORO船の大型化に対応し、耐震性も備えた19号岸壁の整備が国により進められています。

さらに、整備が進む高速道路ネットワークにより、背後圏域が拡大する効果を生かしながら、企業の誘致や新規貨物の開拓に積極的に取り組み、18号岸壁などのさらなる港湾整備につなげていきたいと考えております。

今後とも、国や日向市などと連携し、細島港

の物流機能の強化に取り組んでまいります。

○内田理佐議員 東九州自動車道と細島港の整備はセットで、一体として要望していかないといけないと強く思っております。

もう一つ、宮崎空港は、本県の観光や産業、さらには国際交流の玄関口として、大変重要な役割を担っています。特に国際線の維持・充実は、インバウンド観光の拡大や企業活動の活性化に直結する大きな課題です。

しかし、燃料費や人件費の高騰、航空会社の経営環境の変化などにより、地方空港における国際線の運航維持は容易ではありません。今後、東アジアをはじめとする海外からの観光客の誘致や、ビジネス需要への対応を進めるためには、県としての積極的な支援や戦略が不可欠です。

そこで、宮崎空港における国際線の維持に向けた現状の取組について、また、今後さらなる国際線の充実を図るためにどのように取り組むのか、総合政策部長に御所見をお伺いします。

○総合政策部長（川北正文君） 宮崎空港の国際線は、県民の利便性向上に寄与するとともに、安定した成長が続くアジアとの交流を促進し、本県のグローバル化を推進する重要な交通基盤であります。

このため県では、現在就航しているソウル線と台北線の継続的な運航とともに、ソウル線では冬季の増便、台北線では利便性の高いダイヤの実現など、さらなる路線の充実を図るため、イン・アウト双方向での利用促進や航空会社への要望等に取り組んでいるところであります。

また、新規路線の誘致についても、訪日需要が旺盛で、今後のビジネスでの利用も期待されるアジア地域を中心に取り組んでおり、今後も本県の国際線ネットワークの維持・充実を図つ

てまいります。

○内田理佐議員 次に、県立高校の魅力づくりについての質問に移ります。

宮崎県は人口減少の中にあり、学生の数も衰退の一途をたどっています。必然的に学校も定員を満たせない状況となります。それぞれの学校が特徴を出さないと、生徒が何を見て学校を選んでいいか分からぬ状況にあります。学校側のアドミッションポリシーも重要です。

また、中学からの公立離れが見受けられるようになります。今こそマネジメントできる学校が求められているように感じます。

宮崎県教育委員会は、私学に比べ、学習スタイルや教育の多様化への対応が遅れているように感じます。現行の仕組みを充実させる方針を示していますが、このままでは学生から選ばれない公立学校になりかねません。

実際、宮崎県の大学進学率は48.1%と全国46位で、例えば、高校生の人数が宮崎県とほぼ同じくらいの石川県——大学進学率57.9%で全国13位——や山形県のように、観光・デジタル分野の教育強化や県外生受入れ拡大など、大胆な施策を進めている他県との差が広がっています。

県内の私学や勇志国際高等学校では、ネット、メタバースなど多様なコースを設け、生徒数を増やしているという実例もあります。

今こそ、宮崎県立高校も思い切った魅力づくりを進めるべき時期ではないでしょうか。

そこで、県立高校の入学者数の推移と県立高校の魅力づくりについて、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 高校全日制の近年の入学定員は、県立高校が約7,300人、私立高校が約3,600人であり、入学者数は、県立が約

6,400人、私立が約3,200人と、ほぼ一定の水準で推移しております。

また、県立高校の魅力ある学校づくりとして、文部科学省が採択したDXハイスクールにおける最新ICTを生かした授業の展開、県立高校が一体となった探究学習をより深めるためのMSECフォーラムの実施、地域や時代が求める学びを行う新学科の設置など、新たな取組も進めているところであります。

いわゆる高校無償化の影響に加え、令和12年以降は、中学校卒業者数が5年ごとに約1,000人ずつ減る可能性があることから、スピード感を持って魅力づくりを進めてまいります。

○内田理佐議員 入学者数は、県立、私立ともほぼ一定の水準であるというような御答弁でありましたが、これからが勝負かなと思っております。

県立高校が選ばれる高校となる視点でもう一問、学校施設の修繕費予算について伺います。

3日前に、日本はOECD37か国の中で、公的支出に占める教育費の割合が8%と低く、下から4番目であると発表されました。

これを受けて文部科学省は、「高等教育は國力の源泉であり、未来への先行投資として充実を図りたい」とコメントしております。

では、宮崎県はどうでしょうか。県内では、学校施設の新設や改修工事に当たり、予算がないとの現場の声をよく耳にします。教育の基盤となる施設整備に必要な予算の確保は不可欠であります。

教育委員会における県立学校の施設整備に係る予算の現状について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 県立学校の施設整備に係る予算は、令和7年度一般会計当初予算に

約34億7,000万円を計上しております。

今年度は、LED化や空調設備の工事に重点的に取り組むこと、また、老朽化対策の増加や物価高騰への対応もあり、例年と比べ約1.7倍の規模となっております。

また、予算額の内訳は、学校で執行する修繕に要する経費として約3億7,000万円、LED化や空調設備等の整備に係る経費が約17億1,000万円、外壁や屋根防水の改修など老朽化対策に係る経費が約13億9,000万円となっております。

○内田理佐議員 では、施設整備に対する教育委員会の姿勢について伺います。

私学においては、時代の変化に対応した学習スタイルの工夫や教育環境の改善が進められています。一方、公立学校については、現行の仕組みを充実させることにとどまり、新たな発展に向けた積極的な取組が十分ではないように感じます。

例えば、ある県立高校野球部では、生徒たちが懸命に練習に励んでいますが、練習環境や施設整備の面で必ずしも十分とは言えず、保護者や地域の方々の負担に頼らざるを得ない状況や、要望しているが、元の形に修繕していただけない状況も見受けられます。以前、他校の野球部でも、保護者がつくったものが、建築基準法の関係もあり、撤去になったという例も伺っております。

そこで、部活動施設を含む学校施設の環境整備の現状と今後の取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 施設整備につきましては、限りある予算の中で、各学校と調整し、安全性の確保など優先度の高いものから順次対応しており、部活動施設につきましても、近

年、防球ネットや弓道場、テニスコートなどの修繕を行っております。

今後とも、学校と連携し、現状をしっかりと把握した上で、順次整備を行ってまいります。

○内田理佐議員 建築基準法のお話もさせていただきましたが、法律的な裏づけというの大事だと思います。

先日、松田丈志さんと、松田丈志さんのお父さんにお会いしましたら、御存じのとおり松田丈志さんは、保護者の方々がプールにビニールハウスを張った中で練習して、そうやって愛情をたっぷり受けながらオリンピアンが誕生しました。当時は、建築基準法などをうまくぐり抜けながら、保護者の方々がつくって、用意してくれていたんだと思います。

今現在も予算が限られた中でありますので、保護者がお金を用意するということであれば、学校側からきちんと申請していただいて、建築基準法にもかからない程度に指導いただきながら、そういう保護者の善意をうまく組み込んで、柔軟な対応をお願いしたいなど。そういう方向に向かってほしいなと私は思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

先ほどの高校野球部のように、地域の誇りとなる部活動を支える上で、保護者の善意は欠かせません。しかし、その善意に頼るのではなく、本来なら公立学校として一定の環境を整える責任があるとも感じております。

そのためには、単に教育予算を要求するだけではなく、新たな財源を生み出す工夫も必要です。例えば、既存事業の見直しや学校統合による効率化を進めるとともに、ふるさと納税を教育・スポーツ分野に重点的に活用できる仕組みを整えることも有効ではないでしょうか。

教育委員会として、学校施設の環境整備に係

る財源の確保をどのように考えているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 県立学校の施設整備につきましては、特定のものを除き、国庫補助制度がないことから、一般財源及び地方債を活用し、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の必要性も勘案の上、優先度の高いものから順次整備を行っております。

なお、いわゆる高校無償化が拡大されることから、現在、全国知事会において、公立高校の魅力向上のために、老朽化した施設・設備の更新など、教育環境の改善に係る財政支援を国に要望しております。

また、本県において、企業版ふるさと納税や保護者等からの寄附を活用し、テニスコートや野球部の投球練習場など、部活動施設を整備した例もあります。引き続き様々な財源の確保に努めてまいります。

○内田理佐議員 最後に、子ども食堂についてです。

地域の子ども食堂支援は有意義ですが、困窮家庭へ直接食材を届ける、こども宅食支援も必要です。

私も活動に関わる中で、ひとり親や軽度障がいを持つ保護者、収入が安定しない家庭、多兄弟で非行に走る子供、夜間就労によるネグレクト、不登校など、深刻な実態を目の当たりにいたしました。

今回の「フードバンクを通じたこども食堂緊急支援事業」につきましては、困窮子育て世帯への直接的な支援ではなく、子ども食堂を対象としている点、また、支援が本当に必要な家庭にどの程度が届いているのかという実態の把握、市町村が独自に取り組む事業との重複や調整の在り方、さらには、中間支援団体への委託

に伴う経費の透明性や配布食材の適正な使用の確保など、幾つかの課題が指摘されております。

給食のない夏休みなど、困窮子育て世帯は特に影響を受けており、中には、命を削るような思いで過ごしてきた親子もいます。子ども食堂への支援はとてもありがたいと思っておりますが、この支援だけでは、こうした世帯に十分届かない可能性があります。

そこで、物価高騰が続く中、子供を取り巻く現状をどのように認識しているか、また、今回子ども食堂を支援する目的と今後の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　長引く物価高騰で、特にひとり親家庭などにおいては、厳しい生活を強いられている子供たちがいるものと認識しております。

御質問にありました子ども食堂は、子供の居場所の一つとなっており、様々な境遇の子供たちを地域の大人が見守りながら、無料または低額で食事を提供しておりますが、今般の物価高騰の影響を受けていることから、運営の安定化を図るため、今回補正予算をお願いしております緊急支援事業を実施するものであります。

県としては、県フードバンクにおける食材確保を一層進めるとともに、市町村や支援団体等と連携しながら、子供たちに必要な支援が行き届くよう取り組んでまいります。

○内田理佐議員　前向きな答弁をありがとうございます。再度、現場の声として、子ども食堂への支援だけでは、最も困窮している家庭に十分届かないとの御意見もあります。子ども食堂への支援に加え、こども宅食方式を視野に入れて、これからも検討して進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。（拍手）

○日高陽一副議長　以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時0分再開

○外山　衛議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、本田利弘議員。

○本田利弘議員〔登壇〕（拍手）皆さん、こんにちは。宮崎市選出、自民党の本田利弘です。議長よりお許しをいただきましたので、発言通告書に従いまして一般質問を進めてまいります。

本日も支援者の皆様、そしてインターーンの学生の皆様、傍聴にお越しいただきありがとうございます。また、インターネットで御覧いただいている皆様に感謝いたします。

まず、宮崎県総合計画アクションプランについてお話をていきます。

令和5年度より本格始動した宮崎県総合計画は、2040年を展望した長期ビジョンと、2023年度から2026年度までのアクションプランを両輪とする、県政の中核的な戦略です。

アクションプランの折り返し年度として、こうした総合計画の実効性を検証するに当たり、前職の営業マーケティング部門で考察していたプロダクトアウトとマーケットインの視点から、政策の成果の実感を問い合わせる必要があると考えます。

プロダクトアウトとは、行政や企業が自らの理念、技術、資源を起点として施策や商品を構築し、顧客に提示するアプローチです。これは、独自性や先進性を打ち出す力に優れ、競合

との差別化やブランド構築において大きな効果を発揮します。

一方、マーケットインは、顧客のニーズ、課題、感情を起点に施策を設計するアプローチであります。顧客視点に立った柔軟な対応が可能であり、実感に基づいた満足度や定着率の向上に寄与します。

両者にはそれぞれ強みと弱みがあり、プロダクトアウト型は、理念や技術力を生かした施策展開が可能ですが、顧客の実感や生活ニーズと乖離するリスクをはらみます。

逆にマーケットイン型は、共感性や実用性に優れますが、差別化が難しく、施策の方向性、取組が曖昧になってしまいます。

宮崎県総合計画においては、これら2つのアプローチが混在しながらも、いまだ体系的な融合には至っていないと感じます。

例えば、みやざきブランドの農業戦略は、品質と独自性を追求するプロダクトアウト型の強みを生かしつつ、観光プロモーションやフードビジネスへの対応など、マーケットイン型の発想も取り入れられております。

しかし、これらの施策が県民の生活実感や地域間格差の是正にどれほど寄与しているかについては、定量的な評価とフィードバックの仕組みを深化させる必要があると捉えます。

また、「社会減ゼロへの挑戦」では、移住促進や地域雇用の創出が掲げられておりますが、若者の県外流出や地域間の人口偏在に対する対策は、依然として多くの課題が残されております。ここには、マーケットイン型の生活者視点に基づく施策設計がより求められていると考えます。

今後、プロダクトアウト型の核とマーケットイン型の拡張を融合させ、統合的に進めていく

必要があります。すなわち、県の理念や資源を生かしつつ、県民の皆様の声や地域の文脈に即した施策展開を行うことが、真に持続可能で実感に根差した県政の実現につながると考えます。

以上のこと踏まえまして、宮崎県総合計画における令和5年度から8年度までのアクションプランについて伺います。

本年度の県総合計画審議会が8月7日に開催され、昨年度の政策評価が行われました。政策評価の結果について、知事の見解を伺います。

また、アクションプランの折り返し年度として、政策評価の結果を踏まえ、今後どのように施策を進め、成果を出していくのか、知事に伺います。

以上を壇上からの質問とし、以下を質問者席からといたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕お答えします。

まず、政策評価の結果についてであります。

総合計画アクションプランの推進に当たりましては、進捗状況の把握や今後の施策への反映を目的として、毎年度、目標の達成状況等について、外部有識者で構成されます県総合計画審議会で御審議いただき、AからDの4段階で政策評価を実施しております。

令和6年度の取組に対する評価は、5つのプログラムのうち、「コロナ禍等からの宮崎再生」「未来への基盤づくり」「地域経済の活性化」に関する3つのプログラムが、一定の成果が出ているとしてB評価、「未来を創る人材の育成」「社会減ゼロ」に関する2つのプログラムが、一部成果が上がっていないとしてC評価となったところであります。

地域経済・観光の回復をはじめ、全体として

は一定の成果が出ているとの評価をいただいた一方で、地域医療・福祉の充実や若者・女性の県外流出抑制、少子化対策のさらなる推進など、今後より一層強化していく必要がある取組について、重要な御指摘をいただいたものと受け止めております。

次に、今後の施策の推進についてあります。

今回の政策評価では、本県が直面する人口減少に今後どう向き合うのかという本質に迫る問い合わせ改めて示されたものと認識しております。

人口減少への対応としては、これまで子ども・若者プロジェクトなど、そのスピードを緩和させる自然減・社会減対策に全庁を挙げて取り組んでいるものの、近年の少子化や現状の人口構造などを踏まえると、この先も当面、減少傾向は続くものと考えております。

このような見通しの中、私としては、県民がこれからも安心して豊かに暮らせる持続可能な地域社会を実現するため、医療福祉・交通物流の維持充実をはじめ、企業の生産性向上や海外展開等を通じた高付加価値型の産業づくりに取り組むなど、人口減少社会に適応できる社会経済の質的強化が不可欠であるとの思いを強くしております。

人口減少という県政の最重要課題に対し、しっかりと成果を上げるという決意の下、今後とも施策に全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○本田利弘議員 御答弁ありがとうございます。人口減少社会に適応できる社会経済の質的強化が不可欠であり、そのためには、政策評価で指摘を受けた持続可能な医療福祉・交通物流の維持充実を実現し、高付加価値型の産業づくりに取り組む方向にかじを切るということを理

解いたしました。基本理念である「安心と希望の未来への展望」を基軸に次期プランを立案いただき、しっかりと取組をお願いしたいというところであります。

宮崎県総合計画を進めていく中で、安定的かつ持続可能な財政基盤の確立が喫緊の課題です。国庫支出金確保の視点から、防災・減災、国土強靭化について伺います。

県では、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策及び5か年加速化対策に基づき、河道掘削、道路のり面対策、耐震強化岸壁の整備、国においては、高規格道路の整備など、様々な強靭化の取組が推進され、災害対応力の向上と地域経済の活性化に成果を上げてきました。

国土交通省関連の県土の強靭化に向けたこれまでの3か年緊急対策、5か年加速化対策の評価と、今後の実施中期計画の予算確保に向けた知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県民の命と暮らしを守る県土の強靭化は、県政の最重要課題の一つであります。

私は、国への要望や国土強靭化推進会議の委員として、様々な機会を通じて必要性や効果を訴えるとともに、実績としましては、平成30年度以降、国土交通省関連の補助・交付金の事業で、累計の数字で申し上げますと、約1,200億円を通常予算とは別枠で確保し、県土の強靭化を進めてまいりました。

これにより、浸水被害の軽減をはじめ、昨年の日向灘沖地震では、東九州道や耐震岸壁の整備効果が発揮されるなど、強靭化が着実に進んでいるものと考えております。

また、今後5か年で取り組む実施中期計画では、おおむね20兆円強という事業規模が示さ

れ、激甚化する気象災害や南海トラフ地震など災害リスクが高まる中、県土の強靭化をこれまで以上に加速化させる機会であると捉えております。

このため、早期の復旧・復興を支える高速道路の整備や緊急輸送道路の橋梁耐震化、気候変動に対応した流域治水対策など、強靭化予算の本県への重点配分をしっかりとこれから訴えてまいりたい。県議会の皆様をはじめ、市町村や関係団体と連携し、取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。今後5か年で20兆円という国家予算が事業化されているわけでございます。実施中期計画における予算確保をしっかりとお願いしたいというところであります。

また、県土強靭化に向けたハード面の整備が進む中で、日高博之議員の代表質問で、南海トラフ巨大地震の被害想定の見直し、ハード・ソフト両面の取組についても踏み込んだ答弁がありました。

国土強靭化実施中期計画を踏まえた施策展開に際しては、防災・減災対策の地域における防災力の一層の強化や、避難環境の改善充実などの危機管理や、福祉、教育などの関連部門との横断的な連携強化をよろしくお願いいたします。

続きまして、地域交通への対応について伺います。

宮崎県は、広域にわたる自然環境と分散した居住地を有する地域特性であり、公共交通の維持・活性化は、持続可能なまちづくりの要になります。

令和5年度に策定された宮崎県地域公共交通計画は、地域の実情に即した交通ネットワークの再構築や、持続可能な交通体系の確立を目指

す重要な指針であり、県民の生活の質の向上、地域経済の活性化、さらには脱炭素社会の実現に向けた基盤整備として期待されるものです。

地域を維持していくため、地域公共交通ネットワークの構築にどのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 路線バスをはじめとする地域公共交通は、県民の日常生活を支える重要な社会基盤ですが、人口減少等による利用者の減や運転士不足等により、その経営環境は大変厳しい状況にあります。

このため県では、宮崎県地域公共交通計画を策定し、バス路線の見直しや車両の小型化等により、利便性の向上と運行の効率化を図っております。

また、需要の掘り起こしとして、誰でも無料でバスに乗車できるバス無料デーを今年10月と12月に実施予定であるなど、各種利用促進策にも取り組んでいるところであります。

また、深刻化する運転士不足に対応するため、今年度、免許取得に係る支援を拡充したほか、AIなどデジタル技術の活用にも力を入れているところであります。

様々な技術が進んでいるということを改めて実感しましたのは、今年アメリカを訪問しましたときに、自動運転の車というものが公道を走っている。全く運転士がいない状況の中で、アプリで呼び出してタクシーのように使うことができる。実社会で実装されているようになります。

ライドシェアの進展も含め、改めて技術は進展しているものの、そのリスクというものを社会がどういうふうに受け止めて考えていくのかということが問われているのかなと実感したところであります。

県としましては、県民の皆様が安心して地域で暮らしていけるよう、引き続き、市町村や交通事業者と連携を図りながら、将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けて、全力で取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。自動運転等に踏み込んでお話をいただきましたが、続けて伺います。

宮崎県地域公共交通計画では、県内の複数市町村をまたぐ広域交通網の構築を目指していますが、自動運転バスやロボットタクシーなど、将来的な技術導入に向けた実証実験や制度整備に向けての方針が薄いと感じます。

国土交通省自動運転社会実装推進事業において、全国の行政機関で、令和6年度はこれまでの継続事業を含め99件、本年度は67件が採択されています。

本県では、昨年、西都市が唯一採択され、本年は地方創生交付金を活用し、実証運行を続けられるようございます。

本年度の県内の新たな採択案件は、実は一件もございませんでした。

自動運転技術の活用など、地域公共交通におけるDXの推進についてどのように取り組んでいるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 今後、将来にわたって地域公共交通を維持するためには、DXの推進は重要であります。

このため県では、バスの運行の効率化を図るため、事業者に対し、AIを活用したオンデマンドバスの導入について支援しております。

また、自動運転については、将来的な運転士不足対策として期待される技術であると認識しており、県でも、西都市による自動運転バスの実証運行において、情報共有や課題等の議論を

行う協議体に参画するなど、市町村等への支援に取り組んでおりますが、現時点における国内での事業化については、緊急時の対応やコスト面等の課題もあると考えております。

県といたしましては、引き続き、市町村や事業者と連携を図りながら、地域の実情に即したDXの推進に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。西都市での実証実験ということです。先ほどもお話をしましたが、国からは今年は一件の採択もないということです。

国交省が令和6年度より、地域交通DX推進事業やスマートシティモデル事業を本格化させております。これらの国の施策と連携した、県独自の戦略立案が急務となっていると思思います。自動運転バス及び自動運転タクシーの導入について、県として遅れることのないように、市町村との連携強化を要望いたします。

続きまして、農業振興について伺います。

代表質問で山下寿議員が触れられました。地域計画によると、農林水産省は、10年後の後継者が決まっていない農地が17都府県で5割を超えたとの調査結果を公表し、本県は23.6%との記事が出されました。このままでは耕作放棄地が広がる懸念があり、農地の集約化などの対策が急務だとしています。

農業の持続可能性と地域の活力を両立させるためには、農地の効率的な利用と地域運営の連携が不可欠です。令和5年度より本格運用が始まった地域計画制度は、法的な裏づけと実効性を備えた新たな枠組みでございます。

しかしながら、県内では、担い手不足や農地の分散化、高齢化が一層深刻で、画一的な地域計画の枠組みでは、実態に即した計画にならない懸念があります。

地域計画の実効性を高めるために、県はどのように取り組んでいくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 地域計画につきましては、本年3月までに策定されたものの、話し合いの場の参加率が低いなど、地域の意向を十分反映できていないといった課題があると認識しております。

このため県では、今後も地域での話し合いが継続され参加率が高まるよう、農業委員会や農地バンク等を通じて耕作者等への参加の呼びかけを強化するとともに、円滑な話し合いに必要な各地区のコーディネーターの育成等に努めてまいります。

また、関係機関と連携し、重点的に地域計画を推進するモデル地区を定め、農地の集積・集約や区画の拡大、担い手の確保等に向けた支援を行っております。

今後とも、地域計画の実効性を高めるための取組を進めてまいります。

○本田利弘議員 続けて伺います。農地の売買・貸借制度は、農業の担い手不足や耕作放棄地の増加といった構造的課題に対応するため、大きく変化してきています。特に地域計画策定以降、農地の売買・貸借は、原則として農地バンクを経由する制度に移行しています。

しかし、売買に係る手数料の設定が農業者にとって心理的・経済的な支障となる可能性があり、売主、買主ともに2%程度の手数料が課せられることは、特に小規模農家や高齢農業者にとって負担感が大きいとの声もいただいております。

農地バンクの役割と農地売買に係る手数料改定の背景について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農地バンク

は、農地の貸し借りや売買を仲介し、農地の集積・集約等を推進する役割を担う組織として、法律に基づき、平成26年に県が農業振興公社を指定しております。

昨年度に、農地バンクが市町村に対し、令和7年度の農地売買に係る需要量調査を行ったところ、地域計画策定を契機に、取り扱う売買件数が大幅に増加することが明らかとなりました。

このため、急増する事務に対応した人件費等の経費が必要となることや、他県の状況も勘案し、手数料の改定を行ったと伺っております。

今後とも、農地バンクと連携して、その役割や事務手続の経費について関係者に丁寧な説明を行いながら、農地の集積・集約につなげてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。地域計画制度運用に伴い、農業委員会の役割も、農地の利用意向把握等、ますますその重要性が増すなど進化しております。農地バンクを担う農地中間管理機構の役割の明確化など、農業者に関連組織と制度の理解を深めていただけるよう、農政水産部長にも対応をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、フードビジネス振興についてであります。

県産品の付加価値を高めて、産業競争力強化や地域活性化を目指す「みやざきフードビジネス振興構想」は、これまで2回改定され、現行の構想は令和5年度から8年度を期間として、飲食、観光業などの食品関連産業生産額を約1.6兆円にすることなどを目標に、官民一体で施策を推進するとしています。

特に現行の構想では、本県の強みである農林水産業を核としたフードビジネスの発展に欠か

せない産地加工を進め、これまでの農商工連携や6次産業化を包括し、食や農の多様な事業者が連携するローカルフードプロジェクト（LFP）を活用、県産農林水産物を利用した新たな商品・サービスの開発、販路開拓の取組を推進すると位置づけられています。

まず、フードビジネス振興構想改定後の取組や進捗について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県では、前回の改定以降、食品関連産業の成長産業化を目指し、これまで積み上げた取組の強化を図るとともに、時代のニーズを踏まえながら様々な施策を展開しております。

例えば、フードビジネス相談ステーションの支援体制の強化や、ローカルフードプロジェクトの推進、先端技術の導入による新たなビジネスモデルの創出に加え、HACCP等の認証取得の促進、今後、市場拡大が見込まれるオーガニック食品の開発などに取り組んでおります。

このような中、昨年度、ステーションには約2,000件の相談が寄せられたほか、農業産出額や食料品・飲料等出荷額は構想に掲げる目標値を上回って推移し、食品関連産業生産額は構想改定時から約1,500億円増加するなど、着実に成果が現れております。

○本田利弘議員 ありがとうございます。構想改定時から1,500億円増加するということで、成果が現れているということでございます。

続けて伺います。ローカルフードプロジェクト（LFP）の取組は、農林漁業者や加工・販売業者らの連携を強化し、それぞれの強みを出し合い、高付加価値化を図る取組として、私は非常に期待しているところであります。

2年前に質問した際に、全国でも先行し、

234者がLFPプラットフォームに参画し、様々な商品やサービスの開発に取り組み、全国トップレベルとして、フードビジネスの関係部局が連携し、推進を図っている旨、答弁をいただいたところです。

私の経験からも、新商品の開発は一筋縄ではいかないものであり、販売後も顧客とキャッチボールをしながら、トライ・アンド・エラーを繰り返し、商品として完成度が高まっていくと考えます。

このため、商品開発段階のスタートアップの支援だけではなく、息の長い商品として定着させるため、国の予算等をしっかりと確保しながら、商品改良のサポートなど、継続した支援も必要だと感じております。

現在の本県におけるLFPの現状と県の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県では、新ビジネスの創出を目指し、現在、農業や加工・販売業など、308者の多様な事業者がローカルフードプロジェクトに参画し、多くの取組が生まれております。

例えば、西米良村のユズ産地が地域内外の製造業や大学等と連携し、香りを生かしたお菓子や青ユズの鮮度を保つ輸送方法を開発するなど、これまで80以上の新商品やサービスの開発が進んでおります。

県としましては、国の事業を活用し、これらの取組を支援するとともに、今年度より、パッケージデザインの変更や新たな取引先の開拓など、改良・改善を支援する事業を新設し、販路拡大につなげております。

今後とも、国の予算をしっかりと確保しながら、新商品やサービスの開発を支援してまいります。

○本田利弘議員 参画者も300者を超えるということで、様々なプロジェクトが進み、商品改良の支援創設により、長く愛される商品づくり等、非常に期待できるところであります。引き続き、国の予算をしっかりと確保いただきながら、全国を牽引する取組として、このLFPをさらに活性化させ、フードビジネスの振興につなげていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、農業農村整備について伺います。

大淀川左岸土地改良区における倉永地区畠地かんがい施設は、広沢ダムを水源とした揚水機、幹線水路、パイプライン、水管理システムなど、多岐にわたる施設群によって地域農業の根幹を支えております。

本地区のパイプラインの状況については、2月の一般質問で管理対策について確認しましたが、平成初期に整備されたものが多く、経年劣化による亀裂や継ぎ手の緩みが漏水の原因となっております。

大淀川左岸土地改良区の受益地である倉永地区の漏水事故に対する抜本的な対策について、県の考えを農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 宮崎市高岡町の倉永地区は、これまで局所的な復旧工事を行ってきましたが、近年、特定の区間で、老朽化等が原因と思われるパイプラインの漏水事故が複数発生しており、抜本的な対策が必要であると考えております。

このため、当該区間について、施設の更新など国庫補助事業の令和9年度採択に向け、現在、関係機関と協議を進めているところです。

なお、施設の更新が完了するまでには一定程度の期間を要することから、その間、漏水事故が再発した場合には、地元負担等も考慮しながら

ら、施設管理者である土地改良区が行う復旧工事を支援することとしております。

今後とも、関係機関と連携して、農業用水の安定供給に努めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。令和9年度採択に向けてという前向きな答弁をいただきました。農業用水の安定供給に支障を来すだけではなく、地域住民の安全にも影響を及ぼすものであり、期間内での改修を強くお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、もう一つ、大淀川左岸土地改良区についてあります。

本地区の用水路や貯水施設において、珪藻類の異常繁殖による水の濁りが報告され、農業生産への影響が出ています。

珪藻類は通常、水質浄化に寄与する微生物ですが、栄養塩の偏在や水温上昇、流速の低下などの環境要因により異常繁殖すると、水の濁りによる作物への影響、水管理システムのセンサー誤作動やフィルターの詰まり、水路内の付着による流量低下とメンテナンス負荷の増加等、就農者の生産性を阻害する大きな要因になっています。

珪藻類の発生に伴う農業用ハウス内のフィルター目詰まり解消に向けた対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 議員御指摘のとおり、大淀川左岸地区の一部の農業用ハウスでは、農業用水に珪藻類が混入したことにより、散水器具のフィルターが目詰まりするなどの影響が出ております。

このため、国、宮崎市及び土地改良区と連携して調査したところ、上流に位置する内山調整池に発生している珪藻類が原因と確認できたことから、この調整池や下流の管水路内の水をき

れいな水に入れ替えた結果、珪藻類の混入が減少し、一定の効果が見られたところです。

県としましては、生産者へ影響が出ないよう、関係機関と連携しながら、珪藻類の発生状況を注視するとともに、調整池や管水路の水の管理について、土地改良区等へ指導・助言してまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。本件は、この管理について、大淀川左岸土地改良区、宮崎市、県、そして国営事業と、様々な組織がそれぞれの立場で関係されております。農業者からも責任の所在の明確化などについての声をいただいているところでありますので、農政水産部として責任ある対応をよろしくお願ひいたします。

もう一問、高岡町小田元地区農道についてであります。

平成7年から農道整備に向けた調査・設計が進行、用地交渉や環境調査が開始され、令和6年の春に宮崎市へ譲与される予定で計画が進んでいました。

しかし、度重なる台風被害により、のり面の崩壊等があり、いまだに開通していない状況であります。久木野、小田元地区の皆様からは、早期に開通を求める要望を強くいただいております。

小田元地区農道の開通の見通しについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 宮崎市高岡町の小田元地区の県営基幹農道整備事業については、最後の区間である約2.2キロメートルの工事が令和5年度に完了し、その後、道路管理者として予定している宮崎市へ譲与手続の準備を行っておりました。

しかしながら、譲与前の令和6年6月と8月

の豪雨により、道路のり面の一部が崩壊したため、現在はのり面復旧工事等を行っており、今年度内には工事が完成する予定であります。

県としましては、工事完成後、速やかに宮崎市への譲与手続を行い、令和8年度早期に全線開通できるよう、宮崎市と協力して準備を進めまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。本線は、昨年も国道268号ののり面からの出水による通行止めも発生するなど、迂回対応道路としても十分機能するものと捉えております。今期中の改修と来年度頭での宮崎市への譲与を強く要望いたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、有害鳥獣被害対策について伺います。

宮崎県における有害鳥獣被害は、農林業の生産性低下のみならず、地域住民の生活環境や営農意欲に影響を及ぼしています。担当部によると、令和6年度の農林作物の被害額は4億円を超えると聞いております。被害は依然として深刻で、構造的な課題が浮き彫りになっております。今年は就農者から被害に対する声も多く聞かれている状況です。

有害鳥獣捕獲を担う狩猟者確保の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 有害鳥獣による農林作物等の被害を防止するため、狩猟の免許及び経験を有し、市町村等の依頼に応じて捕獲を行う有害鳥獣捕獲班員の確保は重要な課題でありますが、令和6年度末の捕獲班員数は2,443人で、10年前と比較し、約5%減少している状況にあります。

このため県では、狩猟免許取得希望者を対象とした講習会や免許取得経費の一部助成を行うなど、新たな狩猟者の確保に取り組むとともに

に、捕獲班員の活動経費の助成や狩猟税の減免措置による負担軽減に加え、効率的な捕獲に向けた銃やわなの技術向上講習会を開催しております。

今後とも、市町村や獣友会と連携して、有害鳥獣捕獲を担う狩猟者の確保に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。

続けて伺います。現場では、担い手の高齢化、耕作放棄地の拡大、森林生態系の劣化など、より複雑で広域的な課題が顕在化しております。従来の対症療法的な施策だけでは限界ではないかと感じております。

農作物の鳥獣被害の低減に向けた新たな取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農作物の鳥獣被害を減少させるためには、農作物に被害を及ぼす有害鳥獣を効果的に捕獲し、生息数を減らすことが重要です。

このため県では、これまでの対策に加え、今年度から延岡市において、猿や鹿にG P Sをつけ行動パターンを把握した上で、群れの出没する可能性が高い場所にわなを設置し、センサーや I C Tにより、群れごと一斉捕獲を行う実証を支援することとしております。

また、昨年度、西米良村で実証したわなの捕獲通知システムにより、捕獲効率が高まることが確認できたことから、今年度は他地域での普及拡大に取り組んでいるところです。

今後とも、I C Tの活用など、効果的、効率的な被害防止対策を進めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。I C Tの活用など期待されるところでございます。

先日も就農者の方から、物価上昇の中で非常に痛手が大きいということを確認してまいりま

した。就農者も減少する中で、大きな問題でございますけれども、部局連携の上、対応強化をよろしくお願ひいたします。

続きまして、特定外来生物駆除についてであります。

今年2月の一般質問でも確認しました、岩瀬ダムにおける外来水草であるボタンウキクサ駆除についてであります。

本年度、かなりのスピードで約80ヘクタールの水草を回収したという報告をいただいているところでございますが、一部を確認すると、いまだに個体の存在が確認されます。

岩瀬ダムにおけるウキクサの再繁茂対策の取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 岩瀬ダムでは、水面を覆い尽くした約80ヘクタールのウキクサを、専用の回収船を活用し、5月までに除去を完了したところです。

また、学識者や専門家を交えた検討会において、ウキクサの根絶は難しいことから、ダム管理に支障のない低密度なレベルに抑制する管理を行うこととしました。

現在は、貯水池に流れ込む複数の支川に網を設置し、ウキクサの流入を防止するとともに、日常の巡視で回収するほか、早期発見のための関係機関との連絡体制の強化等を継続しており、現状では繁茂の拡大は確認されておらず、低密度の状態を維持しております。

今後とも、関係機関と連携しながら再繁茂防止に努め、ダム貯水池の適切な管理に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。適切な管理を行っていただき、再繁茂防止をよろしくお願ひいたします。

外来植物であるナガエツルノゲイトウが2020

年以降、全国で新規定着が相次いで報告されて いるところであります。九州北部県、鹿児島県 で既に確認されておりまして、宮崎県は地理 的・気象的条件から侵入リスクが極めて高いと 懸念しております。

本種は節や根の断片から容易にクローン再生 するため、物理的除去が難しいということであ りまして、水田や水路で繁茂すると、農業用水 施設の機能低下、稻の収量減少、河川、ため池 などの生態系攪乱など、農業、環境双方に深刻 な影響を及ぼしているようございます。

ナガエツルノゲイトウの侵入状況と県の対応 について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） ナガエツル ノゲイトウは、南米原産の植物で、繁殖力が強 く、生態系や農業へ悪影響を及ぼすことから、 特定外来生物に指定されております。

環境省によると、観賞用として国内に持ち込 まれたものが、水路、河川などに広がったと考えられており、国内では、平成元年に兵庫県で 初めて確認され、現在、29都府県に広がってお りますが、これまで県内への侵入は確認されて おりません。

この植物は、一旦侵入すると完全に駆除する ことが困難なことから、初期対応が極めて重要 であります。

このため、今後、関係機関と連携し、早期発 見のための情報収集を行うとともに、県民への 注意喚起や防除方法の周知、早期駆除の呼びかけ を行ってまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。持ち 込ませないことが大前提にはなりますが、早期 発見、早期駆除ができるよう、注意喚起等を強 く要望いたします。

続きまして、学校事務、教育行政職について

伺います。

先日、学校事務職員の採用及び育成制度が全 国でも最も整備されていると言われる佐賀県を 訪問し、佐賀市教育委員会にて調査を行いました。佐賀県では、共同学校事務室のリーダー全 員が管理職事務長として配置され、学校事務職 員の育成やキャリアステージの整備が進んでお ります。

制度設計を担ってこられた佐賀市教育委員会 の学校事務指導員、古川治氏から直接お話を伺 いました。佐賀県は以前、学校事務職制度で先 進県であった宮崎県を目標に制度を整え、一 度、知事部局と教育委員会の採用任用の一本化 に踏み切りましたが、県教育委員会が主体的に 任用できる制度に見直し、現制度を構築できた と伺いました。

また、その中で特に印象に残った言葉は、「 学校の教師に授業に専念してもらうために、 佐賀県の学校事務職員は何でもやります」とい う言葉でした。これは、全国的な課題となっ いる学校経営への参画や働き方改革への貢献 を、学校事務職員が担っていることを端的に 示したものだと感じました。

一方、宮崎県においては、採用任用が一本化 され、知事部局からの出向者が多く、臨時的任 用職員比率も全国の中でも高い状況です。その ため、学校事務に精通した人材が育ちにくい状 況が長らく続いていると認識しています。

佐賀県の事例は、教師が授業に専念できる環 境づくりに直結しており、教育の質そのものを 高める仕組みであると強く実感しました。

宮崎県では、共同学校事務室の導入により、 事務の効率化と教職員の負担軽減に一定の成 果をもたらしておりますが、制度の成熟には至っ ておらず、地域間格差、育成体制の不備など、

複合的な課題が顕在化しております。

宮崎県の共同学校事務室の職員配置の現状と課題について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 市町村立小中学校には、事務職員が原則1人配置されておりますが、市町村教育委員会において、県内64地区に、事務の効率化や適正化を目的に、複数の学校の事務を共同で処理する共同学校事務室が設置されております。

また、共同学校事務室を管理・統括するため、その中心となる学校に、総務及び財務事務等に精通した職員を共同学校事務室長として配置しており、適切に運営されております。

しかしながら、職員確保が厳しくなる中、ベテランの職員は減少しており、共同学校事務室長を担う経験豊富な人材を安定的に確保することが課題であると認識しております。

○本田利弘議員 ありがとうございます。共同学校事務室を担う人材を安定的に確保することが課題であるとの答弁でございました。

「室長は一定の責任を持って仕事をする。また、室の職員に対して職務上の指示・監督を行う」とあり、現配置の中で業務に対応できるのか疑問になります。

今後も共同学校事務室の機能を維持していくための人材確保及び育成にどう取り組むのか、教育長の御見解を伺います。

○教育長（吉村達也君） 学校事務に精通した職員が減少する中、共同学校事務室の役割を的確に果たしていくためには、室長の役割が大変重要と考えております。

このため、教育行政職員の採用及び知事部局との交流人事を継続的に行うとともに、将来的に室長になり得る人材を育成するため、マネジメント能力の向上を図るための研修会の実施

や、国や知事部局等へ職員を派遣し、幅広い業務経験を積ませるなどの取組を行っております。これらの取組を通して、教育への深い理解と意欲を持つ職員の確保・育成を図ってまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。宮崎県においても、未来を担う子供たちの学びの環境を整えるため、学校事務職員の育成やキャリアステージの整備は、単に学校事務職員の働きやすさ向上だけではなく、教員の多忙化解消や学校運営全体の質向上に直結します。

宮崎県においても、学びの環境を整えるため、学校事務職員の育成やキャリアステージの整備等、制度改善を強く要望いたします。

続きまして、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺についてであります。

山下寿議員の代表質問でも触れられましたけれども、令和7年度上半期、宮崎県の特殊詐欺被害額は2.3億円と、過去10年間で最悪を記録したということです。その中でも、特にニセ警察詐欺が突出し、若年層被害の拡大が顕著との結果が報道されております。

全国の状況も、警察庁の暫定値にはなりますが、ニセ警察詐欺の被害額は約389.3億円に上っているようでございます。

本県の上半期における特殊詐欺で増加している手口と現状について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君） 県内の上半期の特殊詐欺で増加している手口は、架空料金請求詐欺とオレオレ詐欺であります。

架空料金請求詐欺は、認知31件、被害額約3,340万円で、前年より11件、約860万円増加しております。

主な手口は、インターネット上の副業紹介サ

イトの登録サポート、未納料金、パソコンウイルス駆除費用等の名目で現金をだまし取る手口が増加しております。

オレオレ詐欺は、認知22件、被害額約1億9,250万円で、前年より4件、約1,726万円増加し、被害額は特殊詐欺全体の8割を占めています。

オレオレ詐欺のほとんどは、警察官を装い、資金調査名目で現金をだまし取る手口で、被害は若年層から高齢者まで幅広い世代に及んでおります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。

続けて伺いますが、オレオレ詐欺のほとんどが、警察官を装い、現金等をだまし取る手口、ニセ警察詐欺との答弁でした。

警察官をかたる詐欺の手口と、県民としてどのような対応を取ればよいのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君） 県内でも急増している警察官をかたる詐欺は、警察官を名のり、「あなたの口座が犯罪に使われている」とか「逮捕を逃れるためには全財産を調べる必要がある」などと不安をあおり、資金調査を名目として現金などをだまし取る悪質な手口です。

県民の皆様に御認識していただきたい点を改めて申し上げます。

警察は、LINEなどのSNSで県民の皆様に連絡することはありません。また、警察手帳や逮捕状の画像を送ったり、ビデオ通話で見せたりすることもありません。捜査などの名目で現金や金塊などを要求することもありません。

少しでも不審に感じたら、迷わず警察相談専用電話「#9110」に相談していただきたいと考えております。

県警では、県民が特殊詐欺等の被害に遭わな

いように、広報啓発や官民連携をさらに強化し、被害防止対策を推進してまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。県民の皆様が警察官を名のる人物からの電話等を受けた場合に、冷静さを失うのは十分に理解できます。広報啓発、関係機関との連携を強化いただくよう要望いたします。

続きまして、外国人材確保・雇用対策についてでございます。

宮崎県における外国人労働者の存在は、産業維持と地域の持続可能性を左右する重要な要素となっております。

県内の外国人労働者は8,515人、全国シェアは0.37%と小規模になりますが、伸び率は過去最高で前年比121.3%と高い状況になりました。しかし、現状では技能実習依存が高く、長期定着や産業高度化に向けた制度設計も十分ではありません。

6月定例会で二見議員の一般質問に対して、インドネシアとの連携強化について総合政策部長から話がなされました。8月に部局としてインドネシアへの視察も行われているようです。

外国人材確保におけるインドネシアとの連携について、今後どのように進めていくのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 国内外において外国人材の獲得競争が激化する中、さらなる外国人材の受入れを促進するには、送り出しを行う国との関係構築が大変重要であります。

このため県では、これまでベトナムを中心に人材確保の取組を進めてきましたが、インドネシアについては、人口増加を背景に、国策として海外への人材の送り出しを強化しており、また、実際に現地を訪問した事業者からは、日本での就労を目指す若者の明るい人柄や勤勉さを

高く評価する声もあるなど、有望な連携先であると考えております。

今後は、インドネシアの送り出し機関に対して、オンラインにより県内事業者のPRを行うほか、県として現地を訪問し、関係機関との信頼関係を構築するなど、外国人材の確保に向け、積極的な取組を進めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。福祉保健部において、外国人介護人材マッチング支援事業も、昨年のベトナムに続き、今年もインドネシアで8月に実施されて、先ほども答弁がございましたけれども、一定の効果があったということを伺っております。外国人採用に関する関連部局間の連携強化をよろしくお願ひいたします。

もう一つ質問でございますが、外国人労働者が地域に定着するためには、住宅、医療、教育、日本語学習など、生活基盤の安定が不可欠であります。現状、言語・文化の壁や住宅確保の困難さが地域定着を妨げています。

県として、日本語教育の地域インフラ化、住宅確保支援、子供の学習支援など包括的な生活支援策を、自治体、企業、NPOと連携して強化することが必要だと感じます。

外国人材の地域社会への定着を進めるため、これまでの取組及び成果を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 少子高齢化、人口減少の進展に伴い、外国人材が増加する中、外国人材の地域社会への定着を進めるためには、受入れ環境の整備が重要であります。

県ではこれまで、外国人への日本語学習支援として、日本語の習熟度に応じて、対面またはオンラインで講座を開催し、昨年度は延べ1,125人が受講されております。

また、ワンストップで生活面での相談を受け付ける外国人サポートセンターを設置し、昨年度は、就職や医療など270件の相談が寄せられており、解決に向けた適切な情報提供や関係機関への窓口案内を行ったところです。

今後とも、外国人が安心して生活できるよう、国や市町村等と連携しながら、受入れ環境のさらなる充実を図ってまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。外国人労働者の獲得と地域社会との共生は両輪であります。双方が連携して、選ばれる宮崎を確立していただくことをよろしくお願いしたいと思います。

では、最後の質問になります。宮崎県における偉人・先覚者顕彰・PRについて、知事に伺いたいと思います。

宮崎県は、歴史、文化、教育の各分野において、全国的に顕彰すべき人物を輩出してきました。日高議員の代表質問でも若山牧水賞について答弁がございました。

それぞれ先覚者の顕彰会等が様々な活動を実施しております。

例えば小村寿太郎公は、ポーツマス条約締結から120年を迎えることもあり、日南市がPRされております。在京宮崎県人会の歴史も小村寿太郎公の慰労会が設立の起源であり、ゆかりの皆様により、隔月で青山墓地の墓参を継続されております。

高木兼寛先生においても同様で、顕彰会により、青山墓地への墓参と関係団体との交流会など、地道に活動を継続されております。また、昨年は、慈恵会医科大学OB会など関係者の推薦により、高木兼寛と森林太郎のかつけ論争を取り上げた演劇「須く、一歩進む」が東京で公演され、顕彰に広がりを見せております。

しかし、先覚者の功績が十分に県民、国内外に共有されておらず、人々への浸透度は限定的です。先覚者の顕彰は、単なる歴史教育ではなく、観光資源や地域ブランド化、人材育成の基盤として、戦略的に活用すべきであると捉えます。

郷土先覚者の顕彰に今後どのように取り組んでいくのか、知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君）　日本の歴史の中で大きな功績を残された郷土先覚者を顕彰することは、地域の歴史や文化を県民の皆様に広く伝え、郷土への誇りや愛着を醸成する上で、大変重要なことであると考えております。

このため、顕彰の一環として、宮崎県の父・川越進氏や明治の外交官・小村寿太郎氏、ビタミンの父・高木兼寛氏など、郷土先覚者の銅像について、官民が連携して総合文化公園等に建立してきたところであります。

また、県では、その偉業に关心を持つてもらうため、郷土先覚者の生涯を分かりやすく紹介した漫画本の作成・配布、さらにホームページやSNSを活用した啓発などにより、本県の郷土先覚者の認知度向上に向けた県内外への情報発信に取り組んでいるところであります。

様々な先人の功績を敬意を持って受け止め、それを後世につないでいくこと、またその業績に学ぶということは、我々の重要な責務であると考えております。

例えば、海外に目を向けることで、日本の外交や医療に小村寿太郎氏や高木兼寛氏は貢献してきた。そのことに絡めて、先ほどのインドネシアに関して少し触れますが、今日、この後、インドネシアの陸上競技関係者がいらっしゃいます。今、世界陸上が行われておりますが、それとは別のアジアの大会を前に、本県で長期の

合宿に入られるということであります。

大変ありがたいことでありますし、今、インドネシアとの関係では、ハラール対応の宮崎牛の輸出等の取組を進めているところであります。インドネシアは、人口2億を超す間違いないなくアジアの人口大国、経済大国として、ますます存在感を発してまいりますので、こういうスポーツや食を通じてその関係を深め、先ほど来の人材確保の議論、さらには経済、観光の交流を深めてまいりたい、そのように考えているところであります。

郷土先覚者の顕彰につきましては、今後とも、市町村や関係団体と連携を図りながら、積極的に推進してまいります。

○本田利弘議員　御答弁ありがとうございます。食、スポーツ、観光ということで、海外との連携ということも今お話をつけていただきました。ありがとうございます。

宮崎市では、当市ゆかりの高木兼寛先生の功績顕彰の検討をされて、先ほど御紹介しましたけれども、昨年公演された演劇作品「須く、一歩進む」を新たなPR手法として注目し、現在開催中の市議会への補正予算提案がされたようございます。

宮崎を代表する先覚者として、宮崎市と連携し、御支援、御協力いただくことをぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

また、県議会図書室に司書の松井さんが高木先生のコーナーをつくってくれております。ぜひ議員の皆様も、吉村昭氏による先生の小説「白い航跡」等もございますので、御確認いただくとありがたいなというところでございます。

以上、宮崎県総合計画アクションプランから国庫補助金の獲得、農林業、教育行政職、外国

人材確保、宮崎先覚者の顕彰について質問してまいりました。

事業を展開していくに当たり、県民の皆様の声を受け止め、向かう方向としては「安心と希望の宮崎を創る」であります。根底にある基本理念をよりどころに目的を明確にし、ぶれない政策を実現していくことが大変重要であると思っております。この理念実現を目指し、日々取組を私ども続けてまいりたいと思っております。

本質問に関しまして、財政課をはじめ、関係部局の皆様に何度も足をお運びいただきました。趣旨の確認をいただきまして、本当にありがとうございました。

感謝を申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。（拍手）

○外山 衛議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決、議案・請願の委員会付託及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時58分散会

9月17日（水）

令和7年9月17日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員(34名)

2番	永山 敏郎	(県民連合立憲)
3番	今村 光雄	(公明党宮崎県議団)
4番	工藤 隆久	(同)
5番	山内 いっとく	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山口 俊樹	(同)
7番	下沖 篤史	(同)
8番	齊藤 了介	(同)
9番	黒岩 保雄	(同)
10番	渡辺 正剛	(同)
13番	外山 衛	(同)
14番	脇谷 のりこ	(未来への風)
15番	松本 哲也	(県民連合立憲)
16番	坂本 康郎	(公明党宮崎県議団)
17番	重松 幸次郎	(同)
18番	野崎 幸士	(宮崎県議会自由民主党)
19番	佐藤 雅洋	(同)
20番	内田 理佐	(同)
21番	川添 博	(同)
22番	荒神 稔	(同)
23番	日高 博	(同)
24番	福田 新一	(同)
25番	本田 利弘	(同)
27番	岡師 博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷 恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本 英雄	(自民党同志会)
30番	岩切 達哉	(県民連合立憲)
31番	中野 一則	(宮崎県議会自由民主党)
32番	濱砂 守	(同)
33番	安田 厚生	(同)
34番	坂口 博美	(同)
35番	山下 博寿	(同)
36番	山下 博三	(同)
37番	二見 康之	(同)
39番	日高 陽一	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野 俊郎	嗣郎之文	收彦	尚裕	明仁	次仁	春人	優也
副知事	日隈 弘正	俊郎之文	收彦	尚裕	明仁	次仁	春人	優也
総合政策部長	佐川 北東	隈弘正	俊郎之文	收彦	尚裕	明仁	次仁	春人
政策調整監	大田 中田	北東	隈弘正	俊郎之文	收彦	尚裕	明仁	次仁
総務部長	田津 小牧	中田	北東	隈弘正	俊郎之文	收彦	尚裕	明仁
危機管理統括監	小長 児玉	小牧	中田	北東	隈弘正	俊郎之文	收彦	尚裕
福祉保健部長	長児 玉	児玉	小牧	中田	北東	隈弘正	俊郎之文	收彦
環境森林部長	桑山 玉畑	玉畑	児玉	小牧	中田	北東	隈弘正	俊郎之文
商工観光労働部長	平松 吉田	吉田	玉畑	児玉	小牧	中田	北東	隈弘正
農政水産部長	吉池 吉村	吉村	平松	吉田	玉畑	児玉	小牧	中田
国土整備部長	平川 居川	居川	吉池	吉田	玉畑	児玉	小牧	中田
宮崎国スポ・障スポ局長	高日 野川	野川	平川	居川	吉池	吉田	玉畑	児玉
会計管理者	高日 野川	野川	高日	吉池	吉田	玉畑	児玉	中田
企業局長	吉田 吉平	吉平	高日	吉池	吉田	玉畑	児玉	中田
病院局長	吉田 吉平	吉平	吉田	吉池	吉田	玉畑	児玉	中田
財政課長	吉田 吉平	吉平	吉田	吉池	吉田	玉畑	児玉	中田
教育課長	吉田 吉平	吉平	吉田	吉池	吉田	玉畑	児玉	中田
警察本部長	吉田 吉平	吉平	吉田	吉池	吉田	玉畑	児玉	中田
代表監査委員	吉田 吉平	吉平	吉田	吉池	吉田	玉畑	児玉	中田
人事委員会事務局長	鶴前 古谷	古谷	吉田	吉池	吉田	玉畑	児玉	中田

事務局職員出席者

事務局長	川畠 敏彦	彦通	史人	司友
事務局次長	久保範博	範博	耕信	憲彩
議事課長	菊池	菊池	古谷	鶴前
政策調査課長	西久保	西久保	田鶴	鶴前
議事課課長補佐	佐古谷	古谷	田鶴	鶴前
議事課議事担当主幹	田耕信	耕信	鶴前	鶴前
議事課主任主事	鶴憲彩	憲彩	鶴前	鶴前

◎ 一般質問

○日高陽一副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決、議案・請願の委員会付託及び決算議案の上程であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、荒神稔議員。

○荒神 稔議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。県政へつなぐ自由民主党、都城市選出の荒神稔でございます。

今日は傍聴の方、ありがとうございます。

今年は、戦後80年の節目の年でした。さきの大戦で、将来の家族やふるさとをはじめ、国のために犠牲となられた多くの方々に、おかげさまと感謝の気持ちがある私自身が、当時の皆様に、今の社会をどう思われるか、時折、自問自答する際、実に複雑な気持ちがあります。

また今月は、防災の日から、高齢者を敬う敬老の日の9月でもありました。

それでは、住んでよかったです、住みたい宮崎県と思える執行部の答弁を期待して、通告に従い質問いたします。

まず、知事にお尋ねいたします。

人口減少や少子高齢化が進む社会経済状況に対応するため、市町村の行財政基盤を強化し、専門的な行政サービスの提供を可能とする施策として、過去に国が強力に推進した平成の合併がありました。

今政府は、都道府県域を越えた産業や観光の振興を支援する新たな制度を創設し、広域リージョン連携と位置づけ、本年度内にも始める方針で、関西、中国、九州地域の3か所が当初の候補と報じられています。

人口減少や高齢化で単独の自治体では大胆な施策の展開が容易でなく、「県域を越えた連携の方向性を見なければいけない」と語っておられます。

このことは、以前、平成の合併を進める中で、現在の都道府県を廃止し、基本的に道州と市町村で担っていく形として、道州制の議論が始まり、広域の地方自治体をつくることを目的とした制度で、行政効率と地域の自立性を高めることが道州制の主な狙いでもありました。

しかしながら、現在、道州制の議論は下火になつておるようですが、なぜ道州制の議論は進まないのか、また、どのように考えておられるのか、河野知事にお伺いいたします。

次に、キャッシュレス決済など公金収納方法が多様化する中で、収入証紙の取扱いについて伺います。

現在、県の公共施設使用料や各種手続における手数料の収納においては、その多くが県の発行する収入証紙を用いており、行政手続の電子化が加速する中で、本年7月には、県において、第1号となる電子申請からキャッシュレス決済による公金収納まで、一連の手續が導入されました。今後、このことが県民の利便性向上に資するものと期待しているところです。

一方で、キャッシュレス決済の普及が進むにつれて、収入証紙の利用機会は減少していくものと想定され、収入証紙の制度の維持には様々なコストが生じていることから、費用対効果に影響があると考えます。

全国的にも、都道府県の約半数が収入証紙を廃止、また廃止の方針を出されており、また、本議会でも同僚議員から質問があることから、本県においても、利便性向上と財政効率化の観点から、収入証紙の廃止の方針を打ち出す時期

ではないかと考えますが、地方自治体の金庫番とも呼ばれる平山会計管理者にお伺いいたします。

3項目めに、公金収納方法の多様化に関連して、交通違反をした反則金については、金融機関において現金で支払いを行っておりますが、本県の反則金納付の現状とその使い道について、警察本部長にお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わり、以後の質問は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えします。道州制についてであります。

道州制は、我が国の統治機構を根底から見直す改革になりますて、それを進める上では、相当な検討、そして膨大なエネルギーが必要になつてまいりますし、導入に当たりましては、広く国民の理解を得ることが不可欠であります。

現在、インフラ整備が遅れている地域と都市部との格差拡大の懸念や、道州間、道州内の財政調整の在り方など、大きな論点を抱えたまま現在に至っております。

このような中、人口減少、少子高齢化は想定を上回るスピードで進んでおり、市町村においては、人材や税収の確保をはじめ、福祉・医療等の行政サービスの維持、相次ぐ災害への対応など多くの課題に直面しており、市町村を補完する県の役割はますます重要になってきているものと考えております。

一方、九州においては、広域での連携という取組が進んでおりまして、大規模災害時に被災県を支援する枠組みや、半導体人材を九州全域で育成する組織など、各県が県域を越えて連携する新たな取組も積極的に進められているとこ

ろであります。

国が進める広域リージョン連携構想においても、九州の取組というのは一つのモデルとして紹介されている、そのように評価いただいているところであります。

県としましては、引き続き、地域経営の主体となる市町村をしっかりと支えるとともに、九州各県との広域的な連携も図りながら、県民一人一人が安心と豊かさを実感できる宮崎の実現に取り組んでまいります。以上であります。

〔降壇〕

○会計管理者（平山文春君）〔登壇〕お答えします。収入証紙の取扱いについてであります。

社会の様々な分野でデジタル化が進展する中、公金収納についてもキャッシュレス化を推進し、利便性の向上と効率化を図ることが重要だと考えております。

収入証紙につきましては、全国の廃止状況等を踏まえ、本県でも収入証紙に代わる新しい方法での収納が可能か、現在、全府的に調査・検討を行っております。

収入証紙を廃止した場合には、証紙売りさばき人や公共施設等の利用者、各種試験等の受験者など、影響を受ける方が多く、また、現金を希望される方の納付手段も確保しておく必要があるため、今後、証紙廃止の是非を含め、入念な調査と慎重な検討を行い、方針が決定された際には、丁寧な説明が必要と考えております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（平居秀一君）〔登壇〕お答えします。反則金納付の現状と使途内容についてであります。

本県の令和6年中の反則金納付件数は約1万3,000件で、納付額は約1億3,000万円となって

おります。

反則金は、国庫に納められた後、交通安全対策特別交付金として、毎年、都道府県及び市町村に交付され、交通安全施設の整備費用に充てられております。以上であります。〔降壇〕

○荒神 稔議員 それぞれ答弁ありがとうございます。

道州制について答弁いただきましたが、人口減少、少子高齢化は想定を上回るスピードで進んでいる、そして、人口減少の中でも、県民一人一人が豊かさを実感できる宮崎の実現に取り組むとの答弁がありました。

今後、県民の豊かさには、2040年の社会保障問題の解決策が大変重要な施策になると思います。私が懸念していることは、生産年齢人口の減少の中で、後期高齢者の増加に伴う現役世代の負担増をどうするかであり、改めて私は広域行政の必要性を感じました。

それでは、先ほど、収入証紙の取扱いについて平山会計管理者に答弁いただきましたが、再度お尋ねいたします。

収入証紙の取扱いについては、今後検討が進められ、方針が示されるものと受け止めましたが、公金収納について、県民の利便性向上を図るためにには、コンビニ収納やクレジットカード、スマートフォン決済アプリなど、多様な収納方法の提供が重要と考えますが、公金収納方法の多様化に今後どのように取り組んでいくのか、会計管理者にお伺いいたします。

○会計管理者（平山文春君） 県では、公金収納の多様化の取組として、コンビニ収納やクレジットカード決済に加え、スマートフォンアプリによるバーコード決済や電子申請と連動したキャッシュレス決済など、様々な収納方法の拡大を図っております。

このような中で、納入通知書により収納している地方税以外の使用料・手数料等についても、スマートフォンによるQRコード決済などが可能となるよう、今年度の新規事業「e-LTAXを活用した公金収納デジタル化事業」で、来年9月の収納開始に向けたシステム改修を鋭意進めております。

今後も県民の利便性向上の観点から、デジタル社会に対応した公金収納の多様化に、各部局と連携して積極的に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 平山会計管理者、答弁ありがとうございます。積極的に取り組むという答弁を確認しました。

次に、先ほど、警察本部長より反則金の現状と使途内容について伺いました。反則金は、直接、警察本部の歳入となるのではなく、国庫に納められた後、交通安全対策特別交付金として、都道府県及び市町村に交付されるという答弁がありました。

当該交付金の本県における使途内容は、次の機会に総務部にお尋ねいたします。

反則金の納付方法として、インターネットバンキング納付が他県で試行運用されていることから、今年、常任委員会で島根県の取組を視察してきました。

本県の警察本部は、インターネットバンキング納付についてどのように考えておられるのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君） 反則金の納付につきましては、納付者と金融機関の負担軽減のため、警察庁が令和3年6月から、島根県と秋田県において、ATMやインターネットバンキングでも納付できる制度を試行運用しております。

反則金の納付方法につきましては、今後、イ

ンターネットバンキングも含めた多様化に向け、警察庁の方針に沿って検討を進めてまいります。

○荒神 稔議員 警察庁の方針に沿って検討するという答弁をいただきました。

それでは次に、人口減少社会の対応策について伺います。

道州制についての答弁で、人口減少、少子高齢化は想定を上回るスピードで進んでいると述べられましたが、人口減少に歯止めがかからぬ中で、全国知事会で人口減少対策を統括推進する府レベルの司令塔設置を国に要請していることから、本県に司令塔設置が期待できる政策内容とは何なのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国、地方におきましては、これまでもそれぞれ様々な対策に取り組んできたものの、いまだ全国的に少子化に歯止めがかからず、人口減少が加速しております。このような状況において、今こそ国、地方、国民が一体となってこの困難な課題を克服していくなければならぬ局面にあると、そういう強い危機感を抱いておりますし、これは全国の知事が共有している問題であります。

このため全国知事会では、国に先駆けて全都道府県が参加する人口戦略本部を立ち上げて、最重要課題として取り組んでいるところでありますし、国に対し、人口減少問題を国政の最優先課題に位置づけた上で、省庁の枠を超えた司令塔を設置し、分野横断的な実効性のある対策を総合的かつ戦略的に推進するよう求めているものであります。

現時点では、国において具体的な動きはありませんが、本県としましては、司令塔による強いリーダーシップの下で、幼児教育・保育の完

全無償化や子供医療費助成など、地域間格差が顕在化しております子育て支援策の全国一律での実施をはじめ、関係人口の創出・拡大や地域産業の振興といった、地方の創意工夫を凝らした取組に対する税制面及び財源措置等でのさらなる支援を期待しているところであります。全国知事会と連携しながら、しっかりと国に働きかけてまいります。

○荒神 稔議員 少子化は1970年代から始ましたとされています。その当時から、国、県が真正面から取組をされていたらと、今になって私は悔やむ思いが募ります。今後は、最優先課題として、子育て支援策の全国一律での実施を求めるとの答弁を述べられましたので、国の責任において、知事のリーダーシップで日本の国策として取り組まれる司令塔設置に期待して、次に、関係人口についてお尋ねいたします。

日常生活や通勤以外で特定の地域に継続的に関わり、地方の農業や地域と結びつきの強い、支え合う関係人口を望むところでございます。

本県の活力ある地域づくりのために、関係人口創出が重要と考えますが、どのように取り組んでいくのか、本県にとって関係人口の捉え方が理解しにくいことから、国が関係人口に関する報告書を取りまとめた当時、総合政策部長であられた日隈副知事にお尋ねいたします。

○副知事（日隈俊郎君） 関係人口でありますが、人口が減少する中にあっても、都市と地方の多様な人材が交流し、お互いの知識や経験を生かして、地域の課題解決や新しい価値の創造により、本県においても、それぞれの地域の活力を高めることができるものと認識しております。また、地方創生2.0においても、改めて注目されているところであります。

県では関係人口を創出するため、市町村と連

携して、ひなた暮らし体験促進事業などにより、これまで、都市部の方々に、県内で働き、収入を得ながら地域に滞在していただく取組や、都市圏での交流会の開催など、様々な施策を展開してまいりました。

これらの取組によりまして、地域との継続的な交流が行われ、例えば、ふるさと納税を始められる方や特産品を活用して商品開発に取り組む方、二地域居住をしながらゲストハウスを経営する方、あるいは神楽や祭りなど伝統文化の継承に貢献いただく方など、様々な形での関係人口が生まれてきております。

県としましては、引き続き、国の動きなどを踏まえながら、市町村や関係団体と一緒にとなって、関係人口を創出するための取組をより一層推進してまいります。

○荒神 稔議員 都会で働く人にとってどういうメリットがあるのか明確にすることが、持続的な関わりを生み出すことになるのではないかと思っております。本県の取組課題等を検証され、実になる事業となりますことを期待して、次に、里親制度についてお伺いいたします。

このことは、以前から図師議員が専門的な観点から質問されておりますが、今回は私なりにお尋ねいたします。

質問に入る前に、まず、里親、ファミリーホーム、児童養護施設等の関係者に改めて感謝を申し述べてお尋ねいたします。

生まれて間もなく親から殺害、遺棄などされた赤ちゃんは、こども家庭庁によると、約20年で185人に上るとあります。

過去に県内でも発生した事案もあり、また、本県の児童虐待相談対応件数も、令和4年度に2,019件と過去最高を記録し、近年では高止まりの状況にあることから、県では宮崎県社会的

養育推進計画を策定されています。

この計画では、令和11年までに里親登録率130%の受皿を確保し、現在の子供の数を48人から135人への数値目標が掲げてありますが、数値目標を急ぐあまり、里親委託が不調になった子供は、帰る場所さえなくなります。

そこで、本県の社会的養育推進計画の里親委託の数値目標にとらわれることなく、子供は大切な宝であり、ものではないとの私の思いから、児童の施設入所と里親について、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 様々な事情で家庭での生活が困難な子供については、施設への入所や里親への委託といった形での養育を検討することとなります。

施設への入所につきましては、児童指導員や心理司など専門的な支援体制が整っており、同世代の子供たちと集団生活することで、協調性や社会性が身につくとされています。

また、里親への委託につきましては、深い愛情を持って育ててくれる親代わりの里親との間に信頼関係が生まれ、安心感の中で自己肯定感が育まれるとされております。

里親委託については、数値目標を掲げてはおりますが、養育先の選定に当たっては、施設、里親それぞれの養育環境の利点を考慮しつつ、子供の意向や状況等を十分踏まえた上で、子供にとって最善なものとなることを第一に決定しております。

○荒神 稔議員 現社会では、共感を求める相手にA Iがナンバー1に選ばれる時代の中、日本の家庭教育の力は、以前より強くなっているとは言えないと言られています。逆に、ゲームやスマホの普及により、養育力は弱くなって、親の言うことは聞きません。

教育委員会の課題にも、いじめ・不登校問題が掲げてありますが、家庭で兄弟の多い子供と少数の子供では、問題の対象が異なるようです。施設等の共同生活では、いじめ・不登校問題には縁遠いと聞いております。我が家の5人の子育てを思い出しても、子供たちは、家より学校の友達、悩みは兄弟、友達で解決が多くあった我が家の子育てでありました。

子供にとって最善になることを第一に考えられて、計画の数値目標にとらわれることのない政策を強く要望して、次に移ります。

今や即戦力となる外国人材の受け入れ状況については、国内に外国人が2024年12月末で約376万人とあり、本県には前年度比18%増の約1万1,500人余で、過去最多であります。

県は昨年12月、特定技能人材の確保・育成を目的とした覚書を締結しております。当時の農政水産部長は、今後ますます県内での特定技能人材の受け入れが加速することを期待していると語られています。

また、本県は、外国人材の受け入れや定着を促進する相談窓口の運営も委託しております。

先月、私は小村寿太郎弁論大会を見る機会があり、高校生代表10人の中に、外国出身の2人が出場されていました。

その1人、アフガニスタン生まれの高校2年生の女子生徒が、祖国の教育制度は、タリバンによる政権後、女子の中等教育、高等教育が禁止になり、女子が教育を受けられるのは小学校卒業までとなっており、教育を受ける機会が大幅に制限されたと発表され、「女の子だから」という理由が印象に残りました。

そこで、日本における外国人児童生徒の義務教育段階における就学について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 外国人児童生徒には、我が国の義務教育への就学義務はありませんが、公立の義務教育課程の学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で学校に受け入れ、教科書の無償配付や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会が保障されております。

そのため、就学を希望する際には、保護者と当該市町村教育委員会で、日本語の習得状況やこれまでの学習状況を確認した上で、適切な学年を決定し、公立小中学校への就学手続を行っております。

○荒神 稔議員 答弁ありがとうございます。

今年、常任委員会で、都城市内の苦労されている小学校の現状を視察しました。

本県の外国からの児童生徒は令和7年5月1日現在141名で、日本語指導が必要な児童生徒は102名がありました。外国人の児童生徒が県内に均衡にいるわけではなく、宮崎市、都城市に多く偏りがあるようです。

日本語指導を必要とする児童生徒の増加に対応するための指導・支援体制について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 議員御指摘のとおり、日本語指導が必要な公立小中学生の数は、令和7年5月1日時点で102名であり、年々増加していることから、県教育委員会では、指導・支援体制の充実に取り組んでおります。

具体的には、帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業において、市町村が学校に配置する日本語教育サポーターの経費を一部補助するとともに、当該サポーターに対し、適切な助言等を行う専門性を有する教員4名を各地域の拠点校に配置しております。

今後、より効果的な日本語教育を行うため

に、県が配置する専門性を有する教員が直接、来日間もない児童生徒への日本語の初期指導や、ＩＣＴを使った学習支援を行うとともに、配置職員の増加を図るため、国に対し財源のさらなる充実を求めてまいります。

○荒神 稔議員 県は受入れが万全だから、人材受入れ・定着のために、外国人材受入・定着支援センターの運営委託や、海外大学と連携合意及び覚書を締結されたと思います。

少なくとも、都城市内の学校においては、県の責任として十分な支援が急務であることを強く要望して、次に移ります。

県独自の備蓄米の必要性については、前回、佐藤雅洋議員も質問されていますが、私からもお尋ねいたします。

農業県の宮崎県として、本県が災害に備え、米を備蓄することは重要と考えますが、県独自で常日頃から米を備蓄することの必要性について、県の考えを農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 食料安全保障の観点から、国は米の備蓄を行っており、災害が発生した場合、その範囲で、知事または市町村長の求めに応じ、緊急的に災害救助用米穀を引き渡す制度があります。

この制度は、平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震で活用され、被災地での食糧不足等の解消につながったと伺っております。

県としましては、毎年、農林水産省との間で事務手続等の確認を行い、迅速に制度を活用する体制を整えていることから、米について、独自に備蓄することは考えておりません。

引き続き、国や市町村、ＪＡ等とも連携しながら、制度の運用をしっかりと確認し、万一を想定した準備に努めてまいります。

○荒神 稔議員 県として災害対策の体制が

整っているから、県独自では備蓄は考えていないとの答弁を確認しました。

次に、先人が植え育てた恩恵で、本県は杉丸太生産量約172万8,000立方メートルで34年連続日本一、そして2位は秋田県です。

それでは、生産量日本一にとらわれず、本県の山林所得向上のために、付加価値の高い県産材の出口対策にどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 森林所有者が十分な利益を確保し、持続的な森林経営を行っていくためには、新たな木材需要の創出や付加価値を高める出口対策が重要であります。

このため県では、新製品開発の推進を含め、品質、性能の確かな製材品の加工・流通体制の強化や、県外消費地での商談会、海外プロモーションによる販路開拓などに取り組んでおります。

また、昨年、木材加工事業者が設立した「みやざき木質化技術開発・利用拡大推進協議会」にオブザーバーとして参加し、建築物からデッキやトラック荷台などの非建築分野まで、県産材活用を広く普及するための助言等を行っております。

今後とも、関係団体等と連携しながら、県産材の高付加価値化に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 県産材の活用として、県外、国外への販路開拓に取り組むとの答弁でありました。早速ですが、やる気を見せるために、林野庁の森林・林業基本計画に盛り込まれている木材のよさや木材への親しみを深める木育推進のために県が活用している木製額縁を、まずは県立高校卒業証書の額縁に活用する取組はいかがかと思うわけですが、この件を提案して次に移ります。

伐採、集約、集積の課題に対応するとともに、再造林目標達成のためにも、森林整備を進めるに当たり、地籍調査を推進することが重要であると考えますが、県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 適切な森林管理や土地取引の円滑化を図るために、地籍調査の推進が重要であることは認識しております。

県内の地籍調査の進捗率は昨年度末で74.2%ですが、市町村によっては、調査の着手時期が遅れたことや、地権者の相続及び境界の確認に時間を要したことから、進んでいないところもあります。また、調査が未完了の区域は、その約7割が林地となっております。

このため、広範囲の測量が可能となるドローン等を用いたリモートセンシング技術の活用や図上での境界確認、森林境界明確化事業の測量成果の活用などを市町村に対して助言しております。

今後とも、必要な予算を国に要望するとともに、市町村等と連携し、地籍調査を進めてまいります。

○荒神 稔議員 県内の自治体の進捗率をお聞きしますと、完了した自治体があれば、進捗率が20数%から40数%の遅れている自治体もありますので、今後は進捗率の低い自治体に助言をお願いします。

また、平成18年度から導入した宮崎県森林環境税は、令和6年度は約3億2,000万円あります。二重課税感の解消の取組として税のネーミングや、山林等の周知方法として秋田県が実施しているバスのラッピング広告活用を要望して、次に移ります。

スマート農業については、先週、山下県議も

専門的に質問されましたが、私も同感でございます。

少子化問題が続く中、高校の無償化に伴い、公立高校は危機的な状況であります。今が正念場だと思いますので、農業県である本県の農業系高校の魅力化を今後どのように図っていくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 各地域の農業系高校は、それぞれ100年を超える長い歴史の中で、多くの担い手を輩出し、本県の基幹産業である農業を支える役割を果たしてきました。

一方で、農業を取り巻く状況は大きく変化していることから、日本の食を支える根幹である農業に魅力と将来性を持ってもらえるよう、これまでの教育内容に加え、国が進めるスマート農業など高度な技術を学ぶ環境も整えることで、農業系高校の魅力化が図られるものと考えております。

また、これらの取組を小中学生やその保護者にしっかりと伝えていくことで、農業に対する志が高い子供たちがこれまで以上に集まるものと考えております。

○荒神 稔議員 答弁ありがとうございます。

念を押しますけれども、少子化、そして高校無償化というときに、大変スピード感のある政策が一番に頭をよぎります。迅速にスマート農業教育を充実させるには、産業界と連携した支援の取組が、学生にとってスピード感のある教育政策だというふうに思っております。このことを要望して、次に移ります。

全国的に農地バンクで地域外の農業者に貸し出す農地が増えていることから、中山間地域の農地を守るために地域外から担い手を呼び込むには、地域計画における農地管理対策に、スピード感のある取組として、農地集約に取り組

む地域の支援事業が大切だと思います。その支援事業について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県では、中山間地域など、地域外から農業の担い手を呼び込みたい地域に対し、国の集約化奨励金交付事業を活用し、農地の集約化や担い手の算入を促進しています。

本事業は、将来の耕作者が決まっていない農地を含め、複数の農業者の分散している農地を一旦農地バンクが預かり、一固まりの農地として担い手に貸し出す取組を、中山間地域等が主体的に行うものです。

本事業による集約化の状況に応じて、地域に対し、10アール当たり5,000円から3万円の奨励金が交付されるため、農地の集約化に取り組む地域の後押しにつながると考えております。

今後とも、市町村と連携しながら本事業を推進するなど、中山間地域の農地を守る取組を支援してまいります。

○荒神 稔議員 今朝の報道によりますと、農地の外国人取得問題が上がっておりました。その中でも、中国の農地取得が多かったようでございます。

今後、担い手不足、高齢化による離農や鳥獣被害による耕作放棄地が増える中で、答弁された農地の支援があっても、もう遅いと話される農家の声もあります。

中山間地域では、畑地かんがい用水地域の農地も同様に、耕作放棄地の増加の一途を懸念しているところでございます。

のことから、次に、畑地かんがい用水の木之川内ダム小水力発電推進の取組について、昨年に引き続き、木之川内ダムの小水力発電ポンシャルの再評価について、その結果と対応策

を企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（松浦直康君） 令和2年度に地元の土地改良区が開発を断念いたしました木之川内ダムの小水力発電開発につきましては、昨年度、改めて再評価を行ったところであります。

その結果、年間を通じて発電に利用できる水量が少ないとや、昨今の建設資材高騰の影響などによりまして、企業局における事業化も現時点では困難と考えております。

こうした中、今年度、連携協定を締結いたしました民間企業におきましては、コストダウンのため、小水力発電に関する自社製品やノウハウを活用できることから、民間による事業化の可能性を調査していただいております。

結果につきましては、今年度中に、土地改良区をはじめとする地元関係者の皆様に御報告することとしておりまして、引き続き開発の助言等を行ってまいります。

○荒神 稔議員 答弁ありがとうございます。

今の答弁では、結果については、土地改良区をはじめとする地元関係者に、今年度中に報告されることを確認しました。今日は関係者もいらっしゃるようでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは次に、畑地かんがい用水地域の荒廃農地の増加に伴う県営事業の見直しについてお伺いいたします。

畑作経営の安定を図ることを目的として、3,966ヘクタールの畑地を対象に昭和62年から事業に取り組まれ、平成22年までに木之川内ダムの基幹水利施設が整備されています。

受益地までを整備する県営事業につきましては、全体で52地区が計画され、事業進捗率は約62%であります。現時点での事業完了予定は、15年後の令和22年3月完了が見込まれております。

す。こういう時世です。これが早くなることは考えられません。

未採択の地域は中山間地域に多くあることから、人口減少に伴う担い手不足もあり、今後の農地や水路等の管理を懸念する地元の声も多く聞かれます。

土地改良区の維持管理費等は年々膨らみ、都城市の調査によると、令和6年度末時点で畠かん事業受益地内の遊休農地は約130ヘクタール、さらに増加するおそれがあり、現在の水利用の農地面積は僅か約6%です。今後の県営事業の推進が難しくなると私は危惧しております。

都城盆地地区の県営事業について、今後どのように進めていくのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 御質問にもありましたとおり、都城盆地地区の県営事業は、令和6年度時点で全体受益の約6割に当たる2,427ヘクタールが採択となっている一方、約4割の未採択地域は、そのほとんどが中山間地域に位置しており、高齢化や土地持ち非農家の増加に加え、それぞれの農家が所有する農地が狭く分散している状況にあります。

このため県としましては、まずは地域計画の話し合いの場を通じて農地の集約化を進め、地域外を含めて、担い手が参入しやすい環境を整えることが重要であると考えています。

その上で、地域としっかり対話し、都城盆地地区の将来像について、地域の意向や担い手のニーズを把握しながら必要な整備を行ってまいります。

○荒神 慎議員 地域外から担い手を呼び込むという答弁がございました。水利用が可能であるエリア、こういう地域が荒廃しないように、

農地を貸し出す政策や土地改良区の維持管理等の軽減策として、企業局長のおっしゃいました木之川内ダムの小水力発電開発の取組を強く要望します。

次に、今年3月、待望の都城志布志道路約44キロが全線開通いたしました。

まず冒頭に、都城志布志道路整備に御尽力いただき、この日を心待ちにされていた一人でもありました、元県土整備部長、前都城市副市長の児玉宏紀さんが、開通を待たずに昨年他界されたことが大変残念であります。

それでは、知事にお尋ねいたします。都城志布志道路開通における経済効果への期待を知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国や鹿児島県とともに整備を進めてきた都城志布志道路は、計画から30年を経て、今年3月に念願の全線開通を迎えました。都城市を中心とした南九州圏域の広域的な道路ネットワークが形成されたところであります。改めて、県議会をはじめ御尽力いただいた全ての皆様に、心からの感謝を申し上げます。

私もこの道路を通る機会は多いんですが、平日、休日に限らず、非常に交通量が多いなということを実感しておりますし、既に市街地では主要交差点の渋滞が解消されるなどの効果が発現していると伺っております。

また、インターチェンジ周辺では、工業団地のさらなる造成工事が進められており、企業進出による新たな雇用の創出に加え、農畜産業の活性化や、広域的な救急医療活動の充実なども期待されるところであります。

さらに、南海トラフ地震など大規模災害時の後方支援拠点都市である都城市と沿岸地域が信頼性の高い道路で結ばれることにより、迅速な

応急復旧活動や支援物資の輸送が可能となるものであります。

今後、このような都城志布志道路の全線開通の効果を県内全域に広く波及させるため、高速道路をはじめとする幹線道路の整備を積極的に進めていき、暮らしや経済を支える社会資本の構築に全力で取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 答弁ありがとうございます。

都城インターチェンジ周辺では、先ほど知事が申し述べられましたように、さらなる造成工事で、企業進出による新たな雇用創出が期待されるようでございまして、企業立地についても大変な問題がございますけれども、企業立地の支援についてお伺いいたします。

市町村が整備する工業団地に対して、県の強力なバックアップが必要と思います。県の取組を商工観光労働部長に伺いますが、市町村が整備するに当たって、県の強力なバックアップという内容に重点を置いて、答弁をお願いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 近年、企業の投資が活発化する一方、産業用地不足が課題となっております。

このため県では、従前より実施している市町村の工業団地整備に係る調査事業等に対する補助に加え、昨年度から、半導体関連企業等の誘致を主目的とする工業団地整備への補助についても、約4,000万円の予算を措置し、市町村への支援を強化しております。

また、今年5月には、新たな取組として、「みやざきの提案・要望」において、知事が国に対し、工業団地整備促進のための財政支援の拡充を要望したところであります。

県としましては、今後とも、市町村と意見交換を行いながら、企業ニーズに即した工業団地

整備を促進してまいります。

○荒神 稔議員 答弁にありました、国に財政支援の拡充を要望し、市町村と意見交換を行なながら対応されることですが、仮に各自治体でなく、県独自で工業団地整備事業に取り組まれたとしたら、多額な事業となることから、頑張っている自治体の努力が報われる支援策を考えてほしいと強く要望して、次に移ります。

今回の代表質問でも、日高博之議員や図師議員から新幹線について質問がありました。

新幹線といった大型プロジェクトを実現するには、県民が一丸となって整備推進を求めていくことが重要であると考えますが、新幹線整備に向け、県民に対する機運醸成にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 新幹線の整備は、長い時間をかけて国家プロジェクトとして進められるものであります、県民の理解と熱意が大変重要になってまいります。

このため、県が事務局を担う宮崎県鉄道整備促進期成同盟会では、新幹線整備に対する県民の関心を高め、議論の活性化を図るため、昨年度の県によりますルート調査に続き、本年度は、新幹線の整備や開業に伴う経済波及効果について調査を行ったところであります。

同盟会では、これらの調査結果につきまして、今年は12月に延岡市で開催を予定しております県民向けのシンポジウム等を通じて周知を図るほか、本年3月に決定した東九州新幹線のロゴマークを活用したPR活動を行うこととしております。

このような取組を積み重ねながら、また沿線の各自治体とも連携しながら、引き続き、県民に対する機運醸成に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 機運醸成のために、来年は延

岡市で開催ということでございましたが、昨年度のルート調査では、日豊本線ルートの鹿児島中央と宮崎の間を先行的に部分開業することを想定した、鹿児島中央先行ルートの調査が行われています。

九州新幹線では、博多ー新八代より、新八代から鹿児島中央間が先行して整備されております。東九州新幹線でも、鹿児島中央から宮崎間の先行整備が考えられると私は思っています。いかにスピード感を持って宮崎につなぐかが大切だと思っております。

我々宮崎県議会は、熊本、鹿児島、宮崎の3県で組織する南九州観光振興議員連盟の会員として、昨年の同大会では、新幹線の連結に向けた整備促進等を決議しているところでもあります。南九州の振興の視点からも、機運醸成を図っていただけることを願います。

次に、先人の御尽力で、吉都線沿線のまちづくりがあります。吉都線の存続に向けた利用促進の取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 県では、吉都線の維持を図るため、沿線自治体で構成する利用促進協議会と連携し、駅の環境整備を行う地域住民への支援や、遠足等で吉都線を利用する団体への運賃補助を行っております。

また、沿線風景を撮影するツアーや駅を起点としたウォーキングイベントなど、吉都線を利用するイベントを開催してきており、今年度も同様に実施を予定しております。

さらに今年度は、通勤・通学での利用促進につなげるため、定期券代を1か月分全額補助する事業にも新たに取り組んでおり、今月から募集を開始したところです。

吉都線は地域住民の日常生活を支える基盤で

ありますので、引き続き、地域と一体となって様々な利用促進策に取り組み、路線の維持につなげてまいります。

○荒神 稔議員 吉都線については、知事も吉都線に乗られていろいろと感想を述べいらっしゃいますが、改めてお礼を申し上げます。

我が都城市にも、宮崎市に次いで外国人が数多く生活されています。その方々の唯一の交通手段は、吉都線をはじめとする公共交通機関です。

外国人の受入れ体制のさらなる充実を要望して、次に、宿泊税の導入についてであります。

宿泊税の導入に向けた検討を進める必要があると私は考えますが、知事の考え方をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 宿泊税は、観光地の魅力向上や受入れ環境整備などの観光振興に係る自主財源を安定的に確保する上で有効な手段でありますことから、多くの自治体で導入や検討が今進められているものと承知しております。

2002年に東京都が初めて導入して以降、追隨する自治体はございませんでしたが、ここ数年は、オーバーツーリズムと言われるようなインバウンド観光客の急増に悩まされる自治体がその対策財源として導入を進める、そのような動きが展開しているところであります。

一方で、宿泊税の導入は、現場において宿泊事業者における徴収や納入などの事務負担、レジシステム改修の費用負担などが懸念され、検討を進めている自治体では、物価高や人手不足等の影響により、厳しい経営状況にある宿泊事業者などから、慎重な意見が寄せられているとも伺っております。

また、観光目的の法定外目的税として導入される宿泊税ですが、観光目的以外の宿泊

者に対しても負担を求める、その課税根拠をどう考えるのか、それは整理すべきではないか、そういうような理論上の問題点、課題というのも指摘されているところであります。

現在、全国的には観光需要が大きく拡大し、コロナ禍前の水準を上回る中、本県においてはいまだ回復途上でありまして、まずはコロナ禍前の水準に戻すことを最優先事項として全力で取り組んでいるところであります。

宿泊税の導入につきましては、本県観光の回復状況を見極めつつ、また、他県の動向や宿泊事業者など関係者の声を伺いながら、慎重に研究を進めてまいります。

○荒神 稔議員 答弁ありがとうございます。

しないがための理由はいっぱいある。でもメリットもある。このことも頭に置いていただきて、宿泊税は法定外目的税です。宮崎市も導入の方向であると聞いております。これは宮崎県が取るんじゃなくて、宮崎市が導入するわけですので、県外から見たら、宮崎県というふうな錯覚をする方もいらっしゃるかもしれません。

東京もそうですが、本県より自主財源が勝る知事のふるさと広島県も来年から導入されるようです。

それでは最後に、都城市は、九州高速道路の高崎ー山田間におけるスマートインターチェンジ調査事業を6月補正予算に計上されました。また、このことは、地元自公連、商工会、様々な官民連携で、11月に決起大会も予定されていいると聞いております。

このような中、県として、今後、連携して全ての整備の取組に御協力いただく、また御指導いただくことを願い、私の全ての質問を終わります。

また、質問のために、財政課をはじめ、数多

くの執行部の職員の皆様にお礼を申し上げて終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高陽一副議長 次は、齊藤了介議員。

○齊藤了介議員〔登壇〕（拍手）自由民主党の齊藤了介でございます。

質問に入ります前に、少しだけお話をさせていただきます。

毎年呼んでいただきます保育園の卒園式、ここで卒園児が暗唱して保護者や我々来賓に聴かせてくれる、一つの詩があります。御存じの方もいらっしゃるかもしれませんけれども、「あたりまえ」という詩です。

あたりまえ

こんなすばらしいことを、みんなはなぜよろこばないのでしょう

あたりまえであることを

お父さんがいる

お母さんがいる

手が二本あって、足が二本ある

行きたいところへ自分で歩いてゆける
手をのばせばなんでもとれる

音がきこえて声ができる

こんなしあわせはあるでしょうか

しかし、だれもそれをよろこばない

あたりまえだ、と笑ってます

食事が食べられる

夜になるとちゃんと眠れ、

そして、又朝がくる

空気を胸いっぱいにする

笑える、泣ける、叫ぶこともできる

走りまわれる

みんなあたりまえのこと

こんなすばらしいことを、みんなは決してよろこばない

そのありがたさを知っているのは、それをな

くした人たちだけ

なぜでしょう

あたりまえ

この詩を毎年、卒園児、まだ小学校入学前の子供たちが大きな声で暗唱してくれるんですけれども、これは、骨肉腫で右足の膝から下を切断、後に肺に悪性腫瘍が転移し、1979年、32歳の若さでお亡くなりになりました富山県出身のお医者さん、井村和清さんが、お亡くなりになる直前に、幼い長女とおなかの中の次女に送った詩であります。

「飛鳥へ そしてまだ見ぬ子へ」という題名で映画化されたので、御存じの方もいらっしゃるかと思います。

改めて私も、こうして議員として質問できることを当たり前と思わずに、県議の職を与えていただいていることに感謝し、誠心誠意、質問させていただきますので、知事や各部長、教育長、警察本部長も、その職にあることを当たり前と思わずに、誠実な答弁をお願いしたいと思います。

それでは質問に入ります。

まず初めに、知事の海外におけるトップセールスについてお伺いいたします。

9月定例県議会開会日の知事の提案理由説明の中で、6月の台湾、7月のフランス、8月のアメリカ並びに韓国と、知事の海外におけるトップセールスについて説明がありました。

各国での県産品の輸出拡大や県人会との連携強化、航空路線の要望活動、スポーツ合宿誘致、インバウンドの誘致促進と、いずれも大変重要な活動であると考えます。

知事が世界を回られることは、本県を世界から俯瞰して見ることで、世界で日本はどのような国にならなければならないのか、その上で、

我が国における宮崎県をどのような地方につくり上げていくことが県民の暮らしの安定や幸福につながるのか、政策の大きなヒントにもなると考えられ、ひいてはそのことが、子や孫たちが将来、本県を担う際の大変な道しるべになるのではないかと確信するものであります。

そこで、知事はこれまでの海外におけるトップセールスを通じて、どのようなことを感じ、県民にどのようなことを伝えたいかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、以後は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

トップセールスは、県政のトップである私自らが各国要人との人的ネットワークを構築し、海外との人的・経済的交流を図る上で、大変有効な手段であるとともに、実際に、現地の情勢やニーズ、多様な価値観などを体感し、そこで得られたものを施策に反映させる上で、大変重要な機会となっております。

これまで、世界各国でトップセールスを実施し、県産品の販路開拓やインバウンドの誘致、スポーツツーリズムの推進、航空路線の維持・充実など、一定の成果を得てまいりましたが、とりわけ、国内市場が縮小する中で、本県の経済・産業の活性化を図る必要があり、トップセールスに係る責務の大きさと県民の期待を強く感じているところであります。

昨日、本県の先覚者についての議論がございましたが、先日、大阪・関西万博のイタリア館を案内いただいたときに、その入り口に伊東マンショの肖像が掲げられておりました。

西都市出身のこの少年が、遣欧少年使節団の正使として、リーダーとして大きな仕事をされ

た。若い世代がチャレンジして、そして道を切り開いてきた。そのシンボルとしてイタリア館もその場所に設置して、そういう本県の先覚者、大変大きな仕事をされたということを改めて感じたところでありますし、誇りに思ったところであります。

県民や事業者の皆様にも、積極的に世界に踏み出し、グローバルな視点で人的・経済的交流を深めていただきたいと考えておりますし、引き続き、私が先頭に立って世界の活力を取り込み、「世界を舞台に躍動するみやざき」の実現に向けて、オールみやざきで取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○齊藤了介議員 ありがとうございます。今、知事から伊東マンショのお話を聞いていただきましたけれども、答弁にもありましたとおり、県の教育委員会が行っている世界とつながる高校生海外留学支援事業も、私は一番最初に知ったときに、宮崎県はすばらしい事業に取り組んでいるなど、そうやって若いうちから世界を見せて、また世界から日本を見詰め、そして日本の中で宮崎をどうしていくのか、この視点というのは非常に大事であると思います。

あわせて、昨今、私が考えているのは、我々日本人が日本のことを見らぬ過ぎる。日本の歴史であったり、皇室のことであったり、武士道精神もそうかもしれません。国柄をしっかりと落とし込んで、和の精神、こういったことを、ぜひ知事にも、世界に出ていったときには、日本という国はこんな国なんだということを発信していただければと思います。

次に、テレビ番組「YOUは何しに日本へ?」が私は大好きで、いつも録画して時間が空いたときに見ているんですが、毎回、日本のよさや魅力について、外国の方から教えていた

だきます。

5月に本県で観光庁長官が講演された際にも、秋川観光庁長官から、外国人の日本に対する印象について、「日本は治安がよく、食べ物がおいしく、自然や伝統文化がすばらしい。日本人は親切で礼儀正しい」とのお話を聞きしました。

九州の中で比較しても、本県外国人旅行者の数はかなり低いのですが、逆を返せば、まだまだ伸び代があると考えられるのではないかでしょうか。

知事は、これまで海外を訪問された経験などから、どのようなことが本県へのインバウンドの誘致につながると思われるか、お考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 我が国は、今御紹介がありましたように、食や四季の美しさ、歴史や文化などが高く評価されておりますが、本県には、それらの魅力に加え、温かい県民性や、ゆったりとした暮らしなど、かけがえのない宝があふれています。

例えば、アカデミー賞のアフターパーティーで振る舞われております宮崎牛は、訪問する海外の先々で、その味や品質について称賛の声をいただいております。

また、ゴルフやサーフィンに代表される豊かな自然や温暖な気候を生かしたスポーツ環境、ユネスコ無形文化遺産の登録を目指す神楽などは、いずれも世界に誇れる観光資源であります。

さらに、訪れた人を温かく迎える県民一人一人のおもてなしは、G7宮崎農業大臣会合等の国際会議や各国代表チームのスポーツ合宿を受け入れる中でも高い評価をいただいているところでありますし、本県の誇りであります。

私はこうした宮崎の宝の数々を大切に守り育て、より一層、戦略的、効果的に発信し、世界から選ばれる「観光みやざき」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 先ほど話しました「YOUは何しに日本へ?」、恐らくこの議場にいらっしゃる方も御覧になったかもしれないんですけども、18歳のドイツ人のモデルの男性が、新宿みやざき館KONNEにありますレストラン「くわんね」で食べたチキン南蛮が、これまで食べた日本のおすしや豚カツよりもむちやくちやおいしいということで、わざわざここにまた食べに来ているところを番組の取材で取り上げていました。

それで、その後、本場のチキン南蛮を食べたということで、わざわざ宮崎まで来て、ある地元のお店で食べるんですけれども、その方の本当においしそうに食べている姿を見たときに、私は、何が外国人を引きつけるのか、やっぱり我々の価値観を超えたものがあるんだなと思いましたので、本当に柔軟性を持って、これからインバウンドに取り組んでいただけたらと思います。

次に、本県における水難事故、山岳事故についてお伺いいたします。

今年も全国のニュースで、川や海で人が亡くなるという本当に悲しい事故を聞きました。

まず最初に、本県での過去3年間における水難事故の件数と、死者、未発見者の数を警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 県警が過去3年間に取り扱った水難事故の件数は、令和4年中23件、令和5年中12件、令和6年中22件です。

また、死者数は、令和4年中13名、令和5年中7名、令和6年中10名です。未発見者はいま

せん。

なお、水難事故のほとんどは海や河川で発生しております。

○齊藤了介議員 本県でも結構な数の方がお亡くなりになっているということでした。

次に、全国的に小中学校における水泳の授業が、プールの老朽化や教員の負担、そして熱中症等の理由で廃止となったり、民間に委託されているとの話を耳にします。

本県の小中学校における水泳の授業はどのような実施状況であるか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 水泳の授業につきましては、国が示す学習指導要領に基づき、全ての公立小中学校で実施しております。

授業では、泳法を身につけること、また、海や川など水辺で活動する際の危険から自分や他者の身を守ること等について学習しております。

なお、学校のプールの老朽化等により使用できない場合には、近隣の学校や民間事業者等のプールを借り、確実に実施しているところであります。

○齊藤了介議員 私の認識がちょっと誤っており、今の教育長の御答弁のとおり、確実に水泳の授業が行われているということで安心しました。

先日、ニュースで、鹿児島の小学生たちが桜島から錦江湾まで約4.2キロを遠泳している姿を見ました。長年続いている取組らしくて、保護者とか卒業生たちがしっかり船で安全を確保しながら、子供たちが一生懸命に4.2キロを泳いでいる姿を見たときに、我々人間というのはこの自然の中で生きていかなくちゃいけない、そのたくましさ、強さを教えている鹿児島はす

ごいなというふうに感じたところであります。

それで、鹿児島県の肝付町では、昨年、肝付町ライフジャケット着用条例が制定されました。これは、釣りをする人を対象にライフジャケットの着用を義務化したものであり、ライフジャケットの着用は、水難事故の際に命を守る最も身近な手段であると考えます。

本県でもホームページで、海や川で遊ぶ際のライフジャケットの着用を推奨しているようですが、海や川で水遊びする人で県のホームページを見る人が果たしてどれぐらいいるでしょうか。

ライフジャケット着用の推奨など、水難事故防止に向けて、様々な手段で県民に伝えるべきと考えますが、県の考えを県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 川や海には思わぬ危険が潜んでいることから、利用者の皆様には、その危険性を認識し、安全確保に努めていただくことが重要です。

このため県では、安全利用の注意点やライフジャケット着用の推奨等について、県ホームページや広報番組で周知するほか、今年度から新たに、SNSの活用や動画の配信など情報発信に力を入れているところです。

また、7月の水難事故防止週間等に、公立図書館や商業施設にて啓発チラシの配布やライフジャケット等の展示を行うほか、学校での出前講座なども実施しております。

今後とも、利用者の皆様が安全に川や海で活動できるよう、関係機関と連携しながら、水難事故防止に向けた情報発信や啓発に取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 大変失礼しました。私はてっきり、県としては、ホームページにそれを載せ

ているだけで満足されているのかなと思いましたけれども、今の部長の御答弁にありました
が、学校でも出前講座をやりながらしっかりと発信されているということで、引き続きよろしく
お願いいたします。

次に、山岳事故のほうに移りたいと思います。

本県での過去3年間における山岳遭難の件数と、死者・未発見者数の数を警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 県警が過去3年間に取り扱った山岳遭難の件数は、令和4年中23件、令和5年中22件、令和6年中16件です。

また、死者数は、令和4年中6名、令和5年中2名、令和6年中2名です。未発見者はいません。

○齊藤了介議員 先ほどの水難事故に比べると数はちょっと少ないですけれども、それでも実際に亡くなりになっているという実態がございます。

そこで、本県で山岳遭難が発生した場合、県警の山岳遭難に対応する体制、そして山岳遭難が発生した場合の把握の方法、並びに捜索のやり方について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 県警では、新年度当初に、各警察署で山岳遭難救助班を編成しており、訓練を実施するなどして山岳遭難に備えています。

山岳遭難の発生時は、遭難者の家族や遭難者本人からの110番通報あるいは消防からの通報など、様々な方法で把握しています。

また、捜索は、警察だけではなく、消防署や消防団等の関係機関とも連携・協力しながら実施しています。

なお、捜索の日数につきましては、ケース・

バイ・ケースとなります。

○齊藤了介議員 登山アプリ「YAMAP」というのがありますて、これを運営する株式会社ヤマップと宮崎県警が、本年の4月に、山岳救助の際に重要な情報となります登山届に関する遭難ZERO協定を締結しました。

これは、登山アプリ「YAMAP」を利用して登山届を提出することで、携帯電話の電波が届かない山中でも、衛星GPSで登山ルートや現在地を確認でき、救助の迅速化が期待できるものであり、宮崎県警の取組として大いに評価したいと思います。

熊本県ではさらに、主要な登山口にYAMAPに登録させるための看板を設置して、YAMAPへの登録を促すことで、遭難者の場所をいち早く特定するための工夫を行っていると聞きました。宮崎県警も同様の取組を実施する考えはないか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 県警では、山岳遭難の絶無を目指し、登山者への登山アプリの登録促進やアプリの利用方法等について、ラジオや新聞等で広報を実施しております。

株式会社ヤマップとの協定の締結後に発生した山岳遭難では、4名のうち3名がYAMAPアプリを導入しておりました。

登山口へのアプリ登録促進のための看板設置につきましては、山岳遭難防止に関する広報啓発活動の一環として検討していきたいと考えております。

○齊藤了介議員 今、本部長から、山岳遭難の絶無を目指してという心強い答弁がありました。本当にそうしていただきたいと思いますし、検討というふうにおっしゃいましたけれども、ぜひ看板設置を形にしていただきたいと思います。

熊本県八代市の事例なんですけれども、先ほどの看板とは別に、登山ルートの途中で、携帯電話の電波が届く場所にそれぞれ番号の書かれたレスキューポイントの看板を、森林管理署や警察、消防、消防団、山岳会の協力によって設置されていたんですが、私自身も、本県でどのような方法が考えられるのか、今後勉強していきたいと思います。

続きまして、山岳遭難者を一日も早く発見するためには、山岳救助に精通した民間団体との連携も必要だと考えます。

熊本県に本部を置きます一般社団法人山岳災害レスキュー連合会7DAYSには、昨年10月末に、青井岳山中にてキノコ狩りに出かけた高齢男性の捜索活動にも参加していただきました。残念ながら捜索活動が長期化してしまい、生きて救出することはできなかったのですが、その際の捜索活動に関する報告書を御遺族の方から見せていただきました。これは、先ほど話をしました7DAYSがつくっているものです。

山岳救助の専門家だけありまして、御家族や捜索現場から得られる様々な情報から遭難した状況を推測し、最終的には御遺体を発見することができます。

別の事例で、本年7月31日には、宮崎県の夫婦が熊本県内の山を登った際に、奥様が御主人とはぐれてしまい遭難したのですが、その際にも一般社団法人山岳災害レスキュー連合会7DAYSが捜索に参加され、御主人の通報から7時間たった深夜未明に奥様は無事発見されました。

このように、山岳遭難のような人命のかかった捜索活動には、専門性を有した民間団体との連携が重要であると考えますが、警察本部長の

お考えをお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 山岳遭難が発生した際は、遭難者の迅速な発見・救助のために、地元の山のことについて詳しい山の会や山岳ガイドのメンバーの協力をいただきながら、捜索活動を実施しております。

今後も遭難者の迅速な発見・救助のため、そうした民間団体からの支援や協力をいただきながら、捜索活動を実施していきたいと考えております。

○齊藤了介議員 今の本部長の話にもありましたけれども、いろいろと県内の山岳に詳しい関係者の話を聞きますと、高千穂警察署と高千穂山の会は、長年積み上げた信頼関係があって、非常に理想的な連携が図られていると聞きましたが、これが別のところに行きますと、なかなかそういう民間との連携は図られていないという実態があるようです。

警察関係者の話を聞きますと、なるほどなど思ったのが、我々は結局、山岳遭難というふうに断定するんですけれども、実際、警察の立場からすると、事件性も排除できないから、安易に民間団体の方に情報提供することが適切なのか、ここがやっぱり判断が難しいというお話を聞いて、課題として、民間の山岳会の人たちが一日も早く、一分でも早く情報収集するために、家族にいろんな情報を聞きたい。ところが、家族も突然そういった方から問合せがあると不審がって構えてしまう。そういうときに、警察と民間の山岳会との連携が取れていますと、家族も安心して民間の団体にも情報提供できるということですので、高千穂町でやっているような事例が全県下に広がることを、ぜひ警察本部長にはお願いしたいと思います。

宮崎県には山岳・スポーツクライミング連盟

という組織がありまして、この方ともお会いしましたけれども、ぜひこういった組織を活用していただきたいと思います。

私は、8月31日に熊本の八代に行って、先ほど話しました一般社団法人山岳災害レスキュー連合会 7 D A Y S の代表理事であります白木川直己さん（43歳）に、ちょっとお話を聞いてきました。

ちょうどそのときは、8月に発生しました熊本県の豪雨災害の復旧活動ボランティアに行かれていて、「齊藤さんにもぜひこの熊本の八代市で起きていたる災害の現場を見てほしい。宮崎県で同じようなことが起きたときに参考にしてほしい」ということで、その現場を見せていただいた後に、先ほどお話ししました青井岳での捜索の話とかをいろいろ聞きました。

私は「何で白木川さんは全く無償で熊本から宮崎まで来てくれて、こうやって必死に警察と一緒にになって捜索してくれているんですか」と率直に聞いたら、こんな話を教えてくれました。

16歳のときにオートバイの免許を取得されて、宮崎県の北郷町の乗馬クラブに一時通っていた時期があるそうです。そのときに、田野町でガス欠を起こして、雨が降ってきて途方に暮れていたら、ある男性が軽トラックで通りかかるて、バイクを荷台に積んで生目台にある御自宅に連れていってくれて、お風呂や夕食、そして、その日は泊めていただいたそうです。

それで、翌朝、16歳の白木川青年が起きると、既に御主人は仕事に出かけられた後で、おうちの方から1通の封筒を渡されたと。その中を見ましたら10万円と手紙が入っていて、「あなたのような若い青年が、宮崎を好きになったということで、熊本から通ってくれていること

が非常にうれしい。このお礼はしなくていいから、将来あなたが人の世話ができるようになつたら、この恩はほかの人に返してあげなさい」と。これがきっかけで白木川さんは宮崎が大好きになって、宮崎の方に恩返しがしたいということで、宮崎の方が遭難したら何としてでも助けてあげたいというお気持ちになられて、今でも活動されているそうです。

その救ってくださった男性は、ハーレーダビッドソンを所有されていて、恐らく現在80歳ぐらいじゃなかろうかと。その後、会いに行つたらしいんですけども、結局記憶が定かじやなくて、それ以来、その方にはお礼も伝えられていませんということでした。

宮崎と熊本と隣県同士、これからもいろんな形でお互い助け合えるような関係構築にぜひ動いていただきたいと思います。

次に、宮崎海洋高等学校の進洋丸についてお伺いします。

令和5年度の文教警察企業常任委員会の県北調査で、宮崎海洋高等学校を訪問し、実習船「進洋丸」について説明を受けました。本県唯一の水産・海洋系専門校として、本県や我が国の水産・海運業、海洋関連産業を担う人材を育成してきた宮崎海洋高等学校と実習船「進洋丸」の功績を改めて認識いたしました。

その中で、実習船を動かしていくために必要な船員と、船の最高責任者である船長の人材確保の課題を耳にしました。

民間船との処遇の違い等で、一時離職者が多かったときもあり、校長も進洋丸の船長及び船員の安定的な確保に苦労されているようありますが、県の教育委員会として、この問題にどのように対応していくお考えか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 水産業や海洋関連産業の担い手を育成する宮崎海洋高校の実習船「進洋丸」の船員確保は、喫緊の課題となっております。

船員の確保につきましては、令和4年度から随時採用試験を行い、3年間で6名を採用しております。

また、船長につきましては、外部からの登用のほか、航海士として乗船している職員に対し、2級海技士の資格取得等に向けた支援を行うなど、船長候補として育成しております。

しかしながら、人材確保が厳しさを増す中、船員の不足により、学校教育や水産行政など広く県行政への影響が懸念されることから、関係部局間で連携を図り、継続的かつ安定的な船員確保に向けて、処遇も含めた様々な検討を深めていく必要があると考えております。

○齊藤了介議員 今の進洋丸なんですかとも、令和元年9月議会の一般質問で、日高博之議員と当時の日隈教育長が、耐用年数が近づく中、早急の代船建造に関するやり取りをされている議事録を拝見しました。そして、令和2年11月議会の補正予算案で、宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業として上程され、多くの関係者の御苦労の成果で、ようやく今の新しい船が導入されたということあります。

普通科高校と違って、水産・海洋系といった専門性が求められる学校ですので、船に関する知識とか、なかなか教育委員会の皆様も理解が難しいと。校長先生もいろいろと話は聞いてくれるけれども、その後の対応策について、なかなか動きが鈍くて、時間ばかりがたって焦っているという話を聞きしました。

先日、山下博三議員の御質問の中で、県内8校、農業高校の施設の老朽化の話がありました

けれども、私も普通科系と職業系の高校を見たときに、これから日本は、職業系、専門的な知識や技術を習得させることを強化すべきだと思いますし、そのためには、県の教育委員会の組織や人の在り方もえていかなくちゃいけない時期に来ているのかなと。先ほど外国人材の話もありましたとおり、そのように教育委員会には変化していただければというふうにお願いしておきます。

次に、冷凍空調設備工事につきましてお尋ねします。

今年の夏も本当に猛暑であります。地球の生態系も変わり、農業や漁業にも影響が出ており、自然災害も頻発しております。

オゾン層を破壊し、地球温暖化の原因になっていますクロロフルオロカーボンやハイドロクロロフルオロカーボン、ハイドロフルオロカーボン——舌をかみそなんすけれども——をフロン排出抑制法ではフロン類と呼んでおり、エアコンや冷蔵庫などの冷媒用途をはじめ、断熱材等の発泡用途、半導体や精密部品の洗浄剤、エアゾールなど、様々な用途に活用されています。

平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が制定され、業務用冷凍空調機器の整備時や廃棄時のフロン類の回収及び破壊が法律で義務づけられました。

その後、フロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体に係る包括的な対策が取られるよう、平成25年6月に法改正し、名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に改められました。

さらに、令和元年6月の法改正では、県によ

る建物の解体工事現場への立入検査が可能となり、また、フロン類の引渡しの委託を受けた建物解体業者には、フロン類の引取証明書の写しを保管する義務が課されるなど、事業者等の建物解体時における規制が強化されたところであります。

このようにフロン類については、法改正によって規制が強化されてきたにもかかわらず、令和3年11月に東京都において、建物解体業者がフロン類の回収を適正に行わずに大気に放出し、発注者及び当該建物解体業者の双方が検挙されたという事案も確認されているところであります。

そこで、建物解体時における業務用のエアコン、冷凍冷蔵機器のフロン類の回収が適正に行われているかを確認するための県による立入検査の実施状況や、フロン類回収の適正化に向けた関係団体との連携について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県では、毎年、春と秋に行われる建設リサイクル全国一斉パトロールに合わせ、解体工事現場において、業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器に含まれるフロン類の回収が適正に行われているかを確認する立入検査を実施しております。

また、令和元年に改正されたフロン排出抑制法により、フロン類回収に関する規制が強化されたことから、フロン類充填回収業や解体業、飲食業に関する団体と連携し、これらの事業者を対象とした講習会の実施やパンフレット等の配布により、制度の周知徹底を図ってきたところであります。

今後とも、関係団体との連携を密にし、フロン排出抑制法の遵守に向けて取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 現在、県の入札における業種区分におきましては、建設業法第3条に基づき、冷凍空調設備工事業者は管工事業として区分されていますが、管工事業者の中には、冷凍空調設備工事に関する専門の技能士がいない業者もあり、そのような業者が元請業者となつた場合には、専門の技能士がいる冷凍空調設備工事業者に下請業者として発注されている事例がございます。

県の入札において、冷凍空調設備工事は管工事に含まれておりますが、発注の実態について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（田中克尚君） 議員から御指摘のありましたとおり、冷凍空調設備工事は、建設業法において管工事業に分類されていることから、管工事業の入札参加資格を設定し、発注を行っております。

県としましては、大規模な工事では、必要に応じ管工事と空調工事を分けて発注しており、さらには、高い技術力が求められる工事では、総合評価落札方式を採用し、空調工事の実績を求めることで、入札参加者の専門性を評価しております。

なお、全ての冷凍空調設備工事について、工事品質を確保するため、専門の技能士による現場指導を義務づけております。

今後とも、適切な入札参加資格を設定し、工事の品質確保に努めてまいります。

○齊藤了介議員 地球温暖化、最近は地球沸騰化と言われていますけれども、カーボンニュートラルであったり、ヒートアイランドであったり、省エネルギー対策であったり、ますます冷凍空調設備業界の方たちの存在意義が増しております。

この夏の間、本当に朝から晩まで休みなしで

様々な現場でお仕事されている皆さんは、暑い夏を快適に暮らしていただきたいという思いで一生懸命に頑張っていらっしゃることを、ぜひ県民の多くの皆様にも知りていただきたいと思います。

次に、一つ葉有料道路についてお伺いします。

宮崎市に住んでおります県民の方から、先ほど荒神議員の質問にもありましたが、「新しく開通した都城志布志道路は無料で通行できるが、昔から利用している一つ葉有料道路はなぜ有料なのか」との素朴な質問を受けました。県民に分かりやすいように、その理由につきまして、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 道路には、国道や県道のように、国や県の予算で整備し、無料で通行できる一般道路と、高速道路のように、建設費用の財源を借入金等で賄い、利用者の通行料金で返済する有料道路があります。

都城志布志道路は、地域間の連携を支える自動車専用道路ですが、国道や県道と同様に、一般道路として整備されたため、無料で通行することができます。

一方で、一つ葉有料道路は、高度経済成長期に、交通需要が増加する中、物流拠点を結ぶ道路を早急に整備することを目的に有料道路として整備されており、高速道路と同様に、借入金等を通行料金で返済するため、有料となっております。

○齊藤了介議員 それでは、一つ葉有料道路ですが、令和2年に無料開放予定であったものを有料の期間が延長された経緯について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 一つ葉有料道路の料金の徴収期限である令和2年が近づく

中、熊本地震や西日本豪雨などの自然災害が頻発した状況を踏まえ、国は、平成30年に、国土強靭化のため橋梁の耐震化を緊急的に進める方針を示しました。

一つ葉有料道路においては、南海トラフ地震の発生確率が高まる中、利用者の安全を確保するために、どのように橋梁の耐震対策等を進めていくのか、また、その財源確保が課題となりました。

このため、県議会や有識者会議の御意見を伺い、様々な要素を総合的に検討した結果、利用者の安全を最優先に考え、早急に耐震対策等を実施することとし、その財源を確保するためには、有料期間を10年間延長したものであります。

○齊藤了介議員 今、部長の御答弁があったとおり、令和元年9月議会では、議会からも附帯決議が出されて可決されたようあります。

私は、堀切岬を走ります日南海岸と同じくらい一つ葉有料道路が大好きで、県外から人が来ると、必ずここを通って「宮崎はいいところでしょう」という話をするんです。どうしても防潮、防風の機能がありますので、難しい話なんでしょうけれども、もう少し海側、日向灘が見えるところが増えるといいなというふうに思っていますし、休日だけでもいいので、休憩所にキッチンカーなんかが配置されて人でにぎわうような、そういう道路になってほしいなと思います。これからも県民が通りたくなるような、すばらしい道の整備をお願いいたします。

次に、県有施設の休館日についてお伺いします。

令和7年5月13日に、宮崎県議会森林・林業活性化促進議員連盟の県内調査で、都城市花繩町にあります宮崎県木材利用技術センターを訪

問しました。

平成13年4月に、本県の豊かな森林資源を有効に活用し、県内の木材関連産業の加工技術の向上や新製品の開発等を支援する目的で、約3.2ヘクタールの緑豊かな敷地に総事業費約36億円をかけて造られたとても美しい施設が本県にあることを知り、感動しました。

しかし、このセンターは、木材関連産業に関わる方には知られているものの、県民の多くはこの施設の存在を知らないのではないかと感じました。一緒に行っていた都城市選出の議員さんからも、今日初めて中に入ったというふうにお聞きしました。

現在、平日の午前9時から午後5時までしか見学することができませんが、休日に家族連れで見学できるように、年間の数日でも土日祝日に開放することができないか、また、県内多くの小学生に足を運んでもらうための取組はできないものか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 木材利用技術センターは、杉を中心とした県産材の効率的な利用を促進するため、県内の木材関連産業の加工技術の向上や新製品の開発等を支援する試験研究機関であり、建物自体が木造建築の伝統技能を生かしたモデル的な建物となっております。

センターでは、広報活動の一環で、小学生など年間1,000人を超える見学者を受け入れ、木材の魅力等を学ぶ機会を提供するとともに、木育活動として箸づくりを行うほか、木製遊具を設置するなど、家族連れにも幅広く利用していただいております。

試験研究機関のため、常時開放は困難ですが、多くの県民に御利用いただけるよう、施設のPRや休日のイベント開催など、効果的な活

用方法について検討してまいります。

○齊藤了介議員 この施設のホームページで視察者がずっと記録されていまして、それを見たんですけども、都城市の特定の学校が頻繁に来られていますが、それ以外の県内の多くの学校は、ほぼほぼ来てませんでした。多くの県民がこの施設を知ることで、本県の木材に関心を持ち、本県産材の消費拡大、本県木材産業の発展につながることを願って、次の質問に移ります。

私の行きつけの理容店、床屋さんの御主人から、「県立美術館に行きたいのだが、店の定休日が月曜日のため、県立美術館の休館日と重なり、行くことができない」との相談を受けました。社会には、特定の曜日が休日となる業種の方たちがいらっしゃって、利用することができない公共施設があるということを私も改めて認識しました。

県立美術館の休館日の状況と、広く県民に親しんでもらえるための開館の工夫について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 県立美術館の休館日は、月曜日及び休日の翌日、年末年始の12月28日から1月4日までとしております。

ただし、月曜日が休日の場合、また、休日の翌日が土日・休日の場合は開館しております。

利用者は土日及び休日に集中していることから、その翌日を休館日として、施設の保守メンテナンス等を行っていますが、特別展などが開催されている期間は、臨時に開館しているところです。

美術館の在り方や運営につきましては、外部有識者等で構成する県立美術館協議会において毎年度協議を行っているところであります、引き続き、より多くの県民の皆様が美術に親しむ機会

を創出できるよう取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 ぜひよろしくお願ひします。

次に、Jリーグのシーズン移行についてお伺いします。

サッカーJリーグの開幕時期が、2026年より現在の2月下旬から8月上旬に移行することが決まっていますが、そのことで、シーズンオフがこれまでの1月、2月から6月、7月に変わります。また、降雪地帯に配慮して、1月、2月はウインターブレイク期間が設けられます。

Jリーグのシーズンの移行は、本県のキャンプに様々な影響が出ることが予想されます。

昨年6月議会で黒岩議員が質問された際には、商工観光労働部長は、「夏場の練習になることから、夜間練習にも対応できる照明施設など、春季キャンプでは必要とされない機能の整備を要望される可能性がある。いかなるキャンプ形態においても最適な環境を提供できるよう、市町村等と協力しながら対応していく」と答弁されております。

Jリーグにとどまらず、本県のJFL（日本フットボールリーグ）に所属しますミネベアミツミFCのように、専用スタジアムを持たないチームは、ホームゲームは、ひなた宮崎県総合運動公園のひなた陸上競技場や、宮崎市生目の杜運動公園陸上競技場を利用してますが、開幕時期が変わることでの年間のグラウンド確保の問題も出てきます。

このように、従来のキャンプのときよりも施設整備やグラウンド調整といった課題が増えることが想定されますが、県は3つの日本一挑戦プロジェクトの1つ、スポーツ観光プロジェクトの中で、スポーツ環境の充実により、地域経済の活性化、観光振興などの好循環を創出することを目指す姿として、プロチームキャンプ数

を43チーム以上の全国1位にし、キャンプや合宿の経済効果を118億円から150億円に上げることを指標に掲げております。

Jリーグのシーズン以降後のキャンプや合宿受入れに向けた課題への対応について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） Jリーグのシーズン移行後は、これまで実施していない夏季の合宿となり、受入れ施設の調整や夏芝の維持管理などの課題があると認識しております。

現在、Jリーグチームへのヒアリングを行っていますが、本県での夏季合宿を検討いただいているチームも多い状況です。

このため、チーム側のニーズを的確に把握し、市町村や関係団体と緊密に連携して、対応していく必要があると考えております。

シーズン移行への対応は、スポーツ観光プロジェクトの目標達成に向け、大変重要でありますので、引き続き、アミノバイタルトレーニングセンターやKUROKIRI STADIUMなど、県で整備した施設も効果的に活用し、より多くのチームに選んでいただけるよう取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 ちょっとしゃべり過ぎました。最後の質問は次回に回したいと思います。

今、世界バレーとか世界陸上をやっていますが、宮崎県が47都道府県の中で最もスポーツに力を注ぐ県として、今後期待しております。ありがとうございました。（拍手）

○日高陽一副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕（拍手）公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。

当議会事務局の皆さん、ネット配信やSNS発信、子供向けのキッズページなどを通じて議会広報に努めてくださっております。

議会のイメージアップに貢献できるよう、私も努めて爽やかに、通告に従い質問してまいります。

去る8月15日、日本は80回目の終戦記念日を迎えた。石破茂総理は全国戦没者追悼式の席上で、「さきの大戦から80年がたちました。今では戦争を知らない世代が大多数となりました。戦争の惨禍を決して繰り返さない。進む道を二度と間違えない。あの戦争の反省と教訓を今改めて深く胸に刻まねばなりません」と式辞を述べておられます。

その背景には、なぜ政府や議会が戦争を止められなかつたか、それを突き詰めないと同じ過ちを繰り返してしまうとの総理の長年の思いがあつたことを私は報道で知りました。過去の談話や見解を踏襲するばかりでなく、歴史の本質を見直し、考え方や発信を更新し重ねていくことは、記憶を風化させない姿勢として大変共感するものであります。

1937年、昭和12年の日中戦争の開戦以降、我が国の当時の軍事政権は、地方自治体に対して強い影響力を及ぼす体制を構築していきます。

この年、第一次近衛文麿内閣によって始められた国民精神総動員運動は、翌年に制定される国家総動員法の布石となり、戦時体制への全面的な国民動員への思想的、制度的な基盤整備の

役割を果たしました。

住民自治よりも国家への奉仕が優先される構造が形成され、それは後に大政翼賛会として国策遂行のための強大な国民統制システムへと進化していきます。

宮崎県史をひもときますと、日中開戦の年、1937年に第29代宮崎県知事に就任した相川勝六は、当初から国の国民精神総動員運動に前のめりの姿勢を見せており、この時代におきましても宮崎は日本一を目指すと宣言し、全国に先駆けて独自に祖国振興隊を結成、表向きには青少年の勤労教育を掲げながら、実質的には滅私奉公、勤労奉仕、挙国一致など、戦時体制下の精神動員政策と密接に連動し、国策に協力、積極的に加担した本県の過去の歴史が見られます。

戦争の惨禍を繰り返さない、進む道を二度と間違えないために、戦後80年の節目は、私どもの立場にあっては、地方自治体と地方議会の果たす役割と責任を改めて考えさせられる機会にもなりました。

昨今の不安定さを増す国際情勢にあって、一方で国防の必要性、重要性を考えながら、一方で平和の精神をどう保持し継承していくか、考えることが求められています。

石破総理の「戦争の惨禍を決して繰り返さない。進む道を二度と間違えない」とのメッセージを知事はどう受け止められたのか伺います。

続けて知事に質問いたします。

戦時下、特に戦争末期において、宮崎県は軍事的に重要な地域に位置づけられ、戦争の最前線として多くの犠牲を払いました。

その歴史を踏まえれば、現在進められている空港、港湾の特定利用指定や基地機能の強化に対して、地方自治体としての尊厳性と、住民の

安全、生活を守る責任が県には問われているものと考えます。

そこで、新田原基地使用に係る問題や、宮崎空港や細島港にも関わりかねない空港、港湾の有事使用など、国の総合的な防衛体制強化策の受入れと、地方自治の尊厳性を保っていくことの整合性をどうお考えか伺います。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕お答えします。

まず、石破総理のメッセージに対する受け止めについてであります。

石破総理の式辞は、戦争に至った過去を反省し、また教訓としながら、戦争の惨禍を二度と繰り返さないとの強い決意を述べられたものと、私は受け止めたところであります。

我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んでまいりました。世界情勢が極めて不安定な今こそ、一人一人が自分事として、平和の尊さを認識し、戦争を二度と起こさないとの強い意思を持つことが大変重要であると考えております。

私としては、戦後80年の節目に当たり、過去から学び、戦争の記憶や平和の尊さを将来世代にしっかりとつないでまいります。

次に、国の政策に対する地方の在り方についてであります。

地方自治において、国と地方は対等な関係であるという前提の下、国は、外交や防衛など国家の存立に関わる事務や全国的に統一が必要な施策など、国が本来果たすべき役割を担い、地方は、地方行政に関する役割を広く担うことで、地方が自らの意思と責任により、地域の実情に応じた施策を実施できることが肝要と認識

しております。

新田原基地へのF-35Bの配備や宮崎空港の特定利用空港の指定など、国家の安全保障に関することは、国の責任において進められるべきものであります。いずれも県民の安全・安心や生命・財産に直接関わる極めて重要な問題でありますので、地元への丁寧かつ十分な説明や配慮が不可欠であると考えております。

県としましては、地方自治法に定められた地方公共団体としての役割をしっかりと果たした上で、国の施策により、県民の安全・安心等が脅かされることのないよう、国に対しては、今後とも適時適切に地方の実情を訴えてまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 県遺族連合会が公表しています資料によると、語り部講話や朗読劇の派遣、資料の貸出しなどを希望する県内の小中学校が今年度93校に達するなど、平和学習に対して、教育現場のニーズが年々高まっているように見受けられます。

80年前の戦時下に、この宮崎で何が起きていたか、ふだんはなかなか触れる機会がありません。戦後80年が今後100年、200年と年を重ねていくことを心から願いながら、一方で、郷土の歴史、記録、記憶の継承を怠ってしまっては、100年後、200年後の我々の子孫末代の時代には、さきの戦争が沖縄や広島、長崎など、どこかよその場所で起きたことになってしまいかねないとの思いにも至りました。

その意味で、かねてより申し上げておりますが、本県の平和祈念資料展示室の再整備につきましては、その実現に向けて具体的に検討を進めていただきますよう改めて要望いたします。

次に、県営住宅の課題と指定管理者制度に関連する、PPP、PFI事業について、幾つか

質問いたします。

県が2年前、2023年にまとめた「県営住宅の現状と課題」によりますと、直近の10年間、これは2012年から2022年までの10年間になりますが、その入居状況などの推移では、入居戸数が10年間で1,354戸減少した一方で、空き戸数は10年前の326戸から1,655戸へと約5倍に増加しております。入居率も15.4%減少し、県営住宅の5戸に1戸が空き戸という状況を明らかにしています。

また、入居者の世代構成におきましては、30代までの入居者が半減した一方で、60代、70代は約2割増加していることが示されております。

これらのデータに基づき、県は県営住宅の課題として、人口減少、少子高齢化が県営住宅にも影響し、今後さらに需要が減少し、応募倍率も低下し、空き戸が増加すること、入居者が高齢化し、コミュニティ活動が低下し、共同生活の環境維持が困難なこと、住戸は世帯向けタイプが多く、現在の居住ニーズにマッチしていないため、単身者の受入れが困難であること、今後、建て替えや改修が必要な住棟が集中し、予算の確保や事業量の平準化が必要なことなど、大きく4つの課題を挙げています。

それから2年がたった今もさほど状況に変化はないものと思われますが、こうした県営住宅が抱える複雑な課題に対して、県はどのような方針、方向性をもって対策に当たっていくのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 県営住宅については、建物の老朽化やバリアフリーへの対応など、ハード面の課題のほか、ソフト面においても、人口減少等による空き戸の増加や入居者の高齢化、また団地コミュニティの低下な

ど、多くの課題があると考えております。

このため、建物の老朽化対策については、長寿命化計画に基づき、建物や設備の計画的な更新、修繕を進めております。

また、社会情勢の変化に対応するため、空き住戸の社会福祉法人への貸付けや、連帯保証人の廃止にも取り組んでおります。

さらに、団地コミュニティーの支援や、高齢単身世帯の入居要件のさらなる緩和などについても検討を行っているところです。

○坂本康郎議員 質問で、県営住宅の複雑な課題と申し上げましたが、これを分かりやすく言いますと、県の発表では、現在供用されている県営住宅の多くは、昭和40年代後半から平成10年代前半に大量に建設された、エレベーターの後づけができないタイプの階段室型と呼ばれる構造の建物が使われています。

これが御答弁にありました根本的なバリアフリー化を妨げているため、入居需要が多い高齢者の皆さんにとって、エレベーターつきの団地か、もしくはエレベーターのない団地では1階の空き室に応募が集中し、上のほうの階は空いてしまうという事態になっています。

鉄筋コンクリート造、耐火構造建築の耐用年数70年から考えますと、この先も相当長い期間、今の建物を使い続けていくことになり、さらに県の計画では、長寿命化でもっと長く使いなさいということになっております。

現時点で既に入居者が減少している中、御答弁いただいた個別の対応策では、5年後、10年後に事態が好転しているとはなかなか想像し難いという印象を持っています。県はより抜本的な対策、方向性を示していただくようお願ひいたします。

次に、空き住戸の問題について、空き住戸が

増えると、どのような影響が生じるのでしょうか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 県営住宅の空き住戸は、令和元年度末時点では、1,208戸で空き住戸率は13.9%でしたが、令和6年度末時点では、1,903戸で空き住戸率は22.2%と増加しております。

県営住宅の空き住戸が増えることにより、入居者1世帯が負担する共益費や共用部分の清掃作業等が増加するほか、空き住戸の日常的な管理が行き届かず、安全・衛生・景観上の問題が懸念されるなど、県営住宅の管理運営を行う上で様々な影響があると考えております。

○坂本康郎議員 対策を講じる上で、結果的に入居者の負担が増える、入居しづらくなるということにならないような方向で検討し、対策に努めていただくことを要望いたします。

話題を替えます。

県営住宅の指定管理者は、長年同一の事業者が継続して選定されている状況が続いています。管理業務の安定性が保たれるというメリットはありますが、指定管理者制度の競争性や透明性をどう確保していくのかという課題が残ります。

また、現行の制度では、指定管理者の業務範囲が契約で明確に定められていることから、例えば県営住宅の抱える課題に対して、私は本来、もっと民間事業者の皆さんノウハウを生かした現場感覚の提案を採用して対策に充てていくべきだと思いますが、制度上それが制限されてしまっている、そういうことも一つの課題であります。

そこで、次の指定管理者の選定に向けて、競争性、透明性の確保や、制度の柔軟性のための業務範囲の見直しなど、どのように取り組んで

いか伺います。

○国土整備部長（桑畠正仁君） 指定管理者の選定に当たっては、業務の内容を県ホームページや事前説明会などにより積極的に周知しているほか、グループ応募を認めるなど、多様な事業者が数多く応募できるように取り組んできたところです。

次回の指定管理者選定においては、事前説明会の回数を増やすとともに、さらなる競争性の確保が図られるよう、新たに民間事業者への参入に関するヒアリングを行うこととしております。

また、指定管理者の業務範囲については、地域の貢献に資する業務の拡大など、必要な見直しについて検討してまいります。

○坂本康郎議員 次に、これまで度々取り上げてまいりましたが、入居者の減少、自治会未加入者の増加、高齢化の進行などによって、団地の共用部分の草刈りや清掃など、従来は住民主体で行われていた活動が困難になっている団地が増えています。

こうした状況に対して、現行の指定管理者制度でどこまで支援できるのか。制度上難しいのであれば、それに代わる新しい支援スキームの構築が必要になると見えますが、県はどう考えているのか、部長にお伺いします。

○国土整備部長（桑畠正仁君） 県営住宅の共用部分の管理運営は、法により入居者が行うことが原則となっておりますが、入居者の高齢化や自治会機能の低下等により、年々、共用部分の照明の取替えや草刈りなど、入居者による維持管理が難しくなっている状況にあります。

このため、指定管理者による共用部分の草刈りなどの業務や共益費徴収の代行について先進事例を調査するとともに、指定管理者と具体的

な業務内容について協議を進めているところであります。

今後とも、県営住宅の維持管理が円滑に行えるよう、自治会を含む入居者への支援策について検討を行ってまいります。

○坂本康郎議員 令和4年度に実施されました県営住宅一ヶ岡団地のPFI導入可能性調査では、建て替え部分のみをPFIで担い、管理運営は従来の指定管理者制度に委ねるとした方式が検討されております。

整備と管理が別れることで、事業全体を通じた財政負担の最小化や費用対効果の最大化、住民サービスの一体的向上などの、PPP、PFI本来の導入効果が薄れてしまう懸念があります。

今後、大塚台団地、青葉団地など県営住宅の整備計画が予定されていますが、PFI手法の導入の際に、整備と管理の一体化した方式を採用する考えはないのかお伺いします。

○国土整備部長（桑畠正仁君） 県営住宅のPFI事業については、県営一ヶ岡団地の再整備事業において導入の検討を行っているところであります。

県営住宅で初めてのPFI事業となるため、民間事業者に対して事業参画に関する事前ヒアリングを実施したところ、専門性の高い管理運営を含むと参加しにくいとの意見があったことや、県では、現在の指定管理者制度に対して一定の評価をしていることから、今回は、整備と管理を分けた方式で検討を進めているところです。

今後の県営住宅の建て替えに当たっては、今回の一ヶ岡団地におけるPFI手法の導入効果を持続的に検証し、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化も考慮しながら、最適な整備と管理

について検討してまいります。

○坂本康郎議員 本県では、PPP、PFIの導入実績が非常に限られている中で、県営住宅の整備事業へのPFI導入は、一般的な公共施設整備という点で、県営プールの整備事業を除けば最初のPFI事業になります。

ほかの公共施設整備において有効に民間活力を活用していくために、この県営住宅の案件の成果と課題について、よく検討、検証していくことが次につながっていくものと思います。

今後、県は県有施設の整備に当たり、PPP、PFI手法の活用について、どのような方向性をもって進めていくのか、知事に御見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 生産年齢人口の減少が一層加速化し、地方の建設業者等も地方公共団体も職員の減少が見込まれる中で、効率的かつ優れた品質の公共サービスを提供する観点から、公共施設の整備等における、PPP、PFI手法をはじめとする民間活力の導入は重要であると考えております。

県では、「PPP／PFI手法導入優先的検討規程」を定め、一定の県有施設の整備につきまして、事業期間や施設の特性、規模等を踏まえ、最も適切な手法を採用してきたところであります。

今後も、県有施設の整備に当たっては、行政においては「歳出の効率化」、民間事業者においては「利益の創出」、県民においては「サービスの向上」という視点から、民間活力の積極的な導入を進めてまいります。

○坂本康郎議員 次に、ポストコロナと呼ばれています新型コロナ感染症の感染拡大以降、現在に至るまでの県の観光政策について、幾つか質問いたします。

全国的には、コロナ禍を経て、観光需要は回復傾向にありますが、回復速度については、都道府県間で差が見られています。

石川県、岐阜県、長野県、愛媛県などのように、インバウンドや体験型観光の再構築がうまくいって、コロナ前よりも宿泊者数が増加している県も見られますが、本県は、全国で福島県に次いで2番目に回復が遅れている県と報じられております。

そこでまず、コロナ禍からの観光需要の回復状況を県はどのように認識しているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県の令和6年の延べ宿泊者数は、国の宿泊旅行統計調査によりますと、約361万人泊となっており、コロナ禍前の令和元年比で約84%となっております。

全国的には、大都市圏を中心に多くの都道府県でコロナ禍前の水準を上回っている中、本県は回復が遅れている状況にあります。

また、本県の日帰り客も含めた令和6年の観光入り込み客数は、令和元年比で約96%まで回復しており、それと比較しても、延べ宿泊者数の回復はまだまだ厳しい状況にあります。

これらのことから、本県においては、特に宿泊を伴う滞在型観光の回復が大きな課題であると認識しております。

○坂本康郎議員 次に、コロナ禍に取られました県の観光支援策と、その効果について伺います。

振り返ってみると、これまで新型コロナの影響を受けた観光分野への支援には、多額の予算が使われてまいりました。これらの施策が現在の観光の回復状況にどのような効果をもたらしているのか、または効果がなかったのか、よ

く検証、分析をしておく必要があると思います。

そこで、県がコロナ禍に実施した施策の検証、分析をどのように行ってきたのか、その結果を現行の政策にどう反映しているのか伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） コロナ禍においては、まずは観光の基盤となる宿泊業の安全・安心を確保するため、感染防止対策への支援を行うとともに、自動チェックインシステムの導入など、アフターコロナを見据えた受入れ環境整備につなげてまいりました。

また、大きく落ち込んだ観光需要を回復するため、県民旅行キャンペーンの展開などにより観光産業を支えるとともに、県民が地元の魅力を知り、愛する機会を創出することができたものと考えております。

コロナ禍を経て、観光ニーズの多様化、デジタル化や人材不足への対応など、新たな課題も顕在化しておりますので、県では、自然を生かした体験型観光の推進や宿泊施設の省力化、宿泊業への就職支援に取り組むなど、コロナ禍で培ったノウハウを生かした施策につなげているところであります。

○坂本康郎議員 御答弁に対して申し上げたいことは多々ありますが、一つ一つ取り上げていますと話が長くなりりますので、一旦質問を進めた上で、最後にまとめて申し上げます。

続けます。

最初の御答弁で、宿泊を伴う滞在型観光の回復が大きな課題であるとの県の認識が示されました。その滞在型観光の受皿となる宿泊施設の整備はいまだ十分とは言えず、宿泊者数や観光消費額の伸び悩みにもつながっております。

これまでの議会答弁では、県が宿泊施設の誘

致に直接関与するのではなく、ホテル事業者に選ばれるよう魅力ある観光地を目指すという、何かもやつとした考えが示されてきました。

観光地としての魅力向上はもちろん重要であります、それだけで誘客につながるような魅力的な宿泊施設の進出が実現するとは思えず、政策的な誘致活動が必要ではないかと考えています。

他県では、県有地などを活用した外資系ホテルの誘致に取り組んでいる事例もあり、自治体が宿泊施設の整備を政策として明確に位置づけ、主体的に関与しているものと見受けられます。本県におきましても、滞在型観光の推進を政策に掲げている以上、その実現に必要な宿泊施設整備にどう向き合うのか、大変重要な課題ではないかと思います。

そこで、県は、滞在型観光の推進に向けて宿泊施設整備をどう位置づけているのか。また、宿泊施設の誘致に当たり、県としてどのような役割を果たすべきと考えているのか。事業者任せにするのではなく、県が積極的に関与していく必要があると考えますが、県の認識を伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 宿泊施設の充実は、滞在型観光の推進を図る上で重要であると考えております。

このため県では、宿泊事業者が行う客室の改修など、施設の高付加価値化への支援や、市町村などが行うスポーツ合宿所等の整備に対して支援を行っているところです。

一方、新たに宿泊施設を開業するためには、事業者に本県観光の魅力や将来性を感じていただくことが何より重要であります。

県としましては、観光資源の磨き上げや観光人材の育成・確保などの観光地域づくりを進め

るとともに、世界基準で整備を進めているスポーツ施設等を活用した国際大会の誘致などに取り組むことで、本県の魅力やブランド力の向上につなげてまいります。

○坂本康郎議員 質問を続けます。

観光政策を実行していく上で、それを支える人材の育成と定着は、持続的な観光政策の展開に不可欠だと考えます。

観光DXやマーケティングなどの専門性を持つ人材の確保が必要ですが、若年層の県外流出の問題との関連も含めて、制度的な対応が求められます。

本県では、観光みやざき創生塾などの研修型事業が展開されておりますが、専門人材の確保や地域定着にどのように結びついているのか、観光人材の育成・確保に向けた県の取組を伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 観光地域づくりを推進するためには、それぞれの活動を牽引し、支える人材の育成・確保が重要であります。

このため県では、平成28年度から人材の発掘・育成の場として、観光みやざき創生塾を実施しており、これまでに修了した367名の中には、起業された方や所属企業で新規事業を立ち上げた方もいるなど、県内各地で活躍されております。

また、昨年度は、宿泊事業者の採用活動を支援し、52名の採用につなげたほか、今年度からは、宿泊事業者の就職面談会や外国人材のインターンシップ受入れに取り組んでおります。

今後もこうした取組を通じて、観光を担う人材を育成・確保し、旅行者のニーズに合った質の高いサービスなどの提供や受入れ体制の強化につなげてまいります。

○坂本康郎議員 観光関連最後の質問になります。

現行の県の観光振興計画は、令和5年度に改定され、令和8年度、来年度までの計画になっております。

現行計画における課題などを踏まえ、今後の県の観光政策の方向性はどう考えているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 現在、観光振興計画に基づき、コロナ禍で大きく減少した旅行需要の回復等に向け、魅力ある観光地域づくりや国内外からの観光誘客などに鋭意取り組んでおります。

一方、急速な物価上昇や深刻化する人手不足、拡大する人流への対応など、観光を取り巻く環境はここ数年で大きく変化し、新たな課題も生じております。

現行計画の目標達成には厳しい項目もありますが、こうした課題にも的確に対応しながら、観光入り込み客数や観光消費額など、全体としては着実に回復している状況にあります。

県としましては、この回復の流れを軌道に乗せるとともに、来年度からの計画改定作業において、活発化するインバウンドの取り込みやさらなるデジタル化の推進など、社会情勢の変化や観光ニーズを十分に踏まえながら検討を進めてまいります。

○坂本康郎議員 ここまで県の観光政策について、コロナ禍からの回復状況への認識、支援策などコロナ禍に取られた施策に対する検証、ホテル誘致の考え方、観光人材の育成、そして観光振興計画の見直しの方向性について質問し、御答弁いただきました。

コロナ禍からの回復状況について、全体として着実に回復しているとの御答弁がありました

が、もともと本県は、観光資源が豊富だ、観光資源の宝庫だと言われる割には、それを生かし切れていない感がありました。

コロナ禍によって全国的に観光需要が激減し、観光地からも、空港や駅からも人が消えてしまった未曾有の経験をすることになったわけですが、見方を変えれば、コロナ禍前の観光振興の地域格差、全国的な観光に関する順位の優劣が一度リセットされ、横並びにスタートラインに立たされた状態でもありました。

これをチャンスと捉えた自治体はあったはずです。それを生かし切れたのかどうか、コロナ禍のさなかに、各自治体がどれだけ早く、また的確に回復に向けた準備を進められていたかどうか、それが現在の回復状況の差につながっているように思えてなりません。

質問で、観光支援策に多額の予算が使われたと申し上げました。例えば、令和3年度には、観光みやざき再生加速化事業やジモ・ミヤ・タビキャンペーン事業など、観光関連支援事業に総額約47億円が投入されております。

一方で、県の観光振興計画は令和5年度に改定されており、それら観光支援策の効果も見込んだ上で改定であったはずですが、計画に示された宿泊者数や観光消費額、訪日外国人宿泊者数などの令和8年度までの数値目標に対して、直近の令和6年の実績では大きな乖離が見られ、部長の御答弁でも、目標達成が難しいという見通しが示されました。

そうであれば、振興計画の前段にあったコロナ禍に多額の予算をつぎ込んだ観光支援策の数々が、観光みやざきの再生にどのような成果や効果をもたらしたのか検証し、振り返りをすることは至極当然のことだと思いますが、そもそも検証したのかどうかも不明です。

ホテル誘致について少し申し上げますと、同じ質問を私は昨年もしています。同じ九州内で、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島と軒並み外資系ホテルの新規進出が相次いでいた当時の状況を踏まえ、県はどうしていくのか考えをただしました。

今回は、直近のデータが明らかになり、宿泊者数が伸びない、観光消費額が伸びないという中で、県も滞在型観光に課題があると認識しているわけですから、何らかの対策が講じられるものと思っていたが、前回と変わらず、ホテル誘致はしない、向こうから来るのを待つという県の姿勢が改めて示された御答弁になりました。これでは、何がしたいのか、何をしているのか、何を考えているのかよく分からない、こちら側に立ってみると、そう見えてしまいます。

改めて申し上げますが、個別の施策の目的や成果ではなく、県がどのような観光戦略を描き、それが施策にどう接続し機能していたのか、よく分析し明らかにする必要があります。

その結果、個々の施策の見直しだけでなく、政策の方向性自体にも修正が必要になるのかもしれませんのが、次の計画にはそれが反映された形の計画にしていただきたいと思います。そのことを強く申し上げて、次の質問に移ります。

近年、県の職員による不適切な行為、いわゆる不祥事が複数報告されております。

そのうち、飲酒運転など個人のモラルや法令遵守の意識の欠如による事案も少なくないわけですが、ここでは、こうした個人の資質に関する問題ではなく、庁舎や公共施設内で発生した不適切行為について、どのような事案が発生してしまう背景に、現行の制度や仕組みには問題がないのかという観点から、県庁及び関連施設

のセキュリティ環境やリスク管理の在り方にについて、幾つか質問いたします。

まず、防犯カメラの設置と運用状況について伺います。

施設内で立入りが制限されているところや、トイレや更衣室など関係のない者の出入りが不適切と判断されるような場所には、動線や出入口に適切に防犯カメラを設置したほうがいいのではないかと思います。

県では、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを策定し、防犯の有用性とプライバシー保護の両立を図る基本的な考え方を示しております。その上で、実際の設置・運用については、それぞれの設置者、施設管理者が運用要領を定め、個別に管理・運用しているものと承知しております。

そこでまず、県庁の庁舎においては、どのような設置・運用がなされているのか、総務部長に伺います。

○総務部長（田中克尚君） 県本庁舎では、現在、防犯上の必要性から、本館や1号館、防災庁舎などの各庁舎において、庁舎管理用カメラを39台設置しており、撮影した画像を用いて警備員が監視業務に当たっておりますが、運用に当たっては、管理責任者の責務や、撮影された画像の利用及び提供の制限など、必要な事項について要領を定めているところであります。

県では、引き続き、プライバシー保護との調和を図りながら、庁舎管理用カメラの適切な管理・運用に努めてまいります。

○坂本康郎議員 県立病院では昨年、施設内の盗撮行為が報告されております。入院患者などのプライバシーへの配慮と防犯上の対策との両立が求められておりますが、リスクの高い区域に対してどのような対策をしているのか、

病院局のカメラの設置状況と運用状況、運用要領の策定状況について伺います。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院では、来院者の安全・安心の確保、入院患者の見守り等のため、管理等に係る要領は定めていませんが、防犯用と医療用のカメラを3病院合計で約400台設置し、24時間運用しております。

防犯用のカメラは、リスクの高い出入口や会計窓口などに設置し、警備室や中央監視室で監視しています。

また、医療用のカメラは、特定の病室に設置し、認知症等の行動観察が必要な患者の安全確保等を目的として、患者や家族の同意を得てナースステーションで観察しています。

なお、施設内の監視カメラでカバーできない区域は、警備員や医療関係者による院内巡回など人的対応により、防犯対策と医療安全の両立を図っています。

○坂本康郎議員 次に、教育現場では、児童生徒のプライバシーへの配慮が特に重要である一方、不審者の侵入防止だけでなく、昨今では、施設内の不適切行為の未然防止の対策も求められております。

教育委員会として、学校施設における防犯カメラの設置状況と運用要領の策定はどのように行われているのか伺います。

○教育長（吉村達也君） [※] 県立高校では、現在、10校に防犯カメラを設置しており、設置場所は正門や校舎の出入口等となっております。

運用に当たり、防犯カメラの管理については、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ設置場所を定めることや、撮影された画像は、設置目的以外の使用や第三者への閲覧・提供に制限を設けるなど、各学校で必要な事項を定めています。

※ 244ページに訂正発言あり

防犯カメラの設置につきましては、不審者等の防止効果として期待できる一方で、学校は他の施設と比べオープンな状況にあることから、設置校での効果も十分に踏まえ、その在り方について検討しております。

なお、市町村立の学校については、防犯カメラを設置している学校があることは承知しておりますが、設置校数や運用の詳細については把握しておりません。

○坂本康郎議員 県の防犯カメラの設置・運用に関するガイドラインの対象について、県の担当者に確認しましたところ、学校施設もその対象に含まれるとの回答をいただきました。

そうであれば、学校におきましても、県のガイドラインに沿った設置・運用が望ましいと思われます。これは県立病院にも該当しますが、県のガイドラインでは、設置・運用に当たって配慮すべき事項のほか、防犯カメラを設置している旨を表示することや、管理責任者、操作取扱者を指定し、設置・運用要領を作成することとしています。

つい先日も、千葉県富里市や愛知県みよし市など、市内の全小中学校に防犯カメラを設置するニュースが報じられておりました。近年、保護者の間でも関心が大変高くなっている課題です。安全・安心な教育環境の確保のために、どのような設置・運用が必要なのか、これは各学校や市町村任せでなく、県の教育委員会で検討を進めていただきますよう要望いたします。

次に、決裁手続における制度上の課題について伺います。

職員が他の職員の印鑑を無断で使用し、決裁処理を行っていた事案が発生しています。このような行為は業務の信頼性を損なうものであり、印鑑の管理や決裁手続の制度上の課題が背

景にあるように考えられます。

他県では、府内決裁の電子化や二重承認制、ログ監査の導入を進めている事例もあり、業務の透明性と抑止力の向上が必要ではないかと思います。

県として、こうした事案をどのように受け止めているのか、また今後、制度整備をどう進めしていくのか、県庁全体に関わる問題だと考えますので、総務部長に御見解を伺います。

○総務部長（田中克尚君） 事務の決裁は、これまで基本的に、関係する職員がその内容を確認したことを明らかにするため、それぞれが印鑑を押す処理をしておりましたが、確認する職員が多くなるほど時間を要し、また、議員御指摘のような印鑑の無断使用による不適切な処理が発生するなどの課題もあると認識しております。

県では、今年度、新たな文書管理システムを導入し、文書事務の効率化を図っておりますが、このシステムは電子決裁機能を有していることから、なりすまし等の不適切な事務処理の発生防止にも有効であります。

このような電子決裁を推進することにより、事務の効率化とともに、適正化にもつなげてまいります。

○坂本康郎議員 県立延岡病院では、業務外で複数の患者の電子カルテを閲覧し、その一部の情報を外部に漏えいしたとして、職員が懲戒処分を受けております。

情報管理区域におけるアクセス制限や監査体制がどのように運用されているか、大変重要な問題と考えますが、県立病院の情報セキュリティ対策がどのようになされているのか、病院局長に伺います。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院では、電

子カルテシステムや医事会計システムなど、秘匿性の高い個人情報を取り扱っており、その管理については、厳重に行う必要があります。

このため各県立病院では、運用管理に関する規程を定め、職種や部門ごとにアクセス権を設定するとともに、閲覧履歴を保存し、定期的に確認することで、業務に関係のない情報の閲覧を抑止しております。

また、毎年、個人情報の取扱いに関する研修を実施しており、医療従事者としての守秘義務やセキュリティ意識の向上を図っています。

○坂本康郎議員 次の質問に移ります。

3月に国が公表しました南海トラフ地震の新たな被害想定では、災害関連死が最大5.2万人に達する可能性があるとして、避難行動の質と避難後の支援体制が被害の規模を大きく左右することを明らかにしております。

また、国の新たな対策方針では、交通インフラの安全確保、港湾・物流の事業継続支援、自治体機能の維持、地域拠点の防災活用などが重点項目として示されております。

このような直近に示されました南海トラフ地震に関連する新たな情報を踏まえまして、防災対策をどう更新し強化していくのか、今後の方針について、幾つか質問いたします。

まず、南海トラフ地震臨時情報は、地震発生前に住民の避難行動を促す重要な役割を担っていますが、県民の理解は極めて低く、制度の実効性が損なわれています。

情報の意味が伝わらなければ避難行動につながらず、制度そのものが形骸化するおそれがあります。

県として、臨時情報の理解の促進と避難行動への誘導を図るために、どのような広報や防災教育などの追加・修正を検討しているのか、危

機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 県が昨年度実施した「津波避難等に関する県民意識調査」によりますと、南海トラフ地震臨時情報について、情報の種類や内容まで理解している方は、全体の約2割にとどまっております。

このため県では、臨時情報の種類ごとに求められる対応や、法に基づき事業者が作成すべき対策計画について、ホームページの改修やチラシの作成、防災士による出前講座の実施など、県民への分かりやすい周知に取り組んでいるところです。

また、府内関係課や市町村の職員向けに研修会等を開催し、自治体職員に対して臨時情報への理解を深め、課題を認識し、共有する取組を行っております。

今後とも、様々な機会を活用し、臨時情報に関する理解促進に努めてまいります。

○坂本康郎議員 国の新たな被害想定では、災害関連死が最大5.2万人に達する可能性があると先ほど申し上げました。

国はこの課題に対して、避難所における医療・介護連携の強化、要配慮者への個別支援体制の整備、発災直後からの「避難後の支援タイムライン」の構築などを重点対策として位置づけています。

こうした国の対策方針を踏まえ、県は今後どのように対策を進めていくのか、また、災害関連死に関して申し上げますと、県内の被害想定は現時点で示されていませんが、今後、数値を示し、定量的な評価を行う考えはないのか伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 大規模災害時には、長期の避難生活により災害関連死のリスクが高まることから、避難所の環境改善など

の対策が大変重要であります。

このため県では、指定避難所となる県有施設へのマンホールトイレの整備をはじめ、スポットクーラーやエアマット等を導入し、環境改善を進めているほか、市町村が行う避難所等の資機材整備への補助を行っております。

このほか、避難所生活の充実に向け、避難所運営や食事、清掃等のノウハウを有する民間企業との応援協定を締結するなど、ハード、ソフト両面の対策を進めております。

また、災害関連死の定量的な評価につきましては、今回、国の被害想定で初めて算定されたことから、県においても、現在進めている独自の被害想定見直しの中で、国の手法を踏まえながら検討してまいります。

○坂本康郎議員 令和6年の能登半島地震では、通信インフラが途絶えてしまったことにより、自治体の災害対応が著しく制限され、被災状況の把握や支援の調整が困難となったことが報告されております。災害時において、行政機能の維持は、住民支援、物資調達、情報発信の最も重要な基盤になります。

国はこの教訓を踏まえ、自治体庁舎の通信機能の維持、衛星通信機器の配備、自治体間の支援協定の強化などを今後の重点対策として位置づけております。

特に、南海トラフ地震のような広域災害では、県が市町村の支援調整を担う中核的な役割を果たすことが求められております。

そこで、通信インフラが途絶える事態に備えた機能維持対策として、県は衛星通信ネットワークの整備にどのように取り組んでいるのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 災害時に、国や市町村、防災機関と円滑な連携を図るた

め、確実かつ迅速に通信できる環境を整備し、通信機能を維持することは大変重要であります。

このため県では、市町村や消防本部等との地上系の通信手段として、主回線となる光ケーブルに加え、防災行政無線を整備し、通信ネットワークの二重化を図っております。

また、地上系の通信ネットワークが寸断された場合に備えて、バックアップ回線として、国と都道府県間を結ぶ衛星通信ネットワークを平成24年度に整備しておりますが、さらに、令和7年度中の完成を目指して、県と市町村等を結ぶ衛星通信ネットワークの一体的な整備に、市町村と連携しながら取り組んでおります。

○教育長（吉村達也君） 先ほど学校における防犯カメラの設置に対する答弁の中で、誤って県立高校と申し上げましたが、正しくは県立学校です。おわびして訂正させていただきます。

○坂本康郎議員 以上で用意しました全ての質問を終わります。御答弁いただきましてありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 以上で一般質問は終わりました。

○外山 衛議長 次に、今回提案されました議案第1号から第23号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第17号から第23号まで採決

○外山 衛議長 まず、人事委員会委員の選任及び土地利用審査会委員の任命の同意についての議案第17号から第23号までの各号議案についてお諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項

の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第17号から第23号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第16号まで及び請願 委員会付託

○外山 衛議長 次に、議案第1号から第16号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

◎ 議案第25号から第29号まで上程

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第25号から第29号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○外山 衛議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 議案の概要について御説明いたします。

初めに、議案第25号「令和6年度宮崎県歳入

歳出決算の認定について」であります。

これは、令和6年度の一般会計と15の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入7,078億6,318万7,000円、歳出6,890億4,951万8,000円となっており、令和7年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は87億6,079万2,000円となっております。

令和6年度の決算につきましては、投資的経費や人件費の増などにより、歳入・歳出ともに増加となり、実質収支は前年度と比べて減少しております。

今後の財政運営におきましては、年々増加する社会保障関係費に加え、施設の老朽化対策や国土強靱化対策、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に係る経費、物価高騰への対応などに、多額の財政負担が見込まれます。

このような中にあっても、日本一挑戦プロジェクトの着実な推進や若者・女性を重視した人口減少対策の強化等を通じて、本県を本格的な成長軌道に乗せ、持続可能で希望あふれる宮崎を築いていく必要があるため、今後とも財政健全化への継続的な取組を行いながら、将来を見据えた施策を推進してまいります。

次に、議案第26号から第29号までは、令和6年度の電気事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計及び県立病院事業会計の決算につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものなどであります。

このほか、報告が3件ございますが、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足

比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、また、令和6年度宮崎県公営企業会計継続費精算報告書2件につきましては、地方公営企業法施行令の規定に基づき、それぞれ議会に御報告するものであります。

以上、追加提案しました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○外山 衛議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日18日から28日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、29日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時57分散会

9月29日(月)

令和7年9月29日（月曜日）

午前10時0分開議

地方自治法第121条による出席者

出席議員(34名)

2番	永山敏郎	(県民連合立憲)
3番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
4番	工藤隆久	(同)
5番	山内いっとく	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山口俊樹	(同)
7番	下沖篤史	(同)
8番	齊藤了介	(同)
9番	黒岩保雄	(同)
10番	渡辺正剛	(同)
13番	外山衛	(同)
14番	脇谷のりこ	(未来への風)
15番	松本哲也	(県民連合立憲)
16番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
17番	重松幸次郎	(同)
18番	野崎幸士	(宮崎県議会自由民主党)
19番	佐藤雅洋	(同)
20番	内田理佐	(同)
21番	川添博穂	(同)
22番	荒神稔	(同)
23番	日高博之一	(同)
24番	福田新一	(同)
25番	本田利弘	(同)
27番	岡師博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄	(自民党同志会)
30番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31番	中野一則	(宮崎県議会自由民主党)
32番	濱砂守	(同)
33番	安田厚生	(同)
34番	坂口博美	(同)
35番	山下寿	(同)
36番	山下博三	(同)
37番	二見康之	(同)
39番	日高陽一	(同)

副	事	河	野	嗣
副	事	日	隈	郎
総合政策部長	監	佐川	藤北	之文
政策調整監		大東	北東	收尚
総務部長		田中	東中	彦裕
危機管理統括監		津小	田牧	克君
福祉保健部長		長児	倉玉	直佐
環境森林部長		長兒	玉烟	知浩
商工観光労働部長		桑山	下山	明憲
農政水産部長		平松	浦村	仁次
県土整備部長		吉池	田村	春康
宮崎国スポ・障スポ局長		吉松	山村	人優
会計管理者		平川	居野	也昭
企業局長		佐藤	野藤	一司
病院局長				
財政課長				
教育課長				
公安委員長				
警察本部長				
代表監査委員長				
人事委員会委員長				

事務局職員出席者

事務局長	川畠	彦敏
事務局次長	久保	通範
議事課長	菊池	博史
政策調査課長	西久保	耕史
議事課課長補佐	古谷	信人
議事課議事担当主幹	池田	憲司
議事課主任主事	鶴前	彩友

◎ 常任委員長審査結果報告

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

まず、議案第1号から第16号までの各号議案、請願第17号及び第18号、並びに継続審査中の請願第11号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件及び新規請願1件の計5件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案についてはいずれも全会一致により、請願第18号については賛成少数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）についてであります。

まず、今回の補正は、こども食堂に対して、県フードバンクを中心とした広域的なフードバンクネットワークを活用して食材の配布を行うもの、物価高騰の影響を受ける水田農業経営体等に対して、燃料等の削減や米の裏作等に必要な機械等の導入に要する費用を補助するものなどで、95億8,400万円余の増額となっております。歳入財源の主なものとしては、国庫支出金

が8億2,200万円余、繰越金が87億6,000万円余となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,821億5,200万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で5,700万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は177億6,900万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で86億9,600万円余の増額であり、この結果、さきに可決されました議案第24号を含めますと、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,451億9,700万円余となります。

このうち、新規事業「トラックドライバー確保・定着支援事業」についてであります。

これは、本県の社会・経済活動を支える物流機能の維持を図るため、深刻な人材不足にあるトラック運送事業者のドライバー確保・定着に向けた取組を支援するものであります。

このことについて委員より、「労働環境改善に係る認証等を取得している事業者を事業の対象としているが、深刻な人材不足にあるトラック運送事業者のドライバー不足解消が目的であれば、対象を限定する必要があるのか」との質疑があり、当局より、「事業の最終的な目的は物流を持続可能なものにしていくことである。このためには、トラック業界が抱えている労働環境の改善という課題に継続的に取り組む必要があることから、認証等を保有する事業者を補助の対象としている。現在、認証等を取得していない事業者の方にも、これを契機に取得していただき、労働環境の改善にも取り組んでいただきたいと考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「本事業はトラック協

会を介した間接補助のことだが、協会に加盟していない事業者への周知はどのように行うのか」との質疑があり、当局より、「トラック協会の会員以外への周知は、これまでも物価高騰等に係る燃料費補助等で実績がある。これまで培ったノウハウを活用しながら、多くの事業者の方に本事業を利用していただけるように取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、私立学校光熱費高騰対応緊急支援事業であります。

これは、光熱費の急激な高騰に直面する私立学校の設置者に対し、その高騰分を補助することにより、円滑な学校運営を支援するものであります。

このことについて委員より、「生徒1人当たり1,500円の補助をすることで、光熱費の高騰がどれくらい緩和されるのか」との質疑があり、当局より、「それぞれの学校で現状が異なる部分があるものの、光熱費の高騰分は緩和できるものと考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本事業をはじめとする県の補助事業について、補助を行った後の実施効果について引き続き十分に分析し、その後の施策に生かしていただきますよう要望します。

次に、宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策についてであります。

これは、宮崎県中山間地域振興条例第7条第1項により策定した計画について、令和6年度に取り組んだ主な施策について報告するものです。

このことについて委員より、「子育て環境の充実に係る目標指標として、こども家庭センターを設置した市町村の数とあるが、センター

が設置されることで子育て環境が充実したと評価できるのか」との質疑があり、当局より、「子育て環境の充実は、非常に重要な施策であることから、目標指標としているこども家庭センターの設置を含めた様々な事業の状況についても引き続き把握し、関係部局と連携してしっかり取り組んでいきたい」との答弁がありました。

このことについて委員より、「子育て環境の充実に係る目標指標については、例えば給食費や医療費の無償化など、県民に分かりやすい指標を検討し、今後、よりよい計画となるよう進めていただきたい」との意見がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願ひいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、厚生常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手）御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件及び新規請願1件の3件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案及び請願第17号についてはいずれも全会一致により、継続審査中の請願第11号については賛成多数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億7,200万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,442億8,800万円余となります。

このうち、新規事業「公費負担医療システム改修事業」についてであります。

この事業は、マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化を図るため、国が構築したPMH医療費助成システムと公費負担医療システムとの間で受給者証情報の連携を行うために必要なシステムの改修を行うものであります。

のことについて委員より、システム化に伴う受給者のメリットについて質疑があり、当局より、「システム化によってマイナ保険証と受給者証が一体化され、受給者証の持参が不要となるというメリットがある」との答弁がありました。

これに対して委員より、「システム化した後も、対象となる受給者が漏れなく助成をしっかりと受けられるよう、現場との連携を一層強化して取り組んでいただきたい」との意見がありました。

次に、新規事業「フードバンクを通じたこども食堂緊急支援事業」についてであります。

この事業は、物価高騰等の影響を受けているこども食堂に対し、県フードバンクを中心に構築してきた広域的なネットワークを活用し、迅速に食材を配付することで、こども食堂の負担を軽減するものであります。

のことについて委員より、「当該事業で、フードバンクとつながりのないこども食堂に対してもしっかりと支援できるのか」との質疑があり、当局より、「フードバンクとつながりのないこども食堂にも、当該事業を通じて、フードバンクとの関係性を構築することで、持続可

能な体制づくりを図っていきたい」との答弁がありました。

次に、公立大学法人宮崎県立看護大学の経営状況についてであります。

のことについて委員より、県内就職率向上のための取組について質疑があり、当局より、「地元に根差したキャリア教育を必修科目としているほか、県内の医療機関や地元で活躍する先輩たちの姿を知る機会を設けている。こうした取組を着実に進めることで、学生の県内就職につなげていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県内における医師や看護師などの医療人材不足は喫緊の課題であることから、「宮崎の医療は宮崎で守る」という姿勢で、推薦枠の拡大を含め、さらなる県内就職率の向上に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、「病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例」についてであります。

のことについて当局より、「関連する法令等の改正により、会計年度任用職員が部分休業を取得できる期間が、小学校就学の始期に達するまでとなり、また、正規職員及び会計年度任用職員ともに1年につき77時間30分を超えない範囲内での部分休業の取得も可能となるが、条例案は、その場合における給与の取扱いを改正するものである」との説明がありました。

これに対して委員より、「制度の周知を図るなど、育児などで休暇・休業を必要とする職員が制度を利用しやすい環境づくりに努めていただきたい」との意見がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進

及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願ひいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、商工建設常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕（拍手）御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億2,500万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は490億2,100万円余となります。

このうち、ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業についてであります。

これは、本県へのふるさと納税の寄附金額が当初の想定以上に伸びてきていることに伴い、寄附ポータルサイト利用料や返礼品調達費用などの経費が増加することから、委託料を増額するものであります。

このことについて委員より、「地場産品基準により市町村が取り扱うことができない県産品等について、市町村との意見交換などを通して県の返礼品の対象とすることはあるのか」との質疑があり、当局より、「市町村と連携し、基

準により市町村では取り扱うことができない県産品等を県の返礼品として採用した実績もある」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県全体としてふるさと納税の寄附金額を伸ばし、地場産業の振興や域内経済の循環等に寄与するためにも、県であれば返礼品として取り扱える県産品等があることを、市町村などに対し、しっかり周知していただきたい」との要望がありました。

次に、令和6年宮崎県観光入込客統計調査結果についてであります。

このことについて委員より、「調査結果を見たところ、コロナ禍前の水準に戻すことが一つの目安となっていると感じられるが、本県の観光を振興していく上で、目指す地点をどこに定めているのか、宮崎県観光振興計画で示す見通しあるのか」との質疑があり、当局より、「コロナ禍後の観光ニーズの変遷や新たな課題も踏まえ、様々な情報収集を行いながら、今後目指す「観光みやざき」の姿を次期宮崎県観光振興計画で示してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「コロナ禍前以上の結果が出るよう、観光ニーズの変遷の見極めや幅広いデータ収集により、観光誘客につながる戦略を立案するとともに、県独自の事業を立ち上げるなど、挑戦する意識を常に持てていただきたい」との要望がありました。

次に、公益財団法人宮崎県建設技術推進機構の実施事業についてであります。

このことについて委員より、「働き方改革を進める中で、建設業界でのDXは急速に広がっていくと思われるが、機構では、現場とバックオフィスの業務連携による働き方改革の推進役として期待される建設ディレクターの育成を

行っているのか」との質疑があり、当局より、「県内建設産業の若者・女性技術者などの育成を図るため、建設ディレクター資格の取得支援を今年度から行っているところであり、引き続き、建設産業のDX推進に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といったしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願ひいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、環境農林水産常任委員会、川添博委員長。

○川添 博議員〔登壇〕（拍手）御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、森林環境保全整備事業など2事業で翌年度へ1億円の繰越しを行うもの、また、地方創生道整備推進交付金事業で4億7,000万円の繰越額の増額を行うものであります。

次に、一般社団法人宮崎県林業公社の経営状況についてであります。

このことについて委員より、「台風災害等の影響のため、間伐による伐採収入が計画に対し

て伸び悩んでいるが、今後の経営の見通しについて、どのように捉えているのか」との質疑があり、当局より、「債務超過が約133億円で厳しい経営状況ではあるが、間伐ができない代わりに計画以上に主伐を実施することなどにより、単年度収支を黒字にするとともに、年度末資金残高は目標を上回る額を確保できることから、おおむね計画どおり進んでいる」との答弁がございました。

このことについて委員より、「単年度で赤字とならないように努力することも重要ではあるが、現在、資金繰りが非常に厳しい中であることから、長期的な視点でしっかり見通しを立て取り組んでいただきたい」との意見がありました。

次に、第八次宮崎県森林・林業長期計画（改定計画）の素案についてであります。

このことについて委員より、「拡大造林を進めたことにより森林資源の恩恵を受ける一方、野生動物のすみかがなくなることで、鳥獣被害の増加など想定されるが、その対策についてどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「収益を確保する山と、生態系への影響を考慮して広葉樹を植えるなど、自然に戻していく山とのゾーニングを行っていきたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4億9,500万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は445億6,800万円余となります。

このうち、水田農業物価高騰緊急対策事業についてであります。

これは、水田農業経営体等に対して機械の導

入を支援し、物価高騰に負けない水田農業経営体の体质強化を図るとともに、主食用米の価格高騰の影響を受ける焼酎製造業者等に安定的に原料米を供給できるよう、主食用米と加工用米、飼料用米のバランスの取れた安定生産体制を構築するものであります。

このことについて委員より、「機械が年度内に納品されない場合であっても補助対象となるのか」との質疑があり、当局より、「国の予算の関係上、令和7年度中に機械を導入する必要がある」との答弁がありました。

また、別の委員より、「現在、米価格が非常に流動的な動きとなっており、多くの農家が将来への投資や規模拡大をすることに不安を感じている。補助を必要とする農家がしっかりと補助を受けられるよう、丁寧に周知してほしい」との意見がありました。

次に、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画に基づく令和6年度の主な取組についてであります。

のことについて委員より、「農業の魅力を生み出す人材の育成が重要と考える。例えば、農業大学校のエリアなどで魅力ある農業を発信し、人材育成につなげる考えはないのか」との質疑があり、当局より、「農業県である本県にとって、農業を支える人材育成は重要であるため、農業大学校はもとより、農業系高校から大学まで多様な選択肢を提供できるよう、人材育成の在り方を検討していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「国はスマート農業を推進しているが、宮崎県の農業系高校でスマート農業を学ぶには施設・設備の老朽化が課題と考える。若い世代に職業の選択肢として農業や農業関連産業が選ばれるために、農政水産

部と教育委員会が連携して、スマート農業を学べる環境が充実するように取り組んでほしい」との意見がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といったしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願ひいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、文教警察企業常任委員会、荒神稔委員長。

○荒神 稔議員〔登壇〕（拍手）御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の公営企業会計補正予算についてであります。

工業用水道事業会計について、収益的支出の事業費及び資本的支出で2,700万円余の増額を行うものであります。

また、企業局で発電する電気の売却について、今後、一般競争入札で売電先事業者を決定するとの報告があり、このことについて委員より、「競争性を担保し、安定的に高い価格で売電できるよう、入札参加企業が少しでも増えるための工夫をしてほしい」との意見がありました。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で3,600万円余の増額であり、この結果、補正後の予算額は1,246億9,700万円余となります。

このうち、校務における生成AI活用検証事業についてであります。

のことについて委員より、「AIを活用する県立学校の割合増加を成果指標としているが、業務効率化につながる指標を目標とするべきではないか」との質疑があり、当局より、「AIの活用は、目的ではなく手段である。最終的には教職員の働き方改革による負担軽減を目指している」との答弁がありました。

また、このことに関する委員より、「教育委員会の点検・評価報告書では、時間外業務時間の改善が進んでいないとの指摘がある。特に負担の偏りがある副校长と教頭については、業務の役割分担を見直す必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「現在、学校における働き方改革推進プラン（第二期）の取組内容について抜本的な見直しを進めており、特に業務負担が大きい副校长と教頭の業務については、改めて実態を洗い出し、働き方改善に向けて検討を進めている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、生成AIの活用や業務の見直しを行い、教職員の働き方改革を一層推進していただくよう要望いたします。

次に、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についてであります。

のことについて委員より、「センターの運用財源の種類及びその確保状況はどのようにになっているのか」との質疑があり、当局より、「主な財源として市町村からの負担金や賛助会費などがある。また、賛助会費については、令和6年度は法人会員から553万円、個人会員か

ら8万円の会費をいただくなど、一定の確保ができている」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願ひいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討論

○外山 衛議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 〔登壇〕（拍手）おはようございます。日本共産党的前屋敷恵美でございます。

今議会に提案されました議案のうち、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」について、反対の立場から討論いたします。他の議案については賛成です。

今回の補正予算（第2号）については、一般会計予算に95億8,448万4,000円を追加し、予算総額を6,821億5,287万5,000円とするものです。内容は、物価高騰対策など県民の暮らしに関わって、必要かつ重要な予算であることは論をまちません。

しかし、今回問題としているのは、6月定例会の補正予算でも提案され、反対を表明しまし

た病床数適正化支援事業に、今議会でも、国の二次内示を受けた増額補正を履行するとして、1億5,595万2,000円の予算を計上していることです。

6月定例会でも述べましたが、この事業は、政府の進める医療費4兆円削減計画の下、全国の医療機関の病床数11万床削減計画の一環を進めるものです。

一般病床、療養病床及び精神病床を対象に、今回も削減病床1床当たり410万4,000円を支給するとして、経営状況が厳しい医療機関に対して、入院医療を継続してもらうために支援するのだとしていますが、支援の在り方が間違っているのではないか。どうか。

今回、公立・公的病院にまで対象が拡大されます。現在の医療機関の経営危機は、コロナ危機から困難を抱えたまま、国の医療費抑制政策や物価高騰、賃金上昇を反映しない診療報酬により生じている問題です。

支援は、経営危機に直面しながらも地域医療を支えて頑張っている医療機関に対して、医療崩壊を防ぐためにも、病床削減を条件とせず、看護師の確保や病院経営そのものに直接支援を行うべきです。病床削減を前提にした予算の執行に反対するものです。

続いて、請願について述べます。

常任委員長報告で、さらに継続審査とされた請願第11号、不採択とされた新規請願第18号について、いずれも採択を求めるものです。

医療機関への財政支援や診療報酬の再改定を求めた請願第11号は、今議会で4度の継続審査となりました。

毎回申し上げておりますが、深刻な医療機関、医療現場の現状は、先送りにできない事態です。物価の上昇は止まらず、僅かな診療報酬

改定では、全く物価上昇には追いつかない状況が続いています。

看護師など医療スタッフの人員不足の中でも、医療現場は、地域医療を担い、県民の命と健康を守るなりでとしての責任を果たすべく頑張っておられます。まさに、地域医療や医療従事者を支えるための支援は待ったなしです。

この請願は、国に地方の医療現場の深刻な状況をしっかり認識してもらい、そして、医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定・引上げを求め、また補助金の直接支援も求めた切実な請願です。県行政もこうした現状を踏まえた施策が必要ですし、県議会はこの現状をしっかり受け止めることが必要であると思います。

次に、請願第18号は、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願です。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されて80年が経過し、今年は被爆80年の節目の年、日本は唯一の戦争被爆国です。

核兵器の開発や使用、威嚇を違法化した核兵器禁止条約は、2017年7月に国連で採択され、2021年1月に発効し、4年を迎えました。

昨年12月時点で、既に政府が署名した国は94か国、国会等が批准を済ませた国は73か国、国連総会で条約の促進に賛成した国は、加盟国193のうち127か国という状況ですが、現在開かれている国連本部での会議で、署名国は95に、批准国は74に、署名・批准・加盟した国は99に達し、核兵器禁止条約が世界の多数派に達したことが発表されました。

世界では、国連憲章の下で諸国民が連帯し、核兵器の禁止・廃絶を求める動きが確実に広がっています。

なぜ核兵器をなくさなければならないのか。

それを確かめるには、核兵器が使われれば何が起ころかを知らなければなりません。それを語れるのが、唯一の戦争被爆国である日本と被爆者です。被爆された方々がどのような苦難な人生を歩まなくてはならなかつたか、察するに余りあります。

91歳になる被爆者は言わされました。「思い出して話すことは本当につらいし、言いたくありません。でも言わなければ、原爆の恐ろしさは伝わりません。原爆は一発で街を破壊し、たくさんの人間を無残に殺しました。核兵器も戦争も絶対に許してはなりません。核兵器は廃絶されなければなりません。核兵器廃絶のために、命ある限り、私は被爆体験を語ります」と。

こうして体と心の痛みを抱えながら国内外に訴え続けてきた日本被団協の方々の活動が評価され、昨年12月、ノーベル平和賞の受賞となりました。

今、世界が被爆者の声に耳を傾けています。国内でも、「日本政府に核兵器禁止条約の参加を求める意見書」採択は、長野県や岩手県、三重県をはじめ730自治体に上り、県内でも既に、11の自治体が採択、1自治体が趣旨採択しています。

被爆80年、今こそ人類の生存と相入れない核兵器の非人道性を身をもって訴えることができる、被爆国としての役割を果たす日本にするためにも、一日も早く日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准することが強く求められていると思います。それは、核兵器使用の威嚇や核抑止を許さず、核のない平和な世界にするために、唯一の被爆国、日本の果たすべき責務ではないでしょうか。

以上、これらの請願は、いずれも県民の命、安心・安全な暮らしと平和を守る問題です。継

続審査で先延ばしにせず、不採択と切り捨てず、請願者の意思を尊重して、県民の思いをしっかり飲み取る県議会として、採択することを強く求めるものです。

議員各位の賢明な御判断を切に求めて討論といたします。以上です。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号採決

○外山 衛議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第16号まで採決

○外山 衛議長 次に、議案第2号から第16号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第18号採決

○外山 衛議長 次に、請願第18号についてお

諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第17号採決

○外山 衛議長 次に、請願第17号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第11号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉

会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和7年9月29日

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

提出者 議会運営委員長 日高 博之
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援対策の更なる拡充を求める意見書

◎ 議員発議案第1号追加上程、採決

○外山 衛議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号を議題といたします。
お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○外山 衛議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。 [巻末参照]

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 決算議案に対する質疑

○外山 衛議長 次に、議案第25号から第29号までの各号議案を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑についての発言時間は、1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許しま

す。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議案第25号「令和6年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」及び第29号「令和6年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」の質疑を行います。自席から質疑をさせていただきます。

まず、財政運営についてです。

歳入のうち、自主財源である県税について伺います。

収入済額が増える中、収入未済額も増えています。その主なものである個人県民税について、収入未済額及び前年度との比較についてお聞かせください。総務部長、お願ひいたします。

○総務部長（田中克尚君） 令和6年度の個人県民税の収入未済額は6億7,221万円余となっており、前年度と比べ3,745万円余の減となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、財産収入における財産売払収入3億4,400万円余について、また、財産運用収入6億6,200万円余について、その主な内容をお聞かせください。

また、前年度と比べた収入済額の減の要因に、財産貸付収入の減が挙げられていますが、どのようなものなのか、その内容もお聞かせください。総務部長、お願いします。

○総務部長（田中克尚君） 財産売払収入の主なものは、不動産売払収入1億6,913万円余であり、宮崎市恒久の元警察職員宿舎や宮崎市矢の先町の元交番等の売却によるものであります。

次に、財産運用収入の主なものは、財産貸付収入4億4,803万円余であり、土地や職員宿舎

等建物の貸付けによるものであります。

また、財産貸付収入については、令和5年度に県有地1件の定期借地料10年分がまとめて納付されており、その結果として、令和6年度は前年度比で減となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、歳出について伺います。

翌年度への繰越額が総額964億4,900万円余に及び、前年度を上回っております。総務費、民生費、土木費について、費目ごとの全体額及び主なものと、その理由についてお聞かせください。総務部長、福祉保健部長、県土整備部長、それをお願いいたします。

○総務部長（田中克尚君） 総務費の繰越額は、全体で25億4,541万円余となっております。

その主なものは、庁舎公舎等營繕工事事業や県有スポーツ施設整備事業などで、工法の検討に日時を要したことや、事業主体において事業が繰越しとなることなどによるものであります。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 民生費の翌年度繰越額は21億7,547万円余となっております。

その主なものは、福祉介護人材確保・職場環境改善等事業や、医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業などで、国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足することなどによるものであります。

○県土整備部長（桑畠正仁君） 土木費の翌年度の繰越額は、道路事業や河川事業などで498億200万円余となっております。

その主な理由は、関係機関との調整や用地交渉等により、日時を要したことによるものであります。

○前屋敷恵美議員 では次に、各部署での不用額が総額199億5,800万円余に及んでおります。総務費、民生費、商工費、教育費について、費目ごとの全体額及び主なものと、その理由についてお伺いいたします。総務部長、福祉保健部長、商工観光労働部長、教育長、それぞれお願ひいたします。

○総務部長（田中克尚君） 総務費の不用額は20億8,274万円余で、その主なものは、時間外勤務手当などの職員手当等や県立芸術劇場大規模改修事業などに係るものであります。

不用となった理由でありますと、実績が見込みを下回ったことや、工事における入札執行残などであります。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 民生費の不用額は20億7,724万円余で、その主なものは、生活保護扶助費や自立支援医療費などに係るものであります。

不用となった理由は、実績が見込みを下回ったことによるものであります。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 商工費の不用額は、全体で55億1,400万円余となっております。

その主なものは、中小企業融資制度貸付金の50億円であり、これは、大規模な自然災害等へ対応するために確保しております緊急対策枠の執行がなかったことにより、不用となったものであります。

○教育長（吉村達也君） 教育費の不用額は23億4,098万円余となっております。

その主なものは、教職員の人工費において、退職手当等の実績が見込みを下回ったこと、また、令和7年1月30日付で給与に係る基礎年金公的負担率が令和6年4月に遡及して引き下げられたことに伴い、共済費の実績が見込みを下

回ったことなどによるものであります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございました。

では次に、各種施策、事業について伺います。

まず、令和6年4月1日時点における知事部局の職員数及び前年度からの増減数をお聞かせください。

また、同時点における会計年度任用職員数及び前年度からの増減数についてもお聞かせください。

あわせて、職員と会計年度任用職員の合計に占める会計年度任用職員の割合をお聞かせください。総務部長、お願いします。

○総務部長（田中克尚君） 令和6年4月1日時点における知事部局の職員数は3,646人で、前年度同期と比べ12人の増加となっております。

また、会計年度任用職員数は1,267人で、前年度同期と比べ69人の減少となっております。

会計年度任用職員の割合は25.8%となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、厚生・福祉関連で伺います。

まず、医師、看護師の人数、臨床研修医受入れ医療機関と研修医の実数及び前年度との比較についてお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 国の直近の調査では、県内医師数は2,908人で、前回調査と比較して29人増加、県内看護師数は1万5,267人で、170人増加しております。

なお、令和6年度の臨床研修開始者数は、6つの研修病院で48人であり、令和5年度より6人減少しております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございました。

次に、県立病院における医師数及び看護師職員数と、前年度比増減数をお聞かせください。病院局長、お願いします。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院における医師は、令和6年4月現在で214人で、前年度と比較して10人減少しております。

また、看護師は、令和6年4月現在で1,141人で、前年度と比較して2人増加しております。

○前屋敷恵美議員 次に、市町村国保における加入世帯数、国保税滞納世帯数、短期被保険者証及び資格証明書の交付状況についてお聞かせください。

また、国保税は市町村ごとに違いますけれども、1人当たりの国保税の引上げや引下げの状況を聞かせてください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 市町村国保の加入世帯数は、令和6年6月1日現在で14万9,337世帯であります。このうち、滞納世帯数は1万4,479世帯となっており、短期被保険者証を4,736世帯に、資格証明書を839世帯に交付していたところであります。

また、1人当たりの国保税の状況は、直近の確定値である令和5年度の調定額では、前年度から9市町村で増加し、17市町村で減少しております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございました。

次に、高齢者施策について、県内の介護保険施設の数について伺いたいと思います。また、特別養護老人ホームの施設数と定員数、あわせて、待機者数及び前年度と比較した状況をお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県内の介護保険施設数は、令和7年4月1日現在で171施設

であり、そのうち、特別養護老人ホームの施設数は109施設、定員数は6,157人であります。

また、待機者数は、令和7年4月1日現在で1,512人であり、前年度と比べて44人減少しております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございました。

次に、県内の放課後児童クラブの数、登録児童数及び待機児童の数と、前年と比べた状況をお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県内の放課後児童クラブの数は、令和6年5月1日時点です301か所と、前年と比較して7か所増加しております。

また、利用している登録児童数は1万3,876人で、305人増加しており、待機児童数は389人と、127人増加しております。

○前屋敷恵美議員 では次に、雇用・商工関係でお伺いします。

令和6年度に企業立地促進補助金を交付した企業数と、その対象となった雇用者数についてお聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 令和6年度に企業立地促進補助金を交付した企業数は31企業、また、その対象となった雇用者数は843人となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、令和6年度、県内の企業倒産数と同企業の従業員数についてお聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 民間調査会社によりますと、令和6年度の負債額1,000万円以上の企業倒産件数は50件で、前年度と比較して12件増加しております。

また、その従業員数は451人で、前年度と比較して255人増加しております。

○前屋敷恵美議員 次に、令和6年度の信用保証協会における保証承諾と、県が保証協会へ行った損失補償の件数と金額についてお聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 令和6年度の信用保証協会の保証承諾件数は5,392件で、前年度と比べ583件の増、保証承諾額は619億円余で、前年度と比べ163億円余の増となっております。

また、県が保証協会へ損失補償した件数は150件で、前年度と比べ71件の増、金額は2,746万円余で、前年度と比べ815万円余の増となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございました。

最後になりますが、教育関連でお伺いいたします。

学校における令和6年5月1日時点の正職員数、臨時的任用職員数及びその合計に対する前年度からの増減数について伺います。

また、会計年度任用職員数とその増減数についてもお聞かせください。教育長、お願いいたします。

○教育長（吉村達也君） 令和6年5月1日時点の小中学校等における正職員は6,206人、臨時的任用職員は1,219人、合計7,425人となっており、前年度の同期と比べ1人の減少となっております。

次に、県立学校における正職員は2,923人、臨時的任用職員は548人、合計3,471人となっており、3人の減少となっております。

また、会計年度任用職員は、小中学校等において延べ402人で、前年度の同期と比べ38人の増加、県立学校においては延べ610人で、31人

の増加となっております。

○前屋敷恵美議員 続いて、令和6年度のスクール・サポート・スタッフの配置状況と総数及びその雇用状況について伺います。教育長、お願いします。

○教育長（吉村達也君） 教員の業務を支援するスクール・サポート・スタッフは、配置基準に沿って各学校に配置しており、令和6年度の配置状況は、小学校134校に112人、中学校52校に40人、義務教育学校2校に2人、計188校に154人となっております。

なお、雇用形態につきましては、いずれも会計年度任用職員となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、令和6年度のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置状況と、同じく雇用形態についてお伺いします。教育長、お願いします。

○教育長（吉村達也君） スクールカウンセラーは、令和6年度、91名を雇用しており、県内全ての公立学校等を定期的に訪問し、児童生徒や保護者が抱える悩み等の相談に応じるなど、心理面のサポートを行っております。

また、スクールソーシャルワーカーは、21名を雇用しており、児童生徒が抱えている家庭環境等の課題に対して、関係機関と連携し支援を行うなど、福祉面のサポートを行っております。さらに、13の市町村が県の補助金を活用し、別途16名を雇用しております。

雇用形態につきましては、いずれも会計年度任用職員であります。

○前屋敷恵美議員 それでお答えをいただきまして、ありがとうございました。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○外山 衛議長 ほかに質疑の通告はありませ

ん。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和7年9月29日

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

提出者 議会運営委員長 日高 博之
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第2号

決算特別委員会の設置について

◎ 議員発議案第2号上程、採決

○外山 衛議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第2号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第25号から第29号まで

決算特別委員会付託

○外山 衛議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第25号から第29号までの各号議案については、お手元に配付の付託表のとおり、ただいま設置が決定いたしました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 知事発言

○外山 衛議長 ここで、知事から発言の申出がありますので、これを許します。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

職員の不祥事についておわびを申し上げます。

さきに公表いたしましたとおり、極めて悪質な事案により、知事部局において、9月19日付で職員2名を懲戒免職としたほか、病院局においても、9月26日付で職員1名を免職しております。

昨年度においても、全庁において職員9名が免職となる異例の事態が発生し、綱紀の保持及び服務規律の徹底に組織を挙げて取り組む中で、引き続きこのような事案が発生したことは、痛恨の極みであり、県政に対する信頼を大きく失墜させる結果となっておりますことを、県議会をはじめ、県民の皆様に心からおわび申

し上げます。

県職員は、法令を遵守し、高度かつ厳しい行動規範に従い、公私を問わず他の模範となるべき立場であります。

今回の事案を受け、改めて、私自ら職員に対し、公務員としての品位の保持と、全体の奉仕者としての強い自覚を促し、県民のために全力で職務を遂行するよう指示いたしました。

今後、非違行為に対しては、引き続き厳正に対処していくとともに、さらなる綱紀肅正の徹底を図り、全庁を挙げて県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○外山 衛議長 ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

なお、執行部はここで退席となります。

午前11時12分休憩

午前11時23分再開

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会 委員長 日高 陽一

副委員長 佐藤 雅洋

○外山 衛議長 ただいまの朗読のとおりであります。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日9月30日から10月7日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会い

令和7年9月29日(月)

たします。

次の本会議は、10月8日午前10時から、決算
特別委員長の審査結果報告から採決まであり
ます。

本日はこれで散会いたします。

午前11時24分散会

10月8日(水)

令和7年10月8日(水曜日)

午前10時0分開議

出席議員(35名)

1番	河野通博	(みやざき未来灯)
2番	永山敏郎	(県民連合立憲)
3番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
4番	工藤隆久	(同)
5番	山内いとく	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山口俊樹	(同)
7番	下沖篤史	(同)
8番	齊藤了介	(同)
9番	黒岩保雄	(同)
10番	渡辺正剛	(同)
13番	外山衛	(同)
14番	脇谷のりこ	(未来への風)
15番	松本哲也	(県民連合立憲)
16番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
17番	重松幸次郎	(同)
18番	野崎幸士	(宮崎県議会自由民主党)
19番	佐藤雅洋	(同)
20番	内田理佐	(同)
21番	川添博穂	(同)
22番	荒神稔	(同)
23番	日高博之	(同)
24番	福田新一	(同)
25番	本田利弘	(同)
27番	岡師博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄	(自民党同志会)
30番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31番	中野一則	(宮崎県議会自由民主党)
32番	濱砂守	(同)
33番	安田厚生	(同)
34番	坂口博美	(同)
35番	山下博寿	(同)
36番	山下博三	(同)
37番	二見康之一	(同)
39番	日高陽一	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊郎	嗣郎之文	収尚彦	裕明	仁次	春康人	優也	昭一
副知事	日隈弘正	俊郎之文	収尚彦	裕明	仁次	春康人	優也	昭一
総合政策部長	佐川北東	隈弘正	俊郎之文	収尚彦	裕明	仁次	春康人	優也
政策調整監	大田東中	北東	隈弘正	俊郎之文	収尚彦	裕明	仁次	春康人
総務部長	田津小長	中田	北東	隈弘正	俊郎之文	収尚彦	裕明	仁次
危機管理統括監	長児	牧倉玉	東中	北東	隈弘正	俊郎之文	収尚彦	裕明
福祉保健部長	桑山正浩	玉畑	大田	中田	牧倉玉	玉畑	東中	北東
環境森林部長	吉池浩憲	下山	小長	大田	中田	牧倉玉	玉畑	東中
商工観光労働部長	吉松正榮	浦村田	児	田	牧倉玉	玉畑	東中	北東
農政水産部長	平松吉村	山居	桑山	桑山	吉松正榮	児	児	桑山
県土整備部長	吉松吉村	山居	吉松	吉松	吉村	桑山	桑山	吉松
宮崎国スポーツ・障害者局長	平川吉松	野藤秀美	桑山	吉松	吉村	吉松	吉松	吉松
会計管理局長	吉松吉村	佐藤健司	吉松	吉松	吉村	吉松	吉松	吉松
企業局長	吉村	佐藤健司	吉松	吉松	吉村	吉松	吉松	吉松
病院局長	吉村	佐藤健司	吉松	吉松	吉村	吉松	吉松	吉松
財政課長	吉村	佐藤健司	吉松	吉松	吉村	吉松	吉松	吉松
教育委員長	吉村	佐藤健司	吉松	吉松	吉村	吉松	吉松	吉松
公安委員長	吉村	佐藤健司	吉松	吉松	吉村	吉松	吉松	吉松
警察本部長	吉村	佐藤健司	吉松	吉松	吉村	吉松	吉松	吉松
代表監査委員長	吉村	佐藤健司	吉松	吉松	吉村	吉松	吉松	吉松
人事委員会委員長	吉村	佐藤健司	吉松	吉松	吉村	吉松	吉松	吉松

事務局職員出席者

事務局長	川畠敏範	彦通博史	人司友
事務局次長	久保池	彦通博史	人司友
議事課長	菊池	彦通博史	人司友
政策調査課長	西久保	彦通博史	人司友
議事課課長補佐	古谷	彦通博史	人司友
議事課議事担当主幹	池鶴	彦通博史	人司友
議事課主任主事	前田	彦通博史	人司友

◎ 議席の一部変更

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 新議員紹介

○外山 衛議長 ここで、先日の宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙で当選されました河野通博議員を御紹介いたします。

河野通博議員、御登壇願います。

○河野通博議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。河野通博と申します。本日は挨拶させていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。

9月に執行されました県議補選串間市選挙区において選出していただきました。

私の地元、串間も多くの課題を抱えております。それらの多くは、人口減少、少子高齢化に伴うものばかりで、市単独では解決がなかなか難しいものであります。国はもとより、県、市町村がしっかりと連携していくことが大切だと改めて実感しております。

課題がある一方で、宮崎県には雄大な自然資源がたくさんございますので、それらを生かした明るい取組をもって、宮崎県発展のために、これから私も一生懸命頑張ってまいります。

最後に、こちらにおられます先輩議員の皆様、県執行部の皆様、そして県民の皆様、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

本日はありがとうございます。（拍手）〔降壇〕

◎ 常任委員会委員の選任

○外山 衛議長 本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります、ここで、常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

選任の方法は、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から指名いたします。

河野通博議員を総務政策常任委員会委員に指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように選任することに決定いたしました。

◎ 決算特別委員長審査結果報告

○外山 衛議長 次に、議案第25号から第29号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。

当決算特別委員会に付託されました、議案第25号から第29号に係る「令和6年度決算の認定」等について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第25号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

令和6年度の一般会計決算額は、歳入7,078億6,318万7,000円、歳出6,890億4,951万8,000円で、前年度決算額と比べ、歳入が1%、歳出が1.8%の増となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収

支は188億1,366万9,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は87億6,079万2,000円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など15の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が1,999億7,645万9,000円、歳出が1,897億1,736万3,000円となっております。

次に、議案第26号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてあります。

令和6年度の事業収益は49億3,040万1,000円、事業費用は62億9,997万9,000円で、当年度純損失は13億6,957万8,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処理欠損金は2億5,163万1,000円となっております。

次に、議案第27号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてあります。

令和6年度の事業収益は3億4,577万9,000円、事業費用は3億3,356万8,000円で、当年度純利益は1,221万円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処分利益剰余金は1億9,292万4,000円となっております。

また、その処分については、一部を借入金償還積立金に積み立てることとされております。

なお、常時使用水量の目標達成率は、一部の受水企業の使用水量需要が増加したことから、100.1%となっております。

次に、議案第28号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてあります。

令和6年度の事業収益は331万3,000円、事業費用は2,906万4,000円で、当年度純損失は2,575万2,000円となっており、前年度繰越欠損金とその他未処分利益剰余金変動額を合わせた当年度未処理欠損金は5,130万6,000円となって

おります。

なお、施設利用者数の目標達成率は、記録的な猛暑と台風第10号に伴うゴルフコースの冠水被害等により、70.8%となっております。

最後に、議案第29号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてあります。

令和6年度の事業収益は406億4,201万1,000円、事業費用は426億354万4,000円で、当年度純損失は19億6,153万3,000円となり、前年度と比べ23億2,230万9,000円の増益となっております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正、効率的になされ、かつ所期の事業目的が達成されたかどうかについて審査することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第25号については賛成多数、議案第26号から第29号までについては全会一致で、認定、または可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項であります。

年々増加する社会保障関係費に加え、施設の老朽化対策や国土強靭化対策、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に係る経費、物価高騰への対応などに多くの財政負担が見込まれており、引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。

このような中、日本一挑戦プロジェクトの着実な推進や、若者・女性を重視した人口減少対策の強化等を通じて、本県を本格的な成長軌道

に乗せ、持続可能で希望あふれる宮崎を築いていく必要があるため、今後とも、財政健全化への継続的な取組を行いながら、将来を見据えた施策を推進する必要があります。

当局におかれては、今後の財政負担を見込んだ上で、さらなる財政健全化に向けた取組を進め、予算の効率的・効果的な執行に努めるとともに、歳入確保にもしっかりと取り組み、引き続き健全な財政運営を行うことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について、県当局の今後一層の取組や検討、改善を求めるものであります。

1つ、災害時の備えについて、一人一人の備えが県民の安全を確保する上で大変重要であることから、改めて周知徹底を図るとともに、総合計画における目標値にとどまらず、100%を目指して引き続き取り組むこと。

1つ、交通・物流事業者への燃料高騰対策について、今後、交通・物流事業者を対象とした事業を実施する場合には、事業者の状況などをしっかりと精査し、一部の事業者だけにとどまらず、より多くの事業者が利用しやすいものとすること。

1つ、広聴活動について、幅広い県民からの声を県政に反映させるため、より積極的に取り組むこと。

1つ、女性の活躍強化について、民間企業にとどまらず、官民が連携して情報共有を行うとともに、例えば、女性消防団員の募集など、県全体で女性活躍の推進を後押しするという意識を持って、部局横断的に取り組むこと。

1つ、外国人介護人材マッチング支援について、引き続き、介護事業所における安定的な外国人材の確保に努めるとともに、今回得られたノウハウや現地の情報を庁内で共有し、他分野

における外国人材の確保の取組にも広く活用すること。

1つ、動物管理について、改めて動物遺棄は犯罪であるとの周知徹底に努めるとともに、現場での対応に当たっては警察との連携を一層強化すること。

1つ、県立病院について、救急患者へ適切な医療を提供できるよう、救急搬送の受入れ体制の充実に一層努めるとともに、人口減少など将来も見据えた健全な病院経営に取り組むこと。

1つ、企業立地の推進について、県が収集した企業立地に関する情報を市町村と十分に共有し、経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展に寄与できるよう、工夫を重ねながら継続的な取組を進めること。

1つ、えびの高原スポーツレクリエーション施設及び県営国民宿舎について、県有施設を管理する指定管理者としっかりと連携を図りながら、県有施設がより効果的に県民に活用されるよう、県が主体となって積極的に取り組むこと。

1つ、ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典事業について、今後、海外において同様の式典を実施する際は、為替レートをはじめとする現地の状況など、事業費用の詳細について把握した上で事業を進めること。

1つ、県土整備部所管の建設工事における年間を通した事業量の平準化について、建設業者の負担軽減と早期の事業効果発現のため、ゼロ県債を積極的に活用するなど、事業量の平準化に向けて広く検討すること。

1つ、J－クレジット制度について、森林由来のクレジットは、森林所有者の森林整備に係る負担の軽減につながることが期待されるため、引き続き、様々な企業等を対象に説明会を

開催するなど普及啓発していくこと。

1つ、みやざき林業大学校におけるドローン資格取得について、ドローンの活用は、これからの人材不足の解消に有効な手段であることから、農業大学校との情報共有を図り、積極的にドローンが操縦できる人材育成に取り組むこと。

1つ、農畜水産物の輸出について、長期計画の見直しのタイミングでもあることから、輸出している国のシェアを念頭に置いた輸出目標の設定をするなど、戦略的に農畜水産物の輸出を拡大していくこと。

1つ、藻場造成について、藻場の再生は、水産資源を確保する上で重要な課題であることから、宮崎海洋高校の研究課題とするなど、教育委員会と連携して取り組むこと。

1つ、宮崎県地域振興事業について、引き続き、指定管理者と連携し、ゴルフ需要の喚起や施設の利用者を増やす取組を進めるとともに、長期的な視点に立って今後の事業の在り方を検討すること。

1つ、スクール・サポート・スタッフについて、スタッフの配置割合を増やすなどの対策を通して、学校における働き方改革を一層推進し、教員の業務負担軽減を図ること。

1つ、教育委員会発注の工事について、公募型プロポーザル方式での受注候補者選定にとらわれず、今後は、品質確保や工期など優先すべき工事条件のバランスを考慮し、慎重に調達方法を選択すること。

1つ、特殊詐欺の防止対策について、引き続き、民間事業者と連携して、被害額の大きい架空請求詐欺の水際対策を続けるなど、多様化している特殊詐欺について、多方面から継続的な対策を講じること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります
が、今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について特段の改善と努力が図られるよう、重ねて要望するものであります。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。 (拍手) [降壇]

○外山 衛議長 以上で決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討論

○外山 衛議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] (拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

私は、議案第25号「令和6年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」に、反対の立場から討論を行います。

県民の暮らしを取り巻く状況は、物価の高騰はとどまるところを知らず、食料品の値上げだけを見ても、月に2,000品目を超えるという異常な事態です。「節約も、もう限界」との悲鳴が聞こえています。また、コロナ禍の影響を残しながら、国の施策と相まって、医療や介護などケア現場での困難性は深刻で、いつ病院や介護事業所がなくなってしまっておかしくない、こうした状況が続いている。県民の暮らしも地域経済も脅かされています。

しかし、政府の大軍拡予算はとどまるところ

を知らず、「我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を踏まえた防衛力強化」を口実に、県内でも新田原基地をはじめとして、敵基地攻撃能力を持つ戦争準備が着々と進められ、最悪の事態、攻撃目標にされかねない危険な状況をつくり出しています。

一方、医療や年金、福祉など社会保障の予算や中小企業予算、教育予算など、国民生活に欠くことができない必要な予算は低く抑えられ、国民の暮らしをないがしろにしています。こうした状況の中で、県民の暮らしと郷土の平和を守るべく、県政の果たすべき責任と役割は一段と重要になっています。

令和6年度は、3つの日本一挑戦プロジェクトが掲げられた県政運営でしたが、何より、県民の暮らしの安定が図られなければなりませんでした。

一般会計予算は、歳入・歳出ともに増加となり、単年度収支は赤字となったものの、実質収支は黒字の確保が図されました。

歳入について見ると、国庫支出金が132億円余の減、県税は17億円、地方交付税は53億円の増額ですが、県税収入の収入未済額10億円余のうち、個人県民税の収入未済が6億7,000万円余を占めています。また、地方消費税清算金は15億円余の増額ですが、県民負担によるものであること、個人県民税の未済と合わせて、県民の暮らしの状況をしっかりと把握することが必要です。

県債発行額は、789億6,200万円余、前年度を107億7,000万円余上回り、県債残高は8,611億800万円余と多額に上り、6年連続で増加しており、依然として厳しい財政状況にあると言えます。

歳出では、前年度をさらに上回る964億4,000

万円余を翌年度に繰り越しました。土木費は498億円余、農林水産業費は254億3,000万円余と、前年度を上回っての多額の繰越しです。国の予算執行等の問題もありますが、極力予算は生かし切る運用が必要です。

また、各部局での不用額も199億5,800万円余と多額です。民生費の20億7,000万円余は、生活保護扶助費や自立支援医療費です。いずれも実績が見込みを下回ったことがその理由に挙げられていますが、他の部局も含めて、必要として見込んだ予算です。節約の努力は別として、県民の命や暮らしを支える十分な活用を図ることが必要です。

次に、行政の在り方について述べます。

政府は、昨年4月1日、宮崎空港を特定利用空港に指定しました。せんだって、細島港も特定利用港湾に指定されました。

県は、宮崎空港は国管理の空港であること、国の外交・防衛は国の専管事項であることとして、容認する立場でした。

しかし、「空港や港湾の施設を自衛隊及び米軍が優先的に利用できるよう、平素から調整を行っておくことが必要」とした政府の資料が示すように、軍事利用以外の何物でもありません。県民の暮らしと安全に責任を負う自治体として、民間空港を軍事利用させない、その対応を明確に示すことが必要であることを行政の在り方として指摘するものです。

次に、県民生活に関わる各種施策について述べます。

まず、PFI事業についてです。

民間の資金を活用するPFIの手法が、県では初めて県有スポーツ施設整備事業としてプール整備事業に導入され、11億4,800万円余の債務負担行為が行われました。

民間事業者が設計・施工を行い、同時に、指定管理者として、15年3か月の長期にわたって運営、維持、管理を行うとされていますが、果たして、営利を目的とする民間事業者の手法で、公共施設としての目的が達成されるのか、様々な事故における責任の所在の在り方なども懸念されます。公共施設には公が責任を持つこと、この立場が必要です。

次に、福祉、社会保障について述べます。

県民の安心できる暮らしのためには、依然として特別養護老人ホームの1,500人を超える待機者をこのままにしてはおけません。前年度より44名減少したとされましたが、施設そのものが不足しているわけで、入所まで何年待たせるのでしょうか。その間どのような生活をしておられるか、しっかり考え、対応することを求めます。

また、市町村国保については、国保税が高いことが暮らしを圧迫しています。加入世帯数が減少する中、滞納世帯数はほとんど変わらず、1万4,479世帯、そのうち、短期被保険者証を4,736世帯に、資格証明書を839世帯に交付しています。資格証明書では、医療の窓口負担は10割、自己負担です。受診は困難です。しかも、紙の保険証が発行されなくなれば、どう対応するのか。国民皆保険としての目的を達するためにも、国保税の引下げとともに改善を求めるものです。

子育て支援においては、放課後児童クラブの数と利用者は増えていますが、依然として、待機児童数は389人と多く、働く親にとって安心して子育てできない状況です。施設の整備を含め、特に夏休みなどの対応は喫緊の課題です。

また、子育て世代の要望が強い、子供医療費助成の拡充や学校給食費の無償化などについて

も、しっかり受け止めるべきだと思います。

最後に、職員の働き方についてです。

知事部局の正規職員数は、令和6年度4月1日時点での3,646人、前年度比12人の増加とのことです。令和5年度は3,634人、令和4年度は3,785人、令和3年度は3,791人と、年々職員数は削減され、令和3年度より145人の削減です。

会計年度任用職員数は、令和6年度1,267人の雇用で、前年度比69人の減少、全職員数の25.8%を占めています。全体の4分の1が非正規職員という状況です。

職員数全体で見ても、令和3年度より190人も減少しています。デジタル化で事務作業の効率化が図られることもありますが、働き方改革が叫ばれ、また様々な災害対応に当たらなければならぬ自治体職員の果たす役割は極めて重要です。県民のために働き甲斐のある仕事、職場にするためにも、正規職員を増やして対応することが必要であることを指摘するものです。知事部局に絞って述べましたが、他の部局においても同様です。

以上、令和6年度決算について、限られた時間で、行財政の問題点を絞って述べさせていただきました。県民の福祉の増進に寄与し、安心・安全を担保することなど、地方自治体の本旨を全うし、県民の期待に応えるべく、今後の予算編成に生かしていただくよう述べて、決算認定についての反対討論といたします。以上です。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第25号採決

○外山 衛議長 これより採決に入ります。

まず、議案第25号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○外山 衛議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議案第26号から第29号まで採決

○外山 衛議長 次に、議案第26号から第29号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、認定、または可決及び認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり認定、または可決及び認定されました。

◎ 閉会

○外山 衛議長 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年9月定例会を閉会いたします。

午前10時30分閉会

資料

令和7年9月定例会日程

34日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 5	金	本会議	開会 議席の一部変更 会議録署名議員指名 議長の報告 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 特別委員会委員の選任 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
6	土		(閉 序 日)	
7	日			
8	月			代表質問通告締切 12:00
9	火		(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
10	水		代 表 質 問	
11	木	本会議	代 表 質 問 議案に対する質疑（議案第24号） 議案委員会付託（議案第24号） 常 任 委 員 会 常 任 委 員 長 審 査 結 果 報 告 質疑、討論、採決（議案第24号）	議会運営委員会 9:30 議会運営委員会 (常任委員会終了後)
12	金		一 般 質 問	請願締切 16:00
13	土		(閉 序 日)	
14	日			
15	月		(閉 序 日) 敬老の日	
16	火		一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
17	水	本会議	一 般 質 問 議 案 に 対 す る 質 疑 討 論 、 採 決 (人 事 案 件) 議 案 、 請 願 委 員 会 付 託 議 案 上 程 (決 算 議 案) 知 事 提 案 理 由 説 明	議会運営委員会 9:30
18	木		常 任 委 員 会	
19	金			
20	土		(閉 序 日)	
21	日			
22	月		常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
23	火		(閉 序 日) 秋 分 の 日	

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
24	水	休 会	特 别 委 員 会	議会運営委員会 (特別委員会終了後)
25	木		(議案調査・議事整理)	
26	金			
27	土		(閉 序 日)	
28	日			
29	月	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 議案に対する質疑(決算議案) 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託(決算議案)	議会運営委員会 9:30
			決 算 特 別 委 員 会	
30	火	休 会	決 算 特 別 委 員 会	
10. 1	水		(議事整理)	
2	木			
3	金		(閉 序 日)	
4	土		決 算 特 別 委 員 会	
5	日		(議事整理)	
6	月			
7	火		決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30
8	水	本会議		

21500-1197

令和7年9月5日

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

宮崎県知事 河野俊嗣

議案の送付について

令和7年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）
- 議案第4号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県港湾審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 工事請負契約の締結について
- 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 議案第11号 工事請負契約の変更について
- 議案第12号 工事請負契約の変更について
- 議案第13号 工事請負契約の変更について
- 議案第14号 工事請負契約の変更について
- 議案第15号 工事請負契約の変更について
- 議案第16号 国営大淀川右岸施設機能保全事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について
- 議案第17号 人事委員会委員の選任の同意について
- 議案第18号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第19号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第20号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第21号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第22号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第23号 土地利用審査会委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

21500-1198
令和7年9月5日

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和7年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第24号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）

（文書取扱 財政課）

21500-1228
令和7年9月17日

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和7年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第25号 令和6年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第26号 令和6年度宮崎県電気事業会計決算の認定について
- 議案第27号 令和6年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第28号 令和6年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について
- 議案第29号 令和6年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)

令和7年9月定例会

代 表 質 問 時 間 割

9月10日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	山下 寿	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	日高 博之	13:00~15:00	

9月11日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	公 明 党	重松幸次郎	10:00~11:20	休憩
4	県民連合立憲	岩切 達哉	13:00~14:10	

一般質問時間割

9月12日（金）

順序	会派	質問者	時間	備考
1	自由民主党	山下 博三	10：00～11：00	
2	県民連合立憲	永山 敏郎	11：00～12：00	休憩
3	自由民主党	野崎 幸士	13：00～14：00	
4	自由民主党	渡辺 正剛	14：00～15：00	

9月16日（火）

順序	会派	質問者	時間	備考
5	無所属の会 チームひむか	岡部 博規	10：00～11：00	
6	自由民主党	内田 理佐	11：00～12：00	休憩
7	自由民主党	本田 利弘	13：00～14：00	

9月17日（水）

順序	会派	質問者	時間	備考
8	自由民主党	荒神 稔	10：00～11：00	
9	自由民主党	齊藤 了介	11：00～12：00	休憩
10	公明党	坂本 康郎	13：00～14：00	

議案・請願 委員会審査結果表

[議 案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）			可決		
第3号	令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）					可決
第4号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第6号	企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例					可決
第7号	病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例		可決			
第8号	宮崎県港湾審議会条例の一部を改正する条例			可決		
第9号	工事請負契約の締結について			可決		
第10号	工事請負契約の締結について					可決
第11号	工事請負契約の変更について			可決		
第12号	工事請負契約の変更について				可決	
第13号	工事請負契約の変更について	可決				
第14号	工事請負契約の変更について	可決				
第15号	工事請負契約の変更について					可決
第16号	国営大淀川右岸施設機能保全事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について				可決	

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第11号	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願		継続			
第17号	戦没者を追悼し平和を祈念する取組の拡充・強化についての請願		採択			
第18号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願	不採択				

令和7年9月定例会

議案 委員会審査結果表

[議 案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第24号	令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	可決				

決算議案 委員会審査結果表

[議 案]

番 号	件 名	委員会審査結果
第25号	令和6年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認 定
第26号	令和6年度宮崎県電気事業会計決算の認定について	
第27号	令和6年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
第28号	令和6年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	認 定
第29号	令和6年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和7年9月定例会

委員会名	事件	理由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第11号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第1号	令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	9月29日・可決
〃 第2号	令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）	〃
〃 第4号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県港湾審議会条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第10号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第11号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第12号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第13号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第14号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第15号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第16号	国営大淀川右岸施設機能保全事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について	〃
〃 第17号	人事委員会委員の選任の同意について	9月17日・同意
〃 第18号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第19号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第20号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第21号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第22号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第23号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第24号	令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	9月11日・可決
〃 第25号	令和6年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月8日・認定
〃 第26号	令和6年度宮崎県電気事業会計決算の認定について	〃

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第27号 〃 第28号 〃 第29号 議員発議案 第1号 〃 第2号	令和6年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 令和6年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について 令和6年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について 最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援対策の更なる拡充を求める意見書 決算特別委員会の設置について	10月8日・可決及び認定 10月8日・認定 〃 9月29日・可決 〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援対策の更なる拡充を求める意見書

9月4日、今年度の47都道府県の最低賃金改定額が出揃った。全国加重平均は引き上げ額6.3%となる1,121円となり、全都道府県で初めて千円を突破した。物価上昇が続く中、最低賃金の引き上げは労働者の生活の安定や地域経済の活性化に資するものである。

一方で、地域の雇用を支える中小企業・小規模事業者にとって、最低賃金の引き上げは人件費負担の増大に直結し、経営圧迫や雇用縮小を招く恐れがある。

政府は中小企業・小規模事業者への支援策として、価格転嫁対策の強化や補助金の要件緩和等を打ち出しているが、更にきめ細やかな支援が求められる。

よって、国においては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 価格転嫁対策の着実、迅速な実行
- 2 社会保険料事業主負担に対する軽減措置や税制優遇措置の強化
- 3 業務改善助成金をはじめとする各種支援制度について、簡素な手続きへの見直し及び申請支援

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月29日

宮崎県議会

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
財務大臣	加藤勝信	殿
厚生労働大臣	岡藤信磨	殿
経済産業大臣	福島容治	殿
内閣官房長官	武林芳正	殿

議員発議案第2号

決算特別委員会の設置について

1 名 称 決算特別委員会

2 目 的 次の各号議案の審査

- ・議案第25号「令和6年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」
- ・議案第26号「令和6年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」
- ・議案第27号「令和6年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」
- ・議案第28号「令和6年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」
- ・議案第29号「令和6年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」

3 権 限 地方自治法第98条の議会の権限を委任する。

4 定 数 31名（議長及び監査委員の任にある3名を除く議員全員）

議員派遣

令和7年9月29日

次のとおり、議員を派遣する。

1 第25回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 目的 都道府県議会で共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資する。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 期間 令和7年11月11日（火）

(4) 派遣議員 内田 理佐 川添 博 佐藤 雅洋
日高 博之 福田 新一 安田 厚生
山内 いっとく 山口 俊樹 坂本 康郎
岩切 達哉 永山 敏郎 図師 博規

議員派遣

令和7年9月29日

次のとおり、議員を派遣する。

1 地方議会活性化シンポジウム2025

(1) 目的 議会への多様な人材の参画など、社会の変化を踏まえたテーマ設定のもと、各議会における取組事例の紹介や地方議会の将来像について議論等を行う。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 期間 令和7年11月13日（木）

(4) 派遣議員 黒岩 保雄 渡辺 正剛 永山 敏郎

請願一覽表

總 括 表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	1	—	1	
厚生	1	1	2	
商工建設	—	—	—	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	—	—	—	
計	2	1	3	

新規請願

厚生常任委員会

請願番号	請願第17号	受理年月日	令和7年9月11日
請願の件名	<p>戦没者を追悼し平和を祈念する取組の拡充・強化についての請願</p> <p>(要旨)</p> <p>1 宮崎県平和記念資料展示室の移設・拡充 2 語り部講話等の戦没者遺族援護事業の拡充 3 「終戦記念日」の啓発活動の強化</p> <p>(理由)</p> <p>県におかれましては、先の大戦により亡くなられた方々を追悼し、平和を祈念するため、ひむかいの塔追悼式に参列する遺族の支援のほか、宮崎県平和祈念資料展示室の運営や小中学校等での語り部講話の実施など、戦没者遺族等に対する慰藉とともに、多くの県民が平和について考える機会の提供に取り組んでおられます。</p> <p>当遺族連合会においては、戦没者遺族の「未曾有の尊い命が犠牲となった戦争を再び繰り返してはならない。私たちのような遺族を二度と出してはならない。」という固い決意のもと、戦後一貫して恒久平和を求めてきました。</p> <p>また、戦争を知らない世代に戦争の悲惨さや平和の尊さを継承するため、宮崎県平和祈念資料展示室の運営管理など、県の戦没者遺族援護事業の一部を受託しながら、県と密接に連携し、平和の語り部活動に意欲的に取り組んできました。</p> <p>特に、学校での語り部講話については、当遺族連合会単独事業として戦後生まれの語り部の育成に取り組んだことにより、実施校が着実に増加しており、教育現場において広がりを見せてています。</p> <p>このような中、本県においても、戦後生まれの県民が約9割となり、戦争体験者が極めて少なくなっている現状にあり、8月15日の「終戦記念日」を知らない子供たちも多くなるなど、戦争があったことさえも忘れ去られようとしています。</p> <p>一方、世界に目を向ければ、長引くロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、予断を許されない中東紛争、懸念される台湾有事など、武力により国際秩序の根幹が揺るがされるという、歴史的な転換期を迎えています。</p> <p>言うまでもなく、平和な社会は、私たちの安心で安全な日々の暮</p>		

らしの基本であり、戦争の記憶の風化が進み、国際情勢がより深刻化する状況下においては、県民一人一人が、戦争を対岸の火事ではなく、自分事として認識することが何よりも重要になります。

県民が、このように戦争を身近なものとして捉え、当事者意識を高めるためには、この宮崎でも戦争があったことを知るとともに、犠牲となった故郷の方々に思いを馳せ、平和の尊さを深く心に刻む必要があります。

このため、本県における戦没者の遺品等の展示や平和の語り部による講話活動など、宮崎での戦争の記憶を伝承する取組を一層強化することが求められます。そして、これは、県行政はもちろんのこと、私たち戦没者遺族にも課された大きな責務です。

しかし、当遺族連合会は、遺族の高齢化に伴い会員が大幅に減少するほか、近い将来、活動財源の枯渇が見込まれるなど、このままでは、県の委託事業を含め活動の継続が難しくなります。

こうした厳しい現状を踏まえ、当遺族連合会においては、今後も、戦没者遺族の平和への強い思いを次世代につないでいくため、適切な時期に土地・建物等の財産を処分し、必要な財源を確保しながら、可能な限り平和の語り部活動を継続していくこととしています。

なお、当遺族連合会の活動は、県の委託事業が大きな比重を占めていることから、当遺族連合会の今後の在り方については、県と緊密に連携しながら検討を進めて参ります。

特に、宮崎県平和祈念資料展示室は、当遺族連合会所有の宮崎県遺族会館に設置されていることから、当遺族連合会の財産処分に伴い、現状のままでの実施は不可能となるため、早期に県との調整を行う必要があります。

つきましては、終戦から80年という大きな節目に当たり、県におかれましては、戦争の記憶の風化や国際情勢の緊迫化はもとより、当遺族連合会の厳しい現状にも御配慮の上、これまで以上に戦争の悲惨さや平和の尊さをしっかりと次世代へと継承していくため、下記のとおり戦没者を追悼し平和を祈念する取組を拡充・強化していただきますよう要望いたします。

記

1 宮崎県平和祈念資料展示室の移設・拡充

当遺族連合会の財産処分に伴い、現在の宮崎県平和祈念資料展示室を移設整備するとともに、戦没者の遺品をはじめ、県内の特攻基地、沖縄からの学童集団疎開、県内各地での空襲被害など、宮崎の

	<p>戦争に関する資料を再整理し、本県における戦争の記憶を伝承し平和を祈念する拠点施設として展示内容を充実させること。</p> <p>2 語り部講話等の戦没者遺族援護事業の拡充</p> <p>学校への語り部等の派遣実績は大きく伸びていることから、実績に応じた予算の増額はもとより、戦後生まれの語り部の育成に取り組むなど、学校への更なる普及を図るほか、学校に限らず広く県民を対象とした講話を実施するなど、より多くの県民に平和について考える機会を提供することができるよう事業内容を拡充すること。</p> <p>3 「終戦記念日」の啓発活動の強化</p> <p>8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」として、政府が先の大戦で亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するために設けられた日である。</p> <p>この「終戦記念日」は、日本において最も忘れてはならない日であることから、この日に合わせて、毎年、県主催の平和祈念行事を開催するなど、その趣旨が一層徹底されるよう啓発活動を強化すること。</p>
紹介議員	山下 博三 内田 理佐 川添 博

総務政策常任委員会

請願番号	請願第18号	受理年月日	令和7年9月12日
請願の件名	<p>日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願 (請願趣旨) 広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2020年10月24日の国連軍縮週間の初日に批准国が50に達し、2021年1月22日に発効しました。これにより、核兵器は道義的に許されないだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。現在94か国が署名し、73か国が批准しています。 日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書は、2025年9月8日現在で727自治体になりました。 宮崎県内では、すでに11の自治体（串間市、都城市、小林市、宮崎市、綾町、国富町、高鍋町、川南町、日向市、門川町、延岡市）が意見書を採択し、そして1自治体（高原町）が趣旨採択をしています。 核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国際憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「惡の烙印」を押しました。 条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。 核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。 この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められています。 2023年に広島で開催されたG7サミットに向けての記者会見で岸田首相は、「G7首脳が、広島の地から、核兵器の惨禍を二度と起こさない、武力侵略は断固否定する、との力強いコミットメントを世界に示したい」と発言しました。 2024年12月には日本原水爆被害者協議会がノーベル平和賞を受賞するなど、核兵器廃絶に向けて大きな転機を迎えていました。</p>		

	<p>一方で、核兵器を取り巻く国際情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻や、緊迫化する中東情勢を背景に、核兵器使用のリスクの高まりが懸念されるなど大変厳しい状況にあります。</p> <p>こうした中、唯一の戦争被爆国である日本が、核兵器のない世界の実現に向け、リーダーシップを発揮することが強く求められています。</p> <p>被爆80年目の節目を迎える2025年の今年、いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。</p> <p>核兵器のない世界を強く望む国内外の広範な世論に応えるため、核兵器の非人道性を知る唯一の戦争被爆国として、下記の事項が実現されるよう請願します。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。</p>
紹介議員	永山 敏郎 前屋敷 恵美

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第 11 号	受理年月日	令和 6 年 11 月 29 日
請願の件名	<p>医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願</p> <p>(要旨) 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願</p> <p>(理由) 厚生労働省による医療経済実態調査では赤字法人は約 25% を占めます。医療法人の施設数約 4 万件のうち 1 万件が赤字経営ですが、実態は数字以上に厳しく、資金不足のため、借入金返済に追われ、病院建て替えなどの設備投資は計画にすら手がついていない厳しい状態です。</p> <p>帝国データバンク 2023 年度動向調査によると、医療機関（病院・診療所・歯科医院）の倒産は 55 件で過去最多となり、休廃業・解散が急増しています。休廃業・解散は、倒産件数の 12.9 倍となる 709 件が確認され過去最多を更新し 10 年前と比較して 2.3 倍に増えています。</p> <p>このままでは、日本の地域医療の存続が危ぶまれます。医療機関の事業と経営の危機は、必要に応じて医療を受ける国民の権利の危機でもあります。厚生労働大臣、財務大臣の折衝で、本体改定率 0.88% と決定された 2024 年度診療報酬改定が施行されました。この厳しい改定は、医療経営の実態、昨今の物価高騰に見合わないものです。特に中小の民間病院、診療所にとって非常に厳しい内容になっています。</p> <p>本来、診療報酬は、地域の医療ニーズに応え適切な医療を提供し、職員にも世間並みの賃金を払い、健全な経営維持が可能なものであるべきです。しかし 2024 年度診療報酬改定は、医療機関の願いに応えるものとは遠くかけ離れたものとなりました。多くの医療機関から「今の状況が続けば、日本の医療と福祉は早晚持たなくなる」との悲痛な声があがっています。このままでは、次期改定までの間に病院がなくなってしまう地域がでてくるかもしれません。地域医療の崩壊を防ぎ、医療機関の事業と経営維持のために、以下要請し、</p>		

	<p>実施を強く求めるものです。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しましたが、依然として感染対策の強化は必要な状況であり、経営負担となっています。地域医療または医療従事者を守るために、県に対して財政支援を求めるものです。</p> <p>(要請事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を行うように、国に対して意見書を提出すること。 2. 国による診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置がない場合は、地方自治体として、医療機関の事業と経営維持のための補助金等の財政支援措置を行うこと。 3. 医療従事者に対して、新型コロナウイルス抗原検査キットの配布を行い、新型コロナウイルスワクチン接種について、補助金等の財政支援措置を行うこと。
紹介議員	前屋敷 恵美　　永山 敏郎　　団師 博規

議事經過

月　日	曜	区　分	議　事　内　容
9月5日	金	本　会　議	開　会 議席の一部変更 会議録署名議員指名（日高博之議員、前屋敷恵美議員） 議長の報告（議員の辞職許可等） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議員の辞職許可（丸山裕次郎議員） 特別委員会委員の選任 議案第1号～第24号上程 知事提案理由説明
9月6日	土	休　会	(閉序日)
9月7日	日		
9月8日	月		(議案調査)
9月9日	火		
9月10日	水	本　会　議	代表質問（宮崎県議会自由民主党・山下 寿議員、 宮崎県議会自由民主党・日高博之議員）
9月11日	木		代表質問（公明党宮崎県議団・重松幸次郎議員、 県民連合立憲・岩切達哉議員） 議案第24号委員会付託
			常任委員会
			常任委員長審査結果報告 採決（議案第24号）（可決）
9月12日	金		一般質問（山下博三議員、永山敏郎議員、野崎幸士議員、 渡辺正剛議員）
9月13日	土	休　会	(閉序日)
9月14日	日		
9月15日	月		(閉序日) 敬老の日
9月16日	火	本　会　議	一般質問（図師博規議員、内田理佐議員、本田利弘議員）
9月17日	水		一般質問（荒神 稔議員、齊藤了介議員、坂本康郎議員） 採決（議案第17号～第23号）（同意） 議案・請願委員会付託 議案第25号～第29号上程 知事提案理由説明
9月18日	木		常任委員会

月　日	曜	区　分	議　事　内　容
9月19日	金	休会	常任委員会
9月20日	土		(閉序日)
9月21日	日		常任委員会
9月22日	月		(閉序日) 秋分の日
9月23日	火		特別委員会
9月24日	水		(議案調査・議事整理)
9月25日	木		(閉序日)
9月26日	金		
9月27日	土		
9月28日	日		
9月29日	月	本会議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第1号に反対、請願第11号継続に反対、請願第18号不採択に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第1号）（可決） 採決（議案第2号～第16号）（可決） 採決（請願第18号）（不採択） 採決（請願第17号）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号追加上程、採決（可決） 議員派遣の件 決算議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 議員発議案送付の通知 議員発議案第2号上程、採決（可決） 議案第25号～第29号決算特別委員会付託 知事発言 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果） 決算特別委員会
9月30日	火		
10月1日	水		決算特別委員会
10月2日	木		(議事整理)
10月3日	金		
10月4日	土		
10月5日	日		(閉序日)

月　日	曜	区　分	議　事　内　容
10月6日	月	休　会	決算特別委員会
10月7日	火		(議事整理)
10月8日	水	本　会　議	議席の一部変更 新議員紹介（河野通博議員） 常任委員会委員の選任 決算特別委員長審査結果報告 討論（議案第25号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第25号）（認定） 採決（議案第26号～第29号）（認定、または可決及び認定） 閉　　会

署名

宮崎県議会議長 外山衛

宮崎県議会副議長 日高陽一

宮崎県議会議員 日高博之

宮崎県議会議員 前屋敷恵美